平成30年12月第５回人吉市議会定例会会議録（第１号）

平成30年11月26日　月曜日

１．議事日程第１号

平成30年11月26日　午前10時　開会

日程第１　会期の決定

日程第２　会議録署名議員の指名

日程第３　議第75号　平成30年度人吉市一般会計補正予算（第５号）

日程第４　議第76号　平成30年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

日程第５　議第77号　平成30年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第２号）

日程第６　議第78号　平成30年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第２号）

日程第７　議第79号　平成30年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）

日程第８　議第80号　平成30年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第２号）

日程第９　議第81号　人吉市第三セクター経営基盤強化資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10　議第82号　人吉市景観条例の制定について

日程第11　議第83号　人吉市景観計画等策定審議会条例を廃止する条例の制定について

日程第12　議第84号　土地の処分について

日程第13　議第85号　損害の賠償について

日程第14　議第86号　損害の賠償について

日程第15　議第87号　損害の賠償について

日程第16　議第88号　損害の賠償について

日程第17　議第89号　損害の賠償について

日程第18　議第90号　損害の賠償について

日程第19　諮第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第20　諮第２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第21　諮第３号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第22　諮第４号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第23　議第67号　平成29年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について（継続）

日程第24　議第68号　平成29年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について（継続）

厚生

日程第25　議第74号　平成29年度人吉市歳入歳出決算認定について（継続）　決特委

２．本日の会議に付した事件

・議事日程のとおり

３．出席議員（18名）

１番	塩見寿子君
２番	宮原将志君
３番	高瀬堅一君
４番	大塚則男君
５番	宮﨑　保君
６番	平田清吉君
７番	犬童利夫君
８番	井上光浩君
９番	豊永貞夫君
10番	西　信八郎君
11番	本村令斗君
12番	笹山欣悟君
13番	福屋法晴君
14番	村上恵一君
15番	永山芳宏君
16番	三倉美千子君
17番	仲村勝治君
18番	田中　哲君

欠席議員　なし

４．説明のため出席した者の職氏名

市長	松岡隼人君
副市長	松田知良君
監査委員	井上祐太君
教育長	末次美代君
総務部長	迫田浩二君
企画政策部長	早田吉秀君
市民部長	廣田五浩君
健康福祉部長	告吉眞二郎君

経済部長	福山誠二君
建設部長	山下正純君
総務部次長	丸本　縁君
財政課長	植木安博君
秘書課長	永田勝巳君
会計管理者	瀬上雅暁君
水道局長	中村則明君
教育部長	小林敏郎君

５．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	山本繁美君
次長	桒原　亨君
庶務係長	井上京子君
書記	青木康徳君

午前10時　開会

○議長（田中　哲君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより平成30年12月第５回人吉市議会定例会を開会いたします。

会議を開きます。

本日の議事は、議席に配付の議事日程によって進めます。

議事に入ります前に、お手元に配付しております議長会の報告、その他の報告につきましては、口頭報告を省略し、書類報告にかえさせていただきます。

なお、関係書類につきましては、それぞれ議会事務局に備えてありますので、御一覧いただきますようにお願いいたします。

また、報告事項、第３番目の教育委員会の事務に関する点検評価報告につきましては、皆様方のお手元に報告書を配付してあります。この件につきましては、教育長から発言の申し出があっておりますので、議事終了後、発言を許可することといたします。

日程第１　会期の決定

○議長（田中　哲君）　それでは、これより議事に入ります。

日程第１、会期の決定を議題といたします。

本件については、去る11月19日に議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これについて議会運営委員長の報告を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君）（登壇）　おはようございます。

平成30年12月第５回人吉市議会定例会に当たりまして、去る11月19日に議会運営委員会を開催し、会期日程等について協議をいたしておりますので、その結果を御報告申し上げます。

まず、会期につきましては、本日11月26日開会、あす27日午前、市庁舎建設に関する特別委員会、午後、治水・防災に関する特別委員会、28日から12月３日まで休会、４日、５日一般質問、６日一般質問及び委員会付託、７日予算委員会、８日、９日休会、10日、11日総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、12日の午前、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、午後、予算委員会、13日から17日まで休会、18日委員長報告、採決、閉会ということにいたしております。

次に、一般質問でございますが、一般質問につきましては、質疑を含めた一般質問とし、一般質問の通告は11月29日木曜日午前11時に締め切りまして、登壇順番は抽せんにて決定することにいたしております。一般質問は一問一答制による一般質問で、質問回数につきましては制限なしとし、登壇１回、２回目から質問席にて行い、質問時間は50分以内としており

ます。

なお、継続審査となっておりました、議第67号平成29年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について、議第68号平成29年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について、及び、議第74号平成29年度人吉市歳入歳出決算認定については、本日、委員長報告の上、採決することにいたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（田中　哲君）　会期については、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田中　哲君）　御異議なしと認めます。

よって、会期については、議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第２　会議録署名議員の指名

○議長（田中　哲君）　次に、日程第２、会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員に７番、犬童利夫議員、８番、井上光浩議員を指名いたします。

日程第３　議第75号から日程第22　諮第４号まで

○議長（田中　哲君）　次に、日程第３、議第75号から日程第22、諮第４号までの20件を一括議題とし、直ちに執行部の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇）　皆様、おはようございます。平成30年12月第５回人吉市議会定例会の開会に当たり、発言の機会をいただきましたことに心から厚くお礼申し上げます。

季節の風景やそのときの出来事から感じたことを、わずか17字の中に感動を凝縮して詠う俳句には、必ず季節を表す言葉を詠み込むこととされていますが、近年、時代の流れに伴い、小中学校において５月に開催されている運動会は、今も秋の風情をあらわす多くの季語の一つとして詠まれています。

その運動会、10月の毎週日曜日に各校区におきまして、市民体育祭が開催されました。天候にも恵まれ、どの会場も、子供から高齢者まで幅広い年代の方々にスポーツに親しんでいただいたものと存じます。スポーツには、健康面などを含め数多くの魅力や効果がありますが、その１つが人々の心を一つにする力でございます。人口減少・少子高齢化が進む中、各校区、各町内におきましても、これまでと異なるさまざまな課題に直面しているところではありますが、今後、コミュニティーをどう維持していくのかということについては、やはり住民の方々の力はもちろんのこと、地域の結束力が不可欠でございます。現在、高齢者の方々が地域で健やかに暮らせる仕組みづくりを中原校区で先進的に取り組んでおりますが、住民同士の支え合い、共生、住民が主役となる地域コミュニティーを形成していく上で、校

区単位の自治のあり方につきましても、今後、研究が必要であると感じているところでございます。

また、10月28日には、２つのイベントが盛大に開催されました。人吉城跡ふるさと歴史の広場を発着点とした「日本でもっとも豊かな隠れ里」サイクリングｉｎひとよし球磨におきましては、３つのサイクリングコースを設け、全国から集まった約750人のサイクリング愛好家の方々が人吉球磨の豊かな自然の中を駆け抜けるとともに、湯前町に設けられた昼食会場では郷土料理を堪能していただくなど、人吉球磨の魅力と地域の方々との触れ合いを満喫していただいたものと存じます。一方、人吉駅前広場では、ノスタルジック人吉の第10回記念イベントが開催され、200人を超える方々が100年前を彷彿させる衣装に身を包み、人吉駅を利用する乗客の皆様方におもてなしをされました。

この２つのイベントは、それぞれ日本遺産認定と肥薩線開業100周年に合わせ復活したＳＬ人吉の運行再開を記念して、民間事業者の方々が主体的に始められたものでございます。特に、今回が10回目の開催となりましたノスタルジック人吉は、人吉温泉女将の会「さくら会」が中心となり運営をされていまして、昨年からはＪＲ九州と連携し、人吉駅に到着する列車の中から大正ロマンの雰囲気を楽しんでもらえるよう、客室乗務員もハイカラさんの衣装で乗務するなど、回を追うごとに内容も充実し、本市ににぎわいを与えるだけでなく、訪れる観光客にも好評をいただいているところでございます。

今、人口減少・少子高齢化がもたらす地域におけるさまざまな課題について、交流人口、関係人口、移住人口と呼ばれる地域外からの人たちが、新たな地域づくりの担い手として多様な形で地域とかかわることで生まれる相乗効果などが期待されています。この施策は新しい考えであり、本市にとりましても、今後、取り組むべき課題であると存じておりますが、同時に、事業としての進め方、難しさも強く感じているところであります。しかしながら、今回、民間の方々が自主的、自発的に計画し開催されていますイベント等に参加しますと、本市にある地域資源、観光資源などの魅力を最大限に活用しながら人々を迎え入れ、また、地域住民との温かい交流、触れ合いの場をつくり出すなど、人の心を優しく温かく迎える工夫が随所に組み込まれています。

人が癒やしや楽しみを求め、どこかに足を運ぶ目的は１つではありませんが、また行きたい、参加したいと思うその最たるものは、地域における人の温かみではないでしょうか。私たちが、みずからが住む地域の課題に自分のこととして向き合い、厳しい環境の中にも、ともに知恵を出し合いながら、懸命に、楽しく、そして幸せに暮らす姿は、必ずや人々の心に響くはずです。人の心を動かすのもまた人であることを、改めて気づかされた一日でございました。

目標を達成するために継続を旨とすることや小さな努力を積み重ねることで大きな発展に結びつけていく例えの言葉もありますが、まさに私たち行政も、このような民間団体の取り

組みに学び、また、連携することで地域活性化に資する取り組みを推進していかなければならないとの思いを強くいたしたところでございます。

ただいま御紹介をしましたイベントのほかにも、この時期、本市の秋を彩るさまざまな住民主導のイベント等が開催されていますが、開催に御尽力いただきました関係者の方々に対し心から感謝を申し上げますとともに、引き続き、市政に対し御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

先般、厚生労働省から、国民医療費の98％に相当する平成29年度概算医療費が、約42兆2,000億円と過去最高を更新したとの発表がございました。年金、医療、介護のほか、社会福祉、公的扶助などの費用が増大する中、国におきまして、これまでも持続可能な制度としてそれぞれ制度の見直し等がなされていることは、皆様も御承知のことと存じます。安倍首相は、第197回臨時国会における所信表明演説において、我が国を取り巻く解決すべき課題の１つとして、少子高齢化という我が国最大のピンチをまたチャンスに変えることができるとの表現を繰り返しながら、今後３年間で、子供から現役世代、お年寄りまで全ての世代が安心できる社会保障制度へ、改革を進めていく決意を表明されています。人生100年時代を見据え、生涯現役社会を目指した雇用制度など、今後さまざまな制度の抜本的な改革と合わせ、議論が繰り広げられるものと存じますが、市民生活に大きな変化を及ぼすだけではなく、これからの我が国のありようにもかかわる大変重要な改革になるものと推察しており、その動向を注視してまいりたいと存じます。

さて、平成30年度も折り返しを過ぎ、本年度計画した事業につきましても形にしていく時期であるものと存じておりまして、本年３月市議会定例会におきましてお示しをしました市政運営の５つの重点施策につきまして、その概要を述べさせていただきます。

まず、攻めの施策として挙げております「しごと創出から始める移住定住促進」でございますが、人吉しごとサポートセンターにつきましては、来月17日に開所をいたすところで現在準備を進めております。あす27日は、その先駆けとして、富士市産業支援センター長に御協力をいただき、中小企業支援、創業支援をテーマとした「Ｈｉｔ－Ｂｉｚ（ヒットビズ）キックオフミーティング」を開催し、市民の皆様に事業の概要等を御理解いただくこととしています。開所後の相談予約につきましても、既に受付を開始していまして、地元中小企業事業者や創業を志す方々におかれましては、事業をさらに発展させるためにも、ぜひ御相談をいただきたいと存じます。

この起業創業・中小企業支援事業につきましては、準備段階で予測し得ない状態に陥り、計画におくれが生じることになりましたが、今回のセンター開設を機に、本市としましても心を新たにし、センター長、人吉商工会議所等と連携を密にしながら、中小企業事業者をきめ細やかに支援することで、地場産業、ひいては地域経済の活性化に努めてまいる所存でございます。人吉しごとサポートセンターの開所に際しまして、中小企業関係者を初めとする

市民の皆様方、市議会議員の皆様方におかれましては、引き続き御支援を賜りますようお願いを申し上げます。

ＩＴ関連企業に係るサテライトオフィス誘致活動につきましては、誘致における進出企業との連携調整などについて、今月、本市に本社機能を持つ株式会社システムフォレストと、サテライトオフィス誘致等に関する包括協定を締結いたしました。株式会社システムフォレストにおかれましては、クラウドコンサルティングやＩｏＴ事業を展開し、ＩＴ関連事業に幅広い知識と情報を有することから、これらのノウハウやネットワークと本市における資源等と連携を図り、ＩＴ企業等の誘致活動だけではなく、ＩｏＴスマートシティの構築にもつなげてまいりたいと存じます。

移住定住に対する取り組みとしましては、本市の高校生や本市出身者で他の地域に住んでいる若い方を対象として、「しごと」をテーマとした「しごと創出事業」を進めているところでございます。この事業は、２日間の合宿を通して、デザイン思考による事業創出の手順、地方のクラウドファンディングの重要ポイントや、少ない資本でも売り上げを上げるためのマーケティング戦略などを学ぶ内容としています。みずから社長となる起業、あるいは地元の会社への就職、いずれも本市の未来を支える若者の定住やUターンを促す上で欠かせない「しごと」であり、ふるさとに戻って来た若者が再び転出してしまうようなＺターンを防ぐことにもつながるものと存じております。

次に、「活かし、稼ぐための観光戦略」でございますが、現在、日本遺産人吉球磨観光地域づくり協議会におきまして、人吉球磨地域における戦略的な観光ビジョンを策定することとし、郡市に在住する若手事業者によるワーキング会議を開催しておりまして、これまでにないマーケティング手法という新たな考え方を取り入れ、熱心に議論を進めていただいています。マーケティングとは、御承知のとおり、地域が持つ強みや長所、ターゲットとする人や地域を明確にし、強い印象を与えるメッセージなどといった総合的な戦略を立てることにより、効果的、効率的に顧客を確保するという考え方でございます。本年度中に意見を集約することとしておりますが、若手事業者の斬新な発想やふるさとを思う情熱が交差する中から、本地域の豊かな資源を十分に生かした素晴らしい将来ビジョンができるものと期待をしているところでございます。

また、観光地域づくり事業としましては、観光地域づくりフォーラムやセミナーの開催、相良三十三観音一斉開帳の支援、球磨川温泉郷めぐりの実施、香港・台湾へのセールス活動など、郡市が一体となった事業が進められておりまして、県のアドバイスをいただきながら、人吉球磨が１つとなった観光地域づくりが着実に進んでいる状況でございます。

くま川下り株式会社の事業再生でございますが、現在、新・事業再生計画を強力に推し進めるために、上天草市の船舶会社である株式会社シークルーズとくま川下り株式会社との間で業務提携の交渉が進められているところでございます。球磨川下りはこの地域の歴史と伝

統文化の中から生まれた宝で、本市観光の象徴であり、多くの市民の方々の、球磨川下りを守り、育て、そして未来に引き継いでいくという願いを受けとめ、筆頭株主である本市も、これまでさまざまに支援を行ってまいりました。今回の業務提携につきましては、懸案でありましたくま川下り株式会社の事業再生に大きく踏み出す重要な局面にあるものと認識しており、本市としましても、この好機を捉え、全力を挙げて支援を行うことを決意いたしたところでございます。

次に、守りの施策として３つの柱を掲げておりますが、最初に、「新市庁舎建設を中心とした安全・安心なまちづくり」につきましては、現在、市庁舎移転建設に向け、建設用地及び周辺の整備を開始しております。既に着手している小永野第一雨水幹線改修工事に加え、西間別館倉庫解体工事、敷地内の水路つけかえ工事にも取りかかり、市庁舎建設建築本体工事に向け、敷地内の環境を整えているところでございます。また、建設用地に隣接する球磨地域振興局南側の旧人吉警察署用地につきまして、取得が完了しましたことから、西間別館倉庫裏のブロック積擁壁の改修工事にも着手をしています。この工事によりまして、約70台の駐車場を確保するとともに階段を設置するなど、西間別館へのアクセスを容易にすることとしております。西間別館周辺におきまして市庁舎建設に向けた附帯工事が本格化する中、別館を御利用の皆様並びに周辺住民の方々には、大変御不便と御迷惑をおかけすることになりますが、御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

防災拠点の整備につきましては、大規模災害発生の際に指定避難所となる第一中学校敷地内にマンホールトイレ敷設工事を実施したほか、同じく避難所としての機能を合わせ持つ東間コミュニティセンターと大畑コミュニティセンターにつきましても、現在、耐震診断を実施しているところでございます。

また、大規模災害発生時におきましては、必要となる救援物資や負傷者等の対応など、行政の力だけでは迅速な対応に限界があり、さまざまな業種、団体等との連携・協力が不可欠でございます。今回、これらの課題につきまして、８月に、市内に販売店を持つ株式会社ナフコと、今月にはＮＰＯ法人コメリ災害対策センター、熊本県葬祭事業協同組合と、それぞれ災害時における協定を締結いたしました。今回の協定は、いずれも企業、団体から御提案をいただき締結に至ったものであり、大変感謝をいたしております。台風などによる災害の危険性が高い季節は過ぎましたが、地震などいつ発生するか予測がつかない災害への備えにつきましても、怠ることなく、平生の心がけとして防災対策を進めてまいる所存でございます。

事前防災行動計画となる球磨川水害タイムラインにつきましては、11月５日に検討会が開催され、八代河川国道事務所、熊本気象台を初めとする公的機関と九州電力など民間企業を含む防災関係機関が一堂に会し、本年度の球磨川における出水時の防災対応について報告し、検証を行ったところでございます。球磨川水害タイムラインは、本市におきましても平成28

年度から試行運用を開始しておりまして、毎年、関係機関と検証を重ねながら、実効性のある計画として改善を加えてまいりましたが、今回の検討会において、来年度から本格運用を開始することを決定し、３年に及ぶ議論を終了いたしました。先を見越した防災対応は住民への被害を最小限にする有効な方法であり、今後は本市が主体となり、関係機関と連携を密にしながら、住民の身体・生命を守るため、球磨川水害タイムラインの適切な運用を進めてまいります。

２つ目の「健康寿命日本一の実現」でございますが、「しごと創出」、「活かし、稼ぐ」といったキーワードのもと、地域活性化やまちづくりを進める上で最大の資源は「人」であると存じますが、人が自己の力を存分に発揮し、活躍するための全ての土台は「健康」でございます。市民健診における特定健診の受診率は、平成29年度が42.1％と、前年度と比較し2.3％上昇しておりまして、これまで町内会長嘱託員連合会や健康推進員会の皆様に御協力いただき、実施してまいりました戸別訪問による健診の受診勧奨等の効果が、少しずつではありますが形にあらわれてきているものと存じております。また、本年度からの取り組みとしまして、疾病治療中の方々には、人吉市医師会に御協力いただき、主治医の御理解を得て、特定健診受診勧奨のお声かけをしていただいています。

地域における健康づくりにつきましては、毎週土曜日に、いずれかの校区でウオーキングが実施されています。各校区の公民館事業として、市民の身近なところで気軽に取り組める運動の機会の提供といった活動の一翼を担っていただいています。

また、職場単位での健康への意識づけとして、現在、12団体と「人吉市笑顔と健康のまちづくり協定」を締結していまして、健診の受診勧奨や啓発を初めとした健康づくりに御協力をいただいています。今後も、本市の健康増進計画の理念である「自分の健康は自分で守るまち　ひとよし」を実現するために、市民の方々にあらゆる形で健康づくりの機会や情報等を提供し、自身の健康状態を正しく知るための市民健診の受診、受診結果に応じた保健指導といった施策を推進してまいる所存でございます。

介護予防サービスにつきましては、平成12年度に導入されました介護保険制度におきまして幾度の改正を重ねる中で、現在、地域のあらゆる資源を総動員し、それぞれが主体的に行動し、かつ連携する地域をつくり、高齢者が住み慣れた地域で医療や介護、予防、生活支援等を包括的に提供できる地域包括ケアシステムを構築することとされています。その中で介護予防の役割を担うのが介護予防・日常生活支援総合事業でございまして、訪問型及び通所型サービスについて、３類型のサービス体系を設け、それぞれの身体状況に応じたケアプランに基づきサービスを提供するなど、多様化する利用者ニーズに対応しているところでございます。

高齢者の地域における生活を支援する包括的支援事業につきましては、認知症初期集中支援チームによる重度化防止の取り組みや、退院後の切れ目のないケア提供のための医療と介

護の連携の推進、虐待防止及びその対応などに努め、きめ細やかな支援を実施しております。これらの核として事業を推進しておりますのは、市高齢者支援課内の地域包括支援センターでございまして、今後、より地域の力を結集し地域包括ケアを強力に推進していくために、関係機関の御意見を拝聴しながら体制等の整備について検討する時期にあるものと存じているところでございます。

最後に、「ふるさと人吉を支える人づくり」でございますが、去る10月19日、昨年度の小学生に引き続き、中学生による「子ども議会」を開催しました。市内３校の中学校から選ばれた３年生の代表９組18人が、「みんなでつくろう人吉市の未来」をテーマに、本市の将来や身近な問題等について、みずから足を運び状況の把握や調査を行うだけでなく討論会などの手法により、住民の意見を聴取し、さまざまに分析した数値などの結果をフリップにまとめ、市政に対する質問や政策提言を行いました。本会議場で堂々と質問する子供たちの姿から、子供たちならではの視点によるまちづくりに対する純粋な考えや情熱、そして何より、「ふるさと人吉」をもっと住みよいまちにしたいという熱い思いをうかがい知ることができ、大変うれしく、頼もしく感じたところでございます。今回、子ども議会で提案されたさまざまな意見等をしっかりと受けとめ、将来を担う子供たちがふるさと人吉を誇りに思えるようなまちづくりに努めることはもちろんのこと、子供たちの秘めている無限の可能性を広げるために、どのように教育環境を充実させていくか、将来の明るい希望とそれに向けた対策という新たな課題にも挑戦してまいりたいと存じます。

続きまして、各部の主な政策等についてお時間をいただき述べさせていただきます。

空き家対策関係でございますが、空き家等対策の推進に関する特別措置法や、人吉市空き家等対策の推進に関する条例の制定を受け、本年７月に人吉市空き家等対策協議会を発足し、人吉市空き家等対策計画の策定に向け、現在、慎重に御審議をいただいているところでございます。今後は、来年１月から２月にかけ、パブリックコメントを実施する予定でございまして、住民の皆様や各機関からの御意見を踏まえ、本年度中の策定を目指し、本市の空き家等に関する施策を総合的に推進することにより、市民の生命・身体、または財産の保護及び生活環境の保全を図ってまいりたいと存じます。

防災関係でございますが、去る９月23日に、球磨工業高校をメーン会場として人吉市総合防災訓練を実施しました。同校は本市の指定避難所でもありますので、施設の配置や避難所としての活用方法などを再度確認し、同校と連携した避難所運営訓練を行うことができたところでございます。また、グラウンドでは、人吉下球磨消防組合消防本部と人吉医療センターの災害派遣医療チームによる、大地震を想定したトリアージ訓練や、村山公園では、国土交通省の指導のもと、本市消防団による水防工法訓練を実施し、関係機関との連携と技術の向上を図ることができたところでございます。さらには、西校区の町内会を初め、同校の生徒の皆さんにも訓練に参加いただき、防災意識の向上が図られたものと存じます。今後も、

行政と市民の皆様が一体となった防災対策の推進を図り、安全・安心なまちづくりに取り組んでまいりたいと存じます。

総合計画関係でございますが、９月中旬から下旬にかけ、第５次総合計画の検証並びに次期総合計画の策定に資するために市民意識調査を実施しました。調査の内容としましては、本市が進めております教育や文化、健康、産業などの各施策や事業などに関する事項のほか、市政に対する市民の関心度や次期総合計画策定への参画希望についてもあわせてお聞きをしていまして、現在、その集計、分析作業を進めております。また、次期総合計画につきましては、計画作成等の準備を行っており、市民意識調査の結果など、市民の皆様の御意見等を十分に反映させるための仕組みづくりに努めているところでございます。

川上哲治生誕100年記念事業関係でございますが、去る11月14日に、川上哲治生誕100年記念事業実行委員会の設立総会を開催いたしました。この事業につきましては、行政が事業等を計画するのではなく、民間の皆様の自由な発想の中から夢のある事業を計画し、主体的に実施していただきたいとの思いから、スポーツ・経済関係団体を初め、多くの団体に参画をいただいたところでございます。

実行委員会の組織としましては、推進事業部会、スポーツイベント部会、記念展示部会、情報発信啓発部会の４つの実働部隊を設け、スポーツイベントや偉業を称え伝える事業、または記念商品の製作などについて検討を行っていただくこととしております。さらには、来年秋からの１年間を川上ＹＥＡＲと位置づけ、民間の皆様が主体となった優れたアイデアや行動力による多くの事業を展開していただくことで、郷土の偉人にまつわる新たなにぎわいの創出が期待されるところでございます。本市としましても、本事業の成功に向け、県と連携を図るとともに実行委員会の活動を支援してまいりたいと存じます。

環境関係でございますが、新たな環境衛生対策としまして、災害時協力井戸制度を設けたところでございます。この制度は、大規模な災害が発生し、上水道の給水が停止した場合に住民の生活用水の不足が予想されることから、あらかじめ井戸所有者の方々に井戸水の提供をお願いすることで、災害時における生活用水の確保や、生活環境を清潔に保ち、伝染病の予防など健康や公衆衛生の維持を目的とするものでございます。今後、井戸所有者の方々に対し、この制度の趣旨説明や協力依頼を行い、協定の締結または所有者の登録といった手続を経て、年明け以降には市民の皆様に周知を行い、この制度の運用を開始する予定としています。大規模災害発生時における共助の精神に基づくものでございますので、井戸を所有する事業所や市民の方々におかれましては、趣旨を御理解いただき御協力を賜りますようお願い申し上げます。

児童福祉関係でございますが、子育て世代包括支援センターを軸として、妊娠期からの相談対応や個別訪問、また出生後の全戸訪問における発育状況の確認や相談対応、さらには子育てについての情報を提供するなど、子育て世代の不安解消に努めています。また、子育て

中の親と子の集いの場である「ほっとステーション九ちゃんクラブ」に子ども・子育て支援員を配置し、子育て支援の情報提供や必要に応じたサービスが利用できるように対応を行っています。

子ども医療費完全無料化などを実施し１年が経過しましたが、経済的な負担の軽減とあわせ、安心といった精神的な部分と生活面での援助を総合的に、妊娠期から子育て期まで切れ目のない子育て支援を展開することで、安心して子供を産み育てる環境を整えてまいりたいと存じます。

農業振興関係でございますが、去る11月10日、11日の両日、秋日和の中、第69回ひとよし産業祭が開催されました。市内外から多くのお客様に御来場いただき、実行委員会の皆様を初め、御協力いただきました市民の皆様に心から感謝を申し上げます。本年は、市民の皆様の御意見を踏まえ、御来場の皆様に巡りやすい配置とするため会場レイアウトを変更されました。今後もお客様の御意見を取り入れ、収穫の秋にふさわしく、市民の皆様が見て、食べて、触れて、五感で人吉の秋を満喫できる祭りの運営を期待するところでございます。

また、本市との友好都市でもございます静岡県牧之原市からは、商工会会長を初め、市職員や商工会の方々にもお越しいただき、毎年好評の釜揚げしらすを初めとする海産物などの販売を通して、本市との交流に努めていただいたところでございます。

梢山工業団地関係でございますが、未売却用地である残り１区画につきましては、先般、森松工業株式会社から購入の申し出がございました。同社は、岐阜県に本社を置き、国内に６カ所、海外に２カ所の工場を有し、ステンレス製貯水タンクの製造を主とする上水道事業を初め、建築設備事業や宇宙・航空事業など、国内のみならず世界各国で事業を展開されています。本市に所在する同社熊本工場につきましては、平成８年に進出いただき、当初は従業員13人にてスタートされましたが、順調に業務拡大を図られ、現在は地元採用の従業員57人で運営されています。同社では、東日本大震災や熊本地震などのたび重なる自然災害の経験や、南海トラフを震源とする巨大地震の想定などを踏まえ、災害時の迅速な対応、リスクの分散化や十分な資材等の確保を図るとともに、九州南部における生産拠点として、熊本工場の拡張も視野に、隣接する区画の取得を希望されたもので、今回の事業拡大に伴い新規雇用も見込まれています。今や、本地域産業の核の１つでもある同社がますます飛躍し、より多くの従業員を地元から雇用され、本地域の発展に貢献されますことを切に願っているところでございます。

都市計画関係でございますが、町並みや市民生活が調和したまちづくりを進める上で、良好な景観の形成・保全といった対策が必要であると強く認識しております。本市に点在する歴史と伝統文化、恵まれた自然などの地域資源に対し、市民の皆様が誇りや愛着を持ち、地域の活性化とともにまちの魅力を高めながら、市民の幸福向上を実現していくためにも、今後、景観行政団体への移行や景観計画の策定につきまして推進してまいりたいと存じます。

石野公園における道の駅整備関係でございますが、現在、国及び県と協議を重ね、登録申請に向けた基本計画の策定を進めております。また、10月にはトイレ改修工事の設計業務を終え、正面駐車場横のトイレ改修工事に着手したところでございます。引き続き、公園施設長寿命化対策支援事業により園内環境を整え、来年秋に予定されています人吉球磨スマートインターチェンジの開通に合わせた道の駅への登録を目指してまいりたいと存じます。なお、道の駅登録名称につきましては「道の駅人吉」で申請を行いますが、公園の名称におきましては、開園以来、多くの皆様に親しまれている「人吉クラフトパーク石野公園」を今後も継続して使用してまいります。

社会教育関係でございますが、小学校運動部活動の社会体育移行につきましては、来年度からの本格移行に向けて、今月13日から各小学校で試行を開始したところでございます。参加している子供たちは、学校のグラウンドや体育館において、コーディネーターと指導者による計画のもと、楽しく総合的な運動の体験を行っているところでございます。今後も、今回の試行をもとに保護者の皆様などから御意見を伺いながら、検討委員会の皆様とともに、本市の子供たちの体力づくりの一翼を担えるよう努めてまいりたいと存じます。

今月10日、11日の両日、本市において「元気　熊本　スポーツ推進委員とともに」をテーマに、第57回熊本県スポーツ推進委員研修会人吉市大会が開催されました。県下各地から470人を超えるスポーツ推進委員の皆様が参加をされ、推進委員の資質の向上と相互の親睦を深められたことと存じます。本大会では、総合型地域スポーツクラブであるカルヴァーリョ・ラッソ人吉が、長年にわたりスポーツの普及と振興に努められていることに対し、熊本県生涯スポーツ優良団体表彰を受賞されたところでございます。カルヴァーリョ・ラッソ人吉の皆様におかれましては、心からお祝い申し上げます。

文化振興事業関係でございますが、本年度も、10月から今月にかけまして人吉球磨総合美展、犬童球渓顕彰音楽祭を開催いたしました。また、人吉文化協会主催によります人吉文化祭も開催されたところでございます。いずれも長年の伝統を誇り、レベルの高い美術工芸作品の展示や、趣向を凝らした舞台発表、演奏が披露され、多くの市民の皆様に芸術の秋を十分に堪能いただいたものと存じます。開催に御尽力いただきました人吉文化協会や人吉美術協会など文化団体の皆様を初め、関係各位に対し深く感謝申し上げます。本市としましても、引き続き、地域の文化の振興と普及、文化団体の活動支援に努め、文化の香り高いまちづくりに取り組んでまいりたいと存じます。

人吉城歴史館関係でございますが、ＮＨＫ大河ドラマ「西郷どん」と呼応すべく、「西南戦争と人吉」と題しまして、来月16日まで企画展を開催しております。この企画展では、明治150年の節目に当たり、西南戦争を軸として、その前後の資料をもとに、さまざまな観点から当時の人吉球磨の歴史を伝えることとしています。日本が近代化に踏み出す激動の時代にあって、相良氏統治の終えんを迎え、藩主はそれをどのように受けとめ、そして人吉球磨

に住む人々は時代の変化にどう向き合ったのか、また、それをどう乗り越えたのか、先人たちの当時の苦悩を振り返り、この地域のアイデンティティーを見つめ直す契機になることを期待しております。

図書館関係でございますが、去る10月20日、嘉島町において第57回熊本県童話発表大会が開催されました。人吉球磨の代表として人吉西小学校６年生の菱﨑春香さんが出場し、読み手の心象風景までも、聞き手の心の中に心地よく染み込むようなすばらしい発表で、みごと熊本県立図書館長賞を受賞されました。夏休み前から長期間練習に打ち込まれた御本人はもとより、保護者並びに御指導いただきました先生方に対しまして、心からお祝いを申し上げたいと存じます。

次に、平成31年度予算編成に向け、その方針を定めましたので御報告申し上げます。平成31年度の国の予算編成に当たっては、６月15日に「経済財政運営と改革の基本方針2018」が閣議決定され、「経済再生なくして財政健全化なし」の方針のもと、少子高齢化という最大の壁に立ち向かい、持続可能な経済成長を実現していくため、人づくり革命及び生産性革命を実現・拡大し、潜在成長率の引き上げを進めるとともに、成長と配分による経済の好循環拡大を目指すこととしております。

また、県は、平成30年度当初予算の編成方針において、平成28年熊本地震の復旧・復興には長い時間と財源が必要であり、本年８月に公表した中期的な財政収支の試算においては、平成31年度から５年間、各年度19億円から95億円の財源不足が生じることが見込まれ、復旧・復興を着実に推進していくためにも、真に必要な事業への選択と集中や効率的な予算執行を不断の取り組みとしていかなければならないとしております。

本市においては、平成31年度は第５次人吉市総合計画後期基本計画の最終年度であり、計画に掲げるまちづくりの理念「市民みんなが健康で笑顔で暮らせるまち」の最大限の実現に向け、各施策総仕上げとして取り組む重要な年度と捉えております。しかしながら、日本全体で進んでいる少子高齢化などの社会問題を背景として、本市の財政も非常に厳しい状況にあり、現在実施している全ての事業を来年度以降も継続しながら、新たな事業に着手・推進していくことは大変困難な状況にあると存じます。特に、新市庁舎建設につきましては、国から有利な財政措置が講じられることとなったものの、起債償還の増加は避けられない状況にあり、そのためにも、今後、新市庁舎建設のための地方債償還ピーク期前までに既存事業の検証を行い、見直しを含めた財政負担の軽減を図っていく必要があるものと存じます。

以上のことから、平成31年度予算編成に当たっては、国の予算編成や支援の動向を見きわめつつ、行政需要の多様化・複雑化へ対応できるよう関係部局間で十分な協議・調整を図り、組織横断的な連携による効果的な施策展開となるよう取り組まなければならないものと存じております。なお、来年４月は任期満了に伴う市長改選期でもございますので、平成31年度当初予算は骨格予算とし、新規の政策的経費については補正予算にて検討を行うものでござ

います。

議員各位を初め、市民の皆様におかれましても、この趣旨を御理解いただき、今後の改革改善に特段の御協力、御協賛を賜りますよう心からお願い申し上げます。

引き続き、御提案申し上げております予算案、条例案、案件議案につきまして、概要を御説明申し上げます。

議第75号平成30年度人吉市一般会計補正予算案（第５号）は、国・県の補助金交付決定に伴う補正のほか、扶助費などの追加補正を行うものでございます。今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ３億3,059万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ189億9,129万8,000円とするものでございます。

議第76号平成30年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算案（第２号）は、人件費のほか、一般被保険者医療給付費などの補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ49万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ46億2,088万4,000円とするものでございます。

議第77号平成30年度人吉市介護保険特別会計補正予算案（第２号）は、人件費に伴う補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ73万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ46億9,280万6,000円とするものでございます。

議第78号平成30年度人吉市水道事業特別会計補正予算案（第２号）は、共済組合負担金の改定等に伴う人件費の補正、また井ノ口第二水源地自家用発電施設設備リース料の債務負担行為の限度額の変更を行うものでございます。収益的収入及び支出につきまして、支出の営業費用を103万円増額し、支出予算総額を５億90万7,000円とするものでございます。

議第79号平成30年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算案（第２号）は、共済組合負担金の改定に伴う人件費の補正でございます。収益的収入及び支出のうち、支出の営業費用を42万4,000円増額し、支出予算総額を10億6,726万9,000円とするものでございます。資本的収入及び支出につきましては、支出の建設改良費を22万8,000円増額し、支出予算総額を８億667万円とするものでございます。

議第80号平成30年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算案（第２号）は、梢山工業団地Ｈ区画の売却に伴う財産売払収入のほか、土地売却に伴う団地内市道の改良工事などの補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ1,302万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,641万9,000円とするものでございます。

議第81号人吉市第三セクター経営基盤強化資金貸付条例の一部を改正する条例案は、くま川下り株式会社に第三セクター経営基盤強化資金の追加の貸し付けを行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議第82号人吉市景観条例案は、人吉市が景観法第98条第１項の規定に基づき景観行政事務を処理するに当たり必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものでございます。

議第83号人吉市景観計画等策定審議会条例を廃止する条例案は、人吉市景観計画等策定審

議会の所期の目的は果たされたので、条例を廃止するものでございます。

議第84号土地の処分についての案件は、梢山工業団地内の用地を森松工業株式会社に売却することについて、地方自治法第96条第１項第８号及び人吉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議第85号損害の賠償についての案件は、平成30年９月15日午後０時30分ごろ、市公用車がパークドーム熊本の駐車場内で駐車するために右折した際、駐車場に設置されている金属製のポールに衝突し損傷を与えた事故に関し、相手方と本市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。

議第86号から議第88号までの損害の賠償についての３案件は、平成30年10月１日に判明した、願成寺墓地敷地内の樹木が樹木内部の腐食化と強風により倒れ、相手方の墓石が破損した事故に関し、相手方と本市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものでございまして、３人の相手方とそれぞれ和解するものでございます。

議第89号損害の賠償についての案件は、平成30年９月20日午前９時25分ごろ、市公用車が、西間別館の敷地内通路を走行中、通過しようとした駐車帯から相手方車両が前進してきたため、双方の車両が接触し損傷した事故に関し、相手方と本市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。

議第90号損害の賠償についての案件は、平成30年７月20日午前11時45分ごろ、市公用車が、コンビニエンスストアの駐車場において、駐車帯から後退し、前進しようとしたところ、隣接する駐車帯の相手方車両が後退してきたため、双方の車両が接触し損傷した事故に関し、相手方と本市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。

諮第１号から諮第４号までの人権擁護委員の推薦につき意見を求める案件の４案件は、平成28年４月１日から３年間の任期で法務大臣から委嘱されていました、祝憲生氏、西惠子氏、竹下敏氏、吉村和子氏の４人につきまして、平成31年３月31日をもって任期満了となることに伴い、同氏をそれぞれ推薦することにつきまして、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

以上、御提案申し上げております予算案、条例案、案件議案につきまして、概要を御説明申し上げましたが、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきたいと存じます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中　哲君）　ここで暫時休憩いたします。

午前11時01分　休憩

午前11時14分　開議

○議長（田中　哲君）　休憩前に引き続き再開いたします。

○総務部長（迫田浩二君）（登壇）　議員の皆様、おはようございます。それでは、私のほうから議第75号平成30年度人吉市一般会計補正予算案（第５号）について、補足説明をさせていただきます。

予算書の１ページをお願いいたします。第１条の歳入歳出予算の補正につきましては、主なものを事項別明細書により、第２条の繰越明許費につきましては、第２表繰越明許費により、第３条の債務負担行為の補正につきましては、第３表債務負担行為補正により、第４条の地方債の補正につきましては、第４表地方債補正により、それぞれ御説明いたします。

５ページをお願いいたします。第２表繰越明許費につきましては、８款土木費、２項道路橋梁費、地方道路等整備事業（西間地内第９号線）1,800万円でございますが、新市庁舎本体等の工事に伴う工事車両等の混雑を避けるために、先行して弓道場前市道の歩道等を整備するものでございますが、年度内での業務完了が困難なことから、繰り越すものでございます。

第３表債務負担行為の補正の追加でございますが、市議会会議録作成等業務委託料から、６ページになりますが、学校給食配送等委託料までの24件につきましては、平成31年度の業務委託及び改修工事などにつきまして、年度内に準備行為、入札等を実施するために、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。なお、５ページの上から３件目の人事給与システム元号改正作業委託料を初め、６ページにかけて元号改正作業委託料が４件ございますが、新元号発表後に速やかに対応ができますよう事前準備を含め、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。また、５ページの上から９件目のカルチャーパレスコミュニティ棟昇降機改修事業につきましては、開館以来30年以上昇降機を使用してきており、定期的な点検は実施してきておりますが、部品調達が困難な状況になってきており、整備改修を行うものでございます。そこで、平成31年度において昇降機が使用できない期間も発生することから、市民の方々を初め、利用される方々への早めの周知を行うとともに、平成30年度中に入札等の準備を進めるために、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。その下でございますが、総合計画策定支援業務委託料につきましては、平成31年度をもって第５次人吉市総合計画後期基本計画が終了することから、現在、次期総合計画策定準備を進めているところでございます。そこで、計画策定に向けての意見集約の支援などについて委託を行い、平成30年度中に入札等の準備を進めるために、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

６ページ、上から３件目でございますが、新市庁舎等什器整備実施計画策定業務委託料は、新市庁舎における什器（備品）につきまして、できるだけ既存の什器を活用すべく、既存什器活用選定のための実施計画策定を行うもので、平成30年度中に入札等の準備を進めるために、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

７ページをお願いいたします。第４表地方債補正は、追加２件、変更５件の合計７件でございます。まず、追加でございますが、人吉市第三セクター経営基盤強化資金貸付金債は、第三セクターくま川下り株式会社の経営基盤の安定化を図るために長期貸し付けを行うことに対する起債でございまして、充当率が75％の4,500万円を計上いたしております。次に、その下でございますが、サテライトオフィス誘致受入施設事業債は、まち・ひと・しごと総合交流館における１階元食堂部分を、コワーキングスペースとして整備改修することに対する起債でございまして、充当率が90％の450万円を計上いたしております。

次に、変更でございます。１件目の保育所等整備交付金事業債から、一番下の５件目の現年発生補助災害復旧事業債までは、交付基準額の改定や事業費の増減に伴い、それぞれ限度額の変更を行うものでございます。

次に、歳入の主なものについて御説明をいたします。

10ページをお願いいたします。一番上からになります。１款市税、１項市民税、１目個人3,606万4,000円の増額は、市民税（個人所得割）の平成30年度現年課税分の決算見込みによる増でございます。

その下でございます。14款国庫支出金、１項国庫負担金、１目民生費国庫負担金1,807万円の増額補正は、１節社会福祉費負担金、自立支援給付費負担金、障害児通所支援事業費負担金の増などでございます。

11ページをお願いいたします。一番上からになります。２項国庫補助金、２目民生費国庫補助金2,491万5,000円の増額補正は、２節児童福祉費補助金の放課後児童健全育成事業などに対する子ども・子育て支援交付金の増が主なものでございます。一番下でございます、12ページにかけてになりますが、15款県支出金、１項県負担金、１目民生費県負担金889万円の増額補正は、国庫負担金と同じく、自立支援給付費負担金、障害児通所支援事業費負担金の増などでございます。

引き続き、12ページをお願いいたします。中ほどからになります。２項県補助金、２目民生費県補助金1,465万5,000円の増額補正は、２節児童福祉費補助金の、市内９カ所の学童クラブに対する放課後児童健全育成事業費補助金の増が主なものでございます。一番下になります。８目商工費県補助金575万円の増額補正は、地方債補正においても説明いたしました、まち・ひと・しごと総合交流館における１階元食堂部分をコワーキングスペースとして整備改修や備品購入に対する、平成28年熊本地震復興基金交付金、熊本県サテライトオフィス誘致受入施設整備補助金でございます。

13ページをお願いいたします。一番上からになります。

９目災害復旧費県補助金627万5,000円の増額補正は、平成30年６月の梅雨前線豪雨により被災をいたしました農道・水路の災害復旧事業に対する現年災農地・農業用施設等災害復旧事業費補助金でございます。

14ページをお願いいたします。一番上からになります。18款繰入金、２項基金繰入金、４目応援団基金繰入金1,075万円の増額補正は、中学校における校務支援システム導入等に対し人吉応援団基金からの繰り入れを行うものでございます。その下でございます。19款、１項、１目繰越金、１節前年度繰越金を3,164万1,000円増額補正いたしております。20款諸収入、４項、２目雑入、２節民生費雑入6,576万4,000円の増額補正は、後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金の平成29年度精算に伴う返還金でございます。同じく、その下でございますが、５節農林水産業費雑入1,375万9,000円の増額補正は、高塚国有林における国有林分収契約林の公売による分配金1,378万9,000円が主なものでございます。

15ページをお願いいたします。21款市債につきましては、第４表地方債補正で御説明いたしましたので、割愛させていただきます。

次に、歳出でございます。16ページをお願いいたします。なお、各款、項、目の中の一般職給、職員手当等、共済組合負担金などの増減につきましては、人事異動に伴うものでございます。また、国・県支出金などの精算金は、前年度の事業精算に伴うものでございまして、説明を割愛させていただきます。

２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費45万9,000円の増額補正は、19節負担金、補助及び交付金の補助金で、永野町公民館及び上田代町公民館における施設整備等に対する地区公民館施設整備費補助金60万円が主なものでございます。一番下でございます。６目財産管理費673万6,000円の増額補正は、17ページになりますが、13節委託料で、公共施設においてＰＣＢ含有調査を実施するものなどでございます。

引き続き、17ページをお願いいたします。中ほどからになります。７目企画費80万3,000円の増額補正は、19節負担金、補助及び交付金の補助金で、去る11月14日に設立されました川上哲治生誕100年記念事業実行委員会の運営に対する補助金が主なものでございます。

18ページをお願いいたします。中ほどから下になります。４項選挙費、２目県議会議員選挙費206万2,000円の増額補正は、平成31年４月７日執行予定の県議会議員一般選挙に要する平成30年度執行予定経費の増でございます。

20ページをお願いいたします。中ほどからになります。３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費257万円の増額補正は、国民健康保険事業特別会計、介護保険特別会計への人件費分の繰出金が主なものでございます。その下でございます。２目心身障害者福祉費3,722万9,000円の増額補正は、歳入でも御説明いたしましたが、自立支援給付費、障害児通所支援事業給付費などの扶助費の増が主なものでございます。

21ページをお願いいたします。３目老人福祉費825万2,000円の増額補正は、19節負担金、補助及び交付金の補助金で、介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備に対する補助金が主なものでございます。中ほどから下になります。２項児童福祉費、１目児童福祉総務費7,395万5,000円の増額補正は、認可保育所等に対する延長保育促進事業補助金や、

市単独で実施しております軽度障害児保育事業補助金、市内９カ所の学童クラブへの放課後児童健全育成事業補助金などでございます。

少し飛びまして、24ページをお願いいたします。６款農林水産業費、１項農業費、３目農業振興費1,004万9,000円の増額補正は、19節負担金、補助及び交付金の補助金で、平成２年に人吉葉たばこ共同乾燥施設が設置され28年経過をし、老朽化等による施設等の更新が必要となっており、補助を行うものが主なものでございます。

25ページをお願いいたします。一番上からになります。７款、１項商工費、１目商工総務費3,446万9,000円の増額補正は、第三セクターくま川下り株式会社の経営安定化を図るための長期貸付金や、梢山工業用地における土地売払収入に伴う工業用地造成事業特別会計繰出金の減が主なものでございます。その下でございます。２目商工業振興費1,180万円の増額補正は、まち・ひと・しごと総合交流館における１階元食堂部分を、コワーキングスペースとして整備改修、及び改修後に必要とする備品購入費などでございます。

26ページをお願いいたします。中ほどのところになります。８款土木費、２項道路橋梁費、３目道路新設改良費3,000万円の増額補正は、新市庁舎本体等の工事に伴う工事車両等の混雑を避けるため、先行して弓道場前市道の歩道等の整備工事を行うものでございます。

28ページをお願いいたします。10款教育費、２項小学校費、１目学校管理費725万8,000円の増額補正は、学校管理経費の補正のほか、29ページになりますが、13節委託料において、小学校におけるＰＣＢ含有調査を実施するもの等でございます。

引き続き、29ページをお願いいたします。３項中学校費、２目教育振興費1,031万5,000円の増額補正は、中学校における生徒の出席状況や成績等を管理するための教師用校務支援システム導入に要する経費、備品購入費などでございます。

少し飛びまして、32ページをお願いいたします。一番上からになります。11款災害復旧費、２項農林水産施設災害復旧費、１目農業用施設災害復旧費676万1,000円の増額補正は、平成30年６月の梅雨前線豪雨により被災をいたしました農業施設等災害復旧工事でございます。１つ飛びまして、４項文教施設災害復旧費、１目公立学校施設災害復旧費200万円の増額補正は、平成30年７月６日から８日にかけての梅雨前線豪雨により被災をいたしました人吉西小学校のり面等の災害復旧工事でございます。

33ページをお願いいたします。最後に、14款、１項、１目予備費を2,001万5,000円増額いたしております。

以上で、議第75号平成30年度人吉市一般会計補正予算案（第５号）についての補足説明を終わります。御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中　哲君）　以上で、議第75号から諮第４号までの提案理由の説明は全部終了いたしました。

日程第23　議第67号及び日程第24　議第68号

○議長（田中　哲君）　次に、議会運営委員長から報告がありましたとおり、継続審査となっておりました決算の認定等について、本日、委員長報告を受け、順次採決を行います。

まず、日程第23、議第67号平成29年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について、日程第24、議第68号平成29年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についての２件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

３番。高瀬堅一議員。

○３番（高瀬堅一君）（登壇）　皆様、こんにちは。それでは、平成30年９月第４回人吉市議会定例会において、厚生委員会に付託されました議第67号平成29年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について、審査の経過と結果について報告をいたします。

委員会は３回にわたって開催し、まず水道局長、上水道課長から前年度要望事項に対する経過説明と決算内容の説明を受け、引き続き監査委員から審査意見書に基づく説明を受けた後、審査を行いました。

当年度は、前年度と比較して総収益が6.6％減の５億1,631万3,359円（税抜額）に対し、総費用が7.3％減の４億5,424万1,881円（税抜額）で、純利益が前年度より0.7％減の6,207万1,478円となっております。総収益及び総費用が減額になった主な理由として、平成29年度は退職者がいなかったことに伴い一般会計負担分繰入金及び退職手当の支給の皆減によるものです。

投資された事業の主なものとしましては、麓町配水管改良工事、永野町配水管改良工事などが行われております。

給水戸数は前年度より152戸増加、給水人口は528人減少し、給水区域内人口に対する普及率は99.4％となっております。年間総配水量は前年度より0.7％減少、年間総有収水量は0.6％減少しております。有収率は85.51％で、前年度より0.08ポイント上昇しております。

審査では、各委員から、茂ヶ野水源地不断水仕切弁設置工事について、未収金が発生した理由について、水源地一帯の環境保全についてなどが質問されました。

これに対し執行部からは、茂ヶ野水源地不断水仕切弁設置工事については、昭和42年に建設されたポンプ機のメンテナンスを行うため、２号機に仕切弁を設置した。未収金が発生した理由については、市外・県外へ転出された場合に、連絡がとれても支払いをしていただけない場合があり、収納率100％には満たない状況である。水源地一帯の環境保全については、平成29年度は古仏頂水源地区域内で、取水槽のり面部分に繁茂する樹木等の伐採、のり面の整正及び保護、雨水の影響を避けるために上層部に側溝を設置したなどの説明がありました。

全国的な少子化傾向に伴う人口減少や節水意識の高揚などにより、今後も給水収益の減少が予想されます。また、費用の面では、施設の維持管理、老朽管の更新及び管路等の耐震化

等に多額の出費が見込まれています。

委員会としましては、以上のことを踏まえながら、今後の水道事業の経営については、人吉市水道事業ビジョンに基づき、引き続き公営企業の原則である経済性と公共の福祉増進に沿って経営の効率化、健全財政及び収益性の向上を推進されるとともに、さらには大規模災害を視野に入れた危機管理能力に優れた組織・体制づくりの構築に努め、将来にわたって低廉で清浄かつ豊富な水の安定供給ができるように要望するとともに、下記事項についても重ねて要望を行いました。

記

１　水道事業の健全運営の維持を図るためには、水道事業の特殊性に鑑み、引き続き職員の技術力向上・維持及びＩＴ化に伴うスキルアップに努めるとともに、職員の適正配置に配慮すること。また、近年、全国で多発している大規模な地震や異常気象による大規模災害、水道管の漏水による道路陥没など不測の事態に起因する断水等に対し、迅速な対応、安心安全な市民生活への復旧に向けて、マニュアルの整備も含め、速やかに対応できる体制の強化を図ること。

２　水道料金の収納率については改善傾向にあり、その努力は認めるところであるが、さらなる収納率向上のために、引き続き口座振替の推進や収納方法の多様化による市民の利便性を図り、水道料金の債権管理については、民法、地方自治法及び人吉市水道条例を十分認識し、債務者に応じた適正管理に努めること。

３　耐用年数を経過し老朽化した水道施設及び管路の更新については、人吉市水道事業ビジョンに基づき計画的に行い、今後も国庫補助等の有利な制度を活用するなど財源の確保に努め、市民の急激な負担増にならないよう適正運営に配慮すること。また、同じように老朽化している宅内の給水管や設備に関しても、不測の事故やトラブルが危惧されるため、引き続き広報やホームページ等を活用した多岐にわたる啓発活動を実施すること。

４　将来にわたって衛生的な水源を維持するため、今後も、より一層水源地近隣の用地取得などの水源涵養の取り組みを進め、水源地一帯の環境保全保安に努めること。

以上、厚生委員会に付託されました議第67号平成29年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定については、慎重審査の結果、賛成多数で原案可決及び認定することに決しました。

それでは、引き続き平成30年９月第４回人吉市議会定例会において、厚生委員会に付託されました議第68号平成29年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について、審査の経過と結果について報告をいたします。

委員会は３回にわたって開催し、まず水道局長及び下水道課長から前年度要望事項に対する経過説明と決算内容の説明を受け、引き続き監査委員から審査意見書に基づく説明を受けた後、審査を行いました。

当年度は、前年度と比較して、総収益が0.0％増の11億3,349万976円（税抜額）に対し、総費用が2.2％減の10億3,872万1,870円（税抜額）で、純利益が33.5％増の9,476万9,106円となっております。投資された事業の主なものは、小永野第一雨水幹線測量設計業務委託、瓦屋地区ほか人孔蓋等修繕及び公共桝設置工事、平成29年度から30年度の２カ年事業である矢黒町汚水中継ポンプ場改築更新工事等であります。

接続済世帯数は前年度より34戸減少、水洗化済人口は319人減少し、下水道普及率は74.2％、水洗化率は90.9％となっております。年間総処理水量は前年度より2.0％減少、年間有収水量は0.1％減少しております。有収率は72.49％で、前年度より1.38ポイント上昇しております。

審査では、各委員から受益者負担金滞納の理由について、未収に伴う追跡調査について、県下における下水道使用料の状況についてなどが質問されました。

これに対し執行部からは、受益者負担金滞納の理由については、主に高齢、自己破産等、転出等による行方不明などである。未収に伴う追跡調査については、住民登録等の調査を行っても、登録のみで実在されていない場合、実際に行方不明である場合等があり、未収が発生している状況である。県下における下水道使用料の状況については、改定前の平成25年４月１日現在では５番目に高い状況であったが、改定後では一番高くなっているなどの説明がありました。

水道事業と関連性が深い公共下水道事業においても、全国的な少子化傾向に伴う人口減少や節水意識の高揚などによる下水道使用料の減少、また費用の面における課題として、終末処理場やポンプ場の経年劣化に伴う更新費用の増加などが懸念されます。

委員会としましては、以上のことを踏まえながら、公営企業の原則である独立採算制の趣旨のもと、今後の公共下水道事業の経営については、自主財源の根幹をなす下水道使用料の適切な債権管理に努めるとともに、経営の効率化、健全財政に努められ、さらなる市民サービスの向上を図られるよう要望するとともに、下記事項についても重ねて要望を行いました。

記

１　下水道使用料の徴収については、今後においても上水道課との連携を密にするとともに、適宜全件調査の実施や、さらなるチェック体制の強化により適切な事務処理に努めること。

２　下水道使用料及び受益者負担金の納付については、引き続き口座振替の推進や収納方法の多様化による市民の利便性を図ることにより、さらなる収納率向上に努めること。未収金については、改善傾向にあるが、負担の公平性の観点から、安易に不納欠損の措置をとることがないよう引き続き債務者に応じた適正な管理を行い、早期解消に向けて特段の努力をされること。

３　引き続き長寿命化計画に基づく施設等の適正な維持管理に努められ、特に下水道管やマンホール等の管渠施設においても、ポンプ場に負荷のかかる雨水や浸透水の浸入対策とし

て、経年劣化の把握に努めること。

以上、厚生委員会に付託されました議第68号平成29年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定については、慎重審査の結果、賛成多数で原案可決及び認定することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中　哲君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

ここで、議第67号及び議第68号については、討論の要求があっておりますので、これより討論を行います。

１番、塩見寿子議員の発言を許可いたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

１番。塩見寿子議員。

○１番（塩見寿子君）（登壇）　議第67号平成29年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定に反対の立場から討論を行います。

平成８年度に水道料が約25％値上げされました。値上げ前の平成７年度の当年度純利益は2,864万円、これが平成29年度には6,207万円となっています。値上げ前の平成７年度の当年度未処分利益剰余金、つまり、累積黒字は8,746万円で、これが平成29年度には５億6,303万円になっています。平成７年度の累積黒字に比べて、平成29年度にはその約6.43倍にも膨れ上がっています。一方、市民の暮らしはどうでしょう。年金は引き下げられ、消費税増税を初め、国保税や介護保険料の負担が重く、下水道料金の引き上げなどで、本当に大変になっています。暮らしが厳しくなっている中、この累積黒字は、もとはといえば市民が納めた水道料金なのだから、その一部を市民に還元すべきではないかと、私は思います。繰越利益剰余金は、不測の事態に備えてのお金だと説明を受けていますが、４億3,894万円も必要でしょうか。

以上のような見地から、私はこの議案に反対します。

続きまして、議第68号平成29年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定に反対の立場から討論を行います。

平成26年度に下水道料が10.85％値上げされました。その結果、20立方メートルの水を使用した場合の使用料は3,780円と、県下14市で一番高い下水道料金となりました。また、平成26年度には消費税が５％から８％に上がり、年金は引き下げられる中、市民の生活はさらに厳しくなっています。下水道料金は14市で一番高くなりましたが、市民の所得は１番ではありません。下水道料金の負担は重く、大きくなっています。その一方、平成29年度当年度純利益が9,476万9,106円となり、当年度未処分利益剰余金、つまり、累積黒字は３億7,635

万1,248円で、前年度よりふえています。地方自治体の一番の仕事は、市民の暮らし、福祉を守ることです。市民の生活が厳しい中での下水道料金の値上げは避けるべきだったと思います。

以上のような見地から、私はこの議案に反対します。

○議長（田中　哲君）　以上で、討論を終了いたします。

それでは、採決いたします。採決は分割して起立採決といたします。

まず、議第67号について採決いたします。議第67号について、原案のとおり可決及び認定することに賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（田中　哲君）　起立多数。

よって、議第67号は原案可決及び認定することに決しました。

続きまして、議第68号について採決いたします。議第68号について、原案のとおり可決及び認定することに賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（田中　哲君）　起立多数。

よって、議第68号は原案可決及び認定することに決しました。

日程第25　議第74号

○議長（田中　哲君）　次に、日程第25、議第74号平成29年度人吉市歳入歳出決算認定についてを議題とし、決算特別委員長の報告を求めます。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

５番。宮﨑保議員。

○５番（宮﨑　保君）（登壇）　平成30年９月第４回定例会において、決算特別委員会に付託されました議第74号平成29年度人吉市歳入歳出決算認定について、審査の結果を報告いたします。

委員会は、５回にわたって開催し、まず監査委員から審査意見書に基づく説明を受け、その後、各部・局から前年度の要望事項に対する対応及び資料の説明と各会計ごとの説明を受け、審査を行いました。なお、代表監査委員は、当該年度総務部長の職にあったため、審査に当たっては、その所管事項について、地方自治法第199条の２の規定により除斥とされたことの報告を受けました。また、両監査委員との合議の結果、審査意見書の説明を分割して行われるとともに、総務部及び企画政策部の審査の際は、代表監査委員は自主退席をされております。

一般会計の実質単年度収支は、平成28年度においては１億9,506万6,000円余りの赤字でありましたが、平成29年度においても３億2,855万4,000円の赤字となっております。一般会計から特別会計への繰り出しは12億98万7,000円となっております。

普通会計において、財政力指数は0.43で、前年度と同じであり、実質公債費比率は6.5％で、前年度に比べ0.3ポイントの減、経常収支比率は100.8％で、前年度に比べ2.0ポイントの減となっております。

歳入面については、市税において平成29年度は回復基調が見られるものの、長期的には生産年齢人口の減少に伴い市税の減収が見込まれるほか、このまま人口減少が続くならば地方交付税等の減収が懸念されます。また、歳出面については、高齢化による扶助費の増加や特別会計への繰出金の増加、加えて平成28年熊本地震により本庁舎が被害を受けたことに伴い、庁舎機能の移転・分散化を余儀なくされており、市民サービスにも大きな支障を来していることから、新市庁舎建設の推進及び経年劣化等による老朽化施設の対応が急務であり、今まで以上に財政需要の増大が予想されます。

よって、今後の財政運営に当たっては、新市庁舎建設に多額の費用が必要となることを考慮し、引き続き行財政運営全般にわたる改革を推進するとともに、財政状況をより正確に把握・分析し、歳出全般にわたる徹底した見直しによる歳出総額の抑制と重点化を進め、効率的で持続可能な財政運営を行われるよう要望します。

なお、個別の指摘・要望事項は次のとおりです。

1　税・使用料・負担金の徴収については、ほとんどの税目等において前年度を上回る成果が見られているところであるが、成果の上がらなかった項目については十分な調査・分析を行うとともに、より一層の収納率の向上に努め、歳入の確保に万全を期されたい。また、収納未済額及び不納欠損については、税負担の公平の見地から、滞納者の追跡調査、実態調査に力を入れ、さらなる歳入の確保に努められるよう要望する。

2　国民健康保険事業、介護保険、後期高齢者医療特別会計については、人口の減少や高齢化の進展により、今後も１人当たりの医療費等に係る支出の増大が予想されることから、市民健診受診率の向上や介護予防事業を推進するため、各種事業の周知徹底と受診率の低い若年層の対策を講じること。また、関係機関との連携を密にし、市民に対するジェネリック医薬品のさらなる利用促進等の周知とあわせて医療費の適正化を図り、健全な財政運営に努められるよう要望する。

3　工業用地造成事業については、今後、本市の企業誘致に大きな影響を与える事業であり、特に中核工業用地への企業誘致については喫緊の課題であることを十分認識し、雇用拡大や地域経済活性化に確実につなげ、早急な企業誘致が図られるよう、関係機関との調整を密にし、より積極的な企業・工場誘致活動に取り組まれるよう要望する。

4　任意団体への補助金交付については、人吉市補助金等基本条例の基本原則にのっとり、人吉市補助金交付規則に沿って事務処理を心がけられたい。

あわせて、人吉市補助金審査委員会から出されている意見を踏まえ、内容を十分に精査し、補助金ありきとならないよう、事業に対して助言・指導を徹底されることを強く要望

する。

以上、４点の指摘・要望事項を付し、本委員会に付託されました議第74号平成29年度人吉市歳入歳出決算認定については、慎重審査の結果、賛成多数で認定することといたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中　哲君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

ここで、議第74号については、討論の要求があっておりますので、これより討論を行います。

11番、本村令斗議員の発言を許可いたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）（登壇）　議第74号平成29年度人吉市歳入歳出決算認定に反対の立場から討論を行います。

この決算の中には、部落解放同盟熊本県連合会が主催する部落解放第30回熊本県研究集会に対する人吉球磨地区実行委員会補助金が含まれており、これに反対するものです。

その理由は、２つあります。１つ目の理由です。同和問題は、特別措置法に基づき、33年にわたり約16兆円を費やし、さまざまな施策と取り組みが行われてきました。その結果、結婚の問題でも就労の問題でも高校進学率でも、ほかと比べて差違はほとんどなくなっています。このような到達に至って、特別対策は2002年３月をもって終結し、予算を支出する法的根拠がなくなっています。そのような中、公平公正であるべき行政が特定運動団体の集会に予算を支出し、住民の参加を要請したことは、公平公正を欠いていると思います。

２つ目の理由です。1986年に地域改善対策協議会の意見具申が出されました。その中で、確認・糾弾を核にした民間運動団体の行き過ぎた言動が差別意識の解消の促進を妨げている決定的な要因となっていることを指摘しています。しかし、今日でも、部落解放同盟は糾弾の社会的正当性の確保と定着を図ることを、今後の部落解放運動の基本課題の第一に上げています。人吉市の研究集会の取り組みは、糾弾の取り組みを堅持する部落解放同盟を後押しするものだと思います。

以上のような見地から、私はこの議案に反対します。

○議長（田中　哲君）　以上で、討論を終了いたします。

それでは、採決いたします。採決は起立採決といたします。

議第74号について、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（田中　哲君）　起立多数。

よって、議第74号は認定することに決しました。

○議長（田中　哲君）　以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

発言の申し出

○議長（田中　哲君）　ここで、教育長の発言を許可いたします。

○教育長（末次美代君）（登壇）　議員の皆様、こんにちは。議長のお許しをいただきまして、人吉市議会に提出いたしました教育委員会の事務に関する点検評価報告書について、概要を説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、全ての教育委員会は、毎年、効果的な教育行政の推進を図り、市民への説明責任を果たす観点から、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用しながら、点検及び評価を行うこととなっております。さらにその結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表することを義務づけられております。

人吉市教育委員会は、人吉市教育方針の基本理念、教育目標のもと、平成29年度に実施しました主要な８つの事業を選定し、学識経験者３名からの御意見を参考にしながら、教育委員会会議におきましてＡからＤまでの４段階の評価基準に基づき評価し、最終決定したところでございます。

学識経験者の方々からは、各事業の現状や必要性について、多角的かつ市民の目線に立った大変貴重な御意見をいただいております。また、検討すべき部分や創意工夫の勧めなど、具体的な御指摘もさまざまにいただき、本市の教育行政に対する御理解や、子供たちへの温かく、真剣な思いを改めて実感しております。

なお、この報告書には、教育委員会の活動及び運営状況につきましても掲載しております。今後は、この評価結果を重視し、事業の方向性と事業展開の指標とするとともに、報告書をホームページで公表し、議会や市民の皆様の御意見をいただき、ＰＤＣＡサイクルを活用しながら、教育振興基本計画を初め、本市の教育行政の推進に生かしていくよう努めてまいりたいと存じます。

以上、御説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、今後とも御指導を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中　哲君）　以上をもちまして、本日の会議は散会いたします。

午後０時10分　散会

平成30年12月第５回人吉市議会定例会会議録（第２号）

平成30年12月４日　火曜日

１．議事日程第２号

平成30年12月４日　午前10時　開議

日程第１　議第75号　平成30年度人吉市一般会計補正予算（第５号）

日程第２　議第76号　平成30年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

日程第３　議第77号　平成30年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第２号）

日程第４　議第78号　平成30年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第２号）

日程第５　議第79号　平成30年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）

日程第６　議第80号　平成30年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第２号）

日程第７　議第81号　人吉市第三セクター経営基盤強化資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

日程第８　議第82号　人吉市景観条例の制定について

日程第９　議第83号　人吉市景観計画等策定審議会条例を廃止する条例の制定について

日程第10　議第84号　土地の処分について

日程第11　議第85号　損害の賠償について

日程第12　議第86号　損害の賠償について

日程第13　議第87号　損害の賠償について

日程第14　議第88号　損害の賠償について

日程第15　議第89号　損害の賠償について

日程第16　議第90号　損害の賠償について

日程第17　諮第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第18　諮第２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第19　諮第３号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第20　諮第４号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第21　一般質問

１．本　村　令　斗　君

２．大　塚　則　男　君

３．笹　山　欣　悟　君

４．豊　永　貞　夫　君

２．本日の会議に付した事件

・追加日程

議第91号　人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

・議事日程のとおり

３．出席議員（18名）

１番	塩見寿子君
２番	宮原将志君
３番	高瀬堅一君
４番	大塚則男君
５番	宮﨑　保君
６番	平田清吉君
７番	犬童利夫君
８番	井上光浩君
９番	豊永貞夫君
10番	西　信八郎君
11番	本村令斗君
12番	笹山欣悟君
13番	福屋法晴君
14番	村上恵一君
15番	永山芳宏君
16番	三倉美千子君
17番	仲村勝治君
18番	田中　哲君

欠席議員　なし

４．説明のため出席した者の職氏名

市長	松岡隼人君
副市長	松田知良君
監査委員	井上祐太君
教育長	末次美代君
総務部長	迫田浩二君
企画政策部長	早田吉秀君
市民部長	廣田五浩君
健康福祉部長	告吉眞二郎君

経済部長	福山誠二君
建設部長	山下正純君
総務部次長	丸本　縁君
財政課長	植木安博君
秘書課長	永田勝巳君
水道局長	中村則明君
教育部長	小林敏郎君
選挙管理委員会事務局長	牛島重勝君

5．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	山本繁美君
次長	桒原　亨君
庶務係長	井上京子君
書記	青木康徳君

午前10時　開議

○議長（田中　哲君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、さきに決定されましたとおり質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

日程の追加について

○議長（田中　哲君）　一般質問に入ります前に、日程の追加についてお諮りいたします。

議第91号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきまして、日程に追加することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田中　哲君）　御異議なしと認めます。

よって、議第91号を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程　議第91号

○議長（田中　哲君）　執行部より提案理由の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇）　皆様、おはようございます。一般質問前の貴重なお時間をいただきまして恐縮に存じます。ただいま追加提案いたしました議案につきまして、御説明を申し上げます。

議第91号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案は、市長及び副市長の給料月額を減額して支給するため、条例の一部を改正するものでございます。

これは、人吉しごとサポートセンターについて、前センター長の解雇により開所を延期させていただいておりましたが、去る11月27日、開所に向けたＨｉｔ－Ｂｉｚキックオフミーティングを開催することができ、今月17日に、まち・ひと・しごと総合交流館内に同センターを開所する運びとなりました。つきましては、同センターの開所を前に、この事業を推進した責任者としての責任の所在を明らかにするため、本議会において、給料を減額する条例案を提案させていただくものでございます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中　哲君）　ただいま説明がありました議第91号に対しての質疑は、あさって６日の一般質問終了後に行いますのでよろしくお願いいたします。

質疑を含めた一般質問

○議長（田中　哲君）　それでは、質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、11番」と呼

ぶ者あり）

11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）（登壇）　おはようございます。11番議員の本村令斗です。それでは、通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

大きく５点の質問を行います。１点目は、市長の施政方針についてで、安倍首相の所信表明演説について質問します。２点目は、国民健康保険税についてで、引き下げについてです。３点目、災害に強いまちづくりで、指定避難所へのエアコン設置について、避難所での対応について、ブロック塀の撤去について質問を行ってまいります。４点目は、市民アンケートに寄せられた要望で、歩道の改修について、道路の改修について、側溝の蓋の設置について、街路灯の設置についてです。５点目、「子どもの権利条約」で条例の制定について質問してまいります。

１点目の、市長の施政方針から始めてまいります。市長は、第197回臨時国会における安倍首相の所信表明演説について触れ、「今後３年間で子供から現役世代、お年寄りまで全ての世代が安心できる社会保障制度へ改革を進めていく決意を表明されています」と述べています。安倍首相は、全世代型社会保障の名で、この改革を進めようとしています。その実態は、その財源確保と称して、消費税10％の負担を全世代の国民に押しつけつつ、特に高齢者に大きな痛みを強いるものにほかありません。政府内で検討・議論されているのは、65歳以上への継続雇用の延長とセットでの年金支給開始年齢のさらなる引き上げ、75歳以上の医療費窓口負担の引き上げ、介護のケアプランの有料化、介護老人保健施設の多床室の部屋代有料化などです。この間、年金が減らされ、介護保険料や国保税など重い負担を押しつけられてきた高齢者の暮らしを一層脅かすことを、お年寄りが安心できる社会保障といって押しつけることは許されません。生活保護の生活扶助費削減も、ことし10月から３年かけて実施されます。待機児童解消へ待ったなしの、認可保育園の抜本的増設に踏み出そうとはしていないのでは、子育て世代に安心とは言えません。財政制度審議会では、医療費制限ありきで、さらなる病床ベッド数の削減や国保の一般会計からの法定外繰り入れ中止も要求しています。

このように、全世代型社会保障の実態は社会保障の削減・抑制であり、全ての世代の人がますます不安になり、生きづらくする施策だということは明らかだと思います。市長に、その認識はないのかお伺いします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

これから国において検討が進められる、全ての世代に係る社会保障制度の改革についての御質問でございますが、少し制度の根本も含めて、お答えをさせていただきます。

現在、当たり前のように私たちが恩恵を受けています社会保障・社会福祉制度がなかった時代を考えますと、例えば、今で言う子育てや介護に相当する内容は、ほとんど家族、家庭の範囲で行われ、完結していたものと存じます。我が国は、戦後、経済的にも成長し、

私たちの暮らしが物質とともに豊かになっていく中で、国民が等しく健康で文化的な最低限度の生活を営むための対策として、社会保障・社会福祉制度が次々と創設され、また、時代のニーズも踏まえ改正も加えてまいりました。それまで、家族や家庭、あるいは地域で行われた支援・対応が、公的な形でさまざまに提供されるサービスにかわり、その費用を、私たち国民が得た収入の中から負担し合う仕組みが構築され、現在も、その根幹に沿って制度運営がなされております。

これらに係る社会保障給付費について、厚生労働省が公表している資料を見ますと、昭和45年に３兆5,000億円であったものが、平成29年度には予算ベースで120兆4,000億円と増大し、国民所得額に占める割合も5.77％から29.79％へと上昇しております。我が国の将来を考える上で、少子高齢化・人口減少社会の中で、財源を含め、どのように社会保障・社会福祉制度を維持していくのかという課題に目が行きがちでありますが、私は今後を考える上で、多様性が認められる社会に応じた制度運営が、もう１つの論点になるのではないかと思っております。人生100年時代を迎え、国民一人一人が人生観を持ち、多様な生活を送る中で、これら国民生活を支える仕組みこそが重要であり、かつ難しい課題であると感じております。

ただいま社会保障制度改革の中で、漏れ聞こえてきております65歳以上の継続雇用の引き上げなどの改革は、人の生きがいや多様性にも応えるものかもしれません。いずれにいたしましても、私たちが生きていく社会が日々変化を遂げていく中で、国民生活を支える社会保障・社会福祉制度も進化をしていく必要はあるものと存じておりまして、全世代型という表現の是非は別といたしまして、全ての国民に係る制度運営といたしまして、その時代に合った改革を進めていくことは必要であると認識をしているところであり、今後３年をかけ進められる改革の議論、動向につきまして、注視してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）　市長、今、答弁されましたけど、今度、社会保障に対するいろんなサービスとかが減らされたりするところは否定はされなかったと思いますが、社会保障に対する給付費が膨らんでいるというんですけど、まだ、私は、このような国民のサービスの切り下げや、あるいは負担の増加をするんではなくて、社会保障に充てる財源をきっちりと生み出していくことこそ大切だと思っています。例えば、大企業に、せめて中小企業並みの法人税率をかけると、４兆円の財源が生まれます。大株主優遇税制の是正を行えば、1.2兆円の財源が生まれます。これで5.2兆円です。さらに、本年度に史上最高となっている軍事費５兆1,911億円や、米軍への思いやり予算4,180億円を見直せば、さらなる財源が生まれます。国は、私は、住民の負担の増加やサービスの切り下げを行う前に、そのような改革を行うべきだと思うということを、まず述べておきます。

そして、この質問について終わりまして、次の質問に入ってまいります。

国民健康保険税についてです。全国どこでも、高すぎる国民健康保険税に住民が悲鳴を上げています。日本共産党人吉市委員会は、2018年９月より10月にかけて、市民の意見や要望を聞き、人吉市政や国政に反映させるための市民アンケートに取り組みました。国保世帯の方に、税額について、「１、高い」「２、ちょうどよい」「３、安い」「４、わからない」の４択で聞いたところ、「高い」が63％を占めました。また、自由に記入できる欄には、このような意見が書かれていました。「今、国保と年金分で月４万円近く払っています。生活できません。」、40代の女性の方です。「収入のある、なしにかかわらず、国民健康保険税をもう少し下げてもらわなければ、かなり苦しいです。高すぎます。」、30代の男性の方です。「年金生活者にとって、国保税、介護保険ともに高すぎ、生活が苦しくなっている。」、70代女性、などです。

全国では、滞納世帯は289万件、全加入世帯の15％を超えています。人吉市の状況が気になります。そこで、直近の国保世帯数、滞納世帯数と割合をお伺いします。

○市民部長（廣田五浩君）　議員の皆様、おはようございます。それでは、私からお答えをいたします。

１点目の、本市の国民健康保険、国保の世帯数及び被保険者数につきましては、平成30年３月31日現在で、２点目の、滞納世帯数と割合につきましては、平成30年６月１日現在の平成29年度の滞納繰越件数でお答えさせていただきます。

国保の世帯数は、5,252世帯。被保険者数は、8,317人。滞納繰越件数は、759件。滞納繰越件数の割合につきましては、14.45％でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）　大体国と変わらないぐらいの滞納の割合ですけど、やはり、非常に人吉市民も大変な状況にあるんじゃないかと、私は感じました。

それで、全日本民医連の調査によると、無保険になったり、正規の保険証を取り上げられるなど、生活の困窮で医療機関の受診がおくれたために死亡した事例が、昨年１年間で63人に上るという深刻な事態も起こっています。

そこで、短期保険証の世帯数と割合、資格証明の世帯数と人数と割合はどれだけか、お伺いします。

○市民部長（廣田五浩君）　お答えいたします。

本市の国保の短期保険証交付状況と割合、資格証明書交付状況と割合につきましては、平成30年８月の保険証切りかえ時期でお答えさせていただきます。

短期保険証世帯数は708世帯、割合で13.97％。その被保険者数は1,006人、割合で12.64％。資格証明書世帯数は８世帯、割合で0.16％。その被保険者数は12人、割合で0.15％でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）　とりわけ人吉市は、短期保険証の世帯数が非常に多くて、これもやはり、非常に払えない状況に追い込まれた人たちが多いんじゃなかろうかと、私は感じるところです。

それで、国保加入者の１人当たりの納入平均保険料は、政府の試算でも、中小企業の労働者が加入する協会けんぽの1.3倍、大企業の労働者が加入する組合健保の1.7倍という水準です。東京23区に住む給与年収400万円の４人世帯が協会けんぽに加入した場合、保険料の本人負担分は年19.8万円ですが、同じ年収・家族構成の世帯が国保加入だと、保険料は年42.6万円。実に２倍以上の格差が生じています。

国保税が、協会けんぽなどの被用者保険と比べて著しく高くなる大きな要因になっているのは、国保にしかない均等割・平等割という保険料算定です。被用者保険の保険料は、収入に保険料率を掛けて計算するだけで、家族の人数が保険料に影響することはありません。ところが、国保税は、所得に保険料率を掛ける所得割、固定資産税の額に応じてかかる資産割のほかに、世帯員の数に応じてかかる均等割、各世帯に定額でかかる平等割を合算して算定されます。国保税が協会けんぽなどの被用者保険と比べて著しく高くなる大きな要因になっているのは、国保にしかない均等割・平等割という保険料算定があるからだということを認識しているか、お伺いします。

○市民部長（廣田五浩君）　お答えいたします。

全国健康保険協会――通称、協会けんぽの被保険者におきましては、報酬月額で１から50等級の段階の標準報酬で、被保険者と事業主との折半によりまして健康保険料を負担する仕組みになっているところでございます。

本市の健康保険税におきましては、国民健康保険法施行令第29条の７及び熊本県国民健康保険運営方針に基づきまして、本市国民健康保険税条例で、被保険者に対し賦課をしているところでございます。なお、被保険者の低所得世帯や中間所得層を対象としました均等割及び平等割におきましては、国保条例等によります軽減措置が講じられているところでございます。低所得者として一定の所得要件が該当した場合、７割・５割・２割の軽減が実施されているところでございます。平成30年度賦課におきましても、５割軽減該当要件は、１人当たり、被保険者数掛けるところの5,000円の増、２割軽減該当要件は、１人当たり、被保険者数掛けるところの１万円の増の改正が行われておりまして、軽減世帯の拡充が図られたと考えているところでもございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）　減額の拡充を図られたと言っても、やっぱりそれはないんです、協会

けんぽには。均等割・平等割は。だから、そこがかかってしまうことによって協会けんぽより高くなっているんですから、たとえそこのところで減免措置があったとしても、７割・５割・２割でしたか、そこはやっぱり高くなるんだと、協会けんぽよりですね。そういうところはきちんとやっぱり間違いないことだということですよ。

それで、人吉市は資産割は導入していないようですが、均等割・平等割について、とりわけ均等割が問題だと思います。そのことを明らかにするため、人吉市において、国保税額を計算するための所得割・均等割・平等割は幾らか、お伺いします。

○市民部長（廣田五浩君）　お答えいたします。

平成30年度の国民健康保険税の医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分別で御説明させていただきます。

１点目の、医療給付費分につきましては、所得割額は、世帯の総所得額に税率100分の9.4、9.4％を掛けた額になります。均等割額は、１人につき２万4,900円掛ける被保険者数の額になります。平等割額は、１世帯につき２万4,000円でございます。限度額は、年税額の最高額は58万円でございます。

それから２点目の、後期高齢者支援金分につきましては、所得割額は、世帯の総所得額に税率の100分の2.9、2.9％を掛けた額になります。均等割額は、１人につき8,400円掛ける被保険者数の額になります。平等割額は、１世帯につき7,200円でございます。限度額は、年税額の最高額は19万円でございます。

３点目の、介護納付金の対象者は40歳から64歳までの被保険者につきまして、所得割額は、世帯の総所得に税率100分の2.5、2.5％を掛けた額になります。均等割額は、１人につき１万6,000円掛ける被保険者数の額になります。限度額は、年税額の最高額は16万円でございます。

国保税の世帯の年税額は、今、御説明しました１点目から３点目の、医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の合計金額となります。平成30年度の世帯の限度額は、最高額が93万円となっているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）　今の答弁から、人吉市の国保税の均等割は、介護納付金分がかからない39歳以下の人で、１人当たり、医療給付費分と後期高齢者支援金分が合わさった３万3,300円となります。家族が１人ふえるごとに、３万3,300円、６万6,600円、９万9,900円と、国保の負担が上がっていきます。低所得者には一定の減額があるものの、子供の数が多いほど国保税は引き上がる。均等割には、まるで人頭割、子育て支援に逆行しているという批判の声が上がり、全国知事会などの地方団体からも均等割見直しの要求が出されています。ここでも、非常に、均等割と平等割が、協会けんぽに比べて、国保税の額を引き上げていると

いうのが見えてきます。

人間の頭数に応じて課税する方法は、人頭税と呼ばれています。人頭税は古代につくられた税制で、人類史上で最も原始的で過酷な税とされています。それが21世紀の公的医療制度に残っているのです。インターネットでウィキペディアを見てみると、人頭税についてはこのように書かれています。「古代から封建制にかけての時代には、多くの国で導入されていたが、所得に対し逆進性の強い税制であるため、2014年現在では導入している国はほとんどない。所得がなくても、そこに住んでいるだけで課税されるため、困窮した庶民が逃亡したりすることもあった。逆に、これを利用して、特定の民族を排斥する意図で導入されることもあり、19世紀後半のカナダでは、増加した中国系の排斥を目的に、人頭税を課した事例がある。アメリカ合衆国南部では、19世紀末から20世紀中ごろまで、人種差別目的で、人頭税の支払いを投票資格の要件とする州があった」というものです。

人吉市が、人頭税に対してどのような認識を持っているのかお伺いします。

○市民部長（廣田五浩君）　お答えいたします。

御質問の、人頭税につきましては、担税能力とは無関係に、個人に対して一律に同額を課する租税のことでございまして、古代から近世まで、多くの国で導入されていた租税形態の１つと理解しているところでございます。

現在の国民健康保険税の課税につきましては、先ほど３回目の御質問で答弁いたしましたとおり、国及び本市の国保税条例等、被保険者等に課税を行っているところでございます。新国保制度に係る国民健康保険の事業運営を、共通認識のもとで県と県内市町村が一体となりまして、平成30年３月に熊本県国民健康保険運営方針が策定されたところでございます。

この運営方針におきまして、市町村標準保険税率の算定方式は、国民健康保険税の医療給付費分及び後期高齢者支援金分につきましては、３方式の所得割・均等割及び平等割、介護納付金につきましては、２方式の所得割及び均等割で、被保険者に課税するように提示されているところでございます。これを参考といたしまして、本市につきましては、平成30年度改正により、国保税の標準化・平準化に向けまして介護納付金分を３方式から２方式へと改定いたしまして、安定・健全運営を目的とします課税の適正化を図っているものと理解・認識いたしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）　今の答弁は、課税の適正化、均等割じゃなくて所得割とか平等割、それなど、所得割等も入っていますのでということだと思いますけど、やはり、そのものの中に均等割という古代の制度である、たしかおっしゃいました、答弁の中で古代からの制度だと。それが含まれている、人頭税という仕組みが含まれているということです、中にですね。そのことは、やっぱり非常に、私は問題ではないかと思います。

それで、資産割、平等割は、自治体の判断で導入しないことも可能ですが、均等割は、法律で必ず徴収することが義務づけられています。しかし、その額は自治体によって決めることができるはずです。

そこで、均等割の金額を、可能な限り低くすべきではないかということをお伺いします。

○市民部長（廣田五浩君）　お答えいたします。

均等割課税金額を可能な限り低く課税すべきではないかといった御質問でございますが、国民健康保険法施行令や熊本県国民健康保険運営方針におきまして、国保の保険税賦課割合は、応能割――所得割でございます――と応益割――均等割と平等割でございます――につきましては、算定方式を50対50と示されております。仮に、応益割の均等割を低く課税する場合、現行の国保税におきましては、平等割負担割合の増額改定が必要になるものと考えるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）　人吉市の力では、そこはどうもならないということはわかりましたけど、この制度自体は、やはりいまだに人頭割の精神が入っているような方式自体は、今後大きく変えていく、世論によって変えていく必要が、私はあるなと思っています。

それで、次の質問ですが、均等割という、この時代錯誤の仕組みこそ、国保税を低所得者や家族が多い世帯に重い負担をしている最大の要因です。これを廃止し、逆進的な負担をなくして、所得に応じた保険税にしていく必要があると思います。全国で均等割・平等割として徴収されている保険料税額は、およそ１兆円です。公費を１兆円投入すれば、均等割・平等割をなくすことができ、多くの自治体では協会けんぽ並みの保険料税にすることができます。全国知事会、全国市長会、全国町村会なども、国保の定率国庫負担の増額を政府に要望し続けています。2014年７月４日には、全国知事会が、公費を１兆円投入して、協会けんぽ並みの負担率にすることを政府・与党に求めました。７月10日付の国保新聞の１面で大きく報じられています。日本共産党は、これに賛成しています。私は、国保の定率国庫負担の増額がなされるように、全国の首長や議会、各種団体からも要望を上げるべきだと思います。例えば、平成28年９月議会での施政方針を見てみますと、市長は、市庁舎建てかえに伴う国の財政支援措置などを、７月21日に、総務省や財務副大臣などに要望していることがわかります。これと同じように、国保に関しても、市長みずからが１兆円の国費負担増を国に要望すべきではないかということを市長にお伺いします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

全国知事会では、平成28年12月に、国民健康保険への財政支援拡充の確実な実行を求める要請を政府に提出されております。この要請は、平成29年度以降の3,400億円の財政支援拡充を前提条件として、国民健康保険制度改革に合意し、平成30年度からの財政運営を引き受

けることとしたものでございます。全国市長会におきましては、平成17年４月に、国民健康保険は被保険者の年齢構成が高いこと、年金受給者と無職者が過半数を占め、所得階層が低いことといった構造的な問題を解決するために、給付と負担の公平を図り、持続可能な医療保険制度の構築を図るよう、国民健康保険制度の抜本的改革に関する緊急アピールを採択しております。

また、本市としましては、毎年開催されます熊本県市長会の事務方の会議となる熊本県下財政課長会議や県市長会定例会、さらには九州市長会定例会におきまして、国民健康保険事業の、将来にわたり安定的で持続可能な医療保険制度の確立と財政支援拡充等を要望しているところでございます。全国市長会におきましても、こうした各市の共通した課題として、国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全な運営を図るために、国に対し積極的な措置を講じるよう要望するとともに、国保財政基盤強化のため、平成30年度以降も公費3,400億円の財政支援を、国民健康保険制度等に関する提言におきまして要望しているところでございます。

国民健康保険事業につきましては、本年度から責任運営主体が熊本県となりましたことから、財政運営上の課題等につきまして、１自治体か単独で、国に声を上げる性質のものではないと存じております。運営主体である県と、実際の業務を行う市町村が、今後も課題解決に向け協議を重ね、その解決すべき課題等につきましては、引き続き、全国知事会、全国市長会を初め、さまざまな機会を捉えまして、その実現に向けて要望を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）　この問題は県が行くと言われましたけど、各自治体が行くもんじゃないと言われましたけど、きのうもちょっと総務部において、その辺、話をしたんですけど、こういうもの、市長として当然できると、できるものだという話はちょっと伺ってきたところです。

それで、やはりいろんな問題、私どもも国に、対政府交渉とかやりますけど、こういう問題では、多くのいろんな問題に関して、一般論として、やはり各自治体から多く要望に来られていますと、そういうこともやっぱり非常にあるんです、そういう問題もですね。だから、やっぱり多くの首長さんたちが行っておられると思います、要請活動とか。そういった面で、これは市長のやる気の問題だと思いますので、やはり市民の生活を考えるなら、ぜひとも、市長も住民の声を届けるということで、そういう要望を行っていただきたい。全国知事会が要望したように、１兆円を国から、国庫引き上げのために、協会けんぽ並みになるように、ぜひ要望していただきたいということを申しておきます。

次の質問に入ります。３番目に、災害に強いまちづくりです。

まず、指定避難所へのエアコンの設置についてですけど、熊本地震では、地震そのものによる直接死が50人であったが、地震後に負傷の悪化や避難生活等における身体的負担によって、その４倍となる200人が亡くなっています。避難所における生活環境の改善対策は重要です。とりわけ夏になると、指定避難所となる学校の体育館の気温はかなりの高温になってしまいます。熱中症が心配される今日、その対策が求められています。

そこで、この質問を行います。まず、エアコンのついている指定避難所、ついていない指定避難所は、それぞれどこなのかお伺いします。

○総務部長（迫田浩二君）　議員の皆様、おはようございます。それでは、御質問にお答えいたします。

本市の指定避難所は22カ所ございまして、主に体育館を避難所としているところでございます。ただし、施設によりましては、避難者数が少ないような場合は畳のある和室、会議室などを利用させていただいております。

そこで、まず、御質問の、エアコンのある指定避難所でございますが、人吉商工会議所３階の大会議室、人吉中小企業大学校体育館、人吉保健センター体育館、田野活性化センター和室、西瀬コミュニティセンター鹿目分館和室、人吉スポーツパレス大アリーナの６カ所でございます。ただし、先ほど申しました避難者数が少ないような場合は、エアコンが使用できる畳の和室などを利用しておりまして、各校区コミュニティセンター５カ所は、和室を使用しているところでございます。

次に、エアコンのない指定避難所でございますが、市内小中学校体育館９カ所、県立高校体育館の２カ所、校区コミュニティセンター体育館５カ所の計16カ所となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）　今の答弁で、多くはついていないことが見えてきたんですけど。政府は、2013年８月、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針を策定しました。この指針では、避難所の設置期間の長期化が見込まれる場合は、次の設備や備品等を整備し、被災者に対するプライバシーの確保、暑さ・寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保など、生活環境の改善対策を講じることとし、その中には冷暖房機が含まれています。さらに内閣府は、熊本地震後の４月15日に、熊本県に対して、「避難所の生活環境の整備等について」という通知を出していますが、そこでも冷暖房機器の整備が入っています。このように、内閣府がエアコンを設置するよう指針や通知で求めることを認識しているか、お伺いします。

○総務部長（迫田浩二君）　御質問にお答えいたします。

内閣府は、議員申されましたように、平成25年８月に、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針を策定し、平成28年４月に発生いたしました熊本地震を受け、同４月に改定を行っているところでございます。この指針の中で、避難所の機能として、暑さ

対策を講じるよう明記されているところでございまして、承知をいたしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）　それを踏まえて、指定避難所となっている学校体育館には、文部科学省の交付金のほか、総務省の緊急防災・減災事業債でもエアコンを整備できることがわかりました。起債充当率は100％、その元利償還金の70％を後年度交付税措置されるため、実質的な地方負担は30％となる有利な制度です。この緊急防災・減災事業債を活用して、指定避難所となっている体育館にエアコンを設置すべきではないかということをお伺いします。

○総務部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

先ほど答弁いたしました、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針が、平成28年８月に改正されたことに伴いまして、指定避難所、公立学校体育館等における空調整備について、緊急防災・減災事業債の対象事業として追加されたものでございます。議員申されましたように、本起債は充当率100％、交付税措置は、元利償還金について、その70％を基準財政需要額に算入されるものでございまして、大まかに申し上げますと、30％の市負担で事業ができる、有利な財源でございます。

大規模な災害が発生いたしますと、多くの方々が長期の避難を要することが予想されます。災害はいつ発生するかわからず、その季節に応じた対応が必要になってまいりますので、議員御指摘の空調設備につきましては、その必要性については十分理解しているところでございますが、事業規模も大きくなることが予想されますし、本市の最優先事業でございます市庁舎建設事業が平成33年度まで続きますことから、有利な財源とはいえ、慎重な取り組みを要するところでございます。つきましては、今後、避難所の良質な環境整備という観点に立ち、関係部署とも十分に協議を行い、その整備の方法や時期等につきましては検討してまいりたいというふうに存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）　今回、非常にいいチャンスだったんですけど、今みたいに市庁舎の建設がありますから、わからんでもないですけども、検討していくということですので、機会があってそういうエアコン設置ができるようになったら、ぜひとも、設置もしていっていただきたいと思います。

それから、次に、災害に強いまちづくりについて、避難所の対応について、１点お伺いします。市民アンケートに、このような声が寄せられました。「災害避難準備発令等の避難の際は、水・食料・寝具など身の回りの必要な日用品は御持参くださいとのことですが、独り暮らし、車もなく、歩くのがやっとの高齢者では、どうすればよいのでしょうか。せめて、

水・毛布くらいは用意できないでしょうか。」というものです。この点、対応できないかお伺いします。

○総務部長（迫田浩二君）　御質問にお答えいたします。

災害発生のおそれが高まったとき、または災害発生が予想される場合に、本市では避難情報を発令し、指定避難所を開設いたしております。避難情報の種類といたしましては、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）がございまして、いずれにいたしましても、指定避難所を開設した場合は毛布の手配を行っているところでございます。なお、災害対策支部が立ち上がっている状況下で避難情報を発令していない場合に、自主避難されるケースがまれにございますが、この場合は御自身で毛布などの準備をお願いしているところでございます。

また、水に関しましては、災害対策支部詰所の避難所に常備備蓄しておりますので、避難された際は御利用いただけるものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）　一般的に、避難勧告とか避難指示、準備のときとか、準備しているのはわかりましたが、やっぱり自主避難のときに行かれたと思いますけど、担当課で、市が呼びかけなくて自主避難されたときは対応は難しいと思うんですけど、市が呼びかけて自主避難するときもあるそうなので、そういうときは来られるだろうなと予測できますので、水は問題ないのはわかりましたけど、毛布については、ぜひ、そのときも、市が呼びかけたときであれば、毛布の準備をぜひしていただくよう要望をしておきたいと思います。

次に行きますが、次に、ブロック塀について質問していきたいと思います。大阪府北部で、最大震度６弱を観測した６月18日朝の地震で、大阪府高槻市の寿栄小学校のブロック塀が倒壊し、小学４年の女児が死亡するという痛ましい事故が起きました。ブロック塀の撤去は急務だという思いから、この質問を行います。

まず、小中学校に残っているブロック塀は、どの学校に何メートルあり、撤去費用は幾らかかるのか、お伺いします。

○教育部長（小林敏郎君）　議員の皆様、おはようございます。お答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、平成30年、ことし６月18日に発生しました、大阪府北部を震源とする震度６弱の地震による小学校プールのブロック塀の倒壊事故を受け、文部科学省及び熊本県から、学校におけるブロック塀の安全点検について、状況調査の要請がありまして、本市におきましても、市内各小中学校のブロック塀について調査を実施したところでございます。結果、人吉東小学校のみが対象となると判断をいたしたところでございまして、具体的には、学校敷地の東側、下新町側でございます、こちらのほうが、ブロック塀については緊急性を要するという判断をしております。また、同じく、北側ブロック、これは大信寺側でござい

ますが、こちらについては、緊急性はないものの、建築基準法の基準を一部満たしていないものと判断しております。

撤去を予定している長さは、東側と北側をあわせて延長207メートルでございまして、かかる費用は約2,500万円を見込んでいるところでございます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）　この地点については、総務文教委員会も見せていただきましたが、北側のほうはまだたしか、東側のほうは、現場を通るとわかりますけど、なかなかまだ、あのとき説明では、予算上で一遍にはいけないというようなことだったと思うんですけど。それで、そんな中で、国会において、2018年度補正予算が11月７日に全会一致で成立しました。公立小中学校などのエアコン設置とブロック塀対策には、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金985億円を、2018年度補正予算限りで創設しました。この交付金のポイントは、１つ目に、地方債の充当が３分の２の地方負担分の100％まで認められ、その元利償還金の60％まで後年度交付税措置されるため、実質的な地方負担が26.7％に大幅軽減されること。２つ目には、１校当たりの事業規模が安価でも、申請しやすくなったこと。３点目に、これまで困難とされた、事前着工した事業も対象予定としたことなどです。

文部科学省によると、11月下旬には各自治体に交付の内容を示し、12月中旬の交付決定を目指すとしています。この「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」を活用し、ブロック塀を早急に撤去すべきではないかということをお伺いします。

○教育部長（小林敏郎君）　御質問にお答えいたします。

議員御案内の、「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」についてでございますが、平成30年10月15日に閣議決定をされた平成30年度第１次補正予算案におきまして、緊急的に整備が必要な事業として、児童・生徒の熱中症対策としての空調設置及び倒壊の危険性がある当該ブロック塀対策に対し、臨時特例的な対策として新たな交付金を創設し、国が各学校設置者を支援することとなったものでございます。

その後、熊本県から、10月18日付で発出されましたこの交付金に係る調査要領に基づき、本市におきましても、人吉東小学校のブロック塀の援助を受けるべく、撤去工事に既に着工している東側と未着工の北側をあわせて、当該特例交付金対象事業として申請中でございます。速やかに対応してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）　申請中ということで、本当、速やかに対応されているなと、私も思いました。これが、本当、進めばいいなと思っております。

では、それから、通学路は民家の横も通っており、民家のブロック塀の撤去も急務です。

そんな状況の中、ブロック塀の撤去に補助を出す自治体が広がっています。インターネットで検索していくと、大阪府大阪市、高槻市、八尾市、大阪狭山市、堺市、神奈川県相模原市、兵庫県姫路市、川西市、愛知県一宮市、安城市等々、一体幾つ掲載されているかわからないほど、次々と出てきます。また、香川県善通寺市では、10月１日より、住宅リフォーム支援にブロック塀撤去の補助が組み込まれました。このような取り組みが、人吉市でもできないかお伺いします。

○建設部長（山下正純君）　議員の皆様、おはようございます。民家などの危険なブロック塀の撤去に対し、人吉市はどのように考えているのかとの御質問にお答えいたします。

平成30年10月12日付で、熊本県から市町村に対して、危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金交付要綱のひな形が示されております。現在、この県からの要綱のひな形をもとに、他の自治体の動向も参考にしながら、人吉市危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金交付要綱の作成及び補助要件について準備をしているところでございます。その財源につきましては、来年度以降の国費の補助要件等について詳細は示されておりませんが、国の動向を注視しながら調整中でございます。

本市としましては、道路に面した民間の危険ブロック塀等を対象に、撤去及び新設をされる市民の方へ支援をする方向で検討しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）　人吉市も準備をされているということで、大変よいことだと思います。ぜひとも、ブロック塀の撤去の補助を実現していただきたいということを述べておきたいと思います。

それで、次の質問に入ってまいります。

それから、４番目に、市民アンケートに寄せられた要望についてです。市民アンケートの項目に、「身近な要望をお寄せください」という項目を設け、「あなたの周りの生活環境で不便に感じていること、危険と感じていること、改善してほしいことがありましたら、何でもお書きください」と書いておいたところ、少なくない要望が寄せられました。その中で、今回は４点ほど質問したいと思います。

まず１点目は、「産交バス前の歩道がでこぼこで、転倒しそう」という声が寄せられました。11月21日に、決算特別委員会と執行部との懇親会がほうらい茶屋であったので、私は歩いてここを通りましたが、大変歩きにくいと思いました。そして、高齢者なら、転倒の危険は大変大きいと思います。この歩道の改修をすべきではないかということをお伺いします。

○建設部長（山下正純君）　お答えいたします。

産交バス営業所前の歩道でございますが、市道下林南願成寺線でございまして、下林町を起点とし、市内中心部を通り、南願成寺町の国道445号との交差点が終点となっております。

議員御指摘の場所は、宝来町の国道445号との交差点から、産交バス人吉営業所の前を通りまして、ガソリンスタンドがある交差点までの延長約240メートルの区間でございます。歩道の現状としましては、歩道幅員は約１メートルでございまして、この歩道内にある側溝蓋が老朽化したことにより、がたつきがひどく、歩行者が歩きづらい状況となっております。

通行される方の安全を確保するため、平成29年度に測量設計業務委託を行いまして、側溝蓋の改修と歩道整備を計画したところでございます。今後は、工事着手に向けて進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）　これは、今進められているということがわかりましたので、ぜひ、これを早急に実現していただきたいということを申しておきたいと思います。

それから、２点目ですけど、瓦屋町なんですけど、山田川にかかる鶴亀橋から県道坂本人吉線につながる市道のところです。アンケートには、「県道から鶴亀橋界隈の側溝と道路改善、買い物、散歩、通学に危ない」と書いてありました。ここは、４年前の市民アンケートにも寄せられたところであり、人吉市も取り組んでいることは知っていますが、改修が進められるべきだと思いますので、現在どのような状況にあるのか、お伺いします。

○建設部長（山下正純君）　お答えいたします。

議員御指摘の、山田川の鶴亀橋から県道坂本人吉線の間は、市道瓦屋川村線、瓦屋地内第２号線の２路線にまたがっている区間でございまして、延長約200メートルでございます。

状態といたしましては、道路の両側に住宅が接近しており、また、路面状況も決してよい状態ではないと認識をしているところでございます。道路利用者の通行の安全を確保するため、平成26年度及び平成29年度に測量設計業務委託を行っておりまして、今後、歩行者の通行スペースを確保するグリーンベルトの設置など、路面改修を含めた道路整備を行う計画でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）　こちらも、今、ずっと進められているのがわかりましたので、ぜひともこの改修が進むように進めていただきたいということを申しておきたいと思います。

それから、３つ目ですけど、これも瓦屋町なんですけど、県道坂本人吉線から与内山団地へ上がる市道につながる市道瓦屋内白田線です。アンケートでは、自分で書かれた地図に「側溝蓋」と書いてありました。現地を見に行ってきましたが、道が狭いために、歩行者がよけるスペースがなく、そのために側溝に蓋をする必要があると思いました。この市道については、坂になっている上と下のほうから側溝に蓋がつけられていますので、人吉市もやる意志はあるようですが、最後までやる必要があると思いますので、今後、どう考えているの

かお伺いします。

○建設部長（山下正純君）　お答えいたします。

議員御指摘の区間は、瓦屋町内の県道坂本人吉線の東側に位置する市道瓦屋内白田線でございまして、延長は約100メートル、道路幅員が約2.3メートル、道路の片側に蓋がない側溝がございます。瓦屋町内からの要望もありまして、平成28年度から蓋付側溝への改修を行っておりまして、延長16メートルを設置したところでございます。

今後、限られた予算の状況もございますが、道路利用者の安全を確保するため、少しずつでも側溝の改修を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）　こちらも、少しずつでも進めていきたいということで、ぜひそのようにしていただきたいと思うことを申しておきたいと思います。

それから、４つ目ですけど、国道445号と水の手通りの交差点の交差点照明ですけど、先ほど、１回目を伺いましたときに街路灯とか言いましたけど、交差点照明が正しい言い方だそうです。今回のアンケートでは、水の手通りに関する照明の要望が２点ありましたが、この交差点照明に関する要望は、４年前にもあり、一般質問を行ったことを覚えています。また、東校区西地区の防犯パトロールに参加したときに、人吉インターチェンジから来たときに、人吉市中心部の玄関口でもあるので、ここに交差点照明を設置してほしいという要望が、私に寄せられています。

この交差点に交差点照明を設置するよう、県に要望すべきではないかということをお伺いします。

○建設部長（山下正純君）　お答えいたします。

議員御指摘の、国道445号と水の手通りとの交差点は、県が管理します交差点でございます。この交差点は、人吉インターや球磨郡と市をつなぐ交差点で、市の中心部に位置しており、歩行者や車両等の交通量が多い状況でございますが、御指摘のとおりに、現在は交差点照明が設置されておりません。市といたしましても、通行される方の安全を確保するために、人吉警察署など関係機関と協議を行いながら、県に要望してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）　ここも、いろんな方が「ぜひつけてほしい」と言われ、私には届いていますので、そういう声がですね。要望するということで、そうしていただきたいと思います。

全体的に、いろんな市民の声が多いところを取り上げましたので、市も進められていることがわかりましたが、ぜひ、今の４件、進めていかれるようしていただきたいと思います。

それから、５点目です。「子どもの権利条約」について質問してまいります。

発達障害の子供たちを支援されている方より、人吉市でも「子どもの権利条約」を制定してほしいという要望が寄せられました。この方は、ＮＰＯ法人国連ＮＧＯ「子どもの権利条約」総合研究所代表の喜多明人氏の講演を聞いて、必要性を感じたそうです。このように述べられています。「「子どもの権利条約」に関して、講師の先生が言われていたのは、不登校の子の学習の場を市町村がつくること。人吉市は適応指導教室があるが、利用者の増加で手狭になっているし、球磨郡にはしっかりした教室がない。人吉球磨で協力して、不登校の子の学習の場や虐待の子の入所施設もつくるべきだと思う。あと、子ども支援課などを市役所に設けて、不登校や多問題家族ケース、虐待ケースなどの支援に当たるのが絶対に必要と思う」というものです。喜多明人氏は、インターネットの産経新聞の「金曜討論」、「子どもの権利条約」でこう述べています。「今、子供に起きている問題を解決するためだ。この条例を進める地域の人々に共通するのは、今の子供たちが非常に受け身で、主体的に動く力が弱まっているという思いだ。その懸念は、文部科学省や各機関が実施した子供たちの「自己否定感」の低下という調査結果で裏づけられている。「自己否定感」は、活動意欲と明らかに相関関係がある。日本の子供は、この数字が米国や中国、韓国など他国よりも格段に低い。これが自殺や引きこもりなどの問題にもつながっている。これまでの子供関係の条例といえば青少年健全育成条例であり、各種の子育て支援条例だが、前者は子供を保護するという発想で、後者は子育てをする親などを支援するという目的だ。この事態をカバーできるものではない。だから新条例が必要になる。自己肯定感を高めるためにも、子供自身の意思で能動的に活動するのを手助けしたい。そのための法的根拠となるのが条例だ。大人が子供を導きたい、保護したいという気持ちはわかるし、今まで十二分にやってきた。だが、それが強すぎて子供が前に出られなくなってしまっている。もともと、国連の児童の権利条約の理念も、子供はもっと自分の意思や力に自信を持ち、大人も子供たちを信頼して任せるべし、というものだ。子供を応援する施策として条例が必要だ。」というものです。

人吉市が、子どもの権利条例を制定する意義を認識しているかお伺いします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

全ての子供の基本的人権を国際的に保障し、子供たちが権利を行使できるよう、1989年、平成元年に、国際連合において採択された児童の権利に関する条約――通称、子どもの権利条約でございますが、我が国におきましては、平成６年に批准しています。このことが原点となり、平成12年に川崎市で制定された子どもの権利に関する条例などを皮切りに、全国各地の自治体で同様の条例を制定する動きが徐々に広がっているようでございまして、最近では、本年９月に、子供の権利を総合的に保障することを目指した総合条例として、西東京市が制定されておられるようでございます。平成19年には、本県におきまして熊本県子ども輝き条例が制定され、本市におきましても、平成25年12月に、人吉市子ども・子育て基本条例

を制定したところでございます。

本市の条例では、子供の生きる権利の尊重というものを、権利条約と同じように条建てし、日本国憲法及び子どもの権利条約との整合性をうたい、子供の生きる権利を尊重するため、関係者の相互の連携・協力の重要性を示している規定がございまして、他自治体で制定されている条例の権利部分を包含しているところでもございます。

一方で、こうした権利条例の制定には、家庭でのしつけや学校での指導が厳しくなるなど批判の声も根強いことが言われておりますことから、条例の制定には賛否両論があるものと認識しております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）　今の答弁の中で、賛否両論あるということでありましたけど、その否の部分であるんだと思いますけど、そういうことに応えて、喜多明人氏は、先ほどのインターネットの中で、「権利の名のもとに、子供のわがままを助長するなどの批判の声もあるが」という質問に対して、こう答えています。「日本だけで見るのでなく、国際潮流と連動していることを考えなければ。子供の権利は第一次大戦後に端を発し、たとえ憎い敵国民であっても子供を犠牲にはしないという考え方だ。それが、戦後の1959年に国連総会で採択された児童の権利に関する宣言や、その20年後の国際児童年などを通じ、国際標準の価値観として発展してきた。そうした国際社会の思いが伝わらず、わがまま是認といった論点でしか見られないのは残念だ。子供の権利が守られなければ社会は滅ぶ。そして、自分の権利が大切にされるという意識を持たずに育てば、人の権利も大切にできない。自分の学説や持論を振りかざす気は全くなく、あくまで地域から出た声を反映させてきただけ。私がかかわった条例制定は、自民党から共産党まで全て全会一致だった。子供の問題に関しては、基本的に対立するものはないと考えている。子供に最善なものは何かを本気で議論すれば、最終的には一致する。反対の人とも、大いに議論したい。」というものです。

子どもの権利条約総合研究所の報告によると、2018年８月現在で46自治体が「子どもの権利条約」を制定しています。人吉市でも制定すべきではないかということをお伺いします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

子供の幸せや権利については、子どもの権利条約を初め、日本国憲法や児童福祉法、児童憲章などにもうたわれており、子供たちを取り巻く環境整備の重要性は十分に認識しているところでございます。

条例制定となりますと、子供の権利をどのような形で保障していくかを定めることになりますので、権利の主体である子供たちにかかわる保護者や学校関係者、そのほかさまざまな関係機関の御意見を聞くことが肝要だと存じます。なお、本市でも、子供の権利等に関し一部包含している、既存の人吉市子ども・子育て基本条例を制定していること、また、子ども

の権利条例制定に当たっては賛否両論あることからも、慎重に議論を進める必要がございますので、県内自治体の動向等を踏まえ、研究してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）　研究したいということですので、先ほど言いましたけど、この喜多明人氏が言われている「主体的に動く力が弱まっている」というあたりとか、私もやっぱりその辺、非常に感じるところもありますし、やはり子供たちが自己肯定感を高める必要があると思いますので、ぜひともこの子どもの権利条例を制定していただきたいということを申しまして、私の質問を終わります。

○議長（田中　哲君）　ここで暫時休憩いたします。

午前11時18分　休憩

午前11時31分　開議

○議長（田中　哲君）　休憩前に引き続き再開いたします。

ここで、11番、本村令斗議員から発言の申し出がございましたので、これを認めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）　発言の訂正をお願いいたします。

今の質問の中の子どもの権利条例のところで、「その懸念は、文部科学省や各機関が実施した子供たちの「自己肯定感」の低下という調査結果で裏づけられている。「自己肯定感」は、活動意欲と明らかに相関関係がある」と言うべきところの２カ所のところで、「自己否定感」と言ってしまったみたいですので、発言の訂正をお願いします。

それから、もう１点、「子どもの権利条例」と言うべきところを、「子どもの権利条約」と申したみたいですので、その点の訂正をお願いします。

○議長（田中　哲君）　ただいまの発言訂正の申し出につきましては、これを認めることといたしましたので、よろしくお願いいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）（登壇）　皆様、こんにちは。４番議員の大塚です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、１点目、観光振興から、くま川下り株式会社への貸付と今後の経営について。２点目、統一地方選挙関連として、地域の投票所の現況などについて。３点目、構造物の安全対策として、人吉橋落橋防止装置と新市庁舎免震構造について。市民の声からとしまして、乗合タクシー・バス利用について、人吉文化祭実施会場についてを質問させていただきます。

議長の許可をいただきましたので、１点目の観光振興から、くま川下り株式会社への貸付

と今後の経営についてと、２点目の統一地方選挙関連として、地域の投票所の現況についてを入れかえさせていただきます。私、これ書いておりますのが、そのままの形で書いておりましたので、今から申し上げます１点目と２点目を入れかえということで了解していただきたいと思います。

まず、１点目の、くま川下り株式会社への貸付と今後の経営については、今回、一般質問を行うことは考えていませんでした。なぜなら、新たな事業再生計画として業務提携が提示されている中であり、その経過を注視しながら、時期を見きわめて行う考えでいました。しかし、社長辞任問題、座礁事故などが起こり、事業再生に向けていく中で、水を差すことが起きてきました。ただ、これだけでなく、私自身を悩ませる、副市長の発言を耳にしましたので、今回取り上げた次第です。

私はこれまで、幾度となくくま川下り株式会社の運営については一般質問を行ってきました。くま川下り株式会社の経営については、注文をつけたことはありますが、執行部の揚げ足をとるような質問ではなく、人吉市の観光の目玉として何とか持続できないか、どうしたら観光客増につなげることができるかなど、提案してきました。ただ、先ほど述べました副市長の発言と言いますのは、去る11月21日の決算特別委員会最終日の懇親会の場において述べられた言葉です。内容は、「今回のくま川下りの案件は認めてもらわんと、くま川下りはなくなりますよ。わかっとんなっですよね」の発言。「大塚議員は反対しなっでしょうから、反対した議員は言って回りますよ」の発言。私の発言として、「結果として遠回りになりましたね」の発言に対して、「誰が社長を受けるですか、誰が保証しますか」の発言。「売却の考えはなかったんですか」に、「どこが買うですか」の発言。私の発言として、「売却できないことの説明は聞いていない」に、「どうぞ聞いてください」との発言があったわけです。

そこで、副市長にお尋ねします。先ほど述べましたことに間違いないと思いますが、どのようなお考えで、あの席で述べられた真意について、後ほどお尋ねいたします。

大変失礼いたしました。引き続き、統一地方選挙について質問させていただきます。

大変失礼いたしました。順番を変えた関係でそこに置いてきまして。統一地方選挙に絡めて、１回目の質問です。各地域の投票所の現況についてお尋ねします。まず、人吉市の有権者数と65歳以上の有権者数、直近選挙の投票率についてお尋ねいたします。大変失礼いたしました。

○選挙管理委員会事務局長（牛島重勝君）　皆様、こんにちは。選挙管理委員会事務局長、牛島と申します。初めての答弁で緊張しておりますが、簡潔な答弁に努めてまいりたいと存じますのでよろしくお願いいたします。それでは、御質問にお答えいたします。

有権者数につきまして、平成30年９月３日現在でお答えさせていただきます。本市の有権者数は、２万7,572人。そのうち、65歳以上の有権者数は１万1,463人でございまして、有権者全体の41.6％を占めている状況でございます。また、直近の選挙の投票率につきましては、

平成29年10月22日に執行されました第48回衆議院議員総選挙結果になりますが、選挙当日有権者数２万7,860人、投票者数１万6,607人、投票率が59.6％でございます。そのうち、期日前投票者数は6,783人でございまして、同数に占める65歳以上の方の割合は、42.8％の2,905人でございました。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）　今のをお聞きしますと、65歳以上の方が41.6％、半分近くの状態にあることがわかります。

次に、投票所の数と統一地方選挙投票率の推移、過去３回分についてお尋ねします。

○選挙管理委員会事務局長（牛島重勝君）　御質問にお答えいたします。

現在、本市におきましては、25の投票所を設置しております。また、過去３回の統一地方選挙投票率につきましては、人吉市長選挙及び人吉市議会議員一般選挙の投票率をお答えいたします。

まず、前回の選挙でございますが、平成27年４月執行の選挙が74.9％。平成23年４月執行の選挙が79.5％。平成19年４月執行の選挙が79.9％でございます。なお、投票者数につきましては、人吉市長選挙と人吉市議会議員一般選挙とでは投票者に数名の差がある年もございますが、投票率といたしましては、ただいま申し上げた同じ率でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）　投票所が25カ所と、これについては後で述べさせていただきますが。投票率にしますと70％を超えていますので、これは高いのかなと思うんですが、やはり徐々に減ってきているんじゃなかろうか、下がってきているんじゃなかろうかと受けとめているところです。

では、３回目ですが、次に、各投票所の状況としまして、土足のままで投票できる箇所数、靴を履きかえなくてはならない投票所の数と、投票所が２階にある数、バリアフリー化の投票所の数についてお尋ねします。

○選挙管理委員会事務局長（牛島重勝君）　御質問にお答えいたします。

まず、土足のままで投票できる箇所数は、25カ所のうち14カ所でございます。そのうちの第13投票区、カルチャーパレス１階会議室投票所と、第21投票区、総合福祉センター大会議室投票所の２カ所を除いた、町内公民館や小学校ホールなどにおきましては、臨時的に通路や床にシートを敷き、土足のまま投票ができるよう対応しているところでございます。また、靴の履きかえが必要な箇所は、11カ所でございます。シートを使う、使わないの明確な基準はございませんが、有権者数が比較的多いところや建物の構造上、シートを敷きやすいところなど、施設管理者の御了解を得て、靴のまま投票ができるような環境をつくっているとこ

ろでございます。

次に、建物２階に投票所があるところは、第５投票区の東西コミュニティセンターの１カ所でございます。同センターでは、過去に、体育館にシートを敷いて、靴のまま投票をしていただいたこともございましたが、平成28年執行の選挙から、照明が明るく、また冷暖房機のある２階会議室に投票所を移しまして、また２階昇降の際には、エレベーターに係の者をつけて対応しており、近年は２階に定着している状況でございます。

バリアフリー化の投票所につきましては、９カ所でございます。これ以外にも、入り口に段差がある施設には簡易スロープを配備しまして、投票環境の向上に努めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）　私、これをお尋ねしましたのは、市民の方、御高齢の方なんですけど、「もう投票には行かんばい」、なぜですかと聞いたら、「もう一回一回靴脱がんばんとのもう大変か」という声なんですね。

確かに、私はその意識はなかったんですけど、そうお伺いしますと、本当に大変だなと。例えば、うちの町内の公民館でも、集会なんかしますときに来ていただくんですけど、うちはバリアフリー化になっているんですが、それでも靴を脱がなくちゃいけない場合に、長椅子を置いてくれとか、腰掛けを置いてくれとか、靴の履きかえは非常に不便というか、面倒くさいというか、そういった声があるわけなんですね。今お聞きしましたら、11カ所の投票所が靴を履きかえなくてはならないということなんです。

今後、いろいろ検討していただくんだと思うんですが、先ほどの投票率を見ますと、65歳の方が四十何％ですね、これはますます上がっていくと思うんですよ。そうなりますと、投票所を考えたときには、「もう行かん」という声が出てくる可能性が十分にあるんですね。ですから、この11カ所を、なかなか、今の公民館のつくりがバリアフリー化になっていない。段差がついているか知りませんけど、例えば簡易な形でできればいいなと思います。やはり御高齢の方が行きやすい、靴を履きかえんでも行けるという、そういった投票所のつくりをしていただいたらありがたいなと思います。

東西コミセンに関して、確かにエレベーターがあります。あの地域の方にお尋ねしたら「エレベーターがあるとは知っとる。ばってん靴脱がんばんとばい」と言いなっですね。ですから、やはり履き物を履きかえるというのは非常に面倒くさいというんじゃなかろうかと思うんですね。ですから、体育館もありますけど、広いし、暑かったり寒かったりするかなと思うんですが、やはり、たくさんの市民の方が投票できるような環境づくりを、私は考えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、今後の投票所のあり方についてですが、人口減少、そして高齢化はますます進んで

いくわけですが、人口減少だけで考えた場合、地域差はあるとしても、現在の25カ所の投票所が維持されていくのか、気になるところです。将来において投票所の統廃合が起きた場合、先ほど述べました投票所の環境もさることながら、高齢者の方は、さらに投票所に向かうことが困難になってしまいます。

そこで、投票していただくためには、身近で投票できる環境づくりを検討していくべきと思いますが、どのようにお考えかお尋ねします。

○選挙管理委員会事務局長（牛島重勝君）　それでは、御質問にお答えいたします。

まず、本市の投票所の設置等につきまして、概要を説明申し上げます。本市には25カ所の投票所を設置しておりまして、これら投票所は、公職選挙法の規定に基づき、また１投票所当たりの有権者数、地勢、それから交通の便などの事情と、それに投票事務管理上の事情を考慮して設置しているところでございます。箇所数の見直しにつきましては、昭和54年２月４日に執行されました第９回熊本県知事選挙時に、26カ所あったものを、段塔町の１カ所を減らし、現在の25カ所になった経緯がございます。それから40年が経過いたしましたが、その間、新たな施設の設置による投票所設置場所の変更や、南願成寺町内の方を、北願成寺公民館から人吉東小学校へ変更するなど、町内単位での変更があっているところでございます。

本市における投票所の今後のあり方につきましては、まだまだ改善すべき点はあるかと存じますが、選挙にお越しの方々が投票しやすい環境をつくるため、施設管理者の御理解を得ながら、土足での入場及びスロープ等の設置による段差の解消など、引き続き、投票所の環境向上に努めてまいりたいと存じます。

また、少子高齢化などによる人口減少が進むことを前提とした場合には、議員の御質問にもございましたように、投票所の統廃合が大きな課題として想定されます。その場合、投票所の設置数が減少し、１投票区当たりの区域が広くなるため、選挙人の中には、投票所までの移動距離がふえる方が出てまいります。特に山間地域の投票区につきましては、高齢化率も高く、公共交通機関が発達しておらず、投票に行くことが難しくなる人が出てくることが考えられます。これらの課題・問題点をどのように解決していくか、将来を見据えた投票所の適正設置を検討する上で、まずは該当地域の方の御意見をお聞きしながら、地域に合った移動手段の確保などに努める必要があると考えております。

他自治体の山間地域における具体的事例を紹介いたしますと、貸し切りバスや乗合タクシー運行による選挙人の移動支援、投票箱を載せた移動式期日前投票車の運行などの取り組みがされておりまして、本市においても大いに参考になるのではと考えているところでございます。導入する際には、二重投票の防止対策や立会人の確保なども含めました投票事務管理などの運用面につきましても十分な検討を行うとともに、選挙人の投票機会を奪うことのないよう、また選挙人に混乱が生じることがないよう努める必要があると考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）　ただいま、先進地が取り組んでいる状況をお聞きしました。なかなか、これがすぐすぐ活用できないかもしれませんけど、先ほどから言いますように、やはり、自分で行きたくても行けないという方、たくさんいらっしゃるんですね。いい、悪いは別として、それが結局は、候補者の選挙活動の１つになってしまって、自分の意思でなくて連れて行ってもらうとか、そういった投票にもつながっていっているのも現状かと思います。やはり自分の意思で、せっかく１票というのは投票していただきたいと思うんですね。そういったことを考えますと、やはり公的な機関を用いていただいて、御高齢の方を自分の意思で、自分がみずから投票するというそういったシステムを、私はつくっていただきたいと思います。ぜひ、人吉市でも実施できることは可能か、検討していただきたいと思います。

来年の統一地方選挙には、まず間に合わないと思うんですけど、近い将来、実現できるようによろしくお願いいたします。

○議長（田中　哲君）　ここで暫時休憩いたします。

午前11時53分　休憩

午後１時00分　開議

○議長（田中　哲君）　休憩前に引き続き再開いたします。

11番、本村令斗議員におかれては、体の不調を訴えられたため、現在検査のために病院へ行っておられます。したがいまして、本日午後の会議は欠席となりますので、皆さんにお知らせしておきます。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）　午前中に引き続き、一般質問をさせていただきますが、質問順番を入れかえたことで、大変、私自身戸惑ってしまいまして、皆様方に御迷惑をおかけいたしました。大変済みませんでした。なお、引き続き、冒頭でくま川下り株式会社のことについて述べておりますので、これから副市長に答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○副市長（松田知良君）　皆様、こんにちは。特別委員会の懇親会の席上で、くま川下りへの強い思いから、大塚議員に強い表現で発言してしまい、まことに申しわけありませんでした。

私は、経済部長のときからくま川下り株式会社にかかわっておりまして、いろいろなことを議会にお願いしてまいりました。その時々が、くま川下りにとりまして最善のこととお願いしてまいったわけでございますが、しかし、現在も厳しい状況でございます。今回、業務提携の話もあり、貸付金関係を議会にお願いしておりますが、くま川下り株式会社が生き残るためにはぎりぎりの状況かと存じます。大塚議員は、これまで、一般質問でくま川下りに

ついて一番多く質問していただきました。一番関心を持っていただいている大塚議員に、理解していただきたいとの思いと、この議案に賛同していただきたいための必至のお願いが、強い表現になったものでございました。懇親会の席ではございましたが、不快な思いをさせたということに対しまして、この場をかりておわび申し上げます。まことに申しわけございませんでした。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）　ただいま副市長から謝罪をいただいたわけなんですけど、私が悩んだのは、まだ議会も始まっていない、一般質問も通告していない、一般質問も終わっていない中で、その前にこういった発言を聞いたということが非常に残念で、悪くとれば、私が脅されているんじゃないかなという気持ちになりました。副市長の発言としてはふさわしくないんじゃなかろうかという思いがありましたので、きょう、ここで述べさせていただきました。

このことについて、松岡市長はどういうお考えかお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

松田副市長におかれましては、先ほどおっしゃいましたように、以前、経済部長として球磨川下りの課題に取り組まれておりまして、現在もくま川下り株式会社の取締役として事業再生にかかわっておられます。このようなキャリアから、私が市長として球磨川下りの問題に対峙する上で、最も信頼する人物でございます。

今回のことは、くま川下り株式会社における業務提携が会社の事業再生の重要なポイントとなる中で、それにかける強い熱意から出た言葉でもあったかと思っております。ただいま、松田副市長から、そのことについておわびを申し上げさせていただきましたが、議会と執行部で共通する課題を、ともに解決していくという姿勢につきましては一点の曇りもございませんので、引き続き、この問題につきましては大塚議員とも議論をさせていただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）　今後、発言には十分に注意していただきたいと思います。このことを長く引っ張るつもりはありませんので。

それでは、議第81号についてですが、本案件は、平成26年制定された人吉市第三セクター経営基盤強化資金貸付条例の一部改正で、貸付金額の上限が3,500万円としているものを１億円に改め、貸付条件の利率は無利子であったものを、年５％以内で、市長が定める率と提案されています。

そこで、上限を１億円に改める理由と、既に貸し付けされている3,500万円についての取り扱いと諸条件はどのようになるのか、お尋ねします。

○副市長（松田知良君）　お答えいたします。

議第81号は、人吉市第三セクター経営基盤強化資金貸付条例の一部を改正する条例であり、既存の3,500万円の上限枠を１億円まで拡大する内容でございます。

具体的な内容といたしましては、くま川下り株式会社のメーンバンクに対する負債圧縮に要する経費といたしまして、長期貸付金の一部の一括償還返済用に市が新たに6,000万円貸し付けることで、貸付金の合計が9,500万円となります。したがいまして、既存の3,500万円の分も含めまして、上限枠を１億円まで引き上げるものでございます。

上限枠の残り500万円は、万が一の不測の事態に備えた場合の運転資金の資金繰りを鑑みて、枠に余力を持たせているところでございます。したがいまして、既存の貸付分も包含しての上限枠の拡大と御理解をお願いしたいと思います。なお、経過措置といたしまして、既存の3,500万円分は従前どおり無利子であり、元金のみの償還となりますが、有利子分の適用は、新たな貸し付けとなる6,000万円分からの適用の予定でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）　今説明いただきましたように、3,500万円と今回6,000万円、9,500万円ですけど、一応500万円を万一に備えて１億円にしたということなんですが、3,500万円の条件は、そのまま継続していると受けとめてよろしいんですね。

○副市長（松田知良君）　お答えいたします。

3,500万円の条件は、従前どおりでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）　そこで、実は、松岡市長におかれては、平成26年６月は議員でしたが、当時の井上経済建設委員長の人吉市第三セクター経営基盤強化資金貸付条例の制定についての委員長報告に対して質疑をされています。3,500万円をそのままお渡しするのか、経営基盤強化ですので、その事業ごとに対して貸し付けを行っていかれるのかとの質問。また、御自身の考えとして、「損失補償じゃなくて、経営基盤の強化ですので、事業ごとに領収書と交換するぐらいの感じで、しっかりと市が監視しながら貸し付けを行うべきだと考えております」と述べておられます。

要は、このときの、当時の松岡議員としては、要は、より慎重に貸し付けを行うべきとの考えだと、私は受けとめたんです。ならば、この考えで行うとした場合、今回の議第81号について、今回は債務保証のための貸し付けになると思うんですが、議員としての発言と今回のお立場でのお考えについては、どのように捉えておられるかお尋ねします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

まず、平成26年６月議会の場において、私が議員時代に、3,500万円の貸し付けに際する条例制定における井上委員長の報告の際に質問させていただいた内容でございますが、貸し

付けの方法、3,500万円をそのまま会社に渡すのではなく、経営基盤強化の事業ごとに、個別に領収書と交換するぐらいの感じで貸し付けを監査していくべきと発言いたしております。

この発言の意図は、3,500万円は市民の血税であり、経営基盤の使途を明確にして、単に損失補填に使われないように、という意図からの発言であり、この考え方は、今回の条例の改正、貸付金予算に際しても、市民の血税を生きたお金として使っていただきたいとの願いは、従前の考えと相違ございません。なお、今回の6,000万円のうち約5,500万円は、メーンバンクへの一括償還分として使途が明確でございますが、残りの500万円は運転資金でございます。この使途に関しては、市からも、取締役及び監査役として会社の業務に携わっておりますので、筆頭株主として、また融資を実行する債権者の立場として、不用な目的外の支出とならないようしっかりと監査していく必要があると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）　今、市長の、しっかり監査していくべきだということをお伺いいたしました。

では、もう１点ですが、平成29年６月議会において、市長は、「資金調達や増資などの支援策につきましては、筆頭株主としての責任を果たしつつも、まずはほかの株主の方々ともよく御相談させていただきながら、その合意の上で、一体となって行っていくべきものと存じます」と述べておられます。そこで、市長が述べておられる、筆頭株主としての責任とはどのようなものなのか。また、株主の方々とよく相談し、合意の上で一体となって行うということでしたが、今回も、相談をされた上での提案なのか、お尋ねします。

○議長（田中　哲君）　ここで暫時休憩いたします。

午後１時12分　休憩

午後１時47分　開議

○議長（田中　哲君）　休憩前に引き続き再開いたします。

○市長（松岡隼人君）　まずは、時間を費やしまして大変申しわけございませんでした。

２つ御質問をいただいております。まず、私が平成29年６月議会の答弁の際に発言をしております、資金調達や増資などの支援体制は、筆頭株主としての責任を果たしつつ、と発言していることにつきましては、今後もくま川下りを、引き続き存続させていくとの強い思いから、今回の条例改正並びに貸付金の御提案をさせていただいております。また、他の株主への相談という点につきましては、今回の業務提携の内容とともに、長期貸付金の内容を、11月13日の午後に開催されました株主説明会において説明しており、取締役会や大口の株を保有されておられます旅館・ホテルの方々が集う人吉温泉旅館組合の場におきましても説明をさせていただき、御理解をいただいたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）　市長のお考え、また株主のほうに相談をされたということで、私としては、多分、危機的状況にあるくま川下りですから、積極的に人吉市が支援しなければいけないという思いからの今回の6,000万円ではなかろうかと受けとめておきたいと思います。

次に、くま川下り株式会社に対しての6,000万円の貸し付けについてですが、3,500万円の償還も始まっていない中、今回提案されているところです。返済に充てることになるのか、そのことでくま川下り株式会社の経営が安定していくと考えられるのか。6,000万円貸し付けの根拠と返済について、貸し付けの6,000万円と3,500万円の保証、そして責任は誰がとるのか、お尋ねします。

○副市長（松田知良君）　お答えいたします。

貸付金に係る根拠と返済についての御質問でございますけれども、まず、6,000万円を貸し付ける根拠といたしまして、総務省の自治財政局から通知がありました第三セクター等の経営健全化等に関する指針というものがございます。その指針によりますと、公的な財政支援の基本的な考え方といたしまして、第三セクターの経営は、原則として、当該第三セクターの自助努力によって行われるべきであるが、性質上、その第三セクターの経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び、その第三セクターが能率的に経営を行っても、なお、その経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難と認められる経費については、地方公共団体が公的支援を行うこともやむを得ないと考えられるとの考え方があり、その中の公的支援の手法の１つとして長期貸付金がございます。

また、貸付金6,000万円の内訳といたしまして、メーンバンクからの借り入れ４本のうち、貸し付け実行日が同じ２本分の合計5,500万円の一括償還分に加算して、各種延滞金の返済資金や新造船に係る費用の手付金等といった当面の運転資金として500万円を上乗せして、合計6,000万円を貸し付けるものでございます。

今回の貸付金の大半を占める一括償還分が及ぼす効果といたしまして、大きく２点ございます。１点目が、メーンバンクに対する負債が圧縮されますため、くま川下り株式会社の代表取締役がこれまで負ってこられましたメーンバンクへの個人保証・連帯保証は不要となるとのことでございますので、これまでの課題でございました代表取締役への就任の際のハードルが緩和されるものでございます。２点目が、支払利息負担の圧縮がございます。一括償還を予定しておりますメーンバンクからの長期貸し付け２本分の利子が、それぞれ1.9％と３％でございます。仮に一括償還に伴う借りかえが実行されない場合には、この２本分の来年度に支払う利子負担額は約140万円でございます。参考までに、現在、市が起債を起こす際の借入利子が１％以下でございますので、仮に試算した場合には、貸付金6,000万円に対する利子負担額は60万円にまで圧縮されることになります。

既存の3,500万円は無利子でございましたが、今回の貸付金6,000万円は有利子としての貸し付けでございますので、元金償還に加えまして利子相当分を、貸付実行先となるくま川下り株式会社から頂戴することになります。利子負担額につきましては、元金償還残高に対して徐々に低減してまいります。

また、返済につきましては、既存の3,500万円分は、来年度平成31年度から平成45年度までの15年間での償還であり、元金償還のみで年額233万円となります。一方、新たな貸付金6,000万円が貸し付け実行となりますと、元金償還は５年据え置きますので、平成36年度から平成50年度までの15年償還となり、元金償還分は年額400万円の予定でございます。なお、有利子の予定でございますので、５年間の元金据え置き期間中でも利子負担分は、くま川下り株式会社から市に支払われる予定でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）　今回の貸し付けで、債務の圧縮、また利息の圧縮などがあって、また代表取締役の方が保証人から逃れると、いい条件もあるようですね。公的支援も行ってもいいということで、いい条件下でされるのかなとは思っておりますが。3,500万円についても、もう来年度から返済が始まるということですよね。

それでは、３回目ですけど、経営者責任についてですが、前社長、井上氏の辞職により、後任として、長きにわたりくま川下り株式会社の経理事務をされておられた中村良幸氏が就任されました。筆頭株主としての受けとめ方は、生え抜きの社員であり、会社の歴史や経理を知り尽くしておられることから適任である一方、今後負っていただく課題や責任の重さは計り知れないものがあり、知り尽くしておられるが故に、相当の覚悟と重い決断を持ってお受けいただいたものと存じます、と述べておられます。結果として、残念ながら１年とわずかで辞意願が出されました。経理業務を兼務されていましたので、非常に心配するところです。

今回の辞任を、筆頭株主は任命責任についてどのように受けとめておられるのか。また、今後の経営責任者については、どのように考えておられるのかお尋ねします。

○副市長（松田知良君）　お答えいたします。

現社長である中村氏を人選するに際しましては、昨年、特に経理に明るく、かつ人吉球磨における観光や球磨川というフィールドで観光事業を行うことに識見がある方を中心に、メーンバンクである肥後銀行とも協議をさせていただきながら、私を含む複数の取締役で人事を交渉してきた経緯がございます。そのような中、現在の会社の財務状況から、新たな運転資金の確保が困難な中、特に経理に明るく、生え抜きの社員であり、会社の歴史を知り尽くしておられることから、適任者として中村社長にお引き受けいただいたわけでございます。

背負っていただく課題や責任の重さは、当人でなければ理解できないほど計り知れないも

のがあったと存じます。相当の覚悟と重い決断をしてお引き受けいただいた点は、万感に値するものと存じております。そのような中、お引き受けいただいたわけでございますが、実質的に社長業と経理部門を兼務されている中で、新事業再生計画を円滑に進捗させるには、想像以上に過重な業務があったと思料するところでございます。

そこで、辞意を受けまして、取締役会の場におきましても、今後のくま川下りの存続という将来のことをそんたくいたしまして、総意として辞意を承諾したわけでございます。

今後の経営責任者である次期社長、いわゆる代表取締役につきましてでございますけれども、第三セクターとはいえどもくま川下り株式会社という１つの企業が存在している以上、筆頭株主の立場にはございますが、お答えするには非常に機微に触れる問題でもございます。

その一方で、現在の社長が辞意を表明している以上、今後会社を続けていく過程において、新たな社長の選任については可及的速やかに決定する必要があろうかと存じます。新たな社長を決定するに当たりましては、くま川下り株式会社は取締役会設置会社であり、定款によりますと、社長である代表取締役は、取締役の中から取締役会の選任によって決議されるということになっております。なお、その前段として、取締役に就任するには、株主総会における選任議決が必要でございます。したがいまして、現在の取締役の中からどなたも新しい社長に御就任いただけない場合は、社長候補となる方を、新たに株主総会で取締役として選任し、その後に取締役会で選任という決議をとる必要がございます。現在、株式会社シークルーズとの業務提携の話があるわけでございます。諸条件をクリアし、業務提携が締結された後には、会社運営のパートナーとして、株式会社シークルーズからの新たな取締役の候補指名も十分可能性としてはあろうかと存じますが、最終的には株主総会での決議事項でございますし、さらに代表取締役となりますと、取締役会における選任決議がございますので、現時点では、どなたが新しい経営責任者に就任するのかお答えは控えさせていただきたいと存じます。

今後、業務提携が締結されましたならば、会社同士がお互いの協議において決定していく項目ということで御理解いただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）　確かにおっしゃるとおり、きょう、この場での、なかなか難しいかと思います。株主総会での選任とか、さっきから申しますように、業務提携の話も出ておりますので、この件は近いうちに決まるのかなとは思っております。

次に、４回目ですけど、肥後銀行への債務残高約4,500万円の保証についてですが、今回6,000万円の貸し付けを行うことでメーンバンクの負債が圧縮することは、先ほどお伺いしました。ただ、くま川下り株式会社には、それでも約4,500万円の債務残高があります。これについての責任は誰が負うことになるのか、返済できなくなった場合はどのような対応が

考えられるのか、お尋ねします。

○副市長（松田知良君）　お答えいたします。

メーンバンクである肥後銀行に一括償還した後に残る債務残高に対する責任は、という御質問でございますが、より具体的に現在の負債の状況を御説明いたしますと、現時点で１億18万1,000円ある借入金のうち、9,696万2,000円が肥後銀行からの借入金であり、残りの321万9,000円は日本政策金融公庫からの借入金でございます。したがいまして、一括償還後の肥後銀行からの借入金の残高は4,199万4,000円でございます。一部の長期貸付金の一括償還後の借入残高に対する保証は、代表取締役を含めた取締役、株主といった個人ではなく、くま川下り株式会社が法人として責任を負うことになります。仮に、会社の弁済が滞った場合や倒産した場合は、会社の財産を差し押さえることで債務を弁済していくことになります。

取締役と会社は、民法上で委任者と受任者の関係にありますので、取締役である個人が責任を負う場合としては、取締役の裁量権を逸脱するような善管注意義務違反や忠実義務違反があった場合に限り、取締役が責任を負うことも想定されます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）　責任といいますか、責任を負うのは、結局、法人であるくま川下りということだと思います。個人の責任はない、と受けとめておきたいと思います。

５回目、くま川下り株式会社の事業再生についてですが、昨年９月議会の議事録で経済建設委員会委員長報告を見ますと、かなりの時間をかけ審議を行われていたことがわかります。内容は、補助金を交付するもので、経営コンサルタントに係る諸経費254万円、他の２件をあわせて総額381万円相当の額ですが、さまざまに質疑があった中で原案を認めるとされています。その後、経営コンサルタント会社に委託し、ことし３月にくま川下り株式会社の事業再生が示され、事業再生の実現・改善のための具体的な行動など、きめ細かに明記されていました。

新社長を迎え、くま川下り株式会社全社員一丸となって取り組まれていくものと期待していました。ところが、11月13日の全員協議会の資料を目にしたとき、驚きと新たな不安を抱えてしまいました。経営不振、社員の退職や、来期の契約は行えない、改善のための具体的な行動も成果が見えない、社長の辞意など、厳しい状況ばかり報告されています。資料にも示してありますが、まさしく事業再生計画の進捗停滞であります。

そこで、まず、進捗停滞になっている現状について、どのように受けとめておられるのかお尋ねします。また、新たな方向性として業務提携が示されていますが、これまでの事業再生計画については、継続されるのか、新たな方向性が示されていくのか、お尋ねします。

○副市長（松田知良君）　お答えいたします。

経営コンサルタントに委託し、ことし３月に策定しました、くま川下り株式会社の向こう

５カ年の新たな羅針盤となる新事業再生計画の今後についてでございますけども、新たな計画に基づき、約８カ月が経過したところでございますが、急流下り復活に向けての新造船の獲得や、発船・着船場の確保に向けて、関係機関との調整、またＩＴクラウドレジやネット予約の活用など、具体的に動き出している項目もあれば、一方で、船頭の通年雇用化や営業専任職員の確保といった進捗が停滞している項目もございます。

現在、業務提携の話もいただいており、海と川の違いはあろうかと存じますが、先方も、この新事業再生計画のそれぞれの項目に賛同・共感していただいており、現在に至っている状況でございます。また、万が一、業務提携に至らなかった場合でも、歩みは遅いかもしれませんが、会社としては、引き続き新事業再生計画を継続していく方針とのことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）　今回示された事業再生計画は、いずれにしても引き継いでいくと捉えさせていただきます。

６回目ですけど、人吉市とその他の方の持ち株比率はどのようになっているのか。株主でもある人吉温泉旅館組合の債務に対する責任と、球磨川下り観光をどのように捉えておられるのか。前回の3,500万円貸し付けの際も、債務に対する対応は全くなく、苦渋の選択として委員会でも認め、人吉市で行ったわけです。今回の6,000万円貸し付けについても、人吉市が行うとするなら、私は条件として、全ての株主が、人吉市に株を無償譲渡されることをお願いすべきと考えます。この考え方について、どのように受けとめられるのかお尋ねします。

○副市長（松田知良君）　お答えいたします。

まず、全体の株式における人吉市の保有率と、それ以外の方の保有率についてでございますけども、株には単位株と未満株があるわけでございますが、議決権に影響を及ぼす単位株については、全部で474株ございます。そのうち240株を、筆頭株主として人吉市が保有しております。割合にしますと、約50.6％を人吉市が保有しており、残りの49.4％を、球磨村を含む32名の方がそれぞれ株主として保有されております。持ち株の保有数につきましては均等ではなく、それぞれ、多く持っておられる方もいらっしゃれば、最小単位株である１株という方もおられます。

また、人吉温泉旅館組合の債務に対する責務と川下り観光の受けとめ方についてでございますが、まずもって人吉温泉旅館組合の構成メンバーの全てが株主ではなく、旅館やホテルといった経営者で株を保有されている方が数名いらっしゃいます。そのうち４名の方が、自分の会社経営とは別に、くま川下り株式会社の取締役として会社の経営業務に参加されております。

前述のとおり、法律上では、取締役といえども法人と個人は別人格であり、株主として出資はされておりますが、著しい裁量権の逸脱がない限りは損害賠償といった責任を負うことはございません。また、取締役以外の株主の責任も、株主の責任は、その有する株式の引受価格を限度とするとされており、株式会社に出資した株主の出資金に対する責任であり、株主は、出資した企業が破綻したり問題を起こしても、出資分以上の法的な責任を問われることはございませんが、株価の変動により出資した資金が目減りして損失をこうむったり、株式が無価値になると全額を失うことはあろうかと存じます。

その一方で、現在、業務提携のお話をいただいております株式会社シークルーズからは、今後、実務的にくま川下り株式会社に対する経営に携わるために、個人株主が保有されている株をお譲りいただきたいとの話もあっております。そこで、株主でもあり、取締役でもある、道義的な責務といたしまして、これからの球磨川下りの未来を託すために、今後の円滑な会社運営の一助になるように、御自分が保有する株を譲渡してもよいと言われる方もおり、これも株主としての責務を果たす手法の１つであろうと存じます。譲渡につきましては、取締役に就任されている株主だけでなく、それ以外の個人株主の方も、同じお気持ちの方もおられるようでございます。

取締役を初めとする人吉温泉旅館組合の方々も、これまで人吉市の観光と地域経済を支えてきた球磨川下りを、引き続き、観光の金看板として後世に引き継いでいきたいといったお気持ちであり、そのようなお気持ちに応えるべく、市としても、できる限り支援を行ってまいりたいとの思いでございます。

また、数年前から議論されておりますように、現在のくま川下りの右肩下がりの経営状況では、他の株主からの増資の同意については理解が得られず、大変厳しい状況にあろうかと存じます。そのような状況の中、筆頭株主の責務として、増資ではなく貸付金として、くま川下り株式会社へ支援策を御提案しているわけでございますが、現在資本金2,400万円のうち、市が出資額1,200万円で50％を出資しております。市からの増資といった支援策につきましては、他の株主との同意によります50％の出資割合が前提条件と考えておりますので、第三セクターではございますが、１企業への出資比率50％を超える市の増資は、公益的な観点から適正でないと思料しております。

そこで、総務省の第三セクター等の経営健全化に関する指針における公的支援の考え方にございます、会社の存続の前提となる条件等を踏まえまして、地方公共団体の財政的リスクが比較的低いといわれております後年度の償還金として、リターンがある長期貸付金という支援策の選択に至っております。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）　貸し付けの策は理解いたしました。私は、もう今回、先ほど述べまし

たように、6,000万円貸し付けの際に、ぜひ人吉市に株の無償譲渡をということをさっき述べましたけど、今、答弁を聞きますと、シークルーズさんのほうも、株の譲渡があればということで言われているということは、私、非常に、株主の方はこの際、前向きに考えていただけたらいいんじゃなかろうかと思います。

次に、急流コースを設ける案が示されていますが、このことについては、平成26年６月議会で、現議長の田中議員が質問されています。翠嵐楼から球泉洞対岸の鎌瀬までの貸し切りロングコース、一勝地から鎌瀬の激流コースなどについては、河川管理の国土交通省、球磨川漁協といった関係機関との協議は終了しているかとの問いに、協議はまだなされていないとの答弁があり、議員は「なかなか難しい問題である」と述べておられます。

現在、球磨村森林組合とは協議を行っているとのことですが、今後、クリアすべき課題として、河川管理の国土交通省、球磨川漁協との協議はもちろんのこと、川下りを行うための河川改修、それに係る膨大な費用、船頭の育成、あるいは送迎問題等々、ハード面・ソフト面ともに難題があると考えます。人吉市は、このような難題を抱えている中、どのような役割、どのようなかかわり方を考えておられるのか、お尋ねします。

○副市長（松田知良君）　お答えいたします。

事業再生計画の柱でもございます急流下りコースを復活させる場合の本市のかかわり・役割についての御質問でございますけれども、第三セクターとはいえ、くま川下り株式会社という単体の企業でございますので、それぞれが受け持つ役割分担において、民間主導で実施していくべき項目と、経営の独立性は尊重しながらも、引き続き筆頭株主としての責任の範囲における支援・助言等は必要かと存じます。その中でも、今後、急流下り復活に向けて、人吉市としての役割は、新造船に向けての費用の支援を初め、特に安全運航を重点に考慮した発着船場の環境整備の下支え部分に積極的に関与させていただく所存でございます。

具体的には、発船場を予定しております一勝地付近の護岸環境整備や着船場を予定しております球泉洞下の護岸整備につきまして、関連する球磨村を初め、関係団体との協議を進めると同時に、国土交通省に対しまして積極的な環境整備の要望等を行っていく必要があろうかと存じます。また、入念な航路調査の上、河川の掘削も必要となると存じますし、掘削に要する費用の確保も考える必要がございます。さらに、河川掘削や航路を決定する際には、漁協との協議も必要となると存じます。そして何より、急流を下ることのできる技術を持った船頭の確保・育成なくしては、急流下り復活はあり得ないと存じますので、引き続き、筆頭株主としての責任の範囲におけるかかわりは継続していく必要があろうかと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）　今、副市長述べていただきましたように、本当にかなりの難題といいますか、超えなくてはいけない課題がたくさんあるかと思います。それについて、かなり費

用も発生しますので、やはり今後、慎重に当たっていかなくてはならないし、また、資金面でどういったぐあいに持っていくか、これは慎重に検討していただきたいと思います。今回の6,000万円でも、私たちみんな頭痛めているんですよ。そのことも十分に承知していただいて、取り組んでいただきたいと思います。

次に、11月13日、全員協議会にて説明がありました、株式会社シークルーズ様との業務提携についてですが、現在のくま川下り株式会社は存続の危機にある中、新たな事業展開で存続していくことは、大変ありがたいことであると考えます。株式会社シークルーズ様お持ちのノウハウで、くま川下り株式会社をぜひ再生していただき、再度、人吉市の観光の目玉にしていただきたいと思います。

そこで、業務提携後、人吉市はどのような立場でのかかわり方を考えておられるのか。また、まずは業務提携ですが、将来において独自運営も可能となった場合、買収の可能性も視野に入れた考えを持っておくべきと考えますが、このことについてどのように受けとめておられるのか、お尋ねします。

○副市長（松田知良君）　お答えいたします。

業務提携が締結された後の人吉市のかかわりと、将来の買収の可能性についてでございますけども、まず、業務提携後の本市のかかわりにつきまして述べさせていただきます。第三セクター等の経営健全化について、それぞれの役割分担としまして、くま川下り株式会社が、地方公共団体である人吉市から独立した事業主体として、みずからの判断と責任に基づいて遂行することが原則でございます。一方、独立性を原則としつつも、総務省の指針によりますと、経営が悪化した場合の経営健全化、特に抜本的改革については、事業の公共性・公益性、地方公共団体が行う公的支援による財政的リスク等も踏まえて、地方公共団体が主導することが必要である、との積極的な関与が推奨されております。そのような指針に基づき、業務提携後も引き続き本市が関与してまいることは明白でございますし、株全体の50％を保有する筆頭株主として、これまで同様に、取締役及び監査役としてのガバナンス機能を強化していく必要があろうかと存じます。

また、将来の買収の可能性につきましては、こちらも現段階でお答えするには非常に機微に触れる問題かと存じます。まずは業務提携の締結があって、その先に見えるお話でございますし、例えるならば、現時点では、これから発船する船に乗船する前の段階でございます。あくまでも今後の可能性という観点で御理解をいただきたいと存じますが、こちらも総務省の指針によりますと、地方公共団体は、第三セクター等の経営が設立当初から良好である場合はもとより、収益が上がらなくとも、将来的には収支が均衡し継続的に自立した経営を行う見込みがある場合には、完全な民営化を視野に入れた経営のあり方についても検討することが望ましい、との見解がございますので、将来的には、御指摘の民間への売却といった点も視野に入れながら、引き続き関与してまいる所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）　ただいま答弁いただきました。将来的には買収のことも視野に入れていくということのほうに受けとめておきたいと思います。

ただ、ちょっと、私２点ほど気になるんですが、シークルーズ様が来ていただくことは結構なことだと思うんですが、今、人吉市は観光のための木造船で下っております。これが、仮に木造船をなくして、ラフティングに重きを置くとなってきますと、木造船がもうなくなってしまうんじゃないかなという不安も持っているわけですね。そこら付近はどのように捉えていらっしゃるかと、もう１点は、今回、シークルーズがこちらにお見えになることを、民間のラフティング会社、例えば、今20社ほどあるんですかね人吉市に、このラフティング会社のほうには、こういった企業が今度業務提携しますよというお話はされているのか。この２点だけ、わかりましたらお答えをお願いします。

○副市長（松田知良君）　お答えいたします。

木造船を使っての川下りかという御質問でございますけれども、株式会社シークルーズさんと業務提携の肥後銀行での協議の中でも、やはり球磨川下りというのは100年以上も歴史のあるものだと、その重みというのは十分に感じておるということで答えられております。

また、ラフティングに関しましても、この会社が、シークルーズさんは修学旅行の受け入れとかも得意にされておる関係上、くま川下りに仮に業務提携いたしますと、窓口になって、ラフティング関係にそういう修学旅行は１社でも抱えられませんので、そういうふうな、いうなら効果があるんじゃないかなと、私は思っております。ただ、市のほうから、ラフティングの協会のほうにはまだ話していないという状況でございます。今議会が終わりまして、結果がわかりましたら、そういう形で報告させていただきたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）　ありがとうございました。繰り返しになりますが、ラフティング協会さんのほうにはいずれ協議会を持つ、と受けとめてよろしいんですね。

では、ここで市長にお尋ねしますが、今まで述べさせていただきました中で、特に２つの問題点、１点目は、株の無償譲渡、２点目、業務提携後のくま川下り株式会社の買収は、しっかりと考えていくことではないかと思います。私も、これまでくま川下りは存続させるべきと言ってきました。今でもその気持ちはありますが、その一方で、市民の皆様は球磨川下りをどのように捉えておられるのか、今後も人吉市が支援を続けていくことを望んでおられるのか。いろいろお聞きしましても、年代によりさまざまな受けとめ方があります。そのようなことを考えますと、正直、私自身も疑問を抱くわけです。

市長としては、どのように受けとめ、今後の方向性を考えておられるのかお尋ねします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

球磨川下りは、古来の水運から、明治・大正期の観光産業と移行し、くま川下り株式会社も昭和37年の創設以来、人吉球磨の主要観光資源として、その一翼を担ってまいりました。古来から今の平成の時代にまで愛され、親しまれてきました歴史と文化を伝える地域資源、球磨川下りを守り、後世に引き継いでいくことが、私の使命と責務であると存じております。

第三セクターであるくま川下り株式会社におかれましては、独立した事業主体として、会社の自助努力によって経営健全化を図ることが望ましいことは重々承知しておりますが、実質的に債務超過法人である以上、これまでさまざまな公的支援の手法について、メーンバンクを交えた関係機関と模索し、短期貸付金や長期貸付金を検討した結果、地方公共団体の財政的リスクが低いとされている長期貸付金という手法を、今回選択させていただきました。このことは、業務提携のお話があろうがなかろうが、代表取締役である社長を選任する際の、長年の懸案事項を解決するための手法でございました。

今回の支援策は、昨年平成29年９月議会の大塚議員からの一般質問の際に頂戴いたしました、球磨川下りに必要なバックアップは、財政再建のための資金支援策である、との御助言にも合致している策と存じますし、また、同時期に御指摘のありました、私自身の１期目の任期期間中に何とかしっかりとした方向性を示していただきたい、とのお言葉に対する市長としての決意でございます。仮に業務提携が締結されたといたしましても、いきなり来年度からＶ字回復とまでは至らないことも重々承知はしておりますが、筆頭株主としてできる限りの支援策を講じて、地域経済を支える観光の目玉である球磨川下りを、後世に絶対に残さなければならないという覚悟でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）　改めて、しっかりとした決意を聞かせていただきました。これで、くま川下りについては終わります。

次に、人吉橋落橋防止装置と新市庁舎免震構造についてですが、まず、平成28年３月11日の全員協議会で説明がありました人吉橋落橋防止装置ふぐあいについて、その後の経過はどうなっているのかお尋ねします。

○建設部長（山下正純君）　お答えいたします。

大塚議員御指摘のとおり、平成28年３月11日に開催されました全員協議会におきまして、人吉橋落橋防止装置について説明を行ったところでございます。その内容といたしましては、平成22年８月に竣工いたしました人吉橋の落橋防止装置――24組でございますけども、その溶接部分において不良の可能性があるかもしれないという説明内容でございました。その後、どのような対応を行ったのかとの御質問でございますが、施工業者のコーアツ工業建設工事共同企業体と協議し、形状変化の観察を行い、平成29年11月22日に、橋梁点検車にて、職員

と橋梁コンサルタントによる近接目視点検を行ったところでございます。その際の点検結果につきましては、落橋防止装置の溶接部分における異常は認められなかったため、現在のところ、補強等の工事は必要なしと判断しているところでございます。

今後の対応といたしましては、近接目視点検などにより、落橋防止装置の形状等に変化がないか点検を継続してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）　ただいま、経過についてお聞きしたところですが、これ、平成28年３月に説明をいただいて、今後も目視点検を続けていくということなんですけど、いつまでという期間はないんですかね。もし、何かわかれば。いつまでされるとか、決まった期限というのはないんですか。

○建設部長（山下正純君）　お答えいたします。

いつまでという期限があるかということでございますけど、期限については特に定められてはおりません。ただ、橋梁点検につきましては、国のほうから、一応５年間の間に、まず、そこの自治体における橋梁の点検をしなさいというところもございまして、これが平成30年度で１サイクル終わったところでございます。平成31年度から２サイクル目に入りますので、その中で、また改めて継続した形で点検を続けてまいりたいと思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）　ありがとうございました。

次に、最近何かとマスコミに取り上げられました免震装置の偽装問題ですが、新市庁舎建設に免震装置を採用している人吉市でも気にするところです。そこで、新市庁舎の免震構造は、ゴム式なのか油圧式なのかお尋ねします。また、免震装置については、製造元のデータ改ざんであり、施工業者にはわかりにくい部分だと思います。しかしながら、建物が完成した後、発覚する偽装には、大変な労力と時間、費用も発生するものと考えられます。改めて、いま一度、施工業者や製造元との再確認を確実に行っていただきたいと考えますが、このことについてお尋ねをいたします。

○総務部長（迫田浩二君）　御質問にお答えいたします。

新市庁舎の免震構造につきましては、基礎免震構造でございまして、建物本体と基礎の間にございます免震層において、アイソレーターとダンパーが連動して地震時の揺れを抑制する免震システムを構築いたしております。

アイソレーターとは、建物を支え、地震の揺れを直接建物に伝えない役割を担い、また、ダンパーは、建物を支える役目はせず、地震のエネルギーを吸収することで建物の揺れをと

める役割を果たしております。アイソレーターの種類はさまざまにございますが、本市におきましては、ゴムと合板が積層して構成されている積層ゴム支床と樹脂などでつくられた滑り板と合板で構成された滑り支床を複合的に採用しているところでございます。また、ダンパーにつきましてもさまざまな種類がございますが、油の粘性を利用したオイルダンパーを採用しているところでございます。

次に、東洋ゴムの偽装問題につきましては、御指摘のとおり、製造元のデータ改ざんなどさまざまな不正が発覚をいたしております。まず、こういった不正のデータを発見するためには、その製品を実験し、試験データを採取した上で、建築基準法が求める品質、または製造元が公表している品質と照合し、検証する必要がございます。また、この検証作業には、専用施設での高度な設備と専門研究員等の人員が必要でございまして、相当の時間や費用、技術力が必要になります。そのため、国においては、高度な検証を行った建築物や材料等に対応するため、国土交通大臣が構造方法や建築材料の品質などを認定する制度を設けております。標準的な建築物においては、あらかじめ認定された構造や材料を使用することで、前述しました実際の検証というものが不要になるものでございます。

このように、国が行っている認証制度の中で、さらに建築材料等の不正の有無をチェックすることは非常に困難でございますが、国においては課題や対応策が議論されているところでございまして、不正の防止に当たっては、製造元はさることながら、国や関係機関、発注者や工事監理者、施工業者が一体となって取り組む必要があると認識をされているところでございます。

本市におきましては、まずは発注者の責務として、工事監理者及び施工業者と連携、連絡を密にとりながら、主要部材の検査の際は、その実施方法を精査・検討し、適切に対応してまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）　しっかり精査していただきますように、よろしくお願いいたします。

次に、市民の声から、予約型乗合タクシー利用についてですが、多くは高齢者の方が利用されています。ただ、いまいち配慮に欠ける部分があり、高齢者の方に優しくないとの声があります。例えば、自宅から停留所までが遠いこと。例えば、ここに停留所があったとします、御自宅はここなんですね。ところが、タクシーはここじゃとまらないわけです。行くときは予約されるんですけど、帰るときは荷物を抱えて大変困難、ところがとまってくれない。いろんな例もあると思うんですけど、その場所から自宅までが大変不便である、という声がたくさん出ているわけなんです。それが１点です。

また、西間別館や人吉警察署へ行く路線がない。医療センターあたりに行ってもらうよりも、買い物ができる路線を考えてほしい、などの声があります。今後の高齢化対策として、

ぜひ見直しをお考えいただきたいと思います。例えば、かかる諸経費は試算はしていませんが、65歳以上を対象として、一月に２回か４回分を、段階的に一般タクシーの回数券を発行する。負担割合を、自己負担３割、市の負担を７割、もしタクシー会社に協力していただけるならば、タクシー会社0.5割の発行などを考えることはできないか、ちょっとお尋ねします。

○企画政策部長（早田吉秀君）　議員の皆様、こんにちは。それでは、御質問にお答えします。

予約型乗合タクシーやコミュニティバスにおきまして、停留所までの移動や目的地の設定につきましては、居住地域や行動目的によりさまざまに御要望がございまして、利用者の皆様の御希望に全てお答えすることは難しいかと存じます。

停留所までの移動につきましては、平成28年度と平成29年度に永野地区と大畑地区において実証運行を行いました、自宅付近での乗りおりが可能なドア・ツー・ドアの区域運行が有効であると考えますが、停留所以外を経由するために、公共交通として必要な観点である定時的な運行ができないといったデメリットもあります。予約型乗合タクシーの運行につきましては、引き続き、利用者の皆様の声をお聞きし、例えば停留所間におけるフリー乗車区間を設けるなどといった検討や、目的地につきましては、新庁舎完成に合わせまして、人吉警察署や公的施設等を含めたルートの見直し等の検討を、今後行ってまいりたいと考えております。

また、福祉の観点から、高齢者や重度障がい者の方で、停留所から１キロメートル以上お住まいが離れていたり、家族による自家用車の移動ができない方などを対象に、タクシー代の助成を行っている自治体もあります。

高齢者へのタクシー代について、回数券を発行するなどの助成につきましては、財政の状況や地域公共交通としての役割などの課題もありますので、慎重な検討が必要であると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）　今、答弁の中で、フリー乗車券ですか、停留所と停留所の間、これはぜひ検討していただきたいと思います。かなり助かる方がいらっしゃるんじゃないですかね。よろしくお願いいたします。

１つ例なんですけど、警察署に行っていますよね、バスもタクシーも。ある方が、車を運転して免許証返納に行かれたそうです。交通課の方が、「ああ、免許証返納ですね」と受け付けて、「帰りはどうされますか」と言ったら、車で来ていらっしゃるんですね。帰れないわけですよ。だから、また引き返したということをですね、これは、実際交通課で聞いたんですけど。公共交通がない、１つの、笑うに笑われないというか、また出直して来ないといけない、誰かに乗せてもらわんといかんという、そういうような事例があっておりますので、

やはり私としては、警察署あたりは特に、バスが通るか、タクシーのそういった停留所を設けるのは必要でないかと思いますので、ぜひ検討方よろしくお願いいたします。

最後になりますが、次の市民の声として、人吉文化祭実施会場のあり方についてですが、現在、人吉文化祭はクラフトパーク石野公園とカルチャーパレスの２会場で開催されています。クラフトパーク石野公園は離れていて、交通手段を持たない人は行くのが大変不便な状況にあります。文化協会の皆様の素晴らしい作品が展示されているのに、多くの市民の皆様にごらんいただけないのが非常に残念なことです。

そこで、２日間の開催日ですので、最終日だけでも、２会場をつなぐ何らかの方法は考えられないのか。また、昨年もそうでしたが、近隣の町村の祭りと同時でした。相乗効果は期待できるかもしれませんが、文化祭への来場者をふやすためにも、近隣の行事との日程調整が必要かどうか検討していただきたいと思いますが、どのようにお考えかお尋ねします。

○教育部長（小林敏郎君）　お答えいたします。

人吉文化協会主催によります人吉文化祭は、ことしで45回を数える伝統的な行事であり、今、議員にもおっしゃっていただきました、市民の皆様には芸術の秋を堪能いただいている催事の１つだと認識をしております。

議員の御質問は、そこでのすばらしい作品や発表を、さらに多くの方に楽しんでもらうために、１つは会場間の移動手段でございます、それと２つ目には、日程の調整を検討しては、との御指摘と存じます。

まず、会場間の移動についてお答えいたします。熊本地震以降、カルチャーパレスにおいては舞台芸術祭、石野公園においては美術、生け花、盆栽などの展示や茶会無料体験を開催しておりまして、会場が分散されているために、交通手段を持たない方、公共交通機関に頼らざるを得ない方が、２会場を訪れることは大変ではないか、バスや大型タクシーなどで会場間のシャトルバスを運行できないか、との御質問・御提案であろうかと存じます。

この件につきましては、２会場で開催するに当たって、平成28年度に文化協会内でも検討されたものの、まず車の借り上げの費用を捻出することが難しいということ、また、どれだけの利用があるかが予測が難しいとのことなどの理由から、見送られた経緯があると伺っております。

地震後、２会場に分かれまして、３回、既に開催されております。カルチャーパレスの展示場が使えないことによりまして御不便をおかけしておりますが、文化協会との会議の場もございますので、これまでの３回の状況を伺うとともに、議員からの御意見・御提案等お伝えしてまいりたいと存じます。

次に、開催日程の件でございますが、主催者である人吉文化協会を中心にお決めになっておりますが、これまで、文化の日を中心に開催をされることが一応恒例となっております。また、10月、11月は、市教育委員会においても、市の催事においても、例えば犬童球渓顕彰

音楽祭や人吉球磨総合美展など、文化振興関連の行事も多く開催しておりまして、まず、これらとの調整をしていただいております。その後に、他の市町村とのイベントの日程調整ということになろうかと存じます。

石野公園に御来場いただいた方の中には、先ほど議員おっしゃっていただきましたが、219号沿いでございますので、錦町のふるさと祭り等もあっておりまして、そちらに立ち寄ったと言われた方もございました。その逆のパターンも予想できるものと考えております。同日に同種のイベントを開催すると、来場者やスタッフを取り合うことにもなりかねません。また、逆に、異なる種類のイベントが開催されると、１日で祭りと文化芸術の２つが楽しめる、それぞれの集客によい影響を与える、先ほど議員におっしゃっていただきましたが、いわゆる相乗効果ということも期待できるところもございます。

つきましては、以上申し上げましたように、日程の調整や見直し、難しい部分もございますが、文化の振興、文化団体の活動支援、文化行政の使命でございますので、多くの方々に御来場いただけるよう、文化協会の皆様や関係者の方々と、周知方法、運営について、協力して御相談してまいりたいと存じます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）　私に相談されたのは、あそこで生け花をされている御本人の方が相談されたんです。あそこに生け花教室みたいにされるんですけど、せっかくするのに生徒さんにも来てほしいんだけど、なかなか来る「足がない」ということをされてますから、今後、文化協会さんと話し合いができたら、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

これをもって、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中　哲君）　ここで暫時休憩いたします。

午後２時47分　休憩

午後３時00分　開議

○議長（田中　哲君）　休憩前に引き続き再開いたします。

ここで、４番、大塚則男議員から発言の申し出がございましたので、これを認めます。

（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）（登壇）　時間をとりまして、申しわけございません。

先ほど、私の一般質問終わりのほうに、「交通手段がない」と言わなくちゃいけないのに、「足がない」と大変不適切な発言をしてしまいました。どうか訂正方よろしくお願いします。申しわけございませんでした。

○議長（田中　哲君）　ただいまの発言訂正の申し出につきましては、これを認めることとい

たしますのでよろしくお願いいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）（登壇）　皆さん、こんにちは。12番議員の笹山でございます。通告に従いまして、一般質問を行ってまいります。

今回は、財政問題から、新市庁舎建設を控えての将来の財政展望について、市民の声から、がん患者支援に伴う医療用補正具購入の助成について、通学路の防犯対策についての３点を通告をいたしました。

まず初めに、財政問題から、新市庁舎建設を控えての将来の財政展望について、ということであります。市長は、施政方針において、国の予算編成の方針、県の予算編成の方針を述べられながら、本市の予算編成の方針について触れられ、「平成31年度予算編成にあたっては、国の予算編成や支援の動向を見極めつつ、行政需要の多様化・複雑化へ対応できるよう関係部局間で十分な協議・調整を図り、組織横断的な連携による効果的な施策展開となるよう取り組まなければならない」と述べておられます。

平成28年12月議会においても、財政問題において質問を行っているところでありますけれども、今回改めて、財政問題で議論を深めてまいりたいと思います。

施政方針にありますように、国の動向、県の動向が、本市の予算編成に大きく影響をするということになりますので、まず、国の中期的な財政展望についてお尋ねをしておきたいと思います。国における骨太方針2018の概要はどういうものか、お尋ねをしておきます。

以上、１回目を終わります。

○総務部長（迫田浩二君）　御質問にお答えいたします。

国における骨太方針の概要について御説明いたします。このことにつきましては、平成30年６月15日に閣議決定をされました、骨太方針の根幹となっております経済財政運営と改革の基本方針2018に基づき、お答えをさせていただきます。

まず、マクロ的な観点からでございますが、これまでのアベノミクスの取り組みにより、デフレ脱却、経済再生に向けた大きな成果は生み出されているものの、再生計画で目指していたデフレ脱却と実質２％、名目３％を上回る経済成長の実現は、いまだ道半ばであり、目標実現に向け、経済再生なくして財政健全化なしの基本方針を継続し、経済と財政の一体的な再生実現を目指すことが掲げられております。

また、少子高齢化の進展による社会保障費の増嵩にも対応すべく、これまで２度延期をしてきておりました消費税率の２％引き上げを、2019年10月１日に実施する旨の内容も明記をされているところでございます。さらに、引き続き、東日本大震災からの復興再生、原子力災害からの福島の復興再生、熊本地震からの復興にも触れられており、熊本地震以降も、全国各地で自然災害が相次いでいることから、こうした自然災害からの復旧・復興に向けて、被災者の一人一人の気持ちにより添いながら、全力で取り組んでいくともされているところ

でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　骨太方針、今、説明をいただいたところであります。経済再生なくして財政健全化なしと、その基本方針を継続しながら、経済と財政の一体的な再生実現を目指す、それから、消費税率の２％引き上げを2019年10月から実施するというようなことが、具体的なところのようであります。

消費税率引き上げについては、後のほうで質問していきたいと思っておりますけども、やはり経済と財政の一体的な再生実現ということについては、非常に難しい課題があるんじゃないかなと思っているところであります。アベノミクスの取り組みが、本当にデフレ脱却、それから経済再生に大きな成果を果たしているのでしょうか、非常に私は疑問に思うところもあるわけですが。中央と地方の経済格差、ますます拡大しているように感じるところでもあります。そういったところで、それを考えますと、やっぱり地方にとってはアベノミクスの効果はあらわれていないんじゃないかなというようなところも思うところなんですね。

そこで、経済再生と財政健全化について、財政改革との関連性については、改めてどのように触れられているのか、この点を確認をしておきたいと思います。

○総務部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

国は、骨太方針の中で、経済と財政の一体的な再生実現を目指すとされております。ただ、経済再生なくして財政健全化なしといった基本方針を変えていないことからも、国は今後も経済再生のほうにウエートを置いているようでございます。

しかしながら、2018年度における国の予算構成を見てみますと、歳入においては予算総額が約98兆円に対し国債が約34兆円と、2017年末の債務残高は1,085兆円。国民１人当たりに置きかえますと858万円の債務を負っていることになっており、総額に対し約35％を占める状況になっております。さらには、歳出においては、社会保障費が約33兆円、30年前が約11兆円なので３倍に、また国債費、これまでの債務償還が約23兆円と、総額に対し約24％を占める状況となっております。

このことからも、増嵩する社会保障費への対応及び財政再建のためには、消費税率の２％、８％から10％への引き上げを2019年10月に実施することは、やむを得ない状況となっているところでございますが、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要、反動減といった経済変動を、可能な限り抑制する狙いから、消費税率引き上げ分の使い道をも見直し、教育負担の軽減、子育て層支援、介護人材の確保など、経済的な悪影響を緩和する施策が明記されたところでございます。すなわち、これまでの好循環を維持・強化することにより、経済再生・成長の実現をより確実なものとすることを優先し、財政再建を先送りしたことがうかがい知れるところでございます。

以上の状況を踏まえ、財政再建については、基礎的財政収支、いわゆるプライマリーバランスでございますけど、これの黒字化の目標年度を2025年度と、５年間先送りとされたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　本当に、国の財政も大変厳しい状況のようです。国債発行が約34兆円と、歳出では社会保障費が約33兆円、34％です、国債費が約23兆円、約24％と、これだけあわせても58％を占めるという状況になりますから、半分以上をこういった形で占めていると。非常に国の財政も、本当に硬直化といいますか、厳しい状況がうかがい知れると思っています。

社会保障費が、確かに30年間で約３倍にふえてきているという状況を見てみますと、今後ますます社会保障費については増大していく、これは当然予想されることだと思います。部長答弁されましたように、消費税率の２％引き上げ、やむを得ない状況があったとしても、結局は経済変動を抑制する立場から、教育負担の軽減とか子育て層への支援とか介護人材の確保等への緩和策を実施をしていくと変わってきているわけですよね。ですので、経済再生に重きを置いて、財政再建を先送りをしたということもはっきりわかるわけなんですけども、結局はプライマリーバランスについても、プライマリーバランスの黒字化を５年先送りにしたということからも、そういった状況がうかがい知れるところじゃないかなと思っているところです。

地方交付税の交付についても約16％を占めるようでありますけども、やはり、今、地方自治体の基金残高が増加傾向、もしくは長期債務残高が微減といった傾向があることから、地方交付税総額についても削減をしていくという動きもあるようであります。やはり、地方交付税については、私たちこういった地方自治体については非常に重要な財源になりますので、この地方交付税の動向が非常に気になるところであります。

そこで、こういった地方交付税改革と、その地方交付税の動向について、どのようになっているのか。ここも、一応１点確認をしておきたいと思います。

○総務部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

御質問の、地方交付税改革についてでございますが、このことは、毎年この時期、総務省と財務省との間で議論となっているところでございます。これまでも、小泉政権下における三位一体の改革など、地方交付税は大きな改革がなされてきておりますが、現政権下においては大きな改革は想定されていないところでございます。しかしながら、国の予算編成を行う財務省は、地方自治体における基金残高の増加など、地方は余力があるとし、地方自治体に配分する地方交付税交付金を抑制することで国の負担を縮減し、財政健全化につながるとの考えのもとに、これまでも地方交付税の削減を提案されております。

一方、地方交付税を取り扱う総務省サイドでは、地方自治体が基金増となっているのは、行政改革の成果や災害等に備えての地方の努力でもあり、地方の中にも、本市同様に、今後基金を取り崩し運営しなければならない自治体もあり、全国知事会を初め、多くの地方自治体から、地方の実情に沿ったきめ細やかな行政サービスを十分に担えるよう、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確保を行ってほしいとの要望を受け、引き続き、地方交付税の確保・維持を提案されているところでございます。このことは、毎年、財務省と総務省の間で綱引きが行われている状況にございまして、今後の折衝いかんでは、交付税総額の見直しは依然としてくすぶり続ける状況にございますので、そのことに関しては、私たちも非常に危機感を持っているところでございます。

また、平成31年度の地方交付税の動向でございますが、現時点では平成31年度の地方財政計画が公表されておりませんので詳細なところは明らかにはなっておりませんが、これまでの国からの情報の中では、交付税総額は前年比0.5%の減となる見込みのようでございます。日本全国で人口減少が進む中、普通交付税の算定の基礎には人口が多く使われており、基礎数値を反映した地方交付税の縮減が図られないかということを危惧しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　確かに財務省と総務省において、本当に毎年のように綱引きが行われる状況があります。毎年のように、交付税総額が本当にどうなるのか、非常に気がかりになるところでありまして、そういった交付税総額の影響が自治体に及ぼす影響、かなり大きな部分が出てくると思っているところであります。

地方財政計画の中で、昨年も恐らく削減されておりますし、今、部長答弁されましたように、昨年比で約0.5%の減になるということであれば、やっぱり毎年毎年、地方財政計画の中で地方交付税が削減をされているという状況が見て取れますので、地方財政計画をどのように国が計画を立てるのか、本当に非常に注視をしていく必要があるんじゃないかなと思っているところであります。今、人口減少が課題となっておりますので、人口減少に伴っての算定措置が出てきますから、そこはきちんと捉えていく必要があるんじゃないかなと思います。やはり、何らかの緩和措置があるにしても、やっぱり補正係数等をいろいろ使いながら、地方財政計画における交付税総額をきちっと把握していく。やっぱりこれは、なるべく早めに地方交付税の総額についての動向を注視をしていかなければいけないと思っていますので、この辺は本当に常に注視をしていってもらいたいなと思っているところであります。

そのような中で、人吉市の財政において考えてみますと、平成29年度の一般会計の決算、それからその検証について、若干確認をさせていただきたいと思っております。平成29年度の決算におきましても経常収支比率は100.8%ということで、財政の硬直化、これは非常に

懸念をされるところであります。そこで、歳入の一般財源の使途を考えてみたときに、歳入の財源が、性質別の歳出においてどのように充当されているのか、この辺を具体的に確認をしておきたいなと思いますので、この点について質問をしておきたいと思います。

○総務部長（迫田浩二君）　御質問にお答えいたします。

平成29年度決算における歳入一般財源、これは市税、譲与税、地方交付税などでございますが、歳出において、どう充当されているかということでございますが、構成比の大きいものについてお答えをさせていただきます。

まず、人件費が約24億5,000万円、構成比が26.2％、扶助費が約14億4,000万円、構成比が15.4％、公債費が約13億4,000万円、構成比が14.3％と、義務的経費が全体の約56％を占めている状況でございます。その他といたしましても、一部事務組合負担金が約13億2,000万円、構成比14.1％、特別会計への繰出金が16億7,000万円、構成比17.9％と、恒常的な経費が多くを占めており、財政の硬直化が大きな課題と捉えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　そうですね、人件費、扶助費、公債費の義務的経費、約56％、一部事務組合の負担金が14.1％、繰出金が17.9％ということですから、これをあわせますと約88％ということで９割を占めると。恒常的経費が約９割を占めているということを考えますと、本当に財政の硬直化が進んでいると見てとれるわけなんですね。ただ、こういった義務的経費においてもいろんな変化があると思っていますので、減少したり増加したり、そういった状況があると思っています。ですので、今さっき答弁いただきました義務的経費において、例えば約10年前と比較してみた場合に、どのような変化があっているのか。これをちょっと見ておく必要があると思いますので、この点についてお尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

平成19年度、10年前と比較いたしましてどうなのかということでございますが、まず、人件費におきましては、一般財源といたしましては約１億4,000万円の減となっております。要因といたしましては、10年前は団塊の世代が退職を目前にしていた時期でございまして、以降、その世代が退職を迎えられ、今日まで再任用制度等が確立をされてまいりましたが、減少傾向にあるところでございます。

次に、扶助費でございますが、一般財源といたしまして約５億7,000万円の増となっております。要因といたしましては、2012年、平成24年制定されました障害者総合支援法に伴う自立支援に要する経費や都市部における保育の受け皿づくりとして制度化された認定こども園制度に伴う経費の増が挙げられるところでございます。私どもといたしましては、扶助費の増が一番の課題として捉えているところでございます。

公債費につきましては、平成の初めの大型事業、第一中学校改築や総合体育館建設事業の

償還が終了してきており、約9,000万円の減となっているところでございます。

その他といたしましては、人吉球磨広域行政組合負担金が、ごみ処理施設クリーンプラザ建設に伴う起債償還が終了してきており、約１億3,000万円の減となっているところでございます。

繰出金関係では、公共下水道事業繰出金が約２億6,000万円の減となる一方で、高齢化の進展等に伴い、介護保険特別会計繰出金が約１億7,000万円増となっている状況でございます。

以上のことからいたしましても、ここ10年間で、扶助費を含めた社会保障費に多くの財源を要しているということが大きな課題であると捉えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　本当に、国の財政状況と同じように、社会保障費の増が非常に伸びてきているということが理解できると思います。特に扶助費が相当伸びてきているということなんですね。その扶助費の中でも、やはり児童福祉施設に要する一般財源の状況が非常に気になるような状況があります。さらには、超過負担も発生している状況があるとも思っているんですけども、この点について、どのような状況なのか確認をしておきたいと思いますので、お尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

議員御質問の、児童福祉に要する経費につきましては、先ほどの答弁でも申し上げましたように、非常に頭の痛い課題と捉えているところでございます。基本的に、国の基準額で保育料を設定することができれば、保育所認定こども園運営費、いわゆる措置費というものでございますが、これは保護者負担金のほか、国庫負担金２分の１、県負担金４分の１、地方自治体負担４分の１で賄うところでございますが、保育料を国基準で設定することは非常に困難であることから、保育料を軽減している部分に対して、市の超過負担が発生しているところでございます。

まず、市の超過負担分を含めた一般財源の推移といたしまして、10年前、平成19年度は約３億円であったものが、平成29年度においては約４億4,000万円、１億4,000万円の増となっているところでございます。また、国基準に対して、本市保護者負担保育料の設定は、保育園においては基準額の約61％、認定こども園においては基準額の約68％にとどまっており、約8,200万円の超過負担が生じているところでございます。さらに、今後、保育単価改正が実施された場合、この超過負担はさらにふえていくことになりますので、国基準までは困難なことと存じますが、市の超過負担の上限を設定し、その時々における保育料の見直しに取り組む必要があるものと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　子供の数は減少してきている中で、市の負担分が、10年前と比較して約１億4,000万円増加していると、そうしたら保育料につきましては、結局は保育料においては61％、認定こども園については68％の保護者負担になっているということで、その差額を市が超過負担として払っていると。これが約8,200万円ということで、これがやっぱり一般財源に重くのしかかってきているような状況が見て取れると思っています。

来年度からの消費税増税による少子化対策の展開を考えた場合には、また一般財源の動向がどういうふうになるのか、これも非常に気になってくるところなんですが。この点については、また後ほどお尋ねをしておきたいと思っております。

ですので、ここでもう１点、私が気がかりなことは、やっぱり基金の動向なんですね。基金がどのような状況にあるのか、これをきちっと把握をしておく必要があると思っていますので、財政調整基金、それから減債基金の状況が、今どのようになっているのか、この点をちょっと確認をしたいなと思っているところです。自治体によっては、基金残高が増加傾向にある自治体もあるようでありますし、人吉市においては新市庁舎建設における起債等の償還等も考慮しながら運営していくということで、人吉市においては、やっぱり大変厳しい財政運営を行うようになるような状況になると思っているところであります。そういった状況の中で、市の基金がどのような状況なのか。これを、例えば市民１人に換算したらどのくらいになるのか、もしくは、同じような類似団体と比較して、どのような状況なのか。これを見ることによって、人吉市の置かれている立場が理解できると思いますので、この点を確認をしておきたいと思います。

○総務部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

施政方針の中でも述べてありますように、新市庁舎建設における起債償還ピーク期前までに既存事業の検証を行い、見直しを含めた財政負担の軽減を図るとともに、議員御質問の財政調整基金、減債基金をいかに残しておけるのかということは、大変肝要なことと存じております。

そこで、現時点、平成29年度末での財政調整基金、減債基金の残高でございますが、財政調整基金が約３億8,500万円、減債基金が約３億7,700万円で、合計７億6,200万円という状況でございます。市民１人当たりになおしますと、財政調整基金が約１万1,000円、減債基金が同様に約１万1,000円で、合計２万2,000円となっております。また、類似団体と比較いたしますと、類似団体の市民１人当たりの基金残高は９万1,000円となっており、６万9,000円少ない状況となっているところでございます。

しかしながら、基金残高が増加していることを、国は疑問視し、地方には余力がある、それならば地方交付税を減らしてもよいのではという議論にもなるところでもございますし、基金を貯め込むことだけが、本当によいことなのかということは議論が必要ではないかと存

じております。ただ、基金残高の現状が厳しいことは明白でございますので、今後、いかに基金に頼らない財政運営を行っていけるかが喫緊の課題と捉えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　今、わかりましたように、類似団体と比較した場合に、人吉市は６万9,000円も少ない状況ということを考えれば、やはり基金残高の状況については、大変厳しい状況にあると言わざるを得ないのかなとちょっと思うところです。基金に頼らない財政運営を行っていけるのかどうか、大変厳しい課題かなと感じたところなんですね。確かに、基金は基金残高をふやすということについては、それなりの問題もあるかもしれませんけども、ある程度やっぱり基金を持っておかないと財政運営に大きく影響してきますので、この辺はきちっとした財政運営をしていかなければいけないと思ったところであります。

そのような中で、市長は、施政方針の中で、「しかしながら、日本全体で進んでいる少子高齢化などの社会問題を背景として、本市の財政も非常に厳しい状況にあり、現在実施している全ての事業を、来年度以降も継続しながら、新たな事業に着手、推進していくことは大変困難な状況にあると存じます。特に新市庁舎建設につきましては、国から有利な財政措置が講じられることとなったものの、起債償還の増加は避けられない状況にあり、そのためにも、今後、新市庁舎建設のための地方債償還ピーク期前までに既存事業の検証を行い、見直しを含めた財政負担の軽減を図っていく必要があるものと存じます」と述べておられるわけなんですね。

そこで、そういった実施している全ての事業を来年度以降も継続しながら、新たな事業に着手、推進していくことが大変困難な状況であると述べているわけなんですけれども、これを考えますと、どういった事業展開になるのかちょっと理解ができない状況もあります。この辺を、具体的にどのようにお考えなのか、この点をお尋ねしておきたいと思います。

○総務部長（迫田浩二君）　御質問にお答えいたします。

平成31年度の予算編成方針の中で、最重点課題として、新市庁舎建設における起債償還ピーク期前までに既存事業の検証を行い、見直しを含めた財政負担の軽減を図ることを挙げさせていただいたところです。今後、健全な財政運営を堅持していく上で、最も大事なことと捉えているところでございます。

これまでの御質問の中でもお答えをさせていただきましたが、人口減少が進む中、さらに少子高齢化の進展もあり、収入増加策がなかなか見出せない中、歳出では扶助費といった義務的経費が増加していく、さらには財政調整基金、減債基金を取り崩さなければ予算編成ができない状況が続いている状況下においては、従来の事業を、単に継続するのではなく、事業の目的・効果をしっかりと検証した上で、優先順位に基づいて事業選択していく、また重点化していく、そういった歳出のスリム化を行い、余力を生み出した上でなければ、新たな

事業に取り組むことは非常に厳しい状況にあると捉えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　事業の目的・効果をしっかりと検証した上で、優先順位に基づいて事業を選択していくということは、それはまた選択と集中のもとに、あらゆる事業の検証が必要になってくると思うわけなんですね。ところが、やっぱり今現在行っている事業について考えてみた場合に、やはりどれも大事な事業を行っておられるわけでありまして、何らかの形で市民ニーズに対応している事業になっていると私は思っているところなんですね。

そのような中で、どうしてもやっぱりそういった選択と集中のもとに、きちっとした目的・効果を検証するということであれば、非常に厳しい選択を迫られてくると感じるところなんですけど、そこで、そういった優先順位の洗い直しと事業の絞り込みを行うということについては、絞り込みの方法とか絞り込みの基準をどういうふうに設定をしていくのか、これが一番重要な問題になってくると思っています。この点については、どのようにお考えでしょうか。

○総務部長（迫田浩二君）　御質問にお答えいたします。

厳しい財政運営が続く中において、事業の優先順位の洗い直し、事業の絞り込みが最も必要なことではないかと存じております。そこで、事業の絞り込み方法、基準でございますが、特に判断のよりどころとさせていただいている点を幾つか申し上げたいと存じます。

まず、１点目が、その事業の将来性でございます。例えば、国・県の補助事業であっても、複数年の時限的補助金で、あとは市町村の負担となるような事業につきましては、その優先度合いは低いと判断をするところでございます。

次に、２点目でございますが、政策実現のためのものであっても、経費の効率性に課題がある事業、必要予算に対しての恩恵を受ける対象者が少ないなどにつきましては、その優先度合いは低いと判断をしているところでございます。また、他の自治体に比べ、過度に充実した内容となっているものについては、見直しを行う必要があるものと存じております。

このほかにも、イニシャルコスト以上にランニングコストがかかるとか、後年度の財政負担がどうあるのかといったことは、最も重視している点でございます。

現在は、実施計画と中期財政計画をリンクする内容にて策定しておりますので、これらの計画に位置づけをすることが最大の基準であり、その位置づけのもとに、しっかりと取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　きちんとしたそういった絞り込み、もしくは絞り込みの基準を設けるんであれば、部長答弁されましたように、きちんとした考えのもとに取り組みをお願いをし

たいなと思うわけなんですが。そのような中で、市庁舎の建設関連におきましては、総事業費が約56億円ほどの規模ということで、今後ますます加速化していくであろうと考えられます。

市庁舎建設特別委員会においても、有利な財政措置が講じられているので影響は少ないのではないかというようなことで説明をされておりますし、市長の施政方針でもそのように方針の中でうたっておられるところであります。ただ、やはり、そういった有利な財政措置とはいっても、結局はほとんど地方債になってくるということになりますので、当然、地方債の償還が始まってくると、償還をしなければいけない時期がやってくるということになります。恐らく、償還の始まる平成32年度以降、2020年以降については、ますます財政状況については非常に厳しくなってくるのではないかなと予想するところでありますけども、この点についてやっぱりきちんとした対応をしていかなければいけないと思っています。その辺の対応について、どのようにお考えなのかお尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（迫田浩二君）　御質問にお答えいたします。

市庁舎建設につきましては、議員も述べられたように、有利な財政措置が講じられることとなったものの、償還期間が２年据え置き、８年償還と短いため、年間の償還額も大きくなることから、全体的な財政運営に影響を与えないように取り組まなければならないと存じております。

市庁舎建設につきましては、市庁舎建設期間において市庁舎建設基金の取り崩しを最小限に抑え、可能な限り庁舎建設終了後、ピーク期の起債償還時まで、建設基金を最大限留保しておき、元利償還金に充てることで対応していくなど、他の事業に影響が出ないような財政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

あわせまして、先ほども述べましたように、事業の目的・効果をしっかりと検証した上で、優先順位に基づく事業の選択、また重点化により歳出のスリム化を図り、緊急の際においてもしっかり対応できるよう、できる限り財政調整基金、減債基金を堅持してまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　それと関連して、歳出において、今後、本当に考えていかなければならないもの、今から大きなウエートを占める部分、これも幾つかあると思っております。１つは、広域行政組合の負担金です。これについては、クリーンプラザの償還が平成29年度で終了していますので、若干減額になっておりますけども、施設の状況を見てみた場合に、大規模改修が行われておりますし、今後約15年間、施設を運営をしていくとなれば、今後さらに大規模改修等も必要になってくると、そういったことを考えますと、施設の維持管理費、大規模改修が大きく予想されますので、これをやっぱり注視をしていかなければいけないと

思っています。

もう１つは、介護保険特別会計、それから後期高齢者医療の負担など、一般会計の繰出金です。これも、毎年毎年増加してきておりますので、これについても増加が予想されますし、特に団塊の世代が75歳に到達する2025年、これについてもどのように対応していくのか、これも早めに予測をしながら取り組んでいかなければならない問題ではないかと思っておるところです。

もう１つは、中核工業用地です。これも、売却が進まなかった場合に、これに与える影響はどうなるのか、これもきちっと計画をしていかなければならない。一般会計に与える影響がどうなっていくのか、償還が始まっておりますけれども、ピークで、年間の償還が約4,000万円ほどになるような状況もあると思っていますので、かなりの影響が、もし売却が進まなかった場合には一般会計から繰り出しをしていかなければならないとなりますので、これについても計画を立てていかなければならないし、本当に大きな影響を与えてくると思っていますので、慎重に取り組まなければいけない問題ではないでしょうか。

もう１点は、新定員適正化計画による職員の安定確保をどういうふうに図っていくのか。これもきちっと取り組みを進めていかないと、また増加の傾向にある、そういうところも予想されるところであります。やっぱりこういった大きな部分についてはきちっと押さえながら、財政の予測を押さえながら取り組みを進めていく必要があると思いますので、これについては平成28年にもお尋ねをしているわけなんですけど、改めて、どういうふうにお考えなのか、この点をお尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（迫田浩二君）　御質問にお答えいたします。

まず、広域行政組合のうち、ごみ処理関係でございますが、平成29年度にクリーンプラザ建設に伴う償還が終了し、平成30年度には約２億円程度の行政組合の負担金が減額となったところでございます。平成34年度までの中期財政見通しの中では、広域行政組合に確認した中では、負担金の大きな変動はないというところでございますが、今後、クリーンプラザの施設の老朽化は否めないところでございまして、15年延命化の中では年次的な大規模改修等も予定されていることから、単年度での大きな負担とならないよう平準化を図っていただくよう、広域行政組合と協議を進めているところでございます。

次に、介護保険への繰り出し、後期高齢者医療への負担についてでございますが、団塊の世代が75歳に突入する2025年問題や、高齢化率の上昇による社会保障費については、引き続き、大きな課題であると存じております。しかしながら、国の制度と連動する部分も多く、１自治体では判断できない要素が多いため、国・県の今後の動きを注視しながら対応を行ってまいりたいと存じております。特に後期高齢者医療費に関しましては、ここ数年、余り大きな伸びは示しておりませんが、団塊の世代が75歳に突入していく今後、負担が大きくなるのではないかと危惧をしているところでございます。

３つ目の、中核工業用地につきましては、用地造成費用を起債にて対応していることから、企業誘致による財源、土地の売却代金を確保するということが喫緊の課題でございます。企業誘致が進んでいない現状で、平成30年度から起債の元金償還が始まっており、今年度は、梢山工業団地の土地売却により一般会計からの繰り出しは回避できる予定でございますが、このまま土地が売却できない状況が続くならば、一般会計からの繰り出しに頼ることとなり、償還のピークとなる2020年度から2023年度において、毎年約4,000万円の繰り出しをしなければならないことを危惧いたしているところでございます。

４つ目の、定員適正化計画による安定的な職員確保という点につきましては、平成31年度をもって今期の定員適正化計画が終了することから、次期定員適正化計画を策定する時期を迎えております。これまでも、国・県からの権限委譲による業務の増、かつ多様化する市民ニーズへの対応という課題は非常に大きいところでありますが、１人の職員への業務が集中することがないよう、課・係全体での対応に努めてきたところでございます。また、再任用職員や任期付職員を最大限活用するとともに、平成32年度から始まる会計年度任用職員制度も見据え、人件費等への跳ね返りを最小限に抑えるよう取り組まなければならないと存じております。

以上、お答えいたします。

○議長（田中　哲君）　ここで、会議時間を延長いたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　それでは、ここで、国の消費税増税が自治体に及ぼす影響について、二、三質問をしてみたいと思っております。最近の消費税増税にかかわる国の動きを見てみますと、明らかにやっぱり財政再建を補強をしながら、少子化対策などの社会保障費の増税分を受けているということで、非常に、先ほど来言っていますように、危機感を持っている状況があります。

そこで、まず、本市の考えとして、歳入面に及ぼす影響について、今どう考えているのか、もしくは歳出面に及ぼす影響についてはどうなのか、この２点についてお尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（迫田浩二君）　御質問にお答えいたします。

歳入面において一番影響があるものは、地方消費税交付金でございます。消費税５％時には１％分を、また８％時には1.7％分が地方に配分されており、今回予定されております10％への引き上げでは2.2％分が配分されることとなっております。影響額といたしましては、５％から８％に引き上げとなった際に、約２億5,000万円の増収となっているところでございます。そのことから、10％引き上げの際の影響額を推測いたしますと、１億2,000万円程度の増収になるのではないかと想定するところでございます。ただし、10％引き上げ時の軽減策として、自動車税の減税等も検討されており、地方へ配分される地方譲与税、自動

車取得税交付金などへの影響、減収も出ないとは限らないところでございます。

また、地方交付税においても、基準財政収入額には増税分は全額算入されるところでございます。当然、基準財政需要額においても増税分は反映されることとなるかと存じますが、今後の算定の中で影響を検証していくことも必要であると存じております。

次に、歳出面についてでございますが、課税対象となるもの、例えば需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、全てにおいて影響があるものと存じております。特に影響が大きいものは投資的経費、委託料、工事請負費であると考えております。投資的経費については、年度、年度により増減があり、確実なことは申せませんが、参考として、前回の平成26年度の消費税増税、これは５％から８％の影響額についてお答えをさせていただきますと、投資的経費を含めた全体で約3,700万円、事務的経費に限定すると約1,200万円の影響があったようでございます。今回も２％の消費税引き上げでございますので、一定額の影響はあるものと存じておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　もう１点、先ほどちょっと逃しておりましたけども、少子化対策の展開として、３歳児から５歳児までの保育料無料化が行われた場合、これについて、これが本市に与える影響はどのように分析しておられるのか、この点も確認しておきたいと思います。

○総務部長（迫田浩二君）　御質問にお答えいたします。

１回目の御質問の中でお答えいたしました骨太方針2018において、経済財政一体改革の推進の中で、消費税率引き上げによる経済的な悪影響を緩和するために、消費税率引き上げ分の使途を変更し、子育て層の支援策として幼保無償化を掲げられております。

幼保無償化に要する経費については、国は消費増税に伴う財源を充当することとしておりますが、その一方で、地方にも負担を求めております。国が示す案としましては、国が２分の１、県が４分の１、自治体が４分の１の負担を求めているところでございます。このことについては、全国知事会・市長会等が、当初の消費税引き上げの使途にはなく、実施をするのであれば全額国費で賄うべきものと反発をし、このことを受け、国は、初年度の10月からの半年間だけは国費で賄うとの譲歩案を示したところでございますが、議論は平行線で、結論には至っていない状況でございます。

本市といたしましては、県市長会、九州市長会、また全国市長会への、同様の要望を強く届けていく必要があるものと存じております。仮に、国が示しております負担割合で試算いたしますと、約2,600万円の負担増が想定されているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　今の無料化についても、当然、国が社会保障費を充てると言いながら

も、結局、最終的には地方にも負担を求めてきているということを考えると、やっぱり、先ほど部長答弁されましたように、４分の１の負担であっても、それが2,600万円の負担増につながっていくということは、今までよりも2,600万円、さらに負担をしていかなければいけないという形になりますよね。そうすれば、果たして本当に消費税増税が自治体にとっていいのかなと考えるわけです。歳入面で、地方消費税交付金等が増額にはなってくるといいながらも、結局、歳出面を見てみますと、先ほど答弁されましたように、いろんな部分で増加傾向になっていく、やっぱり負担増が求められていく。そして、今ほどの保育料の無償化についても、今の試算で2,600万円の負担増加につながっていくと、そういったことを考えますと、歳出においてもかなりの負担増加が出てくると思うわけです。

そういったことを考えると、結局、消費税増税というのが、自治体にとっては本当にいいのかどうかというのがわからなくなってくるわけです。結局、自治体にとって財政悪化の要因につながらないのかなと思うわけなんです、今の答弁をずっと聞いておってですね。やっぱり負担増だけが出てくるような形でですね。ですので、この点については、本当に消費税増税が自治体にとって財政悪化の要因になるのか、ならないのか、これをきちっと分析をしておく必要があると思っていますけども、私は悪化につながっていくと危惧していますけども、その辺はどのようにお考えなのか、これを確認をしておきたいと思います。

○総務部長（迫田浩二君）　御質問にお答えいたします。

これまでの消費税増税の御質問で答弁いたしましたように、歳入における増収も見込めるものの、歳出における影響も相当なものがあり、悩ましい問題であると捉えておるところでございます。国は、もともと消費税増税２％引き上げによる５兆円強の税収は、５分の１を社会保障費の充実に使い、残りの５分の４を財政再建に使うとして理解を求めていたところでございます。しかしながら、消費税増税の使途見直しまで行い、少子化対策を初め税率軽減策を打ち出すなど、明らかに財政再建が後退しているように感じているところでございます。

さらに、地方においては、まだまだ景気の好循環が実感できる状況とはなっておらず、消費税増税がさらに消費の冷え込み、景気の落ち込みにつながらないものかと危惧をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　国の動向から、市の今の現在の状況、それから増税の関係、どうなるのか、さまざまに今、予想される財政課題等について質問を総体的に行ってまいりましたけれども、最終的に、今から、本市における将来の中期的な財政展望について、総括して二、三お尋ねをしておきたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

やっぱり一番気になるのは基金なんです。やっぱり基金が枯渇してしまえば、どうしよう

もならないと思いますので、やはり財政調整基金、それから減債基金の枯渇がどうなるのか、やっぱりどうしても気にかかるところなんですよね。ですので、５年後の財政見通しをどのように見ているのか、これをお尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（迫田浩二君）　御質問にお答えいたします。

本市における中期的な財政見通しの中でお答えをさせていただきます。平成29年度一般会計決算においては、経常収支比率の２ポイントほどの改善は見られたものの、依然として100％を超えている状況にあり、さらにこれまでも述べてまいりましたように、社会保障関係経費を初めとする扶助費が、引き続き増加することが予想されるなど、財政の硬直化が当面は続くものと予想しているところでございます。

さらに、今後も人口減少・少子高齢化による生産年齢人口の減少が続くならば、歳入面での市税収入の伸びも期待できない状況にございます。また、人口の減少は地方交付税算定に大きな影響を及ぼすことから、あわせて一般財源の安定確保が非常に厳しくなると存じております。

さらに、歳出面においても、市庁舎建設、社会保障費の増大は、避けることのできない喫緊の課題でもあり、この状況をそのまま続けていくならば、財政調整基金、減債基金の取り崩し、さらには基金の枯渇とともに、庁舎建設に伴う起債償還がピークとなる前に、市庁舎建設基金に手をつけざるを得ない状況が、近い将来来ないとも限らない状況でございます。

そのような状況に陥らないためにも、各部・各課が横断的にしっかりと議論を行い、実施計画、中期財政計画との調整を図りながら、収入増加策に取り組み、さらに歳出においては、本気で事業を見直し、歳出のスリム化に最大限取り組むことにより、健全な財政運営を取り戻していく必要があるものと存じております。特に、熊本地震を契機にクローズアップされた公共施設のあり方も、公共施設総合管理計画との整合性を図りながら、施設の統廃合や施設管理方法など、維持管理経費の削減も早急に対処していかなければならないものと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　それでは、具体的に、ならば喫緊に取りかからなければならない歳入の増加策、それから歳出の削減策、これは今現在どのようにお考えなのか、この点も確認をしておきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○総務部長（迫田浩二君）　御質問にお答えいたします。

歳入増加策として考えられますのは、まずは決算特別委員会でも御指摘があっておりますように、自主財源の根幹をなす市税等をしっかりと確保していくこと、市税のほかにも保育料や市営住宅使用料といったものを滞納なく確保していくことは基本的なスタンスであり、滞納分の徴収についても地道に取り組むべきものと存じております。

現在、好調をキープしておりますふるさと納税についても、これまで以上に積極的に全国展開を図り、寄附を募っていくことが極めて重要なことであると存じております。そのほかにも、保育料の超過負担となっている部分の圧縮、つまりは、定期的な保育料の改定等の実施や公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、遊休資産の処分等も視野に入れ、進めていくことが必要であるものと存じております。

次に、歳出削減策として考えられますのは、まずは事業の選択に取り組むことと存じます。多額の一般財源を必要とする事業について、必要性などを判断し、見直しや廃止を行うことが、一番の歳出削減につながるものと存じております。国・県の補助事業としてスタートしたものについても、複数年の時限的補助金で、あとは市町村の負担となっている事業は、廃止を含め検討する必要があるものと存じております。また、人吉球磨圏域で取り組んでいる事業につきましても、従来の負担割合にこだわらず、新たな負担の仕組みを検討する時期にも来ているのではないかと存じます。確かに、圏域で取り組む事業ということで、非常に難しい課題ではあると存じますが、問題提起していくことも必要ではないかと存じております。

さらに、消費税増税において、少なからず影響が生じる事務的経費につきましても、情報化社会に伴うペーパーレス化の取り組みや、毎年実施される研修のあり方についても議論を行い、小さなことでありますが、地道に削減額を積み上げていくことも非常に大切ではないかと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　本当に大変厳しい状況でありますけども、やはり、その状況を打破するためにも、各部局・各課できちっと真剣に対策を取り組んでいく必要があろうかと思いますので、大変な状況でありますけども、ぜひ真剣にそのような取り組みをお願いをしたいなと思っているところであります。

最後に、市長にお尋ねをしたいと思っておりますが、これだけ厳しい財政状況、それから財政運営を行われている中で、市長が推し進めておられる重要施策の展望と課題については、どのように思っておられるでしょうか。この辺を、市長御自身のお考えをお尋ねしておきたいと思います。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

笹山議員と総務部長の、国家財政、地方財政、そして本市の財政に係るやりとりを聞いておりまして、私自身も一言、厳しい現実を突きつけられていると感じているところでございます。

私は、1977年生まれ、世代的にはロストジェネレーション世代、失われた世代と言われておりまして、特に就職に際しては、バブル崩壊後の就職氷河期の中でもがき続けてきたことを覚えております。空前の売り手市場が続く昨今とは真逆の状況下において、見つけ出した

私の答えが政治家への道であり、地位も名誉も欲せず、ただ万民のために働く、世の中を変えるのではなく、世の中を住みやすくする、そういうことだったと振り返っております。今回の消費税増税は、私の政治原点でもある、世の中を住みやすくするという点では納得しておりますが、半面、財政再建が少し後退してしまったのではと危惧もしております。

さて、議員も言われておりましたが、国の一般会計予算の40％を借金で賄っている状況、あわせて社会保障費が34％を占める中で、国が進むべき方向性さえも、かじを大きく切り直す時期に来ていると思っておりますし、また、生産年齢人口が大幅に減少していく中で、所得税にかわる主力財源、消費税の増税も、ある意味理解できるところでございます。

増税によって新しく生み出される増収分５兆6,000億円のうち、少子化対策、幼児高等教育無償化などに１兆7,000億円を充てると試算されているようですが、御指摘ありましたように、国策としての少子化対策には理解を持ちつつ、やはり無償化による影響額、先ほど総務部長が、約2,600万円の完全補てんにつきましては、市長会を通して、国へ要望していかなければならないと強く認識しております。また、交付税改革につきましても、骨太の方針2018において、具体的なことは一切触れられておりませんでしたが、プライマリーバランスの黒字化、財政再建という観点から、今後も財務省は、諦めることなく攻めてくる――地方一般財源の削減ですね――でありましょうし、それに対し、どう対処していくのか、しっかり国の動向にも注視しながら、状況に応じた適切な対応をしていかなければならないと存じております。

不透明な国及び地方の財政見通し、また、本市の市庁舎建設が佳境を迎えていく中で、私が推し進める重要施策の展望と課題をどう捉え、また、厳しい中期財政計画を背景に、基金の枯渇のおそれなど、本市の財政が悪化していく中でどう対処していくのかという御質問に対し、明確な答えを見出せていないのが事実でございます。

これまで、歴代市長の行政の連続性という観点からは、どの首長さん方も、決して諦めることなく、手を緩めることなく、夢の実現に向け取り組んでこられたことを、私自身見聞きしてきたところでございます。金がなかったら、国へ取りに行くことは、政治家としての醍醐味でありますが、ときには、この古武士風スタイルを貫いていくことも大事なことかもしれません。ただ、都市基盤整備、インフラ整備がほぼ完了した現在、果たしてこのやり方が有効な手段となり得るのか、そこは非常に難しい選択でございまして、政策推進とあわせ、月並みではございますが、既存の事業見直し、実態とそぐわない歳入のあり方を初め、私自身が先頭に立ち、血のにじむような努力をしていかなければならないことは言うまでもございません。

また、市政の発展のためには、市議会と執行部が車の両輪のごとく、その時々の重要な課題に真摯に向きあい、議論を行い、進むべき道を決断してまいらなければなりません。限られた財源をどのように有効に活用し、地域の活性化に努め、市民の幸福・向上を推進してい

くのかということにつきまして、今後もしっかりと議会と御議論をしてまいらなければならないと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　大変本当に厳しい財政状況の中で、施策は進めていかなければならないけども、既存事業の見直し、また実態にそぐわない歳入のあり方等についても、血のにじむような努力をしなければならないというようなことでありますけれども、やはり、そういった市長御自身も財政状況は決してよくないと思っていらっしゃると思いますし、私自身もそのように感じているところなんですね。言うなれば、本当にその日暮らしをしているような状況といってもおかしくない状況にあるんじゃないかなと感じるところでありますけども、やはり、そういった状況であればあるほど、やっぱりいま一度立ちどまって考えていく時期に来ているのかなと感じたところであります。ぜひ、本市の将来にとって最良の手段は何なのか、これをやっぱり本音で語り合うことも必要でありますし、そして語り合って見出して、そして同じ方向に突き進むと、そういったことも重要だと思います。また、もしくは、そういった時期にきているんじゃないかなと、そういうのも感じるところでありますので、ぜひ今後、そういったことを、本当に執行部も議会もでありますけども、念頭に置きながら、そして執行部におかれては、今後の市政運営をきちっと、間違えない方向に持っていってもらいたいと思っておりますので、そのようなことを要望して、この財政問題に関する質問を終わりたいと思います。

○議長（田中　哲君）　ここで暫時休憩いたします。

午後４時11分　休憩

午後４時22分　開議

○議長（田中　哲君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　それでは、市民の声から質問を行ってまいりたいと思います。まず、がん患者支援に伴う医療用補正具購入の助成についてということであります。このことにつきましては、昨年、平成29年９月議会におきまして、乳がん患者の術後の支援についてということで質問を行ったところであります。ポスター作成への協力や温泉施設等へのポスター掲示のお願いなど、共同で周知・啓発に取り組んでまいりたいと、前向きな答弁をいただいたところでありまして、実際に早速に取り組んでいただいたようであります。大変感謝を申し上げるところでございます。

相談をいただいた友人の奥さんも大変感謝をしておられまして、実際、視線を気にすることなく、また声かけ等もしてもらい、とても心強く、安心して入浴できるようになっていま

す。これを機に、一人でも多くの乳がん患者、また、体に傷を負われた方が、人目を気にせず、安心して入浴できる人吉温泉になることを願っています、と話をされたところでもあります。そして、改めて課題をいただきましたので、通告をした次第であります。

まず、初めに、昨年９月議会の質問以降、積極的に市のほうでも取り組んでいただいているようでありますけれども、これまでの取り組み状況についてお尋ねをしておきたいと思います。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　議員の皆様、こんにちは。それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

昨年９月議会で議員のほうから、乳がん手術をされた方が気兼ねなく温泉施設に入浴できる環境を整える取り組みを、ということで御質問をいただいたところでございます。御質問を受けまして、既に啓発活動をしておられる人吉医療センターのスタッフの方の原案をもとに、啓発ポスターの作成をしたところでございます。ポスターの掲示につきましては、人吉温泉女将の会「さくら会」様が趣旨に御賛同いただきまして、10月にはさくら会様の10カ所の温泉施設におきまして、啓発ポスターと乳がん早期発見のための自己検診を勧めるポスターの掲示をしていただいております。さらに、趣旨に賛同された熊本県温泉協会人吉球磨支部におかれましては、このポスターをもとに、防水加工のポスターを作成していただき、本年７月に開催された総会において、人吉球磨の全会員――50カ所でございますけども――50カ所に対しましてポスターの掲示をお願いまでしていただいたところでございます。

また、地元新聞では、昨年11月８日、人吉温泉女将の会「さくら会」様の紹介を兼ねまして、啓発ポスターの記事が掲載されているところでございます。また、毎年10月には、世界的に乳がん予防啓発を行うピンクリボン月間でございますことから、それに合わせまして、本年10月25日には、再度、入浴着着用に理解を求める啓発ポスターの記事が掲載されたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　本当にありがとうございます。質問以降、それぞれ非常に大きく広がっていっているなと感じたところでありますし、そういったポスター掲示も、至るところで掲示をしてあるということで、非常に喜んでおります。そのような中で、そういった利用者の方、もしくは市民の方からは、どのような反応があっているのか。この辺はどのように捉えておられるのでしょうか。この点をお尋ねをしておきたいと思います。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

市民の皆様の反応は、ということでございますけれども、啓発ポスターをごらんいただきました方から、当初10カ所の温泉施設に限られておりましたので、掲示されていない温泉施設をお知らせいただきまして、追加でポスターの掲示をお願いしたこともございます。また、

地元新聞への記事掲載によりまして、専用入浴着を着用して入浴されている方に対しまして、先ほど議員のほうからも御紹介がございましたけれども、他の入浴客の方から「新聞に掲載されていたね」と、お声をかけていただき、入浴がしやすくなった、と喜びの声も届いているところでございます。

さらに、八代の温泉施設からポスターについての問い合わせや、人吉市に旅行に見えられた大分県の方が、ポスターを見ていただき、地元にお帰りになられた後、大分県温泉協会から、熊本県温泉協会人吉球磨支部の事務局でございます市役所のほうに問い合わせをいただいているところでございます。

早速このようなお声が聞かれていますこと、また、市民の方のみならず、他県への波及効果もあっておりますことから、関係団体の皆様の御協力あってのことと、大変感謝をいたしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　意外と他県にまで波及効果があっているというようなことで、私も本当にうれしく思っているところであるんですが、ただ、やっぱりそういったケープを利用しての入浴等については、話を聞きますと、まだまだ浸透が進んでいないなと聞くところなんですね。温泉施設にはポスター掲示がしてありますけども、それ以外のところで見る機会がないわけですよね。ですので、温泉に入られてポスターを見た方はわかられますけども、そういった温泉に入られない方とか、普通の一般の市民の方は全く気づかない状況もあるんじゃないかなと思っているところです。

私は、たまたまかかりつけの医療機関に行ったときに、医療機関でも掲示をしてありました。ですので、ああ、なるほどねと思ったところですけども、なかなか、そんなに掲示してある場所を見る機会がありませんので、そういったことから、その奥さんから相談を受けたのは、やはりもう少し対外的に周知できるように、もう少しポスター掲示ができないのかな、と相談を受けたところなんですね。やはり、見た人は理解できるけれども、なかなか一般の市民の方にはまだまだ浸透していないように感じるので、ある程度、公共施設とかにポスターを掲示をしてもらうとか、もしくはホームページ等でもう少しＰＲしてもらえれば助かるがな、とそういった相談を受けているところなんです。ですので、できたら、対外的にも周知をお願いをしたいなと思っているところですけども、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

啓発を始めて１年余りでございますので、認知度、また理解につきましてはまだまだ低い状況と思われます。熊本県温泉協会人吉球磨支部会員の施設におかれましては、全施設にはポスターが掲示されておりますけども――今、議員がおっしゃられたように――そのほかの

温泉施設等にはまだ掲示がないということでございますので、市民の方々のみならず、全国から観光に見えられた方々に、乳がんの手術後でも十分に温泉を楽しんでいただくことができますよう関係機関への協力依頼を行いますほか、市民の方々へは、ピンクリボン月間や保健センターからのお知らせの時期等の機会を捉えまして、広報ひとよしやホームページ、ＳＮＳなどを活用しながら周知にも努めてまいりたいと存じます。

また、予防の見地から、乳がんの早期発見に向けまして、自己検診の方法の周知やがん検診受診勧奨などにつきましても、あわせて取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　ぜひ、積極的にそのようなＰＲ活動をよろしくお願いしたいと思います。

そこで、その奥さんから話を聞く中で、例えば、ケープとかウィッグとかかつらなどのそういった医療用の補正具を友人なんかに紹介したときに、必ず聞かれたのが、購入費の補助はあるのですかと、それも必ず聞かれたそうなんです。いや、それはありません、というふうな形で話は進むみたいなんですけども、やはり、どうしても気にかかるのは、そういった補助があるのかどうかというのを非常に気にかけていらっしゃる状況があると思っております。例えば、乳がん患者に限らず、がんで治療をされている人が、これまでどおり安心して暮らしていけるために、もしくはがん患者の治療と就労の両立、それから療養生活の質がよりよいものになると見た場合に、外見の悩みとか経済的負担を軽減するという視点から見ても、医療用補正具の購入費の一部助成が必要になってくるのかなと、奥さんとの話をする中で感じたところであります。

ですので、熊本県においては大津町が助成を行っているようでありますけども、そのほかの自治体においても、今、医療用補正具の一部助成を行っている自治体が少しずつふえてきている状況が見てとれるようであります。ですので、本市において、そういった助成についての考え、これについてはどのようにお考えなのかお尋ねをしておきたいと思います。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

医療用補正具購入の助成につきましては、全国的には、東北地方におきまして取り組まれている自治体が多いようでございます。九州管内におきましては、佐賀県で２自治体、県内では、今年度から、今、議員が御紹介ありました大津町が助成を開始されております。

抗がん剤や放射線によるがん治療によりまして、命にかかわる副作用ではございませんけれども、外見の変化――髪の毛が抜けたりということでございますけども、外見の変化を伴うことにつきましては、御本人にとってとても辛い状況の１つとして挙げられ、がん患者様が経験される心の状態は、はかり知れないさまざまなものがあると推察いたします。また、医療用補正具は、治療しながらの就労や社会参加を志す方にとって一助となる、重要なもの

と認識いたしております。

今後、市といたしましては、どういう取り組みが患者の方々に寄り添う事業となり得るのか、補装具の助成を含めまして、既存事業の見直しを図りながら前向きに検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　いろんな事業の見直しをしながら、前向きに検討してまいりたいという答弁をいただいたわけなんですが、確かにそういったがん患者の皆さんが、例えば助成を受ける場合には、それなりに自分のリスクもあるわけですよね。自分が結局は、例えば助成の申請をした場合には自分ががん患者であるということを知らせなければいけないというリスクもありますので、これは非常に大きな課題もあるかもしれないと思っています。でも、そういった人たちが社会生活を、また社会参加を行う上では、非常に大きな経済的負担がかかってきていると思いますので、それについて、行政がそういった形でそういった人たちにどういうふうな形で寄り添って支援を行うのかということを、非常に私は大事な部分だと思っています。非常に小さな部分かもしれません。でも、そういった小さな部分であっても、そこでやっぱりそういった部分を期待している人たちもいらっしゃると私は思いますので、そういったところについて、いろんな形で課題はあるかもしれませんけども、そういった課題を一つ一つクリアをしながら、そしてそういった助成ができるような対策を、ぜひとっていただきたいと思いますので、前向きな答弁をいただきましたので、これについてはその答弁を信じておきたいと思いますので、ぜひ実現できるようによろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上で、この項目については終わっていきたいと思います。

次に、通学路の防犯対策についてということであります。小学校から高校生に至るまで、声かけ事案等の不審者情報が、ことしは多数寄せられている状況があったと思っています。春先から夏にかけて、かなりの不審者情報があったように感じているところであります。

そこで、11月５日に、登下校防犯対策会議が開催をされました。そこに、私は青少年育成市民会議の立場で出席をさせていただいたところであります。それぞれの小学校区、それから中学校区において、声かけ事案等が発生しておって、警察署からの情報、また教育委員会からの情報等を、それぞれの小学校区での情報の共有化が図られたところであります。その中で、私が気になった点、また数多く出された意見というのが、街灯が少なくて、道路が暗くて不安であると、それから道路の横断歩道や路側帯の白線が消えかかっているので、非常に危険を感じると、そういった意見が多く出されたところであります。実際、私も交通指導員をしておりますけども、やはり横断歩道の白線が消えかかっている、また路側帯の白線が消えかかっている、非常にそれを多く感じるところでもあります。ですので、会議の中でも

そういった意見が多く出されて、それなりに教育委員会のほうも答弁をいろいろされたところでありますけども、そのような状況を、市としてはどのように認識しておられるのか、この点をお尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（迫田浩二君）　御質問にお答えいたします。

国内に限らず、世界中で多発しております事件や事故の中でも、子供が登下校中に悲惨な事件や事故に巻き込まれるという報道に触れるたびに、胸が締めつけられるような苦しく悲しい気持ちになりますし、本市において、同じような事件や事故が絶対にあってはならないと、強く願っているところでございます。

御質問の、通学路が暗い、道路の白線が消えていて危ないなどの声や、そうした現場の状況を認識しているかということにつきましては、毎年、町内会から、防犯灯の設置や横断歩道、道路の白線等の施設の要望をいただいておりますし、各校区の市政懇談会などでも伺っております。また、人吉市通学路安全推進会議、これは通学路における交通安全の確保を目的とした会議でありまして、構成員は、人吉警察署、球磨地域振興局、防災安全課、道路河川課、市の校長会、市ＰＴＡ連絡協議会、学校教育課で構成されておりますが、この会議におきまして、市内の小中学校の通学路の点検を行っているところでございまして、横断歩道の白線や停止線及び横断歩道告知マーク等が薄いことにつきましては把握をしているところでございます。

また、教育委員会のほうにおきましても、ことし３月に、市内小中学校に通学路の危険箇所の照会を行いまして、通学路の危険箇所、暗い箇所につきまして把握をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　毎年、町内会からの要望があっていると、また、各校区の市政懇談会でも要望があっているということですよね。また、それから、先ほど部長答弁されましたように、通学路安全推進会議においても把握をしているんだという答弁をいただいたところであります。結局、執行部としては、そういった状況は把握をしていらっしゃるということですよね。ならば、なぜ、把握していらっしゃるのであれば、毎年毎年そういった要望が上がってくるんでしょうか。市民が非常に危険であると認識しているから、結局そういった要望が出てくるわけですよね。毎年毎年上がってくるんであれば、やっぱりそれなりに対応すべきではないでしょうか。結局、市民の安心・安全をどのように考えておられるのかということにつながってくると思っています。私は、もう少し誠意を持って対応していただきたいなと感じたところでありますけども、やはり把握している以上は、やっぱり少なからずそれが前進するような取り組みがあるとか、そういったところが必要なのかなと感じたところなんですね。この辺は、もう少し、私は本当に誠意を持って、市民の安心・安全をどういった形

で守るかという立場からも取り組みを進めていただけたらと思うところです。

それから、町内会においては防犯灯も設置をされています。ＬＥＤ化によって、このところ防犯灯の設置要望がかなり多くなっているんだと伺っているところでありますし、非常に、今、防犯灯が多くついたなと感じているところでもあります。集落においては、町内会で自分たちの危険なところに防犯灯を設置をされますけども、やっぱり集落と集落とが離れておって、集落がない箇所については、通学路等を見た場合に暗いところが非常に多いわけです。登下校防犯対策会議においても、街灯が少なくて、道路が暗くて不安であるといった意見が出されたと話をしましたけども、そういった集落内の通学路においては防犯灯がそれなりに設置してありますので、かなり安全だと思っていますけども、集落と集落が離れている通学路については全く設置をされていないというので、やっぱり暗く感じていらっしゃるんじゃないかなと、私は感じたところです。

そのような集落と集落が離れた箇所に、町内会が防犯灯を設置するでしょうか。自分の町内で考えてみていただきたいと思います。恐らく、そこには家もないからということで、防犯灯は設置しないと思うんですよね。このような問題については10年ほど前から、防犯灯・街灯の設置をという質問も、私はやって来ているところなんですけれども、やっぱり外灯と街路灯と防犯灯の区別で、防犯灯としてお願いする以外ないと、町内会にお願いをしているという状況が今まであったと思っております。ですので、防犯灯については町内にお願いしてありますので町内で設置をしますけども、ことし声かけ事案がこれだけ多発しているという現状とか、防犯灯として設置するのが難しいという状況があると思いますので、それを考えたときに、子供たちの安心・安全をどういった形で守るかということを考えますと、やはり、もう行政の責任として、そのような暗い箇所については行政の責任として設置管理をしていく時期にきているのではないかなと、私は感じているところです。

本当に、暗い場所、そういった通学路上で事件とか事故が、学校からの帰り道に発生したらどうされますか。発生したから対策を講じる、これは遅いと思います。そういったことが発生しない前に、そういった対策をきちんと取っていくのが、やっぱり行政の責任じゃないかなと私は思います。そういったことを考えますと、市民の子供とか市民の安全を守るという立場から考えてもいいのかなと思いますので、そういった立場から考えて、市の行政の責任として設置をする考えがあるのかないのか、この点をお尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（迫田浩二君）　お答えをいたします。

現在、防犯灯の設置につきましては、町内からの要望に基づいて、市で設置しているところでございますが、設置後の電気代などの維持管理につきましては、町内会にお願いしているところでございます。

建設部において、設置及び管理を行っております街路灯につきましては、道路及び橋梁等の管理上必要と認められる箇所について、それぞれ対応をしているところでございます。ま

た、地域住民の皆様がふだんから生活道路として使用される路上には、町内会が維持管理をされる防犯灯が多くございますが、そうでない道路で、かつ児童・生徒が登下校に使用する主要な道路、すなわち学校が通学路と認める道路において、防犯上あるいは安全上、必要と認められる場所につきましては、学校の周辺に限り、教育委員会で屋外灯を設置し、維持管理を行っているところでございます。市内では、付近に住宅の少ない第二中学校と人吉西小学校付近に多くございます。

御質問は、住宅等の明かりがなく、防犯灯や街路灯もない場所における通学路上の安全対策、犯罪防止策としての外灯の設置及び管理は、町内会ではなく、市の責任において行っていくべきではないかという趣旨のものだと存じます。将来を担う子供たちが、安全で、そして安心して登下校できる環境整備は、本市にとっても重要な施策であると認識をいたしており、下校時における照明の必要性に関しましては、子供を初め、地域住民の皆様の安全に配慮する必要があると認識をしているところでございます。

今後、市直営の照明設置に向け、照明設置の基準や設置箇所の選定方法など、関係機関による協議を進め、年次的に整備計画を立てるなど、実施に向け前向きに検討させていただきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　非常に前向きな答弁をいただいたと思います。前向きに答弁をいただいたところでありますけども、先ほど来答弁があっておりますように、通学路の危険箇所等については多分把握をされておられると私は思っています。ですので、あとは、具体的などのような基準をつくるのかというのが問題だと思いますので、ぜひ、そういった基準等をつくりながら、連携をして、会議を行いながら実施できるように取り組んでいただきたいと要望をしておきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

また、会議の中で出た意見の１つとして、実は、防犯カメラの設置の意見もかなり出ていたように思います。やはり、事件・事故が発生した場合には、証拠がなかったらどうしようもないということで、防犯カメラは有効な手段の１つであると言われているわけなんですね。防犯カメラの設置につきましては、さまざまな課題もあると思いますし、民間の方の協力も当然必要になると思っていますので、これについては、また今後の検討課題の１つになるのかなと思いますので、今回あえて質問は申しませんけども、これも検討課題の１つということで要望しておきたいと思っているところであります。

以上で、長くなりましたけども、一般質問を終わります。

○議長（田中　哲君）　ここで暫時休憩いたします。

午後４時50分　休憩

午後５時01分　開議

○議長（田中　哲君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

９番。豊永貞夫議員。

○９番（豊永貞夫君）（登壇）　皆さん、こんにちは。９番議員の、公明党の豊永貞夫です。私は本日の最後の登壇者となりました。今しばらくおつき合いください。本日ただいまより、通告に従いまして、質問をしたいと思います。

今回は、３項目、予防接種について、認知症対策について、そして市民の声からであります。

まずは、予防接種についてであります。風しん予防接種について。ここ最近、新聞・テレビなど報道で、盛んに風しんのニュースが流されております。都市圏を中心に流行している風しん患者が、５年ぶりに2,000人を超えたとの報道もされておりました。

風しんは、妊婦が妊娠20週までに感染すると、赤ちゃんに心臓病や難聴、白内障など先天性風疹症候群と呼ばれる障がいが出るおそれがあるため、予防接種が重要になってきます。しかし、妊娠後はワクチンを接種できないため、厚生労働省は、妊娠を希望する女性や妊婦の同居家族らに重点的に抗体検査を呼びかけ、免疫力が低い人にワクチン接種を勧められています。全国的な流行も視野に入れた対策もされようとしていますが、本市の状況について何点かお尋ねいたします。

まず、現在の全国の風しん患者の発生状況はどうなっているのか、また県内の状況と本市の状況についてお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

本年７月末から、全国的な風しんの流行が報道で取り上げられ、厚生労働省からも、県を通じまして、住民への積極的な注意喚起を行う旨の通知が来ているところでございます。本市におきまして、今月号の広報ひとよしにおきまして、市民の皆様方へ抗体検査や予防接種勧奨のお知らせをしたところでございます。

全国的な患者数につきましては、11月18日までの届け出におきまして、累積患者数が2,186人でございます。うち、東京都の763人を筆頭に、首都圏を中心にした発生ではございますけれども、全国的にも患者が広がっている状況でございます。また、熊本県内におきましては、11月25日までの届け出によりますと、累積患者数が９人でございまして、熊本市５人、山鹿保健所管内１人、有明保健所管内２人、天草保健所管内１人となっております。幸いにも、人吉保健所管内で患者発生の報告は上がっていないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　９番。豊永貞夫議員。

○９番（豊永貞夫君）　答弁にもありましたように、本市においてはゼロだということでございますけども、県内には９名の方がいらっしゃるということで、全国的にもふえつつあるんじゃないかと思っております。2,000人を超えたということでありますので、注意が必要だと思います。

ただ、今、答弁の中で、本市のホームページ等でも予防接種の勧奨をしているということでありましたけども、これは大人に対しての勧奨になっているようであります。現在、風しんは定期接種となっていますので、お子さんのうちに麻疹・風しん混合接種をしますので、抗体ができている状態です。大人のための勧奨だと思います。

今回の流行について、国立感染症研究所感染症疫学センターが、11月21日現在で風しん流行に関する緊急情報を出しています。その中にもありますが、風しんは、ワクチンによって予防可能な疾患であると公表されています。また、今回、報告を受けている風しん患者の中心は、過去にワクチンを受けておらず、風疹ウイルスに感染したことがない、抗体を保有していない集団である、との報告がされております。今、報告にもあったように、過去にワクチンの接種をされたことがない年代の方が存在するということであります。この点については、テレビニュース等でも、年代表を用いて未接種年代の説明をされておりました。ただ、未接種の年代であっても、風しんに罹患された方や個別に接種された方は、抗体があると見られております。

今述べたように、風しんのワクチンを接種されていない年代が存在しますけども、その年代の状況と対象者の人数をお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

なぜ、予防接種を受けていない年代の方がおられるのかと申し上げますと、その理由等を初めに説明させていただきたいと思います。

風しん予防接種が定期接種として開始されましたのが、昭和52年８月でございます。そのときの対象者は、中学生の女子に限ったものでございました。その後、幼児と中学生の男女に対象者が拡大されましたのが、平成７年４月でございます。そのため、予防接種が開始されました当時、高校生相当以上の年代であった男性では、昭和54年４月１日以前生まれ、年齢で申し上げますと40歳以上の方と、女性では昭和37年４月１日以前生まれ、年齢で申しますと57歳以上の方が、一回も接種機会がなかった年代となります。その後、たびたびの制度改正を経まして、平成18年６月から、現行の１歳児と就学前１年間の２回接種制となりましたが、制度が確立する以前の年代では、接種を受けていない割合が高いという報告もなされております。

御質問の、予防接種を受けていない年代の人数につきましては、男性では40歳以上の方、女性では57歳以上の方となるわけでございますけれども、高齢者の方々は、過去の風しん流行時に自然感染をして免疫を保有していると考えられております。そこで、平成26年４月に、

厚生労働省が作成いたしました「風しんに関する特定感染症予防指針」で示しております、感染する可能性が比較的高く、抗体検査や予防接種の勧奨を行う必要がある年代の対象者数でお答えをさせていただきたいと思います。

男性では、昭和37年４月２日から平成２年４月１日生まれ、年齢で申しますと29歳から56歳までの方が4,768人、女性では、昭和54年４月２日から平成２年４月１日生まれ、年齢で申しますと29歳から39歳までの方が1,679人、あわせまして6,447人でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　９番。豊永貞夫議員。

○９番（豊永貞夫君）　6,000人を超える方がいらっしゃるということがわかりました。この中には、先ほど述べましたように、風しんにかかった方、あるいは個別にワクチンを接種された方も含まれていますので、実際には対象人数は少なくなると思われます。

定期接種が始まった昭和52年８月、その当時、私は中学校１年生でございました。私も予防接種はしていない年代に入りますけども、ただ、小学校のとき風しんにかかったという記憶がございます。ただ、抗体があると思うんですけども、本当に風しんだったかというのが、記憶が定かではございません。かかったと思っていますけども、実際に、母親が亡くなっていますので確認のしようがないんですけども、同じような状況の方もたくさんいらっしゃるんじゃないかと思います。実際に抗体があるか、ないかの確認は、抗体検査をしないとわからない状況だと思います。今、国の動きとして、補正予算に抗体検査の無料化の費用を計上するとの報道があっておりますが、今の現状として、今どういう状況なのか、その辺についてお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

厚生労働省は、今回の流行の多くが30代から50代の男性であることを受けまして、その方々を対象に、風しん抗体検査を無料にする方針を固め、今、議員が申されましたように、今年度の補正予算に予算計上を予定し、また、30代から50代の男性を定期接種の対象者として加える検討を始めた、との報道がなされているところでございます。

報道内容につきまして、県にも確認をしたところでございますけれども、国からの連絡や通知を待っているという状況でございましたので、情報が入り次第、本市にも速やかにお伝えいただくようお願いをしたところでございます。

本市といたしましても、今後、国並びに県からの通知などをもとに、対応をしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　９番。豊永貞夫議員。

○９番（豊永貞夫君）　今の状況としては、まだ補正予算が通っていない状況ということで、県のほうとしても通知を待っているということでございます。先ほどの未接種の年代の方が

抗体検査をされますと、かなりの人数対象者がいらっしゃいますので、無料が決まりましたら、周知のほうもお願いしたいと思います。

ただ、ここで問題なのが、抗体検査をして、抗体がないというのがわかった時点でワクチンの接種をするとなると、本市では風しんの予防接種、１人に１万円の補助を出されております、助成金ですね。この人数次第ですけども、かなりの額になると思われます。抗体検査をされる方がどれぐらいあるかというのは、その状況にならないとわかりませんけれども、平時よりも、何もない年よりもふえることが想定されると思います。県が２分の１支出されるということでございますけども、その辺の財政措置も、国の動向次第だと思いますので、ぜひその辺についても対応していただきますようお願いしておきます。

風しんにかからないように、ワクチン接種というのは重要でございますので、その辺についてはぜひ対応していただきますよう要望しておきます。風しんにつきましては、これで終わります。

次に、高齢者肺炎球菌予防ワクチン接種についてでございます。日本の死因の第３位は肺炎であり、その死亡者の95％は65歳以上の方である。中でも、肺炎球菌による肺炎は、成人の肺炎の25から40％を占めており、気管支炎や肺炎などを引き起こし、特に高齢者では重篤化しやすく、注意が必要です。これは、本市のホームページに掲載されている肺炎球菌の予防接種の案内の文書です。

平成26年10月１日から、高齢者を対象とした肺炎球菌ワクチンが定期接種となりました。65歳以上全員の接種を目指して、平成26年から５年間を経過措置期間とされたことで、接種率を上げるチャンスにもなりました。対象年齢は、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方になります。平成26年から始まった経過措置期間も、今年度、平成30年度で終了し、平成31年度からは65歳である方が対象となり、つまり、66歳以上の方は定期接種の対象から外れることになります。

本市の接種状況について、お尋ねします。定期接種化が始まった平成26年度から平成29年度までの本市の対象者数と接種者数、接種率についてお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

日本人の死因の第３位は肺炎でございまして、亡くなられる方の95％が65歳以上の高齢者の方でございます。肺炎の主な原因菌は、肺炎球菌であるとの報告がございますけれども、ワクチン接種により、肺炎の予防や肺炎にかかったとしても重篤化の予防に有効であるとされています。そのような理由から、国は、平成26年10月から、肺炎球菌ワクチン接種を定期予防接種に位置づけ、実施したところでございます。対象者は65歳の者、60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓もしくは呼吸機能の障がい、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がい――通称エイズといわれているものでございますけれども、免疫機能障害を有する者でございます。

ただし、対象者の経過措置としましては、平成26年度から平成30年度までの５年間に限り、先ほど議員から御紹介のありました、65歳の者を、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、または100歳となる者としております。

本市の平成26年度から平成29年度までの接種対象者数は9,875人、接種人数は5,193人、接種率は、平成29年度までの４年間の平均で52.7％でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　９番。豊永貞夫議員。

○９番（豊永貞夫君）　１万人近い対象者がいらっしゃって、52.7％の接種率ということで、半分以上の方が接種をされたということです。接種率を上げて、肺炎を予防することは、本市の高齢者の健康寿命の延伸につながるのみならず、医療費の削減にもつながると考えます。また、災害時に問題となる感染症、特に高齢者では、避難所における肺炎対策が重要になってくると思われます。平時において感染症対策を徹底しておくことも、災害対策の１つであると考えます。

御答弁いただいた接種率についてでございますが、国や県内14市での接種率と比較した場合、本市の接種率は高いのか。その分析と、最終年度の今年度の接種率を上げる取り組みや、現在までの接種状況についてお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

接種率につきましては、熊本地震の関係で、平成28年度の統計が十分でございませんので、平成26年度と平成27年度の平均になりますけれども、国が35.9％、熊本県におきましては42.7％でございます。本市は、２カ年の平均でございますので、54.2％でございますので、国よりも18.3ポイント、県よりも11.5ポイント高くなっております。

また、県内他市との比較でございますが、こちらも熊本地震の関係で、平成26年度と平成27年度の平均接種率での比較とさせていただきます。最も高かったのが天草市が59.2％、次いで本市が54.2％ということで、２番目に高い接種率でございました。本市といたしましては、高齢者肺炎球菌ワクチン接種事業が開始された平成26年度から、高齢者の方にとって貴重な予防接種と捉え、広報ひとよしやホームページでの周知のほか、年度当初に対象者の方々に個別に通知を行いまして、積極的な接種勧奨を行ってまいりました。また、毎年１月には、広報ひとよしなどを通じて、接種漏れのないよう再度接種勧奨を行ってまいりましたことから、国・県の接種を上回る結果となったと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　９番。豊永貞夫議員。

○９番（豊永貞夫君）　一番は天草で59.2％、本市が次いで54.2％。県内ではかなりの接種率、順位的には２番目ということで、いい成績だと思います。最初に述べましたように、ここでちょっと確認させていただきたいのが、来年度から66歳以上の方は、定期接種の対象から外

れるということになりますので、定期接種以外でワクチン接種をした場合、全額実費になると思いますけども、高齢者肺炎球菌ワクチンを定期接種以外で受けた場合の費用というのは幾らぐらいになるのか、お尋ねいたします。本市は、今2,700円の自己負担をすれば受けられるということでございますけれども、全額の場合は幾らになるのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　済みません。時間をとらせまして申しわけございません。お答えいたします。

平成31年度以降の接種対象者につきましては、現時点では、国からどのように対処するか明確な方針のほうがまだ示されておりませんので、今後は国の動向を注視して対応してまいりたいと存じますけれども、ただいま申されました、もしも残りの方が、接種を受けていらっしゃらない方が接種を全て受けられた場合の金額ということでお答えをさせていただきたいと思います。１回の接種にかかる費用が8,734円でございますので、残り約5,000名の方がいらっしゃいますので、掛けますと約4,500万円ほどの料金がかかるということになります。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　９番。豊永貞夫議員。

○９番（豊永貞夫君）　実費の場合だと１人幾らぐらいかかるかという質問だったので、総数の額はちょっと聞いてなかったんですけども、ありがとうございます、教えていただきました。4,500万円もかかるんですね。１人8,734円、これが66歳以上の方は、実際に受けようと思うとそれだけかかると。今、定期接種で、先ほど言いましたように、65歳から70歳、100歳までの方だと、本市は個人負担が2,700円で受けられるということですので、今のうちに受けるのがやっぱり一番いいだろうと、私は思っておりますけれども。

ただ、接種率が54.2％ということは、そのほかに40％以上の方が、まだ受けていらっしゃらない方がいらっしゃるということで、その原因としては、忘れていたとか、生涯１回であれば、好きなタイミングで受けられる、５年後にまた接種機会があるという勘違いをされた方もいらっしゃるんじゃないかと思います。先ほど述べましたように、医療費削減、災害時に問題となる高齢者の感染症や、避難所における肺炎対策が重要になってくると言いましたけども、先ほど40％以上の方がまだ受けていらっしゃらないので、こういった、一度も定期接種を利用されたことのない、接種できなかった市民のために対策が必要だと思います。もう一回、接種をする機会、そういった救済措置も設けることはできないか、お尋ねしたいと思います。

また、平成31年度から、65歳の方だけが対象となりますけれども、本市として接種率を上げるため、これまでいろんな施策をされて54.2％になったということで、さらに接種率を上げるためにどういったことを考えられているかお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

先ほど２回目の答弁で申し上げましたけれども、現在のところは広報ひとよし等で周知をする方法しかないのかなと思っておりますけれども、国のほうから、まだ明確な方針が示されていないという状況でございますので、新年度になりましてから、また新たな対応のほうは検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　９番。豊永貞夫議員。

○９番（豊永貞夫君）　国次第で、また対応は決めていくということでございました。先ほど、医療費削減に効果的だと申しましたけども、毎年65歳の方全員に５年間接種した場合、１年当たりの試算で5,115億円の医療費の削減が期待されるという報告がされております。本市においても、人口規模で換算すれば、かなりの削減になると考えます。接種率を上げて肺炎を予防できれば、医療費削減もそうですが、何より高齢者の健康寿命の延伸につながると思いますので、さまざまな取り組みをして接種率を上げていただきますよう検討していただきますよう、要望しておきます。この件については、終わります。

次に、認知症対策のＧＰＳについてでございます。警察庁が６月に公表した、平成29年における行方不明者の状況によると、2017年に、認知症が原因で行方不明となった人は１万5,863人に上り、過去最多を更新しています。2012年時点では9,607人でしたので、５年間で約1.65倍も増加したことになります。

高齢化の進展とともに認知症の有症者数がふえ続ける中、その症状の１つである徘徊によって行方不明になる人も年々増加しつつあるようです。団塊の世代が皆75歳以上になる2025年には、65歳以上の５人に１人、約700万人が認知症になるとの推計が出されています。今後、認知症の方もふえる中で、行方不明者の捜索の方法も、現在の機器を利用することで行方不明者の早期発見につながると考えます。

実は、私の知り合いが、９月から行方不明になられた方がいらっしゃいます。まだ発見されておりません、見つかっていないんですけども。市内の方ではないんですけども、御家族の気持ちを考えると、大変胸が痛い感じがします。そういった意味で、ＧＰＳがあればなという感じで思った次第ですので、そういった意味を含めて、この質問をさせていただきます。

本市では既にＧＰＳ機能を利用した検索システムがあるのに、あまり利用されていない、利用すべきであるとの観点から、平成26年９月の質問で、ＧＰＳ機器を携帯してもらうことが解決の１つになる、と取り上げたところであります。本市が実施している人吉市徘徊高齢者位置検索システム事業の、現在の利用状況をお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

認知症徘徊高齢者位置システム事業は、カーナビゲーションなどと同様の通信衛星を利用した位置情報システム、通常ＧＰＳと申しておりますけれども、このＧＰＳを利用することにより、認知症高齢者が徘徊された場合、その方の位置を把握するものでございまして、

機器導入に係る費用のうち一部を助成する事業で、現在の御利用はお一人でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　９番。豊永貞夫議員。

○９番（豊永貞夫君）　１人だと。実は、平成26年のときも利用者は１人でございました。全然利用者がいないということでございますけども。

先ほど、2017年に、認知症が原因で行方不明となった人は１万5,863人にのぼり、過去最多を記録したと言いましたけども、その中の72.7％の方が、実は届け出の受理当日に所在が確認され、最終的には、１週間ぐらいたつと96.2％の方がその所在が確認されている状況だということも申し上げておきます。残りの数パーセントの方が所在が確認されないままだということになりますが、ＧＰＳ機器を所持してさえいれば早期発見につながると思われます。本市の利用も１人だという状況ですけども、この利用者が少ない原因としては、前回の答弁では、日ごろから身につけていないものは、本人が取り外して捨てる、なくしたりしてしまう、そういったことが原因だと、今後の課題との答弁をいただいておりました。

ここで質問ですけれども、現在のＧＰＳの機器はどういったものなのか。また、認知症徘徊で行方不明の早期発見するには、私はＧＰＳ機器を活用する以外にないと考えていますが、今後、利用者をふやすための本市の施策なり、本市の考えをお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

本事業は、認知症徘徊高齢者の方に、ＧＰＳ機能を持つ機器を常に身につけていただくことで効果が発揮できるものでございます。平成26年９月議会において、議員から御質問をいただいた時点では、携帯電話と似たような形状のものを携帯する方法でございましたので、御家族等のさまざまな工夫にもかかわらず、高齢者御本人が常に身につけ持ち歩くことが困難な面もありましたことから、導入機器の検討も含め、普及啓発を図ると答弁したところでございます。

その後、機器の小型化、装着箇所の工夫、ＧＰＳ対応の改良が進みまして、平成30年、本年４月から、靴に装着するタイプの機器に切りかえたところでございます。新しい方式は、高齢者が機器を装着した靴を履き、歩行を開始された場合に振動センサーが働き、登録された御家族等への通知、つまり高齢者の方が活動したことを知らせるメールが届くというもので、歩いている間は現在地を常にお知らせするシステムとなっています。また、あらかじめ高齢者の通常の行動範囲を設定しておくことで、設定の行動範囲を超えて移動された場合、登録された御家族にその旨を知らせるメールが送られ、早期発見による事故などの未然防止に寄与するシステムとなっております。

新しい機器に切りかえるに当たりまして、広報ひとよしにも掲載・周知し、あわせて介護支援専門員――いわゆるケアマネジャーのことでございますけど――支援員の連絡会、民生・児童委員定例会等で、機種の変更・利用等を詳細に説明を実施しまして、周知をしたと

ころでございます。しかしながら、複数のお問い合わせはございますけれども、現在の利用者は１名ということで、利用者がなかなかふえていないのが現状でございます。

現在採用している機器は、平成30年４月からでございますけども、今後もあらゆる機会を捉えまして普及啓発を図ってまいりたいと考えております。また、機器におきましても、日々改善・改良がなされているようでございますので、その情報の収集・研究にも努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　９番。豊永貞夫議員。

○９番（豊永貞夫君）　かなり進んだ機器で、素晴らしいＧＰＳだと感じました。ただ、利用者が少ないというのが、今年度の４月からということなので、まだ知られていないというのもあるんじゃないかと思っております。靴に装着するということは、靴は必ず履かれると思いますので、ぜひこれは普及のための活動をしていただければと思います。

靴に装着するＧＰＳですけども、これはレンタルなんですか。ちょっと、そこを確認お願いしたいんですけど、また、料金が幾らぐらいなのか。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

これは使用料というような形で、レンタルと同様でございますけども、一月当たり１万2,000円の料金がかかるというところでございます。ただし、利用者の御負担は1,200円、残りの１万800円を市のほうが負担するというようなことになっております。ただし、介護保険と同じ負担割合を採用しておりますので、２割負担の方は月2,400円、市の負担が9,600円ということになります。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　９番。豊永貞夫議員。

○９番（豊永貞夫君）　市の負担もかなりだということと、また、利用者の方は1,200円ということで、全額じゃないので、これはお知らせすることで利用者もふえてくるんじゃないかと思いますので、その辺についてはぜひ、今後やはり周知のほうをよろしくお願いいたします。行方不明になってから発見するまでの、時間ごとの生存率というのは時間がたつごとに低くなっております。５日以降を過ぎますと、厳しい結果になるとの報告もあります。一刻も早く発見することが重要になってきますので、ＧＰＳの普及をしていただきますよう、これは強く要望しておきます。この件については終わります。

次に、認知症サポーターについてです。政府が、2015年に、認知症の人への支援を強化するため、国家戦略として認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）が策定されました。団塊の世代が皆75歳以上になる2025年までを対象期間とされ、この年には65歳以上の５人に１人、先ほども言いましたけども、約700万人が認知症になるとの推計を提示され、基本理念として、認知症の人の意志が尊重され、住みなれた地域のよい環境で、自分らしく暮らし

続けることができる社会の実現を掲げています。

その上で、認知症の人が、自分の言葉で語る姿を発信するなどの啓発推進や、65歳未満で発症する若年認知症への支援強化など、戦略の７つの柱を示しております。１つとしては、認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進。２つ目として、認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供。３番目に、若年性認知症施策の強化。４番目に、認知症の人の介護者への支援。５番目が、認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進。６番目に、認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進。７つ目が、認知症の人やその家族の視点の重視、の７つであります。具体的には、認知症への理解を深めるため、全国的なキャンペーンを展開。認知症の人が、みずからの言葉で語る姿を発信する、学校現場でも高齢者への理解を深める教育を進めるとなっております。

今回は、その最初の、認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進の中の認知症サポーターの現状についてお尋ねしたいと思います。

認知症サポーター制度は、2005年に厚生労働省が創設したボランティア制度で、自治体や企業などが実施する無料講座を受講することで認知症サポーターとなれます。終了後にオレンジリングを貰い、それを身につけるか表示することで養成講座を受講したことのあかしとなります。具体的には、サポーターは、それぞれの生活地域や職域において認知症の人を見かけた際に、その行動を見守ったり、道案内などの手助けをしたり、あるいは周囲の人に対して、認知症について正しい知識や配慮すべきことを伝えたりする活動になります。私も以前受講しまして、オレンジリングをいただきました。しばらくはバッグにつけておりましたけども、不注意で紛失してしまいました。大変申しわけなく思っております。

質問に入りますけども、毎年、受講生もふえ、サポーター数もふえているようですが、今現在のサポーター養成講座の受講生数の過去５年間の推移をお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

実は、私もオレンジリングをなくしまして、再交付していただいたところでございますので、高齢者支援課のほうにおいでいただければ再交付をいたしますので、よろしくお願いいたします。

質問にお答えいたします。認知症サポーター養成事業の目的は、認知症を正しく理解し、認知症の人や、その家族を温かく見守る応援団になってもらい、認知症になっても安心して生活できる地域づくりを目指して、始めたものでございます。認知症サポーター養成講座は、地域住民、小中学校の児童・生徒、各事業所の従業員の方など、どなたでも受講いただける講座でございます。最近のサポーター養成講座の受講者の推移でございますが、平成26年度が888人、平成27年度が679人、平成28年度279人、平成29年度309人、平成30年度が11月末日現在でございますけれども、450人でございます。

本市におきましては、平成20年度から養成を開始しておりまして、平成30年、本年11月末日現在で9,300名の方に受講をしていただいております。県からは、平成30年度から平成32年度までの第７期介護保険事業計画期間中に、人口の20％以上の認知症サポーター養成を目標とするよう通知がございましたけども、本市は、本年11月末時点で28％でございまして、その基準は達成しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　９番。豊永貞夫議員。

○９番（豊永貞夫君）　9,300人、かなりの方が受講されたということでございます。今後、認知症の方がふえていくのは間違いないと思いますので、サポーターの人数はふやしていくことは重要であると考えます。ただ、受講後、認知症に対する理解は深まると思いますけども、身近に認知症の方がいない場合、時とともに受講内容を忘れていくのも事実だと思います。講座を受講することでサポーターとなっていますが、認知症の理解者にはなれても、サポーターまでには至らないケースがほとんどではないかと考えてしまいます。

お尋ねしますけれども、サポーター養成講座修了後、本市ではサポーターとしてどのような活動があるのか、現在実施されている取り組みなど、内容もお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

認知症サポーターとなられた方の、養成講座修了後の具体的活動でございますけれども、認知症サポーターとなられた方が認知症を疑う高齢者を見かけたとき、お声かけをし、御家族や地域包括支援センターに連絡いただくなど、連携により徘徊を未然に防いだり、振り込め詐欺防止につながったケースもございまして、高齢者の方々の身の安全確保や不安解消と見守り体制の強化につながっておるところでございます。

また、認知症サポーターの中には、認知症高齢者や介護されている御家族、さらに認知症に関心のある方、全ての方が集える場として認知症カフェを運営し、リーダーとして活躍いただいている方々もいらっしゃいます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　９番。豊永貞夫議員。

○９番（豊永貞夫君）　今、答弁に、声かけあるいは認知症カフェという活動をされているということでございます。

県内でも水俣市と菊池市が、これは厚生労働省のホームページにサポーターの活動事例として紹介されておりました、水俣市ではオレンジカフェでのボランティア活動、このオレンジカフェと言うのが、先ほどの認知症カフェと同じでございます、認知症カフェをオレンジカフェというそうです。あと、市民後見人講座受講を経て、社協の法人後見の支援員として活動。認知症の人や、その家族を対象とする家族会での活動などとされています。菊池市では、認知症カフェのボランティアとして活動。大きなオレンジリングまちいっぱい運動への

協力。サポーター講座への協力など、さまざまほかの活動もされているようでございますけども、人吉市においても認知症カフェもされているよということでございますので、活動はされている。ただ、一部限定の方だと思います。この9,000人の方が全てされているかというと、そうでもない。それはどこの自治体も同じだと思いますけども、なかなか、サポーターにはなったけども、どういうふうに、見守りというのは一番重要だと思いますけども、ほかの活動としてどういったものがあるのかということで、ちょっとお尋ねさせていただきました。

今後、さらにサポーターの活動が重要になってくると思います。認知症サポーターの活動が今後しやすくするために、ほかの自治体ではオレンジリングとともに認知症サポーターカードを発行されている自治体があります。埼玉県で発行されているサポーター証は、県内の養成講座を受講された方へ、オレンジリングと一緒に渡されています。また、九州内では久留米市が、養成講座受講後に認知症サポーターカードを、やはりオレンジリングと一緒に渡されているようであります。また、全国キャラバンメイト連絡協議会でも、認知症サポーターカードの紹介をされております。カードは有料でございますが、１枚30円。認知症の方へ声かけ、支援のときなどに示して御活用ください、とありました。オレンジリングも必要だと思います。私のように紛失したりする方、職員の方は結構されている方を見かけるんですけど、一般の方でされている方は、なかなか見ないなと感じておりました。そういった中で、オレンジリングとともに認知症サポーター養成講座を受けて認知症カード、これも発行できないか、その辺についてお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

本市では、養成講座を受講後、認知症を正しく理解し、認知症の人や、その御家族を温かく見守る応援団の目印といたしましてオレンジリングを配布しております。オレンジリングの由来でございますけれども、温かさを感じさせるオレンジを基調として、「手助けをします」という意味を持つと言われております。今後、受講された方、全てがオレンジリングを身につけていただき、人吉市のあちらこちらで応援団として活躍していただけるよう周知啓発を図ってまいりたいと存じますけれども、議員御提案の、修了書の発行につきましては、現在のところは検討はしていないところでございますけれども、今後、再度検討させていただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　９番。豊永貞夫議員。

○９番（豊永貞夫君）　オレンジリングは渡されているということでございます。先ほども述べましたけども、サポーターの養成はますます重要になってきますので、さまざまな取り組みや活動をしていただきたいと思います。また、カードの件も、今後検討していただければと思いますので、その辺についても要望しておきます。認知症対策については、終わります。

○議長（田中　哲君）　ここで暫時休憩いたします。

午後５時53分　休憩

午後６時02分　開議

○議長（田中　哲君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

９番。豊永貞夫議員。

○９番（豊永貞夫君）　次に、市民の声からであります。通学路の安全対策について。

現在、西間の新庁舎建設の関連工事に伴い、工事車両の出入りが増加しています。現在、工事車両が通行している道路、西間ローソンから旧保健所へ抜ける道は、これまで通学路として子供たちが通行していましたが、工事のため、通学路の変更がされております。子供の安全を考えるならば当然の措置だと考えますが、いつの時点で変更になったのか、また現在の工事車両の台数の状況。もう１点は、今後、庁舎建設本体工事が始まってからの工事車両の交通量、その辺はどうなっているのかお尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君）　御質問にお答えいたします。

新市庁舎建設に伴い、昨年度より既存施設解体工事を初めといたしまして、本格的に工事を進めてきたところでございます。昨年11月着工の旧保健センター、旧青少年ホームなど解体工事に先立ちまして、同年10月に人吉第一中学校、東間小学校、東小学校へ、今後の工事の概要説明を行うと同時に、通学路の安全対策についての協議をさせていただきました。

御質問の、市道西間寺町線、ローソンから旧人吉保健所方面でございますが、これにつきましては東間小学校の通学路に指定されておりますが、新市庁舎建設工事・関係工事車両等の増加に伴う児童の安全性の確保の観点から、平成29年11月に、市道南町西間線、旧瀬戸産婦人科前へ、通学路の変更がなされたところでございます。

次に、工事車両等の影響により、西間寺町線の車両通行量の増加についてでございますが、現在、新市庁舎建設関連工事としまして、次の４件の工事を実施しております。小永野第一雨水幹線付けかえ工事、西間別館倉庫解体工事、庁舎建設屋外附帯工事（外構１期）、庁舎建設屋外附帯工事（駐車場整備その１）、これらの４つの工事のうち、西間寺町線を工事車両が通行する工事は、小永野第一雨水幹線付けかえ工事と庁舎建設屋外附帯工事（外構１期）の２件でございます。この２件の工事により、どれぐらいの工事車両が通るかは、日によって台数や往復回数が異なりますが、多い日で、７台から８台のダンプトラック等が延べ30回から40回程度、西間寺町線を往来している状況でございます。

今後は、建築本体工事その他関連工事が始まり、これまで以上の工事車両等の往来が予想されるところでございますが、工事の内容や時期により通行量が変化することに加え、受注者から提出されます施工計画を確認してからではないと、通行量がどの程度増加してくるのか、その捕捉は大変難しいところでございます。ただ、建築本体工事における工事車両の進

入口については、市道青井西間線側がメーンとする計画としておりますので、工事車両のほとんどは青井西間線を通ることとなりますが、工事の時期やタイミングによりましては、西間寺町線を通行する場合も考えられます。また、作業員の通勤車両等の通行も考えられますので、受注者と協議の上、運用面において、極力、西間寺町線に負荷がかからないような車両計画・運搬計画を立てていきたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　９番。豊永貞夫議員。

○９番（豊永貞夫君）　工事車両の進路方向、動線ですけれども、答弁では青井西間線の利用を考えているとありましたが、ローソンの横の市道西間寺町線を通行することはないと考えていいのか、また、工事車両の通行計画についてお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

先ほど説明をいたしましたとおり、今後の建築本体工事を含む関連工事につきましては、青井西間線側の進入口をメーンとした工事車両の動線計画としており、搬出先・搬入先の場所によりまして経路が異なりますので、人吉駅方面、東間方面の両方向への通行が出てまいります。また、作業内容や時期によっては、青井西間線側へ通り抜けできず、西間寺町線側へのアクセスを余儀なくされることもあるのではないかと考えておりますが、その際は、幅員が狭いローソン側への通り抜けは原則禁止とし、旧人吉保健所側への通行を徹底してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　９番。豊永貞夫議員。

○９番（豊永貞夫君）　ちょっと確認ですけども、庁舎本体工事の際に、工事車両の進入口は青井西間線をメーンとすると、今言われました。これは、別館敷地内の玄関前を通るルートと考えていいのでしょうか、お尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

工事期間中の市道青井西間線の進入口についてのお尋ねでございますが、新市庁舎供用開始後の進入口は、現在の位置よりやや南側、理容店側に配置する計画としているところでございます。工事期間中の工事車両等の出入りにつきましては、計画としましては、南側の新しい進入口を工事車両専用として整備し、現在の進入口を来庁者専用として区分けをして、安全面に配慮しながら運用を図ってまいりたいと存じております。

しかしながら、南側の進入口につきましては、隣接する民有地の用地取得が必要であり、この動線整備計画に密接に関係してまいりますので、用地交渉の進捗に大きく左右されるところでございます。したがいまして、用地交渉の進捗によりましては、進入口を、来庁者用と工事用車両用を一時期併用した形で使用せざるを得ない場合もございますが、そこは工事期間中の安全面に寄与するために、そのときそのときの安全対策に万全を講じてまいりたい

と存じます。あわせまして、用地買収につきましても、地権者に御理解を賜りながら、最善を尽くしてまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　９番。豊永貞夫議員。

○９番（豊永貞夫君）　今の進入口よりも南側だというのがわかりました、工事車両専用というということで。ただ、市民の方が心配されているのは、工事車両がふえるということは、やはり安全対策の面なんですね。その辺について、庁舎建設のために周辺の道路に工事車両の台数がふえるのは間違いないわけですので、歩行者や子供たちの下校時間、そういったものや一般車両、その辺についての安全対策については、どう考えているのかお尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君）　御質問にお答えいたします。

まず、全体的な工事安全対策としまして、受注全社による安全対策協議会を設立していただき、協議会による定期的な安全パトロールや安全会議を実施し、各社が責任を持って安全対策や、臨機応変に対応できる環境を整えてまいりたいと考えております。現在実施している工事でも、継続的に受注者へ指導しておりますが、特に西間寺町線方面へ通行の際は、通勤車両など関係車両も含め、ローソン側への通行は禁止し、必ず旧人吉保健所方面への通行を徹底したいと存じております。

また、住宅が近接している箇所を通行する場合は、一般車両や歩行者等に配慮した低速徐行運転などモラルある運転を心がけ、朝夕の児童・生徒の通学時間帯には、工事車両の通行が軽減できるような運搬計画を立案するよう指導してまいりたいと考えております。

あわせまして、工事車両出入り口や主要交差点には交通誘導員を適切に配置し、安全対策に万全を期すよう努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　９番。豊永貞夫議員。

○９番（豊永貞夫君）　安全対策はぜひ万全を期して取り組んでいただきたいと思いますので、この点については強く要望しておきます。

もう１つ、通学路の変更された道路側、南町西間線、これについて何点かお尋ねします。

今回変更された道路は、岡医院から西間へ抜ける市道で、ここもやはり道幅がなく、車の離合箇所もない状況です。側溝の蓋がない区間もあることから、子供たちの安全対策について、地域の方から心配の声が出ています。本市として、この通学路の状況をどのように把握されているのかお尋ねします。

○建設部長（山下正純君）　お答えいたします。

議員御指摘の、岡医院から西間へ抜ける市道でございますが、市道南町西間線と申しまして、南町の市道紺屋町東間線、岡医院付近を起点とし、終点に向かって延長が約210メートルでございます。市道の線形がクランク状に曲がり、車道幅員もばらばらであり、側溝に蓋

が設置してあるところとないところが混在している状況でございます。以前から、部分的に側溝改修の要望がございましたので、平成23年ごろに、安全対策として側溝の蓋がけを計画したことがございますが、市道沿線で水路の水を利用して生活されている方や隣接所有者などの御同意が得られなかったため側溝の蓋がけができず、外側線の設置で、通行される方の安全を図ったところでございます。

今後は、再度、地元町内会及び市道沿線の隣接者に御意見をお聞きしまして、側溝に蓋がけができるか検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　９番。豊永貞夫議員。

○９番（豊永貞夫君）　側溝に蓋がないということで、離合の際に脱輪されたという方が何回かあったそうなんですね。そのたびに要望とかを出されているそうなんですけども、なかなか進まないといった経緯もございました。

最初に述べましたように、南町西間線は道幅がないために、離合する場所も大変で、ときには庭先へ入って、民地に入り込んでから離合されているというところもあるようです。離合箇所の確保が必要だと考えますけども、この離合箇所について、本市の考えをお尋ねします。

○建設部長（山下正純君）　お答えいたします。

御指摘の市道の道路幅員は、約４メートルから５メートルでございまして、離合箇所の確保となりますと、市道沿線の土地所有者の方々からの御協力をいただけることが前提となります。これにつきましても、地元町内会及び市道沿線の隣接者に御意見をお聞きし、まずは側溝の蓋設置を検討しまして、その計画の中において離合箇所の検討も行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　９番。豊永貞夫議員。

○９番（豊永貞夫君）　側溝の蓋にしても、また離合箇所の確保にしても、解決するにはなかなか時間がかかるようでございます。この状況なら、ちょっと違う方向で、これは９月議会で宮原議員も交通規制の件でちょっと話を出されましたけれども、私もその件で、今回この道路について要望したいと思います。

実は、東小学校から人吉高校へ抜ける道で、川上哲治氏の生家のある道ですけども、通行規制をされております。平日の７時半から８時半までの１時間が交通規制となっておりますが、その観点からすると、この道路も、子供の安全を第一に考えるならば、この通学路の区間も通行規制にすることがベストじゃないかと思います。規制については警察の管轄になりますけども、本市として、通行規制について働きかけなどはできないかお尋ねします。

○建設部長（山下正純君）　お答えいたします。

児童・生徒の通学時間帯に合わせて通行規制ができないか、との御質問ですが、議員御指摘のとおり、通行規制につきましては警察の管轄ですので、規制ができるかどうかにつきましては、人吉警察署及び熊本県公安委員会の判断となっているところでございます。また、時間帯の通行規制でありましても、市道沿線で生活される方々への影響も考えられますので、沿線にお住まいの方々の合意形成も大事ではないかと考えているところでございます。

市といたしましては、沿線住民の方々の合意形成も含めまして、地元町内会及び市道沿線の隣接者に御意見をお聞きしながら、今後、人吉警察署、球磨地域振興局、ＰＴＡ連絡協議会、小中学校長会及び市の関係各課で構成する人吉市通学路安全推進会議などで協議をしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　９番。豊永貞夫議員。

○９番（豊永貞夫君）　警察の管轄ということで、町内の近隣住民の方の合意形成が必要だということでございますが、庁舎建設に伴って通学路の変更をされたということで、子供たちの安全を確保するためには、やはりそういった通行規制というのがやっぱり必要になるんじゃないかという思いで、今回この提案をさせていただきましたので、ぜひこれは進めていただきたいと思いますので、今後、ぜひよろしくお願いいたします。強く要望しておきます。

最後に、教育長に、この通学路の安全対策について、教育長の考えについてお尋ねします。

○教育長（末次美代君）　議員の皆様、こんにちは。通学路の安全対策についての御質問にお答えいたします。

今回の新市庁舎建設に伴いまして、通学路が西間寺町線から南町西間線に変更されたことにつきましては、先ほど総務部長から答弁がありましたように、昨年10月に、人吉東小学校、東間小学校、第一中学校へ説明があっております。また、建設部長も触れましたけれども、人吉市通学路安全推進会議におきましても説明を受けたところでございます。

その後、変更前の西間寺町線を通学路として指定しておりますのが東間小学校でございますので、学校から児童への周知とともに、保護者へも文書による通知と、さらに説明会を学校行事に合わせて１回、さらに夜に１回開催し、丁寧に対応させていただいたところでございます。保護者からは、この件に関して特に意見等はなかったと聞いております。

今回の通学路変更につきましては、児童やその保護者、一般市民も含めまして、御迷惑と御不便をおかけしているところでございますが、本市教育委員会といたしましては、るる担当部長からも答弁がありましたように、今後もこれまで同様、情報共有を図りながら、児童の通学の安全確保を努めてまいりたいと存じます。

よく、学校を出るとき、「道草しないで帰りなさいよ」と言われたことを思いだしております。子供たちの通学路は、子供たちが体感する外の世界そのものだと考えております。季節の移り変わりや道すがらの小さな自然、また、本市の歴史や文化の息吹を感じつつ、故郷

の風景を心に刻み込む大切な場所であり、大切な時間であってほしいなと思っているところです。そういった意味でも、本通学路にかかわらず、全ての通学路に関しまして、全児童・生徒が安心して通学できる環境の確保ができますよう、引き続き、人吉市通学路安全推進会議を中心に連携を図りながら、通学路の状況の点検と把握、そして情報共有の上、注意喚起に努めてまいりますとともに、必要な整備等につきましては関係各課・関係機関へお願いをしてまいりたいと思います。何はともあれ、交通事故等が絶対起きないように、学校とともに注意喚起をしてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　９番。豊永貞夫議員。

○９番（豊永貞夫君）　ぜひ、注意喚起のほうはよろしくお願いいたします。

最後にもう１点、市民の声の、国道267号の工事についてであります。西間交差点から青果市場までの区間の道路状況で、現在工事が行われていますけども、この工事は、道路拡幅工事ではなく茂田川の上を塞ぐ工事になっています。どういった工事なのか、お尋ねいたします。また、将来的な拡幅工事の際に、その小川の上を歩行できるようになるのかお尋ねします。

○建設部長（山下正純君）　お答えいたします。

議員御指摘の、西間交差点から青果市場までの区間は、国道267号でございまして、熊本県が管理をしておりますので、県にお聞きしたところでお答えさせていただきます。

この事業は、防災・安全交付金事業として実施しておりまして、全体計画は、起点の西間交差点から終点の青果市場手前までの未整備区間400メートルにおいて歩道を整備するものでございます。現在、国道267号にかかる西間上橋から西間交差点に向かって、延長約80メートルの区間におきまして、道路の拡幅及び歩道を設置するため、茂田川にボックスカルバートを設置する工事を行っております。

設置しますボックスカルバートの横幅は7.6メートルでございまして、そのうち3.5メートルを歩道として整備する計画としております。ボックスカルバートの全延長80メートルのうち、茂田川の下流側から約40メートルを本年度中に完成させ、平成32年度までに、残りの40メートルにボックスカルバートを設置する予定でございます。ボックスカルバート上の歩道利用につきましては、通学等の歩行者の通行状況を鑑みて、交通管理者と協議して安全性を検証した上で、供用できる区間及び時期を検討いたします、とのことでございました。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　９番。豊永貞夫議員。

○９番（豊永貞夫君）　西間交差点から青果市場の未整備区間の今後の整備状況について、わかる範囲でお尋ねします。

○建設部長（山下正純君）　お答えいたします。

西間交差点から青果市場の未整備区間における今後の歩道整備状況につきましても、県が計画をしておりますので、県にお聞きしたところでお答えをいたします。

本区間の通学状況を踏まえ、１回目の御質問で説明しましたボックスカルバート部分を含む西間上橋から北側の人吉西間簡易郵便局の手前、東側市道までの約170メートル区間を先行して整備する予定です、とのことでございます。今後は、交通管理者や人吉市と協議した上で、地元説明会を開催し、歩道整備における早期の効果発現ができますよう事業を進めてまいります、とのことでございました。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　９番。豊永貞夫議員。

○９番（豊永貞夫君）　今後、地元説明会を開くということでございます。今現在は安全対策のために誘導員と信号が設置されております。歩行者も自転車も通りますので、安全対策だけは万全を期していただきますよう、県へ要望していただきますよう要望しておきます。

これで、私の質問を終わります。

○議長（田中　哲君）　以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後６時29分　散会

平成30年12月第５回人吉市議会定例会会議録（第３号）

平成30年12月５日　水曜日

１．議事日程第３号

平成30年12月５日　午前10時　開議

日程第１　議第75号　平成30年度人吉市一般会計補正予算（第５号）

日程第２　議第76号　平成30年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

日程第３　議第77号　平成30年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第２号）

日程第４　議第78号　平成30年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第２号）

日程第５　議第79号　平成30年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）

日程第６　議第80号　平成30年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第２号）

日程第７　議第81号　人吉市第三セクター経営基盤強化資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

日程第８　議第82号　人吉市景観条例の制定について

日程第９　議第83号　人吉市景観計画等策定審議会条例を廃止する条例の制定について

日程第10　議第84号　土地の処分について

日程第11　議第85号　損害の賠償について

日程第12　議第86号　損害の賠償について

日程第13　議第87号　損害の賠償について

日程第14　議第88号　損害の賠償について

日程第15　議第89号　損害の賠償について

日程第16　議第90号　損害の賠償について

日程第17　諮第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第18　諮第２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第19　諮第３号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第20　諮第４号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第21　一般質問

１．福　屋　法　晴　君

２．宮　﨑　　保　君

３．塩　見　寿　子　君

４．宮　原　将　志　君

２．本日の会議に付した事件

・議事日程のとおり

３．出席議員（17名）

１番	塩見寿子君
２番	宮原将志君
３番	高瀬堅一君
４番	大塚則男君
５番	宮﨑　保君
６番	平田清吉君
７番	犬童利夫君
８番	井上光浩君
９番	豊永貞夫君
10番	西　信八郎君
12番	笹山欣悟君
13番	福屋法晴君
14番	村上恵一君
15番	永山芳宏君
16番	三倉美千子君
17番	仲村勝治君
18番	田中　哲君

欠席議員　（１名）

11番	本村令斗君

４．説明のため出席した者の職氏名

市長	松岡隼人君
副市長	松田知良君
監査委員	井上祐太君
教育長	末次美代君
総務部長	迫田浩二君
企画政策部長	早田吉秀君
市民部長	廣田五浩君
健康福祉部長	告吉眞二郎君
経済部長	福山誠二君
建設部長	山下正純君
総務部次長	丸本　縁君
財政課長	植木安博君

秘書課長	永田勝巳君
水道局長	中村則明君
教育部長	小林敏郎君

5．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	山本繁美君
次長	桒原　亨君
庶務係長	井上京子君
書記	青木康徳君

午前10時　開議

○議長（田中　哲君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

質疑を含めた一般質問

○議長（田中　哲君）　それでは、これより質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）（登壇）　おはようございます。13番議員の福屋です。通告に従いまして、一般質問を行ってまいりたいと思います。通告は、公共施設から、太陽光発電設備について、高齢者健康支援から、体力強化と認知症予防対策について質問を行ってまいります。

質問の前に、少しお時間をいただいてお話をしたいと思います。去る11月14日から、宇都宮にて開催されました全国議長会研究フォーラムに参加をしてまいりました。議会と住民の関係について、パネルディスカッションが行われました。その中で、パネリストとして、有限会社ひまわり亭代表取締役であられる本田節さんが参加をされておられました。自己紹介のとき、大きな声で「熊本県人吉市の本田節です」と話をされ、「本日は、人吉から、田中議長を初め、議会からも参加をしていただいています」と、全国からの参加者の前で、人吉市についてしっかりとアピールをしていただきましたので、意見交換会の席では、多くの方々との意見交換をさせていただきました。私は、名刺がわりに球磨焼酎の折り込みパンフレットを配布をしてまいりました。皆さん、非常に興味を持っていただきました。ひとえに、本田節代表に感謝をいたします。今後も、全国での活躍と人吉市の宣伝を大いにしていただきたいと思います。

それでは、質問に入ります。まず初めに、公共施設から、太陽光発電設備について質問をいたします。太陽光発電設備については、国からの交付金などを財源に、設置をされてきた事業だと思いますが、ここで質問してまいりますが、執行部におかれましては正確な答弁をいただきますよう、初めにお願いをしておきます。

それでは、１回目の質問ですが、まず初めに、太陽光発電設備設置の目的、及び、人吉市に現在設置されている太陽光発電設備の設置年度及び設置されている施設についてお尋ねをしておきます。

○教育部長（小林敏郎君）　議員の皆様、おはようございます。御質問にお答えいたします。

太陽光発電設備が設置されている市の施設の大半が、教育委員会の施設でございますの

で、私のほうから取りまとめて回答させていただきます。

まずは設置の目的でございますが、太陽光発電は、その発電の過程において、有害な排出ガスや二酸化炭素を排出しないクリーンな発電設備でございます。太陽光発電設備は屋根のサイズに合わせて設置をしていることから、産業用の大きな発電設備とは違い、設置にかかった工事費用を、短期間で回収するような利益を期待することはできませんが、低炭素・循環型社会の実現に向けては重要な設備であると認識をしているところでございます。

また、学校に設置することにつきましては、学習指導要領においても、エネルギーや資源について、また光電池の働き方などについても盛り込まれていることから、子供たちの学習面や自然エネルギーに関する意識の高揚など、設置の意義は大いに大きいと認識しております。こういうものが、太陽光発電の設置の目的としているところでございます。

次に、市の設置状況と設置年度についてでございますが、廃校となった旧田野小学校を含め、市内小中学校の10施設と学校給食センター、それと老人福祉センターに設置しておりまして、あわせて12の施設に設置をしている状況でございます。

また、設置の時期につきましては、小中学校が平成22年度、学校給食センターが平成14年度、老人福祉センターが平成26年度に設置されています。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）　目的については、学校が主に設置されているところで、自然エネルギーに関する勉強にもなるということで、今、答弁をいただきましたので、そのあたりは、今後もしっかりと教育の中で生かしていただきたいなと思っております。

それでは、次に、設置当時の売電価格と現在の売電価格について、それぞれの施設における、これまでの費用対効果についてお尋ねをいたします。

○教育部長（小林敏郎君）　お答えいたします。

まず、費用対効果についてでございますが、売電による利益を目的とした発電設備ではございませんので、環境面での効果に比較して、経済的な部分である費用対効果という側面で設備を評価いたしますと、高いとは言えませんが、わずかな経費節減という部分では捉えられるのではないかと考えております。

施設については高額な設備でございますので、先ほど議員おっしゃっていただきましたが、国の交付金などの財源を確保して、設置を行ってまいりました。小中学校に関しましては、平成21年度に、経済危機対策の一環で創設された交付金事業であります太陽光発電導入事業と地域活性化公共投資臨時交付金を活用して、導入を行いました。全12施設の設置工事費用が３億5,646万円でございます。うち、学校10施設の総事業費は３億1,273万円でございます。このうち、約92.65％に当たる２億8,976万円を国の交付額で賄っております。

また、売電の実績に関しましては平均でございます。学校が年平均85万207円、学校給食

センターが４万3,682円、老人福祉センターについては２万5,231円となっております。

次に、売電価格の推移でございますが、平成24年７月より、固定買取制度が実施された以降に設置をいたしました老人福祉センターを除いた11の設備につきましては、１キロワットアワー当たり40円から42円で、2032年まで20年間固定の買い取りの単価でございます。老人福祉センターは37円でございまして、10年間の固定の単価となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）　１回目に答弁いただきましたように、学習指導要領のもと、勉強のためという目的でつけられておりますが、その中でも売電価格については、固定買取制度で実施をされたということは、非常にありがたいかなと思っております。現在は18円ぐらいまで下がっておると聞いておりますので、やっぱりいい時期に、勉強のため、環境のため、設置されておられるんだなということを思いました。

それでは、次に、現在設置されている太陽光発電について、これまでにどのような点検を行ってこられたのか。設置後から、これまでに行われてきました点検方法についてお尋ねをいたします。

○教育部長（小林敏郎君）　御質問にお答えいたします。

太陽光発電設備に関しまして、これまでどのような点検を行ってきたかという御質問でございますが、通常は、学校におきまして、各小中学校とも、体育館、運動場だけでなく、教職員全員でローテーションを組みながら、複数の目線で目視、触指、打診等により、全ての学校施設の安全点検を月に１回行っております。しかしながら、議員御指摘の、屋根の上の点検につきましては、転落の危険性が伴いますので、通常の管理の中で行うにはなかなか厳しい部分があると認識されているところでございます。なお、学校施設の担当課としましては、本市における太陽光発電設備は、基本的に屋根の上に設置するものでございますので、高所の点検は危険性もあり、職員による詳細な点検はできていないという認識でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）　学校施設については、目視点検などをローテーションを組んでされているということで、これは当たり前のことだろうと思います。ただ、屋根の上の点検については、転落の危険が伴うので厳しいとの答弁を、今、部長からいただいたんですけど、逆に、危険な場所につけたんだから点検が必要じゃないかなと。施設というのは、設置したときから、全ての点検が生まれるんじゃないかなということを思うんですけどね。そのあたりは、今後のことと思います。

次の質問にまいりますが、それでは、各施設に設置されている太陽光発電設備についてお尋ねをしていきます。私は最近気づいたのですが、東間小学校の屋根に設置されておられ

る太陽光発電設備の、その下の屋根にさびのようなものを見て、さびじゃないかなということを感じたんですよね。このことを御存じなのか。

そこで、教育長のほうにお尋ねですが、これを確認されておられるのか、また、このことについて何らかの報告を受けておられるのか、お尋ねをいたします。

○教育長（末次美代君）　皆様、おはようございます。東間小学校の太陽光発電設備の設置状況についての御質問にお答えいたします。

設置部分に見られるようなさびのように変色したものについてでございますが、知っているかという御質問について、実際に、議員から御質問があって、現状を把握したところであり、御指摘をありがたく思うところでございます。

また、先ほど、教育部長がお答えしましたとおり、屋根の上の高所における直接的な点検は実施できていないことから、報告も受けていないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）　点検をされていないということで、先ほども言いましたが、何でかなという不安をいっぱい持っております。

そこで、あくまで私の個人的な考えかもしれませんが、そのさびの原因が、太陽光発電設備を取りつけてある架台がさびているのではないかなと考えているんですが、この架台についての点検はされておられるのか。また、固定金具などの取付部材についての点検は、どのような点検をされておられるのかお尋ねをしておきます。

○教育部長（小林敏郎君）　御質問にお答えいたします。

太陽光発電設備の架台や固定金具の点検についての御質問ですが、先ほどお答えいたしました目視等による学校施設の安全点検に、太陽光発電設備は含まれていないこともございまして、架台や固定金具の点検までには至っていないところでございます。

また、架台がさびているのではないかというような御指摘に関しましては、設置業者とともに現地を確認いたしたところ、おっしゃるように、パネルを取りつけている架台のほうがさびていることを確認いたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）　本当に、点検もされておられないし、報告もない、との答弁を先ほどいただきました。何も、職員の方々に屋根に登って点検をしなさいということを言っているわけじゃないんですね、私は。それこそ危険ですから、さすがに私も登れとは言いませんが、これまでに何度か目にする機会がありました。行くたびに、どうしてかなという懸念を持ったんですよね。公共施設ですので、例えば、学校施設でも安全点検は必要だと思いますので、先ほど言いましたとおり、設置をされたら点検をされておられるものと私は感じるんですよ

ね、何に関しても。

今、答弁では、太陽光発電の屋根の上については、その点検業務は必要ないと言われますけど、それはちょっと違うんじゃないかなと思いますよ。「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・」それは大切なことだと、私は思いますよ。下は児童がいるんですから。誰もいないところならいいですよ、ということを申し上げたいと思います。

次に、それでは、太陽光発電パネル自体に問題があるのか、それとも、それ以外に問題があるのか、設置施工工事自体に問題があるのか。各学校などの施設に設置されているものですから、今後、太陽光発電設備パネルが設置されている屋根材に、何らかの影響を与えるのではないかなということを思います。このことについて、学校の責任者である教育長にお尋ねをしておきたいと思います。

○教育長（末次美代君）　御質問にお答えいたします。

今回の問題における原因と、屋根材への影響についての御質問でございますが、今回の御指摘により発見して、まだ間もないこともございまして、詳しい原因などについては、施工業者を中心に、現在、誠意をもって対応を行っていただいているところでございます。

議員のおっしゃるとおり、屋根などにも被害が出ていることも想定されますので、全学校のさびの状況と、また施設設備について、早急に調査をし、必要な措置を講じてまいる所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）　何度も言いますが、国の交付金事業で行っているところですよね。ということは、国の管轄の中でも、そういう点検業務というのは、私はあるんじゃないかなというのがあるんですけど、屋根に被害が及ばないというか、現状でしっかり調査をしていかないといけないんじゃないかなと思います。このことは、早急に対応していただくようにお願いをしておきます。

関連としましてお尋ねしておきたいと思いますが、誰が悪いということではなく、今後のために確認をしておきますが、もし、屋根に対して影響があるとすれば、改修工事等について、設置後何年間の保証がされているのか。また、改修工事が必要となれば、どれくらいの金額がかかるのか。また、近隣自治体において、このような太陽光発電設備におけるさび被害は起きていないのか、お尋ねをしておきます。

○教育部長（小林敏郎君）　御質問にお答えいたします。

まず、改修工事が必要になった場合につきましては、市といたしましては、竣工からこれまでの年数や、同時期の学校施設等と比較して、議員御指摘のとおり、問題視をしておりますが、施行時に何らかの原因があったのか、その後の外的な要因なのか、調査が必要であると考えております。

実は、さびが発生した架台には、太陽光パネルメーカーが指定した、本来、さびにくいはずの高耐食溶融メッキ鋼板という素材を使っておりましたので、さびるのが少し早いのではないかという意を施工業者さんにも御理解をいただき、ともに対応していただいているところでございます。しかし、本日現在、原因の究明や、そこから発生する施工方法や復旧費用などについては、まだお答えできる段階には至っておりません。御了承いただきたいと思います。

次に、設置後何年間保証されているのかという御質問ですが、発電パネル自体の保証期間が１年間となっているところでございます。あと、近隣自治体での状況ということで、総務部のほうと教育委員会のほうで、各自治体のほうに連絡をさせていただきましてお聞きしたんですけれども、そういった状況等については把握できませんでした。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）　今、答弁をいただいておるんですが、近隣自治体にはさびによる問題がないということで、そういう答弁をいただいたんですが、ここでちょっと話をさせていただきたいなということで思っているんですけど。まず、架台が、昔のさびにくいという、これは国土交通省というか、それも指定していると思うんですよね。業者関係、材料屋も全部、その指定のもとで入札を行うものですから、大体その範囲内にあるはずなんです。でも、現在、この架台というのは、御存じと思いますが、全てアルミ製に変わっているんです。それは何でかと言ったら、やはり何か原因があるからです。原因がなければ、絶対、こういう資材の変換というのはありません。必ず、これは何かがあっているから変わってきているんですよ。それは、やっぱり教育現場の、大切な子供の命を預かる場所ですから、その都度、つけたら終わりなんだじゃないんですよね。補助金でしました、じゃあ残りを返しましょう、じゃないんですよ。やはり大切な場所ですから、それはしっかり継続して、先ほども点検はしないという話ですが、していくべきじゃないかな。もし、これで事故があったときには、どのように言われるかというのがあります。

それで、私も関連のことが仕事的にありますので、ちょっと調べてみました。そうしたら、先ほどの答弁で、近隣自治体ではないという答弁をいただいているんですが、実は、私はあるところで、これはあったというのを聞いております。それは、調査をされて、相手方が言いにくいだろう、私もそこの名前は言いたくないし、そういうのがあるんですよ、というのは確実です。そこでは、影響が出て、屋根に穴が開くからということで、全てを取りかえておられます。だから、先ほど、教育長のほうでは、年数がたっていないので大丈夫だ、というような答弁をいただいたんですが、そうじゃないんですよね。何事も機械というものを、きょう新品で買っても、あした壊れるとか。私も、先月、ちょっとうろうろするのにということでバイクを買ったんですけど、きのう帰ったらすぐに、ホンダなんですけど、リコ

ールが出ていますということで、けさ取りに来ました。だから、新品であろうが何であろうが、そういうのがあるんですよね。だから、その辺はしっかり考えていただきたいなということを申し添えておきたいと思います。

そこで、ほとんどの太陽光発電については、先ほども説明いただきましたとおり、学校に設置されておられるようですので、設備に関連した工作物の一部が、万が一落下し事故が発生しないとも限りません。児童・生徒に大きな影響を与えることも考えられますので、今後、しっかりとした点検が必要と思いますが、人吉市としての考えについてお尋ねをしておきます。

○教育部長（小林敏郎君）　お答えいたします。

今回、議員の御指摘により、東間小学校の施設についてはさびが発見されました。最も心配しておりました落下等の危険は、現段階ではないということを現場で確認をしておりまして、逆に点検の重要性を痛感いたしております。

今後、しっかりと点検が必要だという御質問ですが、議員御指摘のとおり、子供たちの安心・安全な学校生活を確保するために、しっかりとした点検体制の構築や、転落等可能性のある危険な箇所での点検でもございますが、転落防止の措置を十分にとるなど、その知識や技術のある有資格者等による委託も含め、関係部署と協議を重ね、検討していく必要があると強く感じております。安全を確保するための点検でございますので、子供たちの安心・安全な学習環境の確保を目指し、本市の教育行政の推進を図っていきたいと存じます。御指摘ありがとうございました。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）　子供たちの安心・安全な学習環境を目指しておられると思いますので、ぜひ、ただいま言われましたとおり、有資格者ですか、こういう方たちと一緒に検討をされ、協議をしていくということですが、検討というのは、しないに値しますので、検討するのではなくて、すぐに行動を起こすという答弁をいただかないと、私は納得できない。それだったら、いつまでに検討するんですか、来年ですか、再来年ですか、じゃないでしょう。こういう事例が出ていて、実際、近隣の自治体でも起きているということがわかっているんだったら、今すぐにでもするということが必要だと私は思うんですけどね。そのあたり、もしよければ、もう一度答弁をお願いします。

○教育部長（小林敏郎君）　お答えいたします。

今回の対応も含めて、早速協議に入ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）　力強い言葉を部長からいただきましたので、多分、この後、教育長の

ほうから指示が出るんだろうなということを楽しみにしておきたいと思います。

最後になりますが、太陽光発電については、点検とかこういうのが予算が伴うことですので、松岡市長にお尋ねをしておきます。今後、例えば、毎日とは言いませんが、天気のいい日に合わせて、３カ月おきにでも、各学校において、職員の方々を初めとした目視点検を始めていただけないかなと思います。現地を見ましても、運動場の片隅からとか、このさびに関しては目視ができますので、ぜひやっていただきたいと思います。

それと、現地の安全対策として、確認作業などの必要があるのではないかと思います。そのために、今後、学校教育費の中に、１年に１度ぐらい、専門業者において点検作業をしていただくことが大切になってくるんじゃないかなと思いますが、人吉市長として松岡市長にお尋ねをしておきます。

○市長（松岡隼人君）　皆様、おはようございます。御質問にお答えいたします。

今回、東間小学校の太陽光発電設備において、さびが生じているということを御指摘いただきました。私どもはその事実を把握しておらず、議員におかれましては大変御心配をおかけいたしまして、まことに申しわけなく思っているところでございます。

この御指摘は、学校施設の安全、特に事故の未然防止という観点におきまして、大変ありがたい御助言だと受けておりますし、日ごろから、学校に行っていただいているゆえの御指摘だと感じております。

子供たちの安全・安心な学校生活の確保は、教育行政における大前提でございますので、今回の件につきましても、これまで以上に迅速に、適切に、丁寧に対応していく所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）　市長のほうから、安全確保のために、教育行政の重要案件ということで、対応していただくということで安心しましたけど、それがすぐにでも協議を始めていただいて、すぐに行っていくということをお願いをして、太陽光発電設備については終わってまいります。

次に、昨日も認知症とかそういう問題が出ておりましたが、私も私なりに質問していきたいと思います。

高齢者健康支援からということで、体力強化と認知症予防対策について質問をさせていただきたいと思います。

まず初めに、私たち市民クラブ会派で、埼玉県三郷市に、シルバー元気塾、地域の健康づくりについて、高齢者の健康活動について、研修を行ってまいりました。研修会場である体育館には、約100名くらいの参加者のもと、健康体操が行われておりました。高齢者がやりたいことをやることで、活動が口コミで広がっています、とのことでした。

指導方法として、情熱が基本で、やる気にさせる指導、楽しい話題づくりを掲げて指導が行われていました。出席率が約73.9％で、欠席をされる方は必ず連絡をしていただき、続けて３回欠席の連絡がなく休まれたときには、訪問をされ、健康確認をされておられるとのことでした。ちなみに、私たちが研修させていただいたときは、氷川きよしの「きよしのズンドコ節」に合わせて体を動かされておられました。そのときに、議長を初め、一緒に西議員も私も、体験してまいりました。指導者の方から、一番大切なことは、続けていくことが一番大切である、とのことでした。また、参加され、指導を受けておられる方の中から、指導講習会に参加をしていただき、新しく指導者になられ、指導に当たられておられる方もおられました。

人吉市においても、このような高齢者の健康に関する事業が開催されておられることと思いますが、そこで質問ですが、現在、人吉市においての取り組みについて、どのような事業が行われているのかお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　議員の皆様、おはようございます。それでは、福屋議員の御質問にお答えいたします。

本市では、高齢者の皆様の健康づくりの支援として、65歳以上の全ての人を対象に、つどいの場、いわゆるサロン活動を核として、さまざまな介護予防の取り組みを行っております。デイサロン、いきいき筋トレ倶楽部事業におきましては、市社会福祉協議会に委託して、高齢者が容易に通える身近なサロン活動を、町内公民館や公共施設などを活用して、市内52の会場で実施しております。平成29年度は、総計886回開催し、9,914人の方が参加されております。各会場では、月２回程度の開催となります。また、ゆるりんサロン事業では、市老人クラブ連合会に委託し、湯るりんセンターを会場に、校区別にバスで送迎し、温泉入浴の楽しみとあわせたサロン活動を、週２回実施しております。平成29年度実績は、合計92回の開催で、2,133人の方が参加されております。いずれのサロンも、受託者の創意工夫のもと、血圧測定など健康観察、健康講話、体操、ゲームなど、参加される皆様に応じて内容を構成しているところでございます。

ゆるりんサロンにおきましては、月に３回は、安全で効果的な運動指導を行う上で、国に認定された健康運動指導士の資格を持つ専門家による体操指導を行い、介護予防効果の向上及び受託者のスキルアップを図っているところでございます。

また、地域におけるサロンをふやすため、本年度平成30年度からは、人吉ころばん体操に取り組む方々を募集し、住民全体での場づくりを支援しております。地域での場づくり、その場に行くという外出のきっかけ、地域の方々とのつながりの中で、楽しみながら活動することで体力の維持・強化が図られるものと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）　人吉市のほうでも多くの事業をしていただいているということで、安心しました。

私もちょっと興味があったものですから、いろいろお聞きして回ったら、デイサロンはいろいろしていただいて、楽しいなということで、そのほかにも朝デイもやっておられるとか、いろんなことをあわせても１万人以上の方が参加をしていただいておるということで、人吉市の取り組みはよくわかりました。

そこで、三郷市、先ほど行きましたところの説明では、１日の中で、少しでもいいから体を動かすことが大切であるとの説明を受けましたが、人吉市においても、年齢に沿った運動カリキュラムの指導について、講習会などを開催されておられるのかお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

人吉市の介護予防事業におきましては、デイサロン及びゆるりんサロンにおける専門家及びスタッフによる運動と、人吉ころばん体操で目指す、自分たちでできる運動を進めております。デイサロン及びゆるりんサロンにおきましては、本市の介護予防サポーター養成講座を受講された方々に、ボランティアスタッフとして御協力をいただいております。介護予防サポーター養成講座の中に、体力測定の方法や、サロンで使えるレクリエーション、運動メニューの流れ等を学ぶプログラムがございますので、年齢や体力に応じた運動の指導法を身につける機会であると考えております。

また、おおむね60歳以上の男性を対象に、「男の生き方塾」と称しまして、健康に関する学びと正しい運動方法の取得、運動の習慣化を目指した講座を行っております。修了された方の中には、さらに介護予防サポーター養成講座に進まれ、サロンをお手伝いいただいている方もいらっしゃいまして、運動中心のサロン、おしゃべりや交流が中心のサロンなど、参加者の皆様の状況によりまして内容を調整しながら進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）　カリキュラムについては、デイサロンやゆるりんサロンで養成講座を受けられた専門の方が参加をされておられるということで、また、60歳以上の男性の方の「男の生き方塾」というのを、私初めて聞きましたので、知識不足だなということで、今後、これにも参加させていただきたいなと思いました。どうぞ、そのときにはお手柔らかな指導をお願いしたいと思います。

人吉市としていろいろな事業をされてきているんですが、人吉市としての事業計画をされたとき、その周知方法について、どのように周知をされておられるのか。また、その１事業に対して、どれぐらいの事業説明をされているのかお尋ねをしておきます。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

デイサロン、ゆるりんサロン、介護予防サポーター養成講座、男の生き方塾、人吉ころ

ばん体操取り組み団体募集など一般介護予防事業は、65歳以上の全ての方と介護予防をお手伝いする方を対象とした事業でございます。

周知の方法といたしましては、まず、広報ひとよしに掲載するとともに、ホームページや地元新聞などマスコミを活用して周知を図っております。また、窓口でのチラシの配布やデイサロン、ゆるりんサロン会場での掲示等でも周知を図っておるところでございます。

本年度から開始しました人吉ころばん体操取り組み団体募集につきましては、本年度からの新規事業でございましたので、広報ひとよし５月１日号に掲載し、４月19日は市営団地管理人の皆様方や、７月27日には東校区社会福祉協議会様、８月20日には市老人クラブ連合会に説明させていただき、周知を図ったところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）　答弁いただいたんですけれども、済みませんが確認なんですけど、私、町内のほうでちょっと聞いてきたんですけど、町内会長とか民生委員児童委員、健康推進員にちょっとお尋ねしたんですけど、なかなか周知されてないように感じたんですよね。町内の役員会とかでは、そういう周知されたことを議題に挙げて、町内に、回覧板で広報と一緒に配られるんですけど、なかなか広報ひとよしなどを丁寧に見られない方が、町内の広報だったら見られるんですよね。だから、その辺は周知されているのか、ちょっと確認でお願いします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

先ほど、人吉ころばん体操の中でも御答弁いたしましたけれども、広報ひとよしまたホームページのみの周知でございまして、町内会等には説明していないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）　今後、機会があるたびに、そういう会議の席でも、健康推進員あたりにチラシでも配っていただければと思いますので、よろしくお願いしておきます。

それから、先ほどから、新しい名前の人吉ころばん体操というのを連呼されておりますが、人吉市役所の高齢者支援課のほうに行ってまいりました。元気・長生き係にお尋ねいたしましたところ「はじめよう！人吉ころばん体操」というのを紹介をいただきました。多分、皆さんは知っておられるんだろうと思いますが、私だけだったのか、よく知らなかったものですから、このことについて申しわけないと思いますが、申請方法とか期間、こういうことについて説明をいただければと思います。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

人吉ころばん体操とは、ＤＶＤを見ながら、椅子に座ってできる簡単な体操で、おもりを使う筋力運動を約30分と、歌にあわせた体操約３分の２本立てで構成されております。全

国的に介護予防効果が立証されていること、指導者がいなくてもできること、道具が安価であることから、本市では、住民主体の集いの場、いわゆるサロンづくりのきっかけとしていただくよう、人吉ころばん体操実施希望団体に対し立ち上げ支援を行っております。

支援の内容といたしましては、初回から３回目及び開始１年後に、市職員がお伺いし、運営のお手伝いをいたします。また、初回と１年後に、体力測定及びリハビリテーションの専門職による体操の実技指導を行います。さらに、月２回以上の実施や65歳以上の方が毎回５名以上参加するなど、本市が定める内容を全て実施した場合には、ＤＶＤプレイヤーやおもりの購入費、会場使用料などの経費に対し、予算の範囲内で、１団体当たり、上限１万2,000円の補助金を交付しておりまして、この補助金は各団体３回まで申請が可能でございます。

また、本年度は６団体を想定しておりましたが、５月の募集開始後、これまでに11月末現在で５団体から申請があり、体操に取り組んでいただいているところでございます。そのほかにも、ころばん体操を体験してみたいとお申し出のあった６団体に対しまして体験指導を行ったところでございまして、今後も、シニアクラブ活動や町内のミニサロンなどのさまざまな場面で普及啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）　説明をいただいたんですが、ころばん体操が全国的にも介護予防効果にいいということで立証されているということで、年に６団体、年に１万2,000円の補助で行っておられるということなんですけど、シニアクラブなどで説明をされておられるということなんですけど、例えば、町内のデイサロンがありますよね、デイサロンには行くけれども、こういうのもしてみたいよねというのが、その中に、例えば参加者で五、六名あったら、また別にされるかもしれませんよね。だから、できたら、デイサロンの行われているときに、指導者の方にそのような話も、チラシでも配っていただければ、じゃあ、自分たち五、六人でしようか、というような話も生まれてくるんじゃないかなと思いますので、そのあたりも今後、対応していっていただければなと要望をしておきます。

次に、人吉市においても、ますます高齢化が進んでいますが、今後の活動について、どのような事業を行っていきたいのか、どのようなことを考えておられるのか。また、単年度だけの補助金ありきではなく、継続的な事業が大切だと考えます。補助対象の期間だけの事業でなく、継続していくことが、健康で楽しい生活を送ることだと考えますが、このことについてお尋ねをしておきます。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

人吉ころばん体操につきましても、継続していくことが必要だと考えておりまして、立ち上げ支援の補助金申請は、１団体当たり年１回、３年間と期限を定めておりますが、ころ

ばん体操を機に集まるようになられたサロン活動が継続されるよう、保健師による健康指導や実施方法の御相談をお受けするなどの支援を行ってまいりたいと考えております。

また、高齢者の皆様の介護予防や健康づくりのためには、市が委託事業で行うデイサロンや湯るりんセンターのサロンに加えまして、日常的に集える場所が必要でございます。住民主体で運営する身近なサロンの増加、あるいは既存の組織も継続し、地域での交流促進や生きがいづくりにもつながるよう、支援を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）　このことについては、保健師の方々には御足労ですが、健康指導を指導していきながらも、地域の交流の促進が大切なことだろうと思いますので、今後よろしくお願いをしておきます。

そこで、体力強化のほうから、ちょっと脳のほうに、昨日も認知症ということで話があっておりましたが、私もちょっとそれに関連するような質問をしていきたいと思います。

体力強化として、毎日の運動はとても大切なことと思いますが、少し違った角度からの話になりますが、同時に頭の体操も大切ではないかと思います。そこで、たくさんの事例があると思いますが、少しだけですけど、私が知り得た情報としてお話をさせていただきたいと思います。ある新聞雑誌に掲載をされていたことですが、2018年11月号の中で、シリーズ健康についての表題として、かけない、吸わない、飲まない、人気高まる健康マージャンについての記事が掲載されていました。その中の記事について少し説明をさせていただきますと、健康マージャンとは、お金をかけない、たばこを吸わない、お酒を飲まないの三原則のもと、楽しむマージャンのことで、今、健康マージャンはねんりんピック（全国健康福祉祭）や、大分県で開催される国民文化祭で正式に採用されるなど、頭脳スポーツとして注目がされているようです。また、４人で行うゲームなので、コミュニケーションにもなり、脳年齢も若くするといわれて、科学的にもこのことが証明されている、とのことです。

そこで質問ですが、人吉市において、人吉市独自の活動が行われているかお尋ねをします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

人と交流すること、さらに、みんなでゲームや運動を行うことは、脳にも体にもよい刺激となり、脳が活性化し、認知症予防に役立つと考えられております。市が委託しておりますデイサロン事業、湯るりんセンターのサロン事業におきましても、脳トレ、手遊びなどの認知症予防の取り組みを行っているところでございます。

議員お尋ねの、健康マージャンにつきましては、社会福祉協議会におきまして、介護予防・認知症予防の一環として、また、新たな集いの場、いわゆるサロンづくりを目指し健康マージャン初心者教室を開催されているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）　市が委託をしてデイサロンとかゆるりんサロン事業においても、脳トレや手遊びなんかの認知症予防を行っていただいているということは、大変ありがたいなということを思っております。

そこで、先ほどから言っておりますように、現在、全国の施設など、病院施設とか介護施設などで、「かけない、吸わない、飲まない」ことを基本に行われております健康マージャンが、テレビでも放送されておりました。人吉市においても行われているとのことですが、その内容、どのようなシステムで行われておられるのかお尋ねをしておきます。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

市社会福祉協議会にお尋ねしましたところ、地域における生活支援体制整備事業の一環といたしまして、仲間が集い、楽しく過ごす生きがいづくりの場を創出しようと、新たな介護予防策として導入されたそうでございます。60歳以上の方を対象に、総合福祉センターを会場に、毎週水曜日の午後、全24回、７月から１月までの予定で開講し、現在は24名の方々が参加されているそうでございます。

教室では、熊本健康マージャン協会から派遣された講師の指導のもと、マージャン卓を囲んで反復実践練習を行う構成だと伺っております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）　人吉市でも、新たな介護予防策として、こういう健康マージャンを導入されておられるということでありますが、そこでちょっと、参加されている方についての質問をしたいと思うんですが、立ち入った質問になるかもしれませんが、それはお許しをいただきまして、ほとんどの方が、これまで外出をされておられなかった方が参加をされておられるのか。また、答えにくいようでしたら結構ですが、どのような方が参加されているのかお尋ねをしておきます。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

参加者についてでございますけれども、デイサロンやゆるりんサロンのスタッフやサポーターの方、地域で自主サロン活動を行っている方もおられまして、教室で学んだ健康マージャンを広めていきたいと、意欲を持った方々に参加していただいております。

また、それまで外出意欲が起こらなかった方が、健康マージャン教室に意欲を持って参加されているという事例はあるそうでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）　教室に通うことで、外に出かけることもふえるし、友達もでき、外出

することが楽しくなり、年齢、性別の違う方々とのコミュニケーションも図ることができますし、何よりも、楽しみながら頭の体操もできますし、対局中は相手の手の内を想像することで頭がフル回転し、認知症予防対策としても、この健康マージャンは効果があると書いてありました。

先ほどの答弁で、人吉市においても現在実施されているようですが、参加されておられる方々から御意見などを聴取されておられるようでしたら、このことについてお尋ねをしておきます。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

受講生の皆様方からは、脳の活性化に抜群、和気あいあいの教室、認知症予防に効果ありと実感している、などの感想をいただいているそうでございます。また、半年では覚えきれない、自分たちで続けて習得したい、との声が挙がり、来年２月以降は、自主的なサークル活動として続けていかれるとお聞きしております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）　この質問を考えたとき、私も、ある参加者の方から少し話を聞きましたが、初めての方では、参加して半年ではなかなか覚えることができないとのことでした。今まで外出するのは面倒くさくて、と思われていた方が、仲間の皆さんに会うことが楽しくなり、次回開催日が待ち遠しく感じられておられるようでした。このことを踏まえても、外出の機会がふえれば、楽しく、健康にもなります。また、考えることだけでも認知症予防にもなりますし、まして、ゲームを行うことでしっかりと考えることができます。手先を使い、考え、頭を使うことは大切なことだと思いますが、今後、少子高齢化社会において、人吉市の医療費削減にもなりますし、今後も参加されたい方々に、安心して暮らせ、楽しい人吉市に生まれてよかった、と言っていただくことが一番の処方箋ではないでしょうか。

来年度は、公民館事業活動として、または地域でのデイサロンなどの活動でできないかお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

市社会福祉協議会におかれましても、健康マージャンが地域の新たなよりどころ、サロン活動のメニューとして広がることを期待しているそうでございまして、参加者の皆様には、先ほど申し上げましたデイサロンやゆるりんサロンのスタッフ、サポーターの方、地域で自主サロン活動を行っている方がおられまして、教室で学んだ健康マージャンを広めていきたいという意欲を持っていただいているということでございます。

市といたしましても、委託事業のデイサロンや湯るりんセンターのサロン事業の事業内容を検討の際に、受託者と協議を行いまして周知を図ってまいりたいと思います。また、校区公民館など他の機関にも、活動のメニューとして情報提供・周知を図ってまいりたいと存

じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）　デイサロンやゆるりんサロンのスタッフの方が参加されておられて、活動を進めていきたいというような答弁をいただいております。その町内の公民館でも、ここにおられる議員さんでも、多分１セットか２セットは皆さんお持ちじゃないかなとか、家に寝てるんじゃないかなというのがあると思いますので、そのあたりも、もしできるようだったら募集をしていただいて、要らないものがあったら出してくださいということで、この事業につなげていっていただければなと思いますので、お願いをしておきたいと思います。

それで、認知症予防にもなると思いますが、人吉市として、今後、何らかの方法にて開催することが必要だと考えております。人吉市も高齢者支援を行うといいながら、必要とするところにしっかりと手を差し伸べて、支援をしていくことが大切ではないかと思いますが、どのように考えておられるかお尋ねをしておきます。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

先ほどお答えしましたところとちょっと重複いたしますけれども、今後につきましては、デイサロンや湯るりんセンターのサロン事業などさまざまな事業や、関連機関に周知啓発・推進を図ってまいりたいと存じますけれども、認知症予防活動としまして、ほかに、健康おじゃめ、認知症予防ゲームなどさまざまな方法で、さまざまな方が取り組んでいただいております。

市といたしましても、市民の皆様がそれぞれの好み、考えに合う認知症予防活動を楽しく続けられるように、健康マージャンを含めまして、さまざまな取り組みの情報共有・周知啓発を図ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）　認知症予防に、健康おじゃめ、認知症予防ゲーム、こういうのを取り入れておられるということで、こういうのも体力強化になるんじゃないかなということを考えます。両方いいことですね。多分、健康おじゃめというのは、市長が敬老会の席で、何か皆さんの前で御披露された、ああいう体操じゃないかなと考えますが、非常にあれは、頭から、体力から、手先から使いますので、これは非常に、人吉市の介護予防のためには絶対必要なことじゃないかなということを考えております。私のところにも、たくさん数珠玉が入っていますし、聞くところによると、経済部長のところもたくさんあるというような話を聞きましたので、ぜひ、このあたりを人吉市で推進していっていただきたいなと思います。多分、健康で、こういう認知症予防をする都市ということで、全国からおいでになるんじゃないかなということも考えますので、ぜひ、そのときには、議長は対応方よろしくお願いして

おきたいと思いますが、練習もしていていただきたいと思います。

最後になりますが、初めに、三郷市のシルバー元気塾、地域の健康づくりについて紹介をさせていただきましたが、担当の方から、まず参加していただき、その後、指導者講習会に参加していただき、指導者になられ、自身の健康管理をしていただき、その結果、医療費の削減につながっている、とのお話をしていただきました。事業概要としては、９施設において18コース、定員60名から160名で、先ほども紹介しましたが、楽しく、誰もが知っておられる音楽に合わせて踊りながら、筋力トレーニング、ストレッチなど、体操を行っておられました。元気塾のように、楽しく体を動かすこと、人吉市が取り組んでおられる人吉ころばん体操などを初め、認知症予防効果があると言われております、お金をかけない、たばこを吸わない、お酒を飲まない健康マージャンなどについて、人吉市においても、多くの方々の協力をいただきながら健康まちづくりが大切なことだと考えますが、このような取り組みについて、まだまだ健康について何の不安もない、若い松岡市長ですが、今後、確実に年をとっていかれるわけですね。今後の人吉市の高齢化社会において、市長みずからが、子供から高齢者まで、市民が求めている活動を支援していただき、少子高齢化社会が進む中、高齢者支援事業が活発な活動になることが人吉市として重要と考えますが、ここで、松岡市長が御自身の今後の25年後を思い浮かべていただきながら、市民の健康維持に期待し、今後の高齢者支援事業をどう考えておられるのか、最後にお尋ねをしておきます。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

私は常々、高齢者という言葉にプラスのイメージを持っているとお話をさせていただいております。高齢者の方が、元気に生き生きと暮らす地域が、若い人や、私のような40歳代、50歳代にとりましても、将来、自分たちも安心して暮らせる地域として魅力があると思っております。また、私は、高齢者世代である地域の先輩方にさまざまに御指導をいただき、趣味、健康法、生き方なども含めて、いろいろなことを教えていただいております。高齢者の皆様の御経験や知恵は、地域の力です。

施政方針でも申し上げましたが、地域活性化やまちづくりを進める上で最大の資源は人であり、その力を存分に発揮し、活躍するための土台は健康でございますので、高齢者の健康維持・介護予防は、この地域の未来にかかわる重要なことであると考えております。

高血圧症や糖尿病などの生活習慣病予防を初めとする市民の健康づくり、認知症予防を初めとする介護予防の取り組み一つ一つが、自分の健康は自分で守るまち人吉の実現につながると考えております。まずは、本年３月に策定した人吉市いきいき高齢プランに基づき、高齢者一人一人が、笑顔で健やかに、幸せに暮らすことができるよう、高齢者の地域活動の推進や健康づくり、介護予防、生活支援などの施策を、周知も徹底させた上で、市民の皆様方と一緒に進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）　最後に、市長のほうから力強いお言葉をいただきましたので、若い人が、市長もあと25年後は65歳になりますので、今、20代、30代が、本当に将来に希望が持てるような活動、政治判断をしていただき、未来が、人吉市にとって開けるような政策を、今後も続けていっていただきたいなということをお願いし、私の質問を終わりたいと思います。終わります。

○議長（田中　哲君）　ここで暫時休憩いたします。

午前11時11分　休憩

午前11時29分　開議

○議長（田中　哲君）　休憩前に引き続き再開いたします。

ここで、13番、福屋法晴議員からの発言の申し出がございましたので、これを認めます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）　お時間をとらせまして申しわけございません。

先ほどの質問の中で発言をいたしました、「それはちょっと違うんじゃないかなと思いますよ」の後から、「それは大切なことだと、私は思いますよ」の前までの発言の取り消しをお願いいたします。

○議長（田中　哲君）　ただいま発言取り消しの申し出がございましたので、このことにつきましてお諮りいたします。

ただいまの発言の取り消しを認めることに御異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田中　哲君）　御異議なしと認めます。

よって、取り消すことといたしますのでよろしくお願いいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

５番。宮﨑保議員。

○５番（宮﨑　保君）（登壇）　こんにちは。５番議員の宮﨑保です。それでは、通告に従いまして、今回は２項目について通告しております。１項目めとして、農業関係より、人吉市クリせん定作業について、今後の取り組みについて。２項目めとして、市民の声より、環境関係について、ごみの収集及び出し方について、生ごみの減量について、一般質問をさせていただきます。

平成24年度から、農家の高齢化が進む中、クリ生産農家においても高齢化による剪定作業のおくれや、未実施によるクリ園の高木化が進み、クリの品質低下や収入の減収につながっていた中で、本市が推進する農産物のブランド化を進めるに当たり、国の低樹高剪定支援

を目的とし、クリの品質向上と収入アップを目指す目的で行われました、平成26年度までの３年間を１期として、クリ園を低樹高剪定化するといったクリ剪定作業支援を行われてきました。また、平成27年度から平成29年度の３年間を２期目をとして、同じ目的において再度支援を行われてこられました。

それでは、１回目の質問ですが、ことしの６月、７月の梅雨前線や高温、台風など自然災害により、平成30年、本市において農作物などに被害があったのか、状況についてどうだったのかお尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君）　皆様、こんにちは。それでは、お答えいたします。

今年度平成30年度についての台風等の災害ということで、自然災害によります農作物の被害でございますが、農業共済球磨支部――これは共済関係でございます――こことＪＡくまに被害状況の確認を行ったところでございます。被害の報告はなかったということでございます。

それから、本市といたしまして把握をいたしておりますところですけど、作物の被害の報告は受けておりませんが、関連的に、６月19日から21日にかけて梅雨前線の豪雨がございまして、そのときに道路のり面崩壊によります水稲作付田園の土砂流入の被害が１件あったということで報告があっております。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　５番。宮﨑保議員。

○５番（宮﨑　保君）　平成30年本年において、のり面崩壊によって水稲作付の土砂の流入は１件あったけれども、ほかについては自然災害による農作物に対しての被害はなかったということであります。

では、２回目の質問です。平成24年度から３年間支援をされていた人吉市クリせん定作業が、平成24年度から、これからも３年延長されました。３年間の講習の回数と、何名の方が受講されたのか。また、作業員登録者数についてどうだったのか、お尋ねします。また、作業員登録者数について、平成27年度は全員の方がシルバー人材センターの方だと聞いております。あと残りの平成28年度と平成29年度について、どのような方が登録されていたのかも、あわせてお尋ねしたいと思います。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

クリ剪定に伴います受講者並びに登録者の直近３カ年ということです。ＪＡくまで行われます、剪定講習会の開催につきましては、年間数回にわたり実施されておりますので、各年度ごとの剪定講習回数、それから受講者数は延べ人数、登録者数並びに登録者の内訳につきまして、お答えをさせていただきます。

３カ年ということで、まず平成27年度の剪定講習回数は３回開催されております。受講者数は87人。登録者が19人でございます。先ほどおっしゃいましたようにシルバー人材セン

ターの方、この登録者19人というのは、シルバー人材センターから19人全てが登録されているというところでございます。それから、２年目の平成28年度の剪定講習会の回数でございますが５回開催されておりまして、受講者数は92人、それから登録者数は22名でございます。内訳といたしまして、これもシルバー人材センターの方22人が登録されているということでございます。平成29年度の剪定講習会の回数でございますが３回開催されております。受講者数が65人。そのうちの登録者数でございますけども、17人でございます。内訳といたしましては、ＪＡくまのクリ生産部会員の方が１人、それからシルバー人材センターの方16人が登録されているということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　５番。宮﨑保議員。

○５番（宮﨑　保君）　講習会の受講者数については若干変動があるものの、登録者については20人前後で推移しているようですが、登録された方はシルバー人材センターの方がほとんどのようです。前回の答弁では、１期の平成24年から３カ年は、毎年15ヘクタールを超える実施面積があったとの答弁でしたが、では、２期目の平成27年度から平成29年度の３カ年間で、剪定作業実施面積についてはどうだったのか、総園地面積に対する割合についてもお尋ねします。また、平成24年度から平成29年度の６年間で、クリ園の剪定の延べ面積と受講者数、登録者数についてもお尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

第２期の平成27年度から平成29年度の剪定面積、それから総園地面積に対します剪定作業実施面積の割合。平成24年度から平成29年度までの延べ面積及び受講者数、登録者数ということでございます。

初めに、平成27年度から平成29年度までの剪定面積及び総園地面積に対する剪定作業実施面積の割合につきましては、平成27年度の剪定面積が6.4ヘクタール、それから、実施面積の割合でございますけども約3.5％になります。それから、平成28年度の剪定面積が1.7ヘクタール、それから、実施面積の割合でございますけれども1.2％でございます。平成29年度の剪定面積3.66ヘクタール、実施面積につきましては、割合が約2.8％でございます。

続きまして、３カ年の延べ剪定面積でございますけれども、11.76ヘクタールとなりまして、実施面積の割合といたしましては約2.7％となっております。

続きまして、平成24年度から平成29年度までの延べ面積及び受講者数と登録者数でございます。６年間の延べ面積といたしましては62.56ヘクタールとなっておりまして、実施面積の割合といたしましては約5.4％となっているところでございます。また、延べ受講者数・登録者数につきましては、受講者数が延べで572人、登録者数が266人でございました。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　５番。宮﨑保議員。

○５番（宮﨑　保君）　作業面積において、１期目と２期目では作業面積の申し込みが、かなり２期目については減少しているようです。１期目の平成24年から３年間のクリ剪定作業支援と、２期目の平成27年から３年間のクリ剪定作業支援の内容が変わったためにということも考えられますので、１期目と２期目の違いはどのようなものがあったのか。そうした中において、平成27年度から平成29年度までにおける３カ年の申込数と補助金の実績、予算額に対する実績額の割合はどうだったのか。

また、１期と２期の、平成24年から平成29年の６カ年の延べ申込件数と総予算額に対する実績額、その割合はどのようになっているのか。１期目と２期目において、実施面積が２期目はかなり申し込みが少ないようだったが、どのように分析されているのかお尋ねしたいと思います。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

第１期支援内容、それから第２期の支援内容と、第２期におけます総面積、件数、補助金の額、予算額に対する実績の割合、平成24年度から平成29年度までの延べ申込件数、それから総予算額に対します実績額の割合、それから第２期の申し込み分析ということでございます。それぞれございますので、数字を挙げながらお答えをさせていただきます。

初めに、第１期支援内容並びに第２期の支援でございますけれども、第１期の支援内容といたしましては、クリ栽培農家の剪定技術の習得を目的に、クリの低樹高化を行うことによりまして農家の作業の効率化と経営安定を図るということを目的といたしまして、これには支援要件といたしまして２つございます。１つ目が、交付を受けられる回数を、１樹園地に対しまして１回。ただし、１樹園地におきますクリの栽培面積が30アールを超える場合には、補助期間内において１樹園地を３回以内に分けて補助金の交付を受けることができるというものでございます。それから、２つ目の要件といたしまして、剪定講習会を受講いたしまして作業員登録をされた方が、自己所有の園地を本人が剪定した場合でも補助対象とする要件でございます。

次に、第２期支援内容でございます。内容の一部に変更がございまして、剪定作業登録者によります自園地の剪定を補助の対象外としたこと、それから、第１期で対象となっておりました樹園地を除き、１樹園地を、第２期の３年間で最大３回まで補助対象とするという要件で実施したところでございます。

次に、第２期の各年度ごとの申込件数と補助金額でございます。平成27年度申込件数が12件ございます。予算額につきましては44万3,000円、補助金額が44万2,500円でございます。平成28年度申込件数は５件ございました。予算額が14万5,000円に対しまして、補助金額が14万5,000円、同額でございます。平成29年度申込件数は12件ございまして、予算額が50万円、補助金額が30万5,000円でございます。３カ年の総申込件数、それから総予算額、総補助金額の実績、総予算額に対します実績額の割合でございます。総申込件数が29件、総予算

額が108万8,000円でございまして、総補助金額が89万2,500円。予算額に対する実績額割合は82.03％でございました。

続きまして、平成24年度から平成29年度までの延べ申込件数、それから総予算額に対します実績額の割合についてでございます。６年間の延べ申込件数が126件でございました。総予算額に対する実績額の割合でございますが、６年間の総予算額が279万7,000円、総実績額が260万円でございまして、予算額に対します実績額割合といたしましては92.96％となったところでございます。

これまでに、どのような分析かということで、これは第２期の申し込みをもとにいたしておりまして、本事業がＪＡくまと本市で連携をとりながら実施いたしておるところでございまして、両者で分析をいたしました。その要因といたしましては、第２期より、剪定作業登録者によります自園地の剪定を補助対象外としたこと、それから剪定講習会を受講される方がみずから自園地を剪定作業されたことによるものが、申込件数が減少したんじゃないかという要因として分析したところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　５番。宮﨑保議員。

○５番（宮﨑　保君）　ただいま、１期目と２期目の違いについての報告があっております。やはり、自分の家の樹園地ができなかった形で、申し込みが減ったのじゃないかと分析をされているようです。

しかし、平成24年度から平成29年度の６カ年間で126件の補助申請があったのに対して、平成27年度から平成29年度の３カ年について29件というと、かなりの落ち込みがあっていると思います。補助金額についても、170万円程度の補助額と、やはり申請額についても同等分なくなっていると考えられます。

それでは、平成27年度から平成29年度において、生産農家数と経営面積についてどうだったのか、また、その傾向について、増減について、どのように分析されているのかお尋ねしたいと思います。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

第２期、平成27年度から平成29年度の生産農家数、それから面積、傾向と増減の分析ということでございます。まずは、生産農家数並びに面積でございますけれども、ＪＡのクリ部会に入会されている部会員数でお答えをさせていただきたいと思います。第２期でございますが、平成27年度の生産農家数が225件ございます。面積につきましては166ヘクタールでございます。平成28年度の生産農家数が218件ございまして、面積につきましては146ヘクタールでございます。それから、平成29年度の生産農家数が216件ございます。面積につきましては128ヘクタールでございます。

傾向と分析ということでございますので、３カ年におきます生産農家並びに面積、とも

に減少傾向にございます。減少となる理由でございますけれども、やはり高齢化による廃業でございます。それから、御高齢になるのもあるんでしょうけれども、病気や死亡により辞めてしまうという放棄でございます。それから、部会からの脱会といったものがあるところでございます。このような中ではございますが、ＩターンとかUターン等で新規に就農される方、それから定年退職後に就農される方々が、放棄地を利用されまして改植を行ったり、譲り受けて始められた方もいらっしゃるということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　５番。宮﨑保議員。

○５番（宮﨑　保君）　年々経営面積と出荷戸数とも、生産農家の高齢化等に伴い減少の傾向にあるということでありますが、その一方で、ＩターンとかUターンにより、真剣に就農される方も若干はおられると。また、定年退職された方が、放棄地を利用されて新しいものに改植したり、譲り受けて始められた方もおられるという中においても、やはり減少傾向には歯どめがかからないような状況なのではないかと考えます。

そうした中において、クリの、平成29年度と平成30年度の品種別の出荷量と販売額はどうだったのかお尋ねしたいと思います。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

本市のクリの生産の平成29年と平成30年度ということで、品種と販売価格の数字を申し上げてまいります。

これは、ＪＡくまにおいて取り扱いをされております品種ごとでお答えをさせていただきたいと思います。品種と出荷量、販売額ということです。まず、杉光につきましては、平成29年度の出荷量は８トンでございまして、販売額が630万円。それから、杉光の平成30年度の出荷量６トンでございます。販売額は420万円でございます。続きまして、利平がございます。平成29年度の出荷量が7.2トン、販売額530万円。平成30年度の出荷量14.7トン、販売額「120万円」でございます。続きまして、銀寄でございますが、平成29年度の出荷量2.7トン、販売額は180万円。平成30年度の出荷量が1.6トン、販売額110万円でございます。続きまして、ぽろたんがございます。平成29年度の出荷量3.2トン、販売額が200万円。平成30年度の出荷量2.3トン、販売額が130万円でございます。

今、申し上げました４つが主力でございまして、続きまして、その他のクリということになっております。その他のクリにつきましては、平成29年度の出荷量77.5トン、販売額5,310万円。それから平成30年度、66.3トンございます。販売額が4,770万円でございます。

それから、むき栗がございます。むいて出したということでございます。これは、平成29年度の出荷量が1.5トン、販売額が77万円でございます。それから、平成30年度の出荷量7.1トン、販売額146万円でございます。

年度別の総出荷量、それから総販売額でございますけれども、平成29年度総出荷量が100

トンでございます。総販売額6,947万円でございます。平成30年度の総出荷量が98トン、総販売額としましては6,622万円となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　５番。宮﨑保議員。

○５番（宮﨑　保君）　ただいま、報告があっております。平成30年については98トンで、6,622万円ということでございます。単純には計算できないと思いますが、平成30年で言われました98トンを、出荷戸数の216戸で割ってみますと、１戸当たりの出荷量は約450キロとなります、単純に計算してですね。これは、平成30年度の大体の平均を700円と考えましても、31万5,000円くらいにしかなりません、農家の１年間の収入としてですね。そうした中において、やはりキロ当たりの単価を上げることが、高いものを生産することが、今から大変重要になってくるんだと思います。

それでは、本市として、クリのブランドの品種については、どのようなものを考えて、どのように売り込んでいこうと考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

クリのブランド化ということで、品種と売り込みということでございます。これにつきましては、本市といたしましては、地域性、それから樹性、果重――重さでございます、それから粒ぞろい、収量、耐病・耐虫性、それから収穫の時期、収穫の手間といったものを考慮いたしまして、ＪＡくまにおかれまして、優良品種として現在選定されておりますクリが、品種といたしまして丹沢、それから杉光、利平、筑波、銀寄、美玖里を、ＪＡくまの協力のもとで人吉球磨産の球磨栗として売り込みを行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　５番。宮﨑保議員。

○５番（宮﨑　保君）　ただいまの答弁で、ＪＡくまの協力のもとに、丹沢から美玖里まで６品目を、球磨栗として売り込んでいきたいとのことですが、球磨郡のほうでは、１日限定のスイーツフェスタを開催するなどしておられます。生産者はもとより、ブランド部会、果樹研究部会などを立ち上げられ、ブランド化や売り込みについて力を入れておられるようです。また、昨日から、コンビニエンスストアにおきまして、地元のクリを使ったスイーツの販売を始められました。昨年は、２週間程度で約４万個販売されたということが、新聞報道で載っておりました。

このように、クリに対する付加価値をつけていくことが大事だと思いますし、このことが生産意欲の向上につながっていくものだと考えます。本市独自の取り組み計画などについて、どのようなことを考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

独自の取り組みの計画は、ということでございます。本年度の、クリに対します取り組

みといたしまして、これは８月からクリの出荷が始まっております。８月28日、29日でございましたけれども、福岡県北九州市小倉駅構内に広場がございますが、そこでブランド化実行委員会によりますイベントを開催いたしております。今年度、ブランド化実行委員会といたしましては、クリをメーンといたしましてイベントを行ったところでございます。その中でも、特徴といたしましては焼き栗の実演販売でございまして、これはＪＡくまクリ部会のほうで行っていただきまして、当初、焼き栗を２日間で80キログラム販売計画をしていたところ、予想を上回る売れ行きでございまして、２日間で合計150キロ、２倍近くの焼き栗を販売、完売したということでございます。中には、初日に購入された方が、大変おいしかったということで、また買いに来たという方も、再購入の方もいらっしゃいました。また、青井阿蘇神社のおくんち祭りの前後２週間で企画いたしておりましたくまろんフェアのチラシも、同時に宣伝をさせていただいたということがございます。

次に、地元での取り組みといたしましては、９月30日から10月14日までの約２週間、全部で15日でございますけども、初めての企画といたしまして、くまろんフェア、このようにのぼりもパンフレットもつくりました。また、人吉温泉女将の会「さくら会」、飲食店などの調理長といった方を中心といたしました司厨士協会というのがあるんですけれども、その人吉分会。その他、この企画に御協力いただきました、各ホテル・旅館、パン、和洋菓子店、飲食店、全部で24店舗ございました。この中で球磨栗を利用いたしました料理、スイーツ等の販売を行っていただいたところでございます。このフェアの開催期間におきまして、市内外にとどまらず近県の方々の来客もありました。中には、チラシをお持ちになりまして「くまろんをください」と――くまろんというのはフェアの名前なんですけど――そういう方々もいらっしゃったようで、ＰＲはできたかと思います。商品の売り上げ、来客数におきましても、「ふえた」という意見はございました。このことが、本年度、市の取り組みといたしまして計画して実行したものでございます。

このほかにも、市の取り組みではございませんけれども、ＪＡくまクリ部会におかれましては、このくまろんフェアをきっかけにいたしまして、現在、青井神社あたりで活動されておりますけれども、人吉青井の杜外苑街づくり協会という団体がございますけれども、ここからも声がかかったり、そして、出展されまして焼き栗の実演販売をされたということもございます。さらに、産業祭でございますけれども、この中で今回初めてやりましたけれども、焼き栗の実演販売が大盛況で完売をしたという報告も受けております。さらに、年が明けまして３月にも、人吉駅前で開催されますイベントにも参加依頼があっていると聞いているところでございます。

今後、本市といたしましては、クリの生産振興や環境整備を行うためには、ＪＡくまと連携をとりながら、人吉球磨産の球磨栗として、第２回のくまろんフェアも考えているところでございます。また、クリを使いました料理教室を開催されます団体にも協力をいただき

ながら、新たな商品開発を、引き続き、ほかの農産物も含めまして取り組んでまいりたいと思っております。

それと、先ほど、私、第６回目の答弁のところで、利平の販売価格の単位を間違えて申し上げたかと思います。「1,020万円」でございますので、訂正をお願いいたします。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　５番。宮﨑保議員。

○５番（宮﨑　保君）　今の答弁の中で、小倉駅前での８月のイベントとか産業祭でのイベントで焼き栗の実演販売を行ったということでありますが、また、来年の３月には駅前でのイベントにも参加の依頼があっているということであります。しかし、まだまだ、さらなるいろんな取り組みを行い、新しい商品開発を行い、人吉球磨の球磨栗として付加価値をつけるＰＲを行ってもらい、生産意欲の向上をお願いしたいと思います。

１回目の質問に、自然災害による被害はなかったにしても、先ほど述べられましたように、平成29年度については100トン、平成30年度で98トンと、２トンも１年間で減少傾向にあります。そうした中において、クリに対しての有害鳥獣による被害面積はどのくらいあったのか、また、クリだけに特化して有害鳥獣を捕獲することは難しいと思いますので、人吉市鳥獣被害対策実施隊による平成28年度と平成29年度の捕獲頭数について、どうだったのかお尋ねしたいと思います。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

クリに対する鳥獣被害ということでございます。鳥獣被害につきましては、イノシシ、鹿、猿ということで、頭数でお答えをさせていただきます。

鳥獣被害につきましては、人吉市の農家振興組合長を通しまして毎年実施をいたしているところでございます。鳥獣被害状況調査の平成29年度の報告結果でお答えをさせていただきます。まず、初めに、イノシシによります被害報告の面積は148アールございます。鹿によります被害報告の面積は42アールございます。猿でございますけれども、被害報告面積が38アールと報告が来ております。

続きまして、鳥獣の捕獲頭数、平成28年度と平成29年度の実績ということでお答えをさせていただきます。鹿につきましては、平成28年度が1,250頭、平成29年度が1,238頭でございます。イノシシにつきましては、平成28年度が113頭、平成29年度が225頭。猿につきましては、平成28年度が12頭、平成29年度が25頭の捕獲実績となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　５番。宮﨑保議員。

○５番（宮﨑　保君）　平成29年度については、農作物に被害を及ぼす有害鳥獣の捕獲は、鹿、イノシシ、猿だけでも約1,500頭に及ぼうとしています。また、イノシシの捕獲につきまして、狩猟期間中は省かれると思いますので、頭数的にはまだまだふえるのではないかと思い

ます。また、クリの生産面積の被害についても、約230アールということで、農家振興組合としての報告だけでありますので、報告を上げていない生産農家もあると思います。被害については、もう少しふえるのではないかと考えられます。

それでは、人吉市農業活性化対策事業の中で、有害鳥獣対策事業に対する申込件数はどのくらいあったのか。前回の質問でもしておりますが、山間部傾斜地などに多くあるクリ園に対して、１戸での生産農家が多く、設置についても広範囲であり、高齢化により、かなりの労力を伴いますので、電気柵などの設置について、人件費などといった経費の増額をできないのか。また、長年使用してきますと、網などは経年劣化等により使用できないこともありますので、もう少し補助金の割合をふやすなど、また新たな補助金制度を設けることができないのか。そのことにより、耕作放棄地が少しでもなくなっていくと思いますので、これについては喫緊の課題だと思いますので、どのように考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

申込件数と今後の補助金への考えということでございます。人吉市農業活性化対策事業補助金、有害鳥獣被害対策事業の補助割合をふやすことができないか、また、新たに補助金を設けることができないかということでございます。

まず、初めに、補助割合をふやすことができないか、の質問がございますので、有害鳥獣被害対策事業の直近３カ年の申込件数を各年度ごとに御紹介させていただきます。まず、平成27年度につきましては、申込件数が19件でございます。平成28年度につきましては、申込件数が12件。平成29年度につきましては、申込件数が７件でございます。また、本市の単独事業として行っております人吉市農業活性化対策事業でございますけれども、国・県の補助の対象とならなかった事業などにつきましては、国・県の補助割合までカバーをすることはできませんが、その一部を支援する事業といたしまして７つ事業を設けているところでございます。さらに、農家振興組合長の各支部長を初めといたしまして、ＪＡ、それから市で構成されております人吉市農業活性化対策事業審議会を年に１回、補助などについて審議会を開催しているところでございます。

しかしながら、その中でも有害鳥獣被害対策事業につきましては、有害鳥獣の被害というものは早期の対策と防除が重要であるということから、随時の受付を行いながら、優先的に補助を行っているというところでございます。

そこで、新たに補助金を設けることは考えないかということにつきましては、国の鳥獣被害防止総合対策事業によります原材料の貸与、それから、本市の農業活性化対策事業におきましての２分の１の補助、さらには有害鳥獣の被害は早期の対策と防除ということでございますので、これに優先的に補助を行っているところでございます。このことを踏まえまして、本市におきましては、補助割合の増額、それから設置に伴います人的経費の補助、修

繕・更新についての補助につきましては、今後につきましても検討課題ということでさせていただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　５番。宮﨑保議員。

○５番（宮﨑　保君）　申し込みについても、３年間で38件ということであり、やはり農作物に対する被害防止策に欠かせないものに、電気柵と網となっていると思います。先ほども述べましたように、平成30年産のものを割ってみますと、１戸当たり31万5,000円しか収入になりません。そうした中において、今後、クリの振興と生産農家への振興策について、市長としてどのように考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

ＪＡくまのクリ生産部会におかれましては、焼き栗の実演販売等で予想を上回る売り上げを上げておられますし、本年初めて開催いたしましたくまろんフェアにおきましても、各店舗により趣向を凝らした商品を販売いただきましたことで、購入客がふえたとの報告が上がっております。さらに、日本一早い球磨栗の出荷に合わせるように、大手菓子メーカーにおきまして、人吉球磨のクリは甘みに深みがあり、香りがよい、ということで、本年８月21日から秋限定の商品といたしまして、パッケージに「和栗　人吉・球磨地域産」と表記され、全国のスーパーやコンビニなどで、日本のうまいもんシリーズとしてチョコチップクッキーを販売されました。また、先ほど議員から御紹介いただきましたように、先日、コンビニエンスストア等でスイーツが販売されております。このように、和栗、球磨栗ということで、人吉球磨地域の知名度が上がってきておりますし、この人吉球磨産のクリで、私も勝負ができるというふうに思っております。

今後、市といたしましては、先ほど福山部長が答弁いたしましたとおり、クリの生産振興や環境整備を行うためには、ＪＡくまと連携を図りながら、さらには新たな商品開発など、地元企業や料理教室などを開催される団体の協力を得ながら、農商工連携を図り、引き続き、ほかの農産物も含めまして支援や売り込みに取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　５番。宮﨑保議員。

○５番（宮﨑　保君）　私、和栗というのを知りませんでしたので、教えてもらってありがとうございます。

それによっても、やはりクリ生産農家の鳥獣被害は深刻な問題と思いますので、クリ生産農家への振興策など、また、厳しいと思いますけど、市の事業の補助金の引き上げや設置にかかる費用などの一部、及び経年劣化した資材などに対しても、対象にできるように切に要望しておきたいと思います。この検討課題については、やはり、できない理由を考えるのではなく、どのようにしたらできるかを考えてもらい、取り組みをお願いをしまして、農業

関係より、人吉市クリせん定作業についてと今後の取り組みについてを終わります。

○議長（田中　哲君）　ここで暫時休憩いたします。

午後０時12分　休憩

午後１時20分　開議

○議長（田中　哲君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

５番。宮﨑保議員。

○５番（宮﨑　保君）　では、引き続きまして、市民の声より、環境関係の質問を行います。

現在は、家庭ごみの収集についてはどのようにされているのかお尋ねします。

○市民部長（廣田五廣君）　議員の皆様、こんにちは。それではお答えいたします。

家庭ごみの収集の現在の実施状況でございますが、本市におきましてはごみ出しルール読本を初め、市のホームページやスマートフォン対応のごみ分別アプリで市民の皆様に御案内し、水曜日を資源のごみの日としまして、月曜日と木曜日、もしくは火曜日と金曜日の組み合わせで燃えるごみの日、それから、水曜日を除く、月曜日から金曜日までを燃えないごみの日としまして、町内ごとに振り分け、収集運搬を実施しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　５番。宮﨑保議員。

○５番（宮﨑　保君）　ただいまの答弁の中で、月曜日から金曜日を、各町内に振り分けて収集運搬を行っているということでありますけれども、それでは、現在のごみの収集場の数はどのくらいあるのか。数には増減があると思いますので、平成28年度と平成29年度の２年間で、どのくらいふえたりしているのか。また、そのうち、道出しの集積場のある町内の数は何カ所ぐらいあるのかについて、こちらも増減があった場合には、それについてお願いをしたいと思います。

○市民部長（廣田五廣君）　お答えいたします。

まず、１点目の、集積場の数でございますが、直近２カ年の比較で、平成28年度末現在で1,379カ所、平成29年度末現在で1,398カ所と、19カ所の増となっております。

次に、２点目の、道出しの集積場がある町内数と箇所数はどのくらいかでございますが、道出しの集積場がある町内数は、全91町内のうち36町内で、平成27年度から数は変更はございません。道出しの箇所数は、平成28年度末現在で727カ所、平成29年度末現在で713カ所と、14カ所の減となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　５番。宮﨑保議員。

○５番（宮﨑　保君）　集積場の数は全体でふえているということでありますけど、道出しの集積場は減少傾向にあるようです。

それでは、ごみ集積場における、カラスとかタヌキなどによる被害、荒らしたりしているのはどのようになっているのか。また、あるとしたら、年間にどれくらいの数になるのか。また、そのような被害があった場合の片付けなど、どのようにされているのかお尋ねします。

○市民部長（廣田五廣君）　お答えいたします。

カラスやタヌキという特定生物ごとの被害状況につきましては、実数として把握しておりませんが、収集運搬を委託しております人吉衛生設備管理有限会社で把握されております収集運搬時の散乱箇所件数でお答えさせていただきます。

散乱箇所件数は、週に平均で132カ所、年間では延べ約6,600カ所となっております。なお、散乱箇所の片付けにつきましては、収集運搬時にその都度、委託業者の作業員の方によりまして清掃を行っている状況にございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　５番。宮﨑保議員。

○５番（宮﨑　保君）　今の答弁の中で、年間には6,600カ所にも上るということで、大変驚いています。その中でも、やはりほとんどが道出しではないかと推測をします。また、そういうことにおいて、今後、高齢化が進んでいくと思いますので、新しいごみ集積所を設置する場合については、集積小屋と小屋の間において道出しの集積場を設置することができないのか。また、公共施設等の敷地内に集積場の設置は可能なのかお尋ねをします。

○市民部長（廣田五廣君）　お答えいたします。

１点目の、新しくごみ集積場を設置する場合、既存の集積小屋と集積小屋の間に、道出しの集積場の設置は可能か、との御質問でございますが、基本的には集積場の設置基準を満たしている場合には、設置が可能でございます。設置基準につきましては、人吉市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽の管理に関する条例施行規則におきまして、ごみ収集車が通過または方向転換が可能な場所であることや、原則10戸以上で使用することなどを基準といたして定めております。

設置の御要望があった際には、事前の現地立ち会いにより、設置が可能かどうかの判断をした上で、当該町内、設置します町内の衛生員の方から、ごみ集積所設置届を提出していただき、正式に承認を受けての設置の手順手続といたしております。

２点目の、公共施設内への集積場の設置につきましては、地元のニーズに応じまして、これまでも公民館やコミセン等公共の敷地等にも一部設置がなされている状況にございます。先ほどお答えいたしました、新たなごみ集積場と同様の手続によりまして、設置は可能でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　５番。宮﨑保議員。

○５番（宮﨑　保君）　集積場の設置については、公共施設の敷地内についても、道出しにつ

いても可能ということで、家の近くに出せるということで、高齢化社会が進む中においては大変よいことだと思います。

先ほどの質問で言いましたが、カラスやタヌキなどの被害による散乱などもあっておりますので、やはりごみ収集時間の開始を早くするといったことはできないのか。また、町内によっては、生ごみの入ったごみ袋が集積場にそのまま置いてあるケースもあるので、収集曜日の変更ということは考えていないのかお尋ねいたします。

○市民部長（廣田五廣君）　お答えいたします。

まず、ごみの収集開始時間を早くすることはできないか、の御質問でございますが、現在、収集開始時間は午前８時となっております。市民の皆様には、当日の朝８時までに集積場に出していただくようお願いをしているところでございます。

ごみ出しルールでは、カラスやタヌキ等の被害を極力避けるため、前日からではなく、当日の午前８時までに出していただくことといたしております。収集開始時間を、午前６時や７時といった早朝の時間帯にいたしますと、ごみ出し可能時間が短くなることや、前日以前に出すとなりますと、清掃等の管理ができないことが懸念されます。また、ごみ集積場は市内約1,400カ所にも及びますことから、業者の効率的な収集運搬体制も十分考慮しまして、最適時間といたしまして午前８時までの時間を設定しているところでございます。

次に、曜日変更の考えはないかとの御質問でございますが、御承知のとおり、燃えるごみの日は、各町内で１週間に２回の収集を実施いたしております。燃えるごみの場合は、生ごみが入る関係上、極力、日程の間隔が開かないよう、各町内へ、月曜日と木曜日、もしくは火曜日と金曜日の組み合わせで日程を設けて収集しているところでございます。

このような状況から、市民の皆様には、家庭ごみ収集に際しまして、引き続き、御理解御協力をお願い申し上げる次第でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　５番。宮﨑保議員。

○５番（宮﨑　保君）　今の答弁で、収集開始時間とか曜日を変更することには問題があるので、現状では無理であると。また、早い時間に出すことになると、前日に出すことになることから、ごみ出しルールで、カラスやタヌキなどの被害を極力避けるために、当日の朝８時までに出すことになっているので無理ということでした。

それでは、そうした中において、過去３年間の家庭ごみの収集におけるごみの量の増減はどうであったのか、お尋ねいたします。

○市民部長（廣田五廣君）　お答えいたします。

家庭ごみ収集のうち、燃えるごみの量と増減状況でございますが、過去３カ年の直近の平成27年度から平成29年度の実績でお答えさせていただきます。

平成27年度が1,000万9,270キログラムで、約１万９トン。平成28年度は989万5,450キロ

グラムで約9,895トン。平成29年度が994万2,400キログラムで約9,942トンでございます。平成28年度は、前年度と比較しまして11万3,820キログラム、約114トンの減少。平成29年度は、前年度と比較いたしまして４万6,950キログラム、約47トンの増加となっているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　５番。宮﨑保議員。

○５番（宮﨑　保君）　今の中で、やはりその年においてかなりの増減があっているようです。やはり、減らすためには、啓発活動といったものも必要になってくると思います。そういった中において、30・10（さんまるいちまる）運動や３切る運動といったものがありますが、その啓発内容はどのようなものなのか。また、啓発状況と効果については、どのように捉えておられるのかお尋ねします。

○市民部長（廣田五廣君）　お答えいたします。

まず、30・10（さんまるいちまる）運動とはどういったものかとの御質問でございますが、30・10（さんまるいちまる）運動とは、平成23年に、長野県松本市で始まりまして、現在、全国的に展開されている取り組みでございます。

内容ですが、宴会等の席での乾杯後の30分間と最後のお開き前の10分間を食事時間に充てることで、食品のロスを減らす取り組み、食べ切る運動の１つでございます。当地域では、人吉球磨広域行政組合におきまして、事業系一般廃棄物対策といたしまして、平成28年度から啓発ポスターを製作、飲食店等におきまして掲示いただき、運動を展開している状況にございます。

次に、本市が実施いたしております「食べ切る、使い切る、水を切る」の３切る運動の啓発状況と、その効果でございますが、生ごみのおよそ80％が水分量でありますことから、３切る運動の中でも、特に台所でのごみ袋へ入れる際の水を切ることを重点的に、市民の皆様へ、機会あるごとに啓発ＰＲを行ってきているところでございます。直近の例といたしましては、先月11月１日号の人吉市衛生員連合会で発行されました衛生員連合会だよりにおいて、周知を行っております。どうやったら水を減らせるかに着眼しまして、啓発に努めているところでございます。

また、家庭で取り組み簡単な生ごみ処理の手段といたしまして、生ごみ処理機や生ごみ処理容器の購入費補助金制度も、あわせて情報の提供・周知を図ったところでございます。

運動や啓発の効果はどのように捉えているか、との御質問でございますが、各家庭での生ごみの減少量につきましては、換算推計することは非常に難しいものがございます。３切る運動に積極的に取り組まれ、実践されている市民の方からは、ごみ出し量が格段に減ったことや、生ごみ臭を気にすることがなくなったなど、総じましてごみ出しが楽になったとの感想を聞き及んでいるところでございます。

なお、衛生員連合会だより等の啓発記事掲載時には、問い合わせや補助金申請など反響がございますので、引き続き、機会を捉えまして周知広報によります啓発を図ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　５番。宮﨑保議員。

○５番（宮﨑　保君）　私は、30・10（さんまるいちまる）運動も３切る運動もどちらも人吉市独自のものと思っていましたが、30・10（さんまるいちまる）運動については全国的なものということは知りませんでした。

そうした中において、人吉市において、啓発活動の一環として、人吉市ごみ減量隊として活躍されていましたが、その後、人吉市地球の環（わ）をまもり隊として啓発活動をされてきていると思いますが、現在はこの啓発活動はどのようになっているのか。また、30・10（さんまるいちまる）運動に対するポスターも製作され、飲食店などに啓発がされていたと思いますが、そういったものによる飲食店での啓発活動は大事だと考えていますが、これらについてどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○市民部長（廣田五廣君）　お答えいたします。

人吉市ごみ減量隊につきましては、平成６年１月に、市民公募により発足しまして、各種イベント、啓発車両やごみ処理場で啓発等を展開いたしました。平成８年の指定ごみ袋導入や、資源ごみの分別回収等の導入時におきましても、さまざまな啓発活動に取り組んでいただきました。平成20年には、ごみ問題だけでなく、多岐にわたる環境問題にも幅広く対応するため、「人吉市地球の環（わ）をまもり隊」と名称を変更しまして、平成28年３月までの長期にわたり、環境問題の改善・啓発に取り組み、本市の地球温暖化の防止やごみの減量化等に多大な貢献をいただきました。

その間、平成26年９月には、人吉市環境基本計画を策定しまして、市民、事業者、行政の協働によります取り組み、さまざまな分野におきまして、地域での幅広い活動や事業計画推進を目標に掲げたところでございます。

そのような状況の中で、１つの契機といたしまして、地球の環（わ）をまもり隊への課題提起があった経緯がございます。隊にとりましては、地域との接点が少なかったこと、また活動の広がりや浸透に難しい面があり、本市衛生員の方々との地域での活動における重複が生じましたことや、隊員の任期更新時の意向確認等を行った際、今後は個人で活動を行いたい、などの御意見もあり、地球の環（わ）をまもり隊は所期の目的を達成したものと判断されまして、発展的に解散されております。現在、地球の環（わ）をまもり隊が取り組まれていましたイベント等での啓発活動は行っておりませんが、本市環境基本計画を中心に、各種事業を展開しているところでございます。

次に、ポスターにつきましては、平成25年11月に、「人吉ごみを出しま宣言」を行いま

した際に製作し、市内飲食店等へ配布いたしました。Ａ４サイズもしくは Ａ３サイズのポスターで、「残さず食べきるモン、食べ残しだめだモン」の活字が入り、くまモンサプライズのロゴが入ったものでございます。サイズが大小ありますことから、多くの飲食店での掲示がなされたところです。その後、人吉球磨広域行政組合の30・10（さんまるいちまる）運動でのポスター製作がございまして、人吉球磨クリーンプラザ及び構成市町村での事業系一般廃棄物対策へと展開いたしております。

この運動の対象は、飲食店の厨房から出るごみを減らすことを目的といたしております。このごみは、事業系一般廃棄物でございまして、事業所からの直接搬入や収集運搬許可業者により、ごみ処理場へ持ち込まれております。最終的には、家庭ごみ同様に、市が負担しますごみ処理負担金に影響してまいります。この飲食店等でのポスター掲示は非常に有効であると考えておりますので、広域行政組合の30・10（さんまるいちまる）運動と連携を図りまして、ごみ減量化の徹底・啓発に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　５番。宮﨑保議員。

○５番（宮﨑　保君）　そのようにした啓発活動については、大変重要であると考えておりますので、よろしくお願いをしておきたいと思います。

しかし、そうした中でも生ごみは出てまいりますが、少しでも減らすために、家庭での処理を行う生ごみ処理機及び生ごみ処理容器の、過去３年間の各々の補助金の交付状況について、また、補助制度を始められた平成４年度から現在までの交付状況はどのようになっているのか。処理機や処理容器は、使用しているうちに故障や破損等が発生すると思います。そうした場合に買いかえ等が出てきますが、そうした場合の再度の補助申請はできるのかお尋ねしたいと思います。

○市民部長（廣田五廣君）　お答えいたします。

１点目の、熱や風の力で乾燥させ、水分を蒸発させる生ごみ処理機と、それからコンポストといわれます生ごみ処理容器の過去３カ年の補助金の交付状況でございますが、直近の平成27年度から平成29年度の実績でお答えさせていただきます。

平成27年度が、処理機が10基、処理容器が12基、補助額が31万4,100円でございます。平成28年度が、処理機が７基、処理容器がゼロ、補助額が19万4,000円でございます。平成29年度が、処理機が８基、処理容器が６基、補助額が20万4,500円でございます。また、補助制度が始まってからの通算でございますが、平成４年度から平成29年度までで、生ごみ処理機が559基、補助額856万1,200円、生ごみ処理容器が1,345基、補助額332万1,815円、補助金額合計が1,188万3,015円でございます。

２点目の、買いかえによる購入費補助金の再度の申請につきましては、前回の交付決定の日から５年を超えていれば申請が可能でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　５番。宮﨑保議員。

○５番（宮﨑　保君）　家庭で処理を行う生ごみ処理機及び処理容器について、３年間で43基ということでしたが、今回は、やはり市街地で生活されている方が多かったのではないかと推測をしています。そういうふうに、やはり高齢化が進む中での部分だろうと思います。以前にもお聞きしましたが、現在、このように高齢化が進む中において、生ごみの減量に効果の高いディスポーザーというものがあります。このディスポーザーというものはどのような仕組みになっているのか、再度、確認の意味でお尋ねします。

また、以前の質問の中で、取り組みをされている自治体に職員を派遣し、本市でも研究をする、とのことでしたが、研修はされたのか。まだ研修を行っていないのであれば、今後の研修計画はどのようになっているのかお尋ねします。

○水道局長（中村則明君）　皆さん、こんにちは。御質問にお答えいたします。

まず、ディスポーザーの仕組みについてでございますが、ディスポーザーは台所の流し台にある排水口のすぐ下に設置されまして、野菜くずや生ごみを水とともに細かく粉砕し、配水管に流し出す生ごみ処理機及び生ごみ処理システムのことでございます。ディスポーザーの構造でございますが、円筒内壁に固定された刃とモーターで機動する回転円盤で構成され、円盤状のカッター及び固定刃による衝撃剪断により生ごみを粉砕する構造となっております。

ディスポーザーは、野菜、魚、果物などの生ごみ等の処理は可能ですが、金属類、陶器、大きな骨、貝殻、カニの甲羅などの固いもののほか、ゴム類、ラップ、ビニール、紙類、タケノコの皮のように柔らかく引きちぎりが難しいものについては、処理ができないようでございます。

また、ディスポーザーの種類を大別しますと、単体ディスポーザーとディスポーザー排水処理システムがあります。単体ディスポーザーは、細かく砕かれた生ごみを排水と一緒に、直接下水道や浄化槽に流す装置で、主に１戸建ての住宅に用いられているようでございます。一方、ディスポーザー排水処理システムは、単体ディスポーザーで細かく砕いた生ごみを排水処理槽または乾燥装置で処理を行い、固形物と水分に分け、水分のみを下水道へ流す装置で、主に集合住宅等に用いられているようでございます。

次に、研修についてでございますが、前回、平成29年３月に、ディスポーザーに関する御質問をいただきました。その中で、研究したいというところで答弁をしているところでございますが、現在、まだ職員を派遣しての研修は行っていないところでございまして、平成31年３月までに、私が退職するまでには、現在、単体ディスポーザーの設置を認めている自治体が全国で26自治体ありますので、本市の管路、施設、処理方法等の条件が近い自治体を、研修先として検討しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　５番。宮﨑保議員。

○５番（宮﨑　保君）　仕組みについて詳しく報告してもらって、ありがとうございました。

研修については、現在のところはまだ、職員を派遣して行っていないということで、水道局長が退職される３月31日までには、本市と条件の近い自治体を研修先として検討しているということですので、研修については本年度中までに行かれるように、よろしくお願いをしておきます。

これについてなんですが、これまでの答弁で、ディスポーザーが下水道管渠に対して悪い影響を与える懸念がある、ディスポーザーに下水管渠が対応していないとのことでしたが、今後、老朽化した管路などの更新については、ディスポーザーの設置に対応した管路等の施設に変更していくべきではないかと考えております。また、浄化槽についても、ディスポーザーに対応した浄化槽を推進していくべきではないかと考えております。ディスポーザーの設置について、補助対象とできないかお尋ねいたします。

○水道局長（中村則明君）　お答えいたします。

単体ディスポーザーにつきましては、粉砕した生ごみ等を含んだ排水が直接下水道管渠に流入することから、管渠内で生ごみ等が腐敗し、それに伴い発生する硫化ガスなどで悪臭や、マンホールや管渠の腐食が進むことが懸念されるところでございます。また、卵の殻などの固形物が管渠やマンホールポンプ場に溜まり、汚水が流れにくくなるということから、多くの水量で勢いよく流したほうがよいということがわかっているところでございます。このため、管渠の材質を、硫化ガスなどに強く、大量の排水を勢いよく流すことに適したものにしていくなどの検討が必要であると考えております。

また、本市の終末処理場等については、流入する固形物が増加しますと処理能力の低下が懸念されるところでございますので、その対応も必要になろうかと存じます。加えまして、国におきましては、高齢者介護の観点から、粉砕した紙おむつの下水道への受け入れ、イメージしやすいように表現しますと、トイレ等に、便器とは別に紙おむつ専用のディスポーザーを設置し、粉砕してそのまま下水道へ流すというものですけれども、そういった検討を進められておられるところでございまして、議員が言われましたとおりに、本市におきましても、老朽化した管渠、施設などの更新の際には、これらを踏まえて計画的に進める必要があると考えているところでございます。

次に、浄化槽に関してでございますが、浄化槽の中には、ディスポーザー対応型のものもつくられておりまして、本市が実施しております浄化槽設置整備事業補助金の対象となるものでございます。ディスポーザー対応型の浄化槽につきましては、一般的な浄化槽と比べて、本体価格や工事費が割高となるようでございますので、設置する方が、状況に応じて選択していただくのが一番いいのではないかと考えております。

次に、ディスポーザー設置に対する補助についてでございますが、現時点では、下水道へ接続されるディスポーザーへの補助については考えていないところでございます。今回お話がありました、ディスポーザー対応型の浄化槽を設置する場合の補助につきましては、割り増しの補助と申しますか、あくまでも浄化槽のディスポーザーへの補助でございますけども、費用対効果を踏まえまして、全体的なごみ減量化の議論の中で検討をするべきものだと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　５番。宮﨑保議員。

○５番（宮﨑　保君）　今の答弁の中で、今後につきましては、老朽化した管渠、施設などの更新の際に、計画的に進める必要があると考えているというようなことでしたし、ディスポーザー設置のディスポーザー自体に対しては、まだ今のところ、補助については考えていないと。その中で、ディスポーザー対応型の浄化槽については、現在では補助の対象になっているということですけど、これについてもう少し補助ができるような検討をお願いしておきたいと思います。

それでは、最後に、市長にお尋ねします。今まで申しましたように、これから高齢化社会が進む中において、生ごみを出すのも苦労があると思います。また、カラスやタヌキなどの被害により、衛生面においても問題があると考えております。そうした中において、ごみ処理機、生ごみ処理機などもありますが、生ごみの減量化の１つとしてディスポーザーというものがあるということを、先ほど申し上げました。

生ごみは、生活をしていると必ず出るものです。また、国においても、高齢者の介護の労働力減少の観点からだと思いますけど、粉砕した紙おむつを下水道へ流すことなども検討されているようです。市長は、これからのごみの減量化について、どのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

まず、ディスポーザーについてでございますが、先ほど水道局長がお答えいたしましたように、ごみ減量化、高齢者介護を含めたさまざまな観点から、国の動向、費用対効果を含め、検討していきたいと思っています。

ごみの減量化、特に生ごみの減量化につきましては、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、「食べ切る、使い切る、水を切る」の３切る運動を進めているところでございます。運動への積極的な取り組みに際しましては、何よりもまず、市民の皆様の御理解・御協力が必要でございます。さまざまな研修会や学習会、また各種媒体を使ったＰＲなど、今後も長期的・総合的な視点に立ち、市民の皆様の実践につながる活動に継続して取り組んでいかなければなりません。

また、ごみの減量化には、３切る運動とあわせ、ごみの資源化が重要でございます。資

源化につきましては、ごみ減量リサイクルの推進を基本といたしまして、リデュース、リユース、リサイクルの３Ｒの取り組みを初め、現在の資源ごみ分別の周知徹底と啓発活動を積極的に展開してまいります。最終的には、環境保全の地球温暖化防止へとつながり、ひいては高度な循環型社会への形成とつながっていくものと考えております。

本市といたしましては、引き続き、衛生員及びごみ指導監視員の皆様と連携しまして、本市環境基本計画「美しき千年都市ひとよし」を目指し、ごみ減量化対策を初め、さらなる環境行政を推進してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　５番。宮﨑保議員。

○５番（宮﨑　保君）　先ほども農業振興のほうでも触れましたけれども、何事も、やれない理由ではなく、本当にどうしたらできるのかを考えてもらって、できることから、スピード感を持って一つ一つ一工夫をしてもらうことを要望しまして、これで私の質問を終わります。

○議長（田中　哲君）　ここで、暫時休憩いたします。

午後１時57分　休憩

午後２時10分　開議

○議長（田中　哲君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

１番。塩見寿子議員。

○１番（塩見寿子君）（登壇）　皆さん、こんにちは。１番議員、日本共産党の塩見寿子です。今回の一般質問は３項目です。

初めに、農業振興で、人吉市の農業後継者対策について質問します。次に、学校教育で、長時間労働是正のための教員増について質問し、最後に、市民の声より３点、横断歩道と黄色い旗について、防犯灯の設置について、そして、カーブミラーの管理について質問します。

１項目めは、人吉市の農業後継者対策についてお聞きしてまいります。取り上げるきっかけになったのは、農家の方から「違う仕事をしていた子供が、農業をやると決意した。国がやっている農業次世代人材投資事業の支援が受けられないかと問い合わせをしたら、親と同じ作物ではだめだと言われた」、また、別の方からは「知り合いの、働き者の母親が亡くなり、父親１人ではイチゴ農家が続けられないので、子供が勤めを辞めて帰郷して、２人で農業をしているが、イチゴでは支援の対象にならない。何も貰わずに頑張っているが、そんな人にこそ支援ができないか」などの声をお聞きしたからです。我が家就農、親元就農も、立派な農業の担い手です。新規参入者はもちろん、農家の後継者が安心して農業を選べるような、担い手を支援する農業後継者対策の必要があるのではないでしょうか。

そこで、１点目の質問です。農業次世代人材投資事業に該当しない人を支援する市独自

の制度があるのかをお尋ねします。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

今、おっしゃられました農業次世代人材投資事業は、以前は青年就農給付金事業と言われていた事業でございまして、平成29年度から名称が変わって新しくなったものでございます。農業次世代人材投資事業に該当しない人を支援する独自の制度は、ということで、その前に、農業次世代人材投資事業の資金の交付というものがございますが、これが２つあるということ、準備型と経営開始型というものがございますので、まずはこれについて説明させていただきます。

準備型でございますが、次世代を担う農業者、農業をしたいという方に就農前の研修を後押しする資金として、最長２年間交付されるもので、年間150万円ということでございます。交付要件が６つございます。１つ目が、就農予定の年齢が、原則45歳未満です。それから、次世代を担う農業者となることについて、やりたいという強い意欲があるということです。これは、非常に重要でございます。それから、２つ目が、独立自営就農、または雇用就農、または親元での就農を目指すということです。それから、３つ目、都道府県等が認めました研修期間、先進農家、先進農業法人でおおむね１年以上、時間にしまして1,200時間の研修が必要である。先進農家や先進農業法人で研修を受ける場合において、技術力、経営力から見て、研修先として適切なところということも必要でございます。それから、経営主が交付対象者の親族、これは三親等以内の者ではないことが必要です。短期間のパート、アルバイトを除きまして、過去の雇用契約を結んでいないということ。それから４つ目が、常勤の雇用契約を締結していないということ。５つ目、生活保護、求職者支援制度といった国のほかの事業と重複受給をしていないということが必要でございます。それから６つ目、青年新規就農者ネットワーク――これは一農ネットと言っておりますけれども――これに加入すること。こういうものが準備型です。

それから、経営開始型です。こちらにつきましては、８つございます。これは、就農直後の経営確立を支援する資金として、最長５年間交付するものでございます。８つのうちの１つの要件が、独立自営就農時の年齢45歳未満の認定新規就農者ということです。それから、次世代の農業をやりたいという強い意欲も必要でございます。それから、２つ目が、独立自営就農であること。それから、みずから策定しました青年等就農計画等に即しまして、主体的に農業経営を行っているという状態を指しておりまして、農地の所有権または利用権を交付対象者が所有していること。それから、主要な機械、施設を、交付対象者が所有または借りていること。生産物や生産資材等を交付対象者の名簿で出荷取り引きをすること。それから、交付対象者の農産物等の売り上げや経費の支出につきまして、経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理をすることでございます。それから、３つ目が、青年等就農計画等が独立自営就農、５年後には農業で生計が成り立つ実現可能な計画

であるということも重要でございます。それから、４つ目が親元就農する場合でございますけれども、新規参入者と同等の経営リスク――これは新規作物の導入や経営の多角化等をいいます――を負うこと。それから、市町村長に認められること。それから、５つ目が、市町村が作成いたします農地プランに位置づけられている、もしくは位置づけが確実であること。または、農地中間管理機構から農地を借り受けていること。６つ目に、園芸施設共済の引き受け対象となります施設を有する場合に、園芸施設共済等に加入している、または加入することが確実と認められることが必要でございます。７つ目が、先ほども申しましたけれども、生活保護などの国のほかの事業と重複受給ではないということ。原則といたしまして、農の雇用事業による助成を受けたことのある農業法人等ではないこと。それから、８つ目が、原則といたしまして、青年新規就農者ネットワーク――一農ネット、これに加入することとなっております。農業次世代人材投資事業の準備型と経営開始型を申し上げました。

資金交付要綱に該当しない人を支援する市の独自の制度につきましては、人吉市農業担い手対策事業の中で３つの支援を行っております。まず、１つ目でございます、新規就農支援事業におきまして、新規就農者、これは認定農業者の御子息または本市の認定新規就農者の認定を受けた方、おおむね45歳までの農業後継者ということになりますが、この方々が農業機械等の購入を行う際でございますが、最高20万円の補助を行っているところでございます。それから、２つ目でございますけれども、農業研修支援制度におきまして、新規就農者、これは認定農業者の御子息または本市の認定新規就農者の認定を受けた方、それから45歳までの農業後継者です、こういう方が先進的な農業経営及び農業技術の向上を目的とした研修を行う際、最高10万円――これは経費の３分の１を上限といたしますが、この補助を行っております。それから、３つ目、就農者結婚成立事業におきまして、新規就農者が配偶者を迎えまして、ともに農業専従者となる場合に５万円を交付しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　１番。塩見寿子議員。

○１番（塩見寿子君）　人吉市の独自の支援制度は、農業機械の購入時に20万円の補助があること、そして、研修を受けるときに10万円の補助、結婚された場合に５万円お祝い金があるとわかりました。国の支援制度に該当しなかったら、この支援しかありません。果たして、十分な支援でしょうか。

では、２点目の質問です。独自に支援制度を設けている自治体は、熊本県内14市で、そして球磨郡９町村でどのくらいあるのか、また、どんな対策を取っているのかお尋ねします。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

各自治体の状況ということでございます。県下14市と球磨郡の９町村について、支援制

度についてお答えいたします。

まず、県下14市の支援制度の状況でございますけども、本市を含めまして９市、新規就農者、認定農業者等への農業後継者への支援制度を設けております。宇土市、山鹿市、菊池市、合志市、阿蘇市、八代市、それと本市、天草市、上天草市。

次に、球磨郡の９町村の支援制度の状況でございますが、７町村におきまして支援制度を設けております。錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、山江村、球磨村。

支援内容は、就農祝い金、結婚祝い金、機械施設購入に伴う一部の支援、農業経営に関する知識・技術の習得を目的といたしました講座の開催がございます。それから、資格取得に伴う一部補助。３年から５年の期間で補助金を交付されているところもございます。期間交付の支援につきましては、国に準じるような要件を設けて実施されておられるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　１番。塩見寿子議員。

○１番（塩見寿子君）　14市のうち９市、球磨郡の９町村では７つの町村が、独自に後継者支援制度を設け、祝い金や機械購入の際の補助金、講座の開催、そして国の制度に準じるような、３年間から５年間の補助金交付もなされているとわかりました。国の条件に乗らない人に、自治体から独自に補助金交付などの支援がなされたら、後継者の皆さんのモチベーションも上がるのではないかと思います。

水上村は、産業担い手支援給付金として、１年間50万円を最長５年給付しています。湯前町は、１年目に月10万円、２年目は月８万円、３年目は月６万円の給付をしています。相良村は、ことしから、農林業に就労の方に年間30万円を３年間給付しています。錦町は、１年間に、国の制度の半分の年間75万円を最大５年間給付しています。錦町の担当の方は、この事業は、我々職員が提案して実現した、と言われました。農業で人が残る、家族が残ると交付税が来る。長い目で見ればプラスになる、と言われました。

そこで、３点目の質問です。人吉市でも、このような、今申し上げたような後継者を支援する制度をつくらないのかお尋ねします。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

独自の支援制度がある自治体を御紹介いただきました。人吉市でも、そのような、ということでございます。

農業に強い意欲を持って就農される方々につきましては、支援があるというのは大変地域農業の担い手として喜ばしいことでございます。国の支援策といたしましては、農業次世代人材投資事業のほかに青年等就農資金貸付がございます。この資金の活用につきましても、青年等就農計画――これは５カ年計画でございますけれども――これを作成後、自治体の認定新規就農者となっていただきまして、事業計画――これは土地購入は除きます――これに

基づきまして、金融機関の審査を受けていただきまして、個人で上限3,700万円までの借り入れをすることができます。５年間の据え置き期間を含めまして、12年以内の無利子で償還するというものでございます。こういった資金制度がございます。

本市といたしましては、財政的に非常に厳しい状況でございますので、国・県の事業などの情報を提供して、有効的に活用していただきたい。本市独自の制度につきましては、今申し上げましたように、財政状況を見ながら、状況に応じて検討させていただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　１番。塩見寿子議員。

○１番（塩見寿子君）　今、御紹介があったのは、国の制度です。農業に強い意欲を持って就農される方を、地域農業の担い手としては本当に喜ばしいと、部長もおっしゃいました。ですから、人吉市の農業の後継者を育てる意味でも、国の支援制度に該当しない人は人吉市が支援をする。そうすると、人吉市にとって農業は大切なんだ、大変なこともあるかと思うけど、ぜひ残ってやってほしい、というメッセージが届くと思います。本市でも、支援制度を研究・検討されることを強く要望します。

ここで、小林市の農業後継者支援事業を紹介します。国は、平成24年度から、新規就農者の確保のための施策を打ち出し、その効果については、一定以上出てはいるものの、農家戸数の減少や高齢化、耕作放棄地の増加など、本市の抱える問題の解決には至っていない現状です。本事業において、新規学卒者や、現在市外に在住している方、また、市内において別の職業に就いている農業後継者、及び親等の農業経営の継承、農地等の保全、介護等を含めて帰農を検討されている方々等に、就農初期の経営リスク軽減を目的とした支援を行うことにより、担い手の確保や地域への定着、農業人口増加のきっかけとしたいと考えています、と説明があり、続けて、支援の内容は、国の事業に該当しない方のうち、18歳以上55歳未満で――ここはちょっと違います、55歳までオーケーなんです。そして、所定の条件を満たす農業後継者に対し、最長２年、月額10万円を補助します、とあります。係の方のお話では、30件相談があって、15人が対象になった。市外から帰ってきた人もいる。大規模な農家だったらまだしも、中規模以下だったら、農業をする子供に給料を出せるところは少ない。親も、後を継いでくれとは言いにくいし、子供も農業を継ぐかどうか迷っている。でも、補助があることで、家に帰って農業の後継ぎをする後押しになると思う、と話されました。大変参考になりました。

農業の後継ぎをするということは、後継ぎが外に出て行かない、後継ぎが人吉市に戻ってくるということです。人口減や農業の高齢化の問題にも効果があるのではないかと思います。

最後に、市長に伺います。人吉市も、小林市のように後継者を支援する制度をつくるお

考えはありませんか。市長は、後継者対策の重要性をどう認識されているのか、お尋ねします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

後継者対策については、本市だけではなく、全国の自治体でも喫緊の課題となっておりまして、将来の地域農業の維持・発展が危惧される状況にございます。そのような状況の中ではありますが、第１次産業であります農業は、本市の基幹産業でもございますので、本市でも実施しております就農後の定着を図る目的で行う国事業の農業次世代人材投資事業や、農業法人等への雇用就農を促進する目的で行う国事業であります農の雇用事業を、引き続き、活用してまいりたいと存じます。

また、農業に関する知識や技術の習得のためには、球磨地域振興局、ＪＡくまの御指導のほか、特に、専門知識をお持ちの各作物ごとに組織されておられる生産部会の方々や地域の御協力と御支援をいただきながら、新規就農者、農業後継者の育成を行っていく必要があると存じます。

さらに、新たな担い手の確保と、魅力ある稼げる農業づくりを行うためには、農業と商工業が連携を図りながら、将来的には地域の中心となる経営体として、本市の農業を牽引するような農業後継者の育成につなげてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　１番。塩見寿子議員。

○１番（塩見寿子君）　今、市長は、人吉市にとって農業は基幹産業である、とおっしゃいました。ですが、残念ながら、人吉市は、国の制度を利用する、活用する、そして、いろんな分野と連携はしていくんですが、まだ、人吉市独自の支援というところまでは至っていません。市長の公約に、33番、「若者に新規就農してもらうための長期的戦略・新規就農後支援体制の整備」でも、人・農地プランの話し合いにおいて、農業担い手や新規就農者の掘り起こしを行うとともに、みずから独立して農業を開始する者に対して給付金の支援を実施、とありますが、これは国の制度を活用するだけのものでしょうか。

私の問題提起は、国の制度だけに頼るんではなくて、それでカバーできない後継者の皆さんは、人吉市で支援する制度をつくってほしいということです。勤めを辞めて我が家就農をした後継者が、食べていけずに、また勤めに出ていかなくてもいいように、農業者として自立できるような支援が重要だということです。担い手を育てることは、農家にとっても大事ですが、農家は食料の安定供給や国土と環境の保全という、我々の生存条件の根本を支えているんだから、担い手を育てることは国民にとっても大事なことではないでしょうか。農業は国の礎と位置づけ、農業を守ることに、国も市も、もっと力を注ぐべきだと思います。ぜひ、人吉市独自の支援制度を調査・研究していただくようにお願いして、これで後継者対策についての質問を終わります。

２項目めは、教員の長時間労働是正のための教員増についての質問です。

学校の先生方から聞き取りをしました。忙しすぎて、子供に怒鳴ったり、非人間的な対応をしてしまうことがある。学校で、先生たちが笑っていない、笑顔もない、先生たちが会話をするゆとりもない。過労で鬱になる。知っているだけで、２人の教員が休職中だ。それなのに、補充の先生が見つからない。現場の先生が1.5人分働いて、カバーをしている。トイレに行く時間もないなど、異常な長時間労働によって、学校がブラックな職場になっている、と話されました。これで、子供たちによい教育ができるのか、ということでした。

初めに、学校現場がブラックになっているという実態を把握されているでしょうか、お尋ねします。

○教育長（末次美代君）　お答えいたします。

働き方改革が喫緊の課題となっている中、本市教育委員会におきましても、教員の総実勤務時間の縮減に向け、指導を重ねているところでございます。

そこで、教員の勤務時間の現状を具体的に把握する手段の１つとして、熊本県では、学期に１回、超過勤務者数調査を行っております。超過勤務時数が１カ月当たり80時間以上の超過勤務者数を調査し、報告するようになっておりますが、平成30年４月から７月までの状況につきましては、小学校の超過勤務者の割合は一月当たり18.7％、中学校が50％という状況でございました。この状況を見ましても、超過勤務者の割合につきましては大きな課題であると捉えております。

また、その主な理由としましては、小学校では、多いほうから、教材研究、校務分掌、諸調査等の事務処理、部活動の順になっております。中学校では、部活動、教材研究、校務分掌、諸調査等の事務処理の順になっております。特に中学校のほうが、小学校のほうに比べて、その割合も高くなっているようでございます。

既に、中学校における部活動については新たな指針を提示し、鋭意、負担軽減に取り組んでいるところでもあり、今後も引き続き、改善が図られるよう各学校に指導を重ねてまいりたいと思います。

何はともあれ、心身ともに健康で児童・生徒にかかわり、さらに教員の専門性が発揮されるように、と願うばかりでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　１番。塩見寿子議員。

○１番（塩見寿子君）　労働の実態が、80時間以上超過勤務をしている先生方が、小学校では18.7％、中学校では何と50％に上っていると、現場の様子を把握されていました。私は、６月議会で教員の働き方改革について取り上げました。長時間労働の実態や、その要因、負担軽減のための方策などにも言及しましたが、肝心の教員増については不十分でした。

異常な長時間労働の是正のためには何が必要かというと、日本教育新聞の全国市町村教

育長アンケートでは、97%の教育長が「教員定数の改善」を第一に求めていましたし、私が取材をしたどの先生も、教員増を要望されていました。

では、改めてお伺いします。長時間労働を是正するためには、教員増が必要と認識されているかお尋ねします。

○教育長（末次美代君）　御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、長時間労働是正のためには教員の増員を図ることが必要不可欠の課題であると認識しているところでございます。また、いじめや不登校、問題行動等への対応、特別な支援を要する児童・生徒の増加など、学校教育をめぐる状況の変化は、教員の日々の業務を増大させていると存じております。教員の定数増により１人当たりの業務の軽減を図ることなしに、長時間労働の是正は不可能であると言わざるを得ません。

したがいまして、本県の財政状況から、県費負担教員数にも定数があることも承知しておりますが、教員増により、長時間労働是正につながることも認識しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　１番。塩見寿子議員。

○１番（塩見寿子君）　教育長は、教員増が必要不可欠の課題、定数増により１人当たりの業務の軽減を図ることなしに、長時間労働の是正は不可能である、と極めて強い言葉で教員増の必要を述べられました。これを聞いている多くの先生方が、共感しておられると思います。

日本共産党は、小中学校の教員定数を、10年間で９万人ふやすことなどを柱とした政策、「教職員を増やし、異常な長時間労働の是正を―学校をよりよい教育の場に―」を発表しました。提言は、異常な長時間労働の背景に、１、国が教員をふやさないため、授業の負担がふえた、２、格差と貧困の広がりで、学校の抱える課題がふえた上、全国学力テストや教員免許更新制など、上からの教育改革が拍車をかけた、３、公立学校の教員が、法律で例外的に残業代ゼロにされてきた、という３つの根本問題があると指摘し、教員増を提案しています。

そこで、教員増については、教育長からも、各方面からも、国や県に要望する必要があると思いますが、働きかけを行っておられるかどうかお尋ねします。

○教育長（末次美代君）　お答えいたします。

教員増についての働きかけを行っているかということでございますが、毎年１回、教育委員会としましても、熊本県市町村教育委員会連絡協議会を通して、県教育長への協議・要望事項等の提出を行っております。また、それを通して協議等も行われているところでございます。その中で、教員増に係る内容につきましては、これまで、加配、いわゆる少人数指導やティーム・ティーチング等に係る教員の配置等の要望が主な働きかけでございました。また、教育長会としても、教職員定数改善等について、国へ同様な働きかけを行っておりま

す。

これからも、各学校と連携をしながら、また、教育長会とも連携をしながら、そのニーズに応じた働きかけを行ってまいる所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　１番。塩見寿子議員。

○１番（塩見寿子君）　教育長連絡協議会では、県の教育長に、そして県の教育長は国に、というふうにして教員増を求める要望活動を行っておられるとわかりました。教員増を国に求めることと同時に、市教委でも教員増に関連して、できることから取り組んでいただきたいと思います。

要望が２点あります。１点目です。郡部の学校の中には、支援員に手伝ってもらうことができるところもあって、担任の先生方は非常に助かっているそうです。そこで、今、市内の学校に配置されている特別支援教育支援員の業務を拡大して、プリント印刷などの教育支援ができるようにならないか、お尋ねします。

○教育長（末次美代君）　お答えいたします。

平成19年６月に、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課から「「特別支援教育支援員」を活用するために」という特別支援教育支援員の配置等に向けたパンフレットが示されております。この中に、文部科学省調査によりますと、小中学校の通常の学級に在籍している児童・生徒のうち、ＬＤ、つまり学習障害、ＡＤＨＤ、注意欠陥・多動性障害並びに高機能自閉症により、学習や生活の面で特別な支援が必要な児童・生徒が約６％程度の割合で存在する可能性があり、これらの児童・生徒に対して、学校として適切な対応が求められている、とあります。

また、特別支援教育支援員の具体的な役割として、次の６点が想定されると示されてあります。１つ、基本的生活習慣確立のための日常生活の介助、２つ目、発達障害の児童・生徒に対する学習支援、３つ目、学習活動、教室間移動等における介助、４つ目、児童・生徒の健康・安全確保関係、さらに５つ目として、運動会（体育大会）、学習発表会、修学旅行等の学校行事における介助、６つ目として、周囲の児童・生徒の障がい理解促進、でございます。また、特定の児童・生徒の単なる世話役としてだけ特別支援教育支援員を活用すると、学校全体の対応とかけ離れがちになり、効果的な支援ができなくなりますので、学級担任等との連携した取り組みが重要であることも示されております。

このようなことも踏まえ、本市では、人吉市特別支援教育支援員要項を策定し、平成20年４月から施行しております。したがいまして、人吉市の特別支援教育支援員の職務につきましては、国の方向に準じて策定しておりますので、業務拡大につきましては、現在のところ考えておりません。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　１番。塩見寿子議員。

○１番（塩見寿子君）　特別支援教育支援員は、特別な支援が必要な児童・生徒の学習支援、生活支援についての配置であるから、業務の拡大は難しいという回答でした。だとすると、教育支援をするスタッフの配置はできないでしょうか。そこで、再任用短時間教員や教育支援員の配置ができないかお尋ねします。

○教育長（末次美代君）　お答えいたします。

議員御指摘のとおり、再任用短時間教員について一例を申し上げますと、熊本市では、平成30年度から、経験豊富な退職教員を再任用短時間教員として、数校程度、試行的に配置し、授業や生徒への指導等を行うとともに、教頭、教務主任の負担軽減、学校マネジメント力の向上及び若手教員の育成に取り組んでおられるようでございます。

その業務内容を見ますと、次の２点のようでございます。１点目として、授業のほか、教頭業務の補佐、プリント作成補助、採点、不登校対応等の業務を行う。２つ目、退職したベテランの教員を配置することで、若手教員のＯＪＴを充実する。先ほどの御質問の中に、特別支援教育支援員の業務拡大のお話がございましたが、再任用短時間教員の業務につきましては、特別支援教育支援員の業務の拡大された内容が含まれており、教員の負担軽減にもつながるものと考えております。

本市教育委員会といたしましては、予算との関係もございますが、このような事例も参考とさせていただきながら、教員の長時間労働の是正に向けて検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　１番。塩見寿子議員。

○１番（塩見寿子君）　今、御説明があったように、再任用短時間教員は、熊本市教委がことし３月に作成した「学校改革！教員の時間創造プログラム」で、取り組みの２、マンパワーの充実で紹介されていたものです。ぜひ検討していただいて、教員、先生方の負担軽減になるようなスタッフ配置を検討していただきたいです。

２点目の要望です。小学校外国語活動の早期化・教科化に伴い、５・６年生では英語科を教えなくてはならなくなりました。ですが、先生方の中には、自分は小学校教員の免許は持っているが、英語の免許は持っていない、いわば無免許だ、と疑問に思っている先生もおられます。子供にとって最初の外国語との出会いを、免許を持たない教員に任せていいのだろうか、ということです。

また、英語がふえることは、今でさえ多忙な教員に、さらに負担をふやすのではありませんか。小学校では、理科や音楽など専門的な知識や授業準備を要する教科には、専科の先生がおられます。小学校の英語も、専科の先生が必要ではないかと思います。

そこで、英語の専科教員の配置ができないかお尋ねします。

○教育長（末次美代君）　お答えいたします。

新学習指導要領完全実施に向け、外国語活動が、2020年度から小学校３年生から始まります。本県におきましては、グローバル人材の育成に向けて、教員の指導力・英語力の向上を目指した研修の充実、本県独自教材である「I CAN DO IT！」や、外部検定試験の活用促進及び英語使用場面の充実、肥後っ子わくわくイングリッシュ・キャンプ等により、英語教育の一層の充実を図ることが示されております。

そのような意味におきましても、議員御指摘のとおり、英語教育に係るマンパワーの充実が必要不可欠であることも十分承知しているところでございます。英語専科教員が配置できると本当にうれしいなと思うのは、私も同じでございます。

今後、完全実施に向けてさまざまな検討を行う中で、必要に応じて、県のほうにも要望をしていきたいと考えております。

本市では、独自の取り組みといたしまして、英語の技術指導者、ＴＡＥというんですが、Technical Adviser of Englishを昨年度から配置させていただき、市内全小中学校からも喜ばれているところでございます。ＴＡＥは、市内各小中学校へ行き、英語の授業に関する指導の支援をしたり、実際に担任と一緒に授業をしながら、担任が見て学ぶ場面を設定したりしております。このように、英語専科教員の配置はありませんが、これまで同様、ＴＡＥをフルに活用していきながら、教員の指導力・英語力の向上を目指して取り組んでまいりたいと思います。

さらに、教員が自信を持って、子供たちの前で指導ができるようなことにつながれば、と思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　１番。塩見寿子議員。

○１番（塩見寿子君）　最初に、専科の教員が配置できればいいなとおっしゃったところに、本当に実感がこもったお言葉でした。人吉市は、独自にＴＡＥを配置して、先生方の悩みにも対応されていること、英語教育を、先生方に丸投げしているわけではないことはわかりました。現場の御努力にも感謝をするものです。

しかし、多くの先生方は、小学校教員養成の課程や大学で英語科の授業について履修したことはないのです。これからは必須になっていくかもしれませんけど。ぜひ、英語専科の教員の配置も検討していただくようにお願いします。

では、英語を負担に思ったり、苦痛に感じたりする先生には、どのような対応をされるのかお尋ねします。

○教育長（末次美代君）　お答えいたします。

議員御指摘のとおり、教員の中には英語を不得意としたり、指導への抵抗感を持つ職員もいるかもしれません。それ以外にも、教科書や補助教材等の活用の仕方に悩みを持つ教員

もいるかもしれません。そのために、本市では昨年度から、三中校区を含む一中校区を１つのまとまりとして、小学校３校と二中校区の小学校３校が、それぞれ小学校３校合同研修会を開催し、公開授業研究会を行っているところでございます。

また、ＴＡＥによる英語の指導法に関する研修等も行うことで、授業者の授業力向上はもちろんのこと、参加者にとっても指導力・英語力の向上につながっていると確信しております。小学校の先生方の、非常に熱意ある研修への参加姿勢、そして努力されていることを日に日に感じているところでございます。

３学期には、現在使用している教科書や補助教材等の活用状況について、教員同士で協議し、共通理解を図る予定にしております。また、日ごろの授業におきましても、ＴＡＥが発音指導等、実際にしてみせることで、さまざまな指導法について担任が学ぶことのできるよい機会と捉えております。さらに、小学校低学年におきましては教科書がございませんので、ＡＬＴやＴＡＥがときには主になって授業を進めるなど、担任も学びながら、次の指導へつながるようなサポートを行っているところでございます。非常に積極的に先生方も取り組んでいらっしゃいますので、子供たちの前に立ったときの生き生きとした顔がとてもいい顔をされているなと思っているところです。

このような地道な積み重ねにより、ＴＡＥからは、昨年度と比べ、教員の技術的な向上が確実に見られているという報告も受けております。今後も、教員の英語の指導力、英語力の向上を目指して、さまざまな角度から対応してまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　１番。塩見寿子議員。

○１番（塩見寿子君）　今、教育長のお話をお聞きして、学校現場で研修がふえていくシステムが見えたように思いました。まじめに課題に向き合えば向き合うほど、必然的に研修が入ってきます。子供のためには、指導力を向上させるためには、研修しなくてはと、どんどん膨れ上がっていくんです。教育施策によって現場の負担がふえることのないように、何かを加えるのなら何かを削る、これを鉄則とするべきであると、改めて思いました。

教員の長時間労働の是正には、何といっても教員増が最も必要不可欠の課題です。国に教員増を求めながら、市でも、教育支援員や英語専科を配置して、担任の負担軽減を図っていただきたいと再度申し上げて、教員増についての質問を終わります。

３項目めは、市民の声から、横断歩道と黄色い旗について、３点質問をします。１点目は、新町の交差点の横断歩道の塗装が薄くなっていますが、そのことを、市は把握されているのか。また、引き直しを、警察に要望されているのかお尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君）　皆さん、こんにちは。お答えいたします。

新町交差点、これは裁判所前の交差点のことと存じます。横断歩道の白線が薄くなっていることについての御質問でございますが、市内には多くの横断歩道が存在しており、その

全ての状態を把握することは非常に困難でございます。そこで、通常は、町内会や学校等から横断歩道の引き直しについての要望をいただきながら対処しているところでございます。

議員御指摘の当箇所は、本年２月に開催されました人吉市通学路安全推進会議――昨日の笹山議員の一般質問でもお答えいたしたところでございますが、この会議において、特に優先すべき事項として横断歩道の引き直しが提言され、各学校のＰＴＡから、通学路における横断歩道等の引き直しを必要とする箇所をリストアップしていただき、本年５月に、その内容を確認したところでございます。その中に、議員御指摘の交差点における横断歩道は含まれておりましたので、市といたしましても把握しておりますし、人吉警察署交通課へ要望を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　１番。塩見寿子議員。

○１番（塩見寿子君）　人吉市通学路安全推進会議の場で、要望を共通認識され、人吉警察署交通課にも要望されているということがわかりました。あとは、警察の方の対応次第というところでしょう。

横断歩道を幾つか見て回ったら、黄色い旗があるところやないところ、ぼろぼろになっている旗や新しいものと、ばらばらであることに気づきました。

そこで、２点目は、市内の信号のない横断歩道で黄色い旗を見かけることが少なくなりましたが、現状はどうなっているのか。旗の設置までの流れをお尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君）　御質問にお答えいたします。

黄色い旗、横断旗につきましては、主に通学路上の信号のない横断歩道に対し、登下校する児童が安全に横断するために、利用できるよう設置されております。この横断旗は、人吉市及び人吉地区交通安全協会で保有しておりますので、主に学校や町内会などからの要望に応じて配布を行っているところでございます。また、人吉地区交通安全協会では、各校区支部において、劣化した横断旗の取りかえも行っているとお伺いをしているところでございます。

この旗の劣化などお気づきになった場合は、ぜひ、市の防災安全課に御連絡いただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　１番。塩見寿子議員。

○１番（塩見寿子君）　横断旗が必要だったら、市の防災安全課や交通安全協会に連絡すればいいということがわかりました。

このごろは黄色い旗を使って道を横断する小学生もいなくなったね、と近所の方と話していたとき、黄色い旗を持って横断歩道に立つと、車は必ずとまるから、お年寄りの方が横断するときに使ったらどうだろうか、と意見をいただきました。灰久保町の横断歩道では、

車がなかなかとまらないから困る、という声を常々聞いていました。だったら、横断する人は老若男女を問わず活用したらどうかと考えました。

そこで、３点目、横断旗を活用して、歩行者の横断の安全を図ったらどうか、活用を呼びかけたらどうかという提案です。いかがでしょうか、お尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

信号機のない横断歩道を渡る際、議員がおっしゃるとおり、なかなか車がとまってくれないことがよくございます。また、高齢者の方は、横断歩道を渡るのに時間を要する場合もございますので、そのようなとき、この横断旗を御使用いただければ、車の運転手からもはっきり認識ができ、より安全性が高まるのではないかとは存じます。議員御提案の、横断旗の活用につきましては、交通安全対策の１つの方法として周知を図るなど、対応をしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　１番。塩見寿子議員。

○１番（塩見寿子君）　横断歩道に人が立っていたら、その人は道路を渡るのかもしれない、しかし、おしゃべりをしていたら、その人が道路を渡るかどうかわからない。車を運転する人にも、横断する意志を横断旗ではっきり示したら、交通安全につながると思います。一斉に取り組むのは負担でしょうから、必要な町内会で試験的にやってみるとよいのではないかと考えます。

次に、市民の声から、防犯灯の設置について。街路灯や防犯灯の設置については、きのう、本村議員も笹山議員も取り上げました。設置について質問いたします。下戸越町の住民の方から、市道戸越草津線が、小学生から高校生まで通る道であるが、真っ暗で、懐中電灯がないと日没後は通れない、非常に危険、という声をいただきました。防犯灯は、町内会から市に要望することとなっているので、町内会長さんに、そんな声が届いているかお尋ねをしました。すると、町内会でも問題の箇所に防犯灯の設置を検討したが、そこは電気が通っていない区域である。電柱がない場所に防犯灯をとなると、電柱の設置費用は町内会の負担になる。それは、人吉市防犯灯設置要望の手引きにも書かれています。限られた町内会の予算から何万円もの支出は難しいので、懸案事項になっている、と教えていただきました。

そこで質問です。電柱がない場所での防犯灯設置に際し、支柱を設置する費用の補助はできないのでしょうか。全額、町内会負担というのは納得ができません。お尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君）　御質問にお答えいたします。

防犯灯については、町内からの要望に基づき、機器の新設及び蛍光灯などからＬＥＤ灯への取りかえを、市で進めております。

また、防犯灯は、九州電力やＮＴＴの所有柱に設置することを基本としているところでございます。ただ、場所によりましては、防犯灯を設置したいところに、九州電力やＮＴＴ

所有柱がない場合がございます。その際、以前は、設置費用の安さなどから木柱を立て、そこに防犯灯を設置されていたようでございますが、現在では、耐用性の観点から、鋼管柱の設置をお勧めしているところでございます。

このような防犯灯を設置する鋼管柱につきましては、防犯灯を維持管理する主体で設置していただくという観点から、町内会にその設置費用を負担していただいているところでございます。しかし、昨今の町内会の財政事情は厳しく、町内会のほうから、鋼管柱の設置について、市からの補助の要望をいただいているところでございます。

市といたしましては、市内に約2,000基ある防犯灯について、電気料金が安くなり、町内会の負担軽減となる上に、長寿命が見込まれるＬＥＤ灯に全て取りかえることを優先し、現在まで約1,000基の取りかえが完了をいたしております。残り1,000基も、ＬＥＤ灯に取りかえる要望が予想され、それが完了するころには、早期に取りかえたＬＥＤ灯の更新時期を迎えると想定されております。厳しい財政状況でございますが、この防犯灯の設置は、市民の安心・安全な暮らしを守り、住みよいまちづくりを進めていく上で重要な施策と考えており、継続的に必要な事業だと認識をしているところでございます。

鋼管柱の設置も、防犯灯の維持のためには必要なことであり、町内会の負担も大きいという現状を踏まえまして、その設置の補助について、今後、検討してまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　１番。塩見寿子議員。

○１番（塩見寿子君）　そういう要望が、つまり、電柱の設置は、町内会は厳しいと、どうにかならないかと要望は届いていることがわかりました。防犯灯の設置は、市民の安心・安全な暮らしを守るために重要な施策です。電柱がない地域では、その費用は負担が重くて、補助があればいいと思っておられる町内がほかにもあるんではないでしょうか。電柱がないのは、その町内の方の責任ではありません。町部も周辺部も、同じ人吉市民です。ぜひ、前向きな検討をしていただきたいです。

市民の声からの最後は、カーブミラーの管理について質問をします。矢岳町の住民の方から、カーブミラーがなくなったところがあるが、何カ月たっても取りつけない、という声をいただきました。

そこで、支柱だけが残り、カーブミラー本体がない場合は、どのような手続をすればよいかお尋ねします。

○建設部長（山下正純君）　議員の皆様、こんにちは。それでは、お答えいたします。

塩見議員御指摘のカーブミラーは、市道人吉矢岳線を矢岳町に向かいまして、矢岳集落の手前に位置する道路の曲線部分に設置してあるもので、対向車を確認するためのカーブミラーでございます。

このように、カーブミラーの本体がなくなる原因といたしましては、台風などの強風により、老朽化した支柱が途中で折れるか、あるいは、カーブミラー本体と支柱の接続部が破損して落下し、支柱が残ったりするのではないかと考えております。なお、御指摘のカーブミラーにつきましては、修繕工事に向けて手続を進めておりまして、近日中に着工としているところでございます。情報をいただきましてから、着工に至るまでに期間を要しましたところを申しわけなく思っております。

一般的に、カーブミラーが設置してある箇所につきましては、道路の形状が曲線になっているため、対向車の確認が必要な箇所、あるいは交差点などでも、特に見通しが悪い箇所などに設置するものでございまして、今まで設置してあったものが急になくなりますと、歩行者や車両の安全な通行に支障となる場合もありますので、市民の方による情報提供や職員が通常の道路パトロールを行う際に発見し、現場を確認次第、早急な対応を心がけているところでございます。

手続はどのように行えばよいのか、とのお尋ねですが、カーブミラーの不具合等を見かけられた場合、道路河川課もしくは防災安全課に御一報いただければ、職員が現地に伺いまして確認するようにしておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　１番。塩見寿子議員。

○１番（塩見寿子君）　近々カーブミラーが取りつけられるということでした。実際に矢岳方面に行ってみたら、カーブの数だけカーブミラーがありました。中には、カーブミラーが白く曇っていて、よく映らないものもありました。年に１回は点検をする必要があるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。お尋ねします。

○建設部長（山下正純君）　お答えいたします。

カーブミラーの点検につきましては、通常の道路パトロールの際に行っておりますが、市内一円に設置してある数多くのカーブミラー全てを、完全に状況把握することは難しいところでございまして、やはり、地元町内会を初めとした市民の皆様からの情報提供が一番有効であると認識をしております。

今後も、カーブミラーに留意した道路パトロールを行い、市民の皆様から情報提供をいただきながら、交通安全環境の向上に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　１番。塩見寿子議員。

○１番（塩見寿子君）　市街地は、人や車が数多く通り、気づく人も多いと思いますが、山間部は、意識的なパトロールを心がけていただくようお願いいたしまして、これで、一般質問を終わります。

○議長（田中　哲君）　ここで、暫時休憩いたします。

午後３時17分　休憩

午後３時29分　開議

○議長（田中　哲君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

２番。宮原将志議員。

○２番（宮原将志君）（登壇）　こんにちは。２番議員の宮原です。本日、最後の登壇となります。お疲れのこととは存じますが、最後までよろしくお願いいたします。

今回は、３項目。１項目めが、くま川下りから、くま川下りに対する行政の責任について。２項目めが、農業振興関係から、ひとよし産業祭の現状と今後について。３項目めは、イノベーション創出から、ハッカソンの効果と今後の展開について質問していきたいと思います。

先日、12月２日に、国指定重要文化財で、人吉球磨の日本遺産構成文化財の１つでもある岩屋熊野座神社で岩屋フェスを開催いたしました。岩屋熊野座神社を多くの方々に知ってもらいたい、また、高校生の活躍の場をつくりたいということで始めたイベントですが、今回で５回目の開催となり、ことしも多くの高校生が参加をしてくれて、活躍をしてくれました。改めて、子供たちは地域の宝であり、子供たちが地域外に出て行っても、また帰ってきたくなるような魅力ある地域づくりをしていかなくてはならないと、強く感じたところであります。

このように光り輝く地域の宝がある一方で、現在、存続するかどうかの重大な局面に立っている地域の宝がございます。そう、球磨川下りであります。球磨川下りについては、昨日、大塚議員が詳しく一般質問をされましたので、若干重複するところもございますが、違う角度から質問をしていきたいと思います。

球磨川下りについては、私が言うまでもありませんが、人吉球磨を代表する観光資源の１つとして、長年にわたり親しまれてきました。昭和38年に、現在のくま川下り株式会社が設立され、昭和50年代には、乗客数が10万人を超えるなどにぎわいを見せた時期もございますが、徐々に乗客数が減り、現在は２万人台まで乗客数は減少しております。ここ数年は正念場を迎え、施設整備や事業再生計画を策定するなど、さまざまに手は打っているものの、再生への道のりは遠く、危機的な状況が続いております。

しかし、今回、経営難の窮地を救う、起死回生の一手となり得るかもしれない、株式会社シークルーズとの業務提携の話が出てまいりました。ハードルはあるかもしれませんが、地域の宝である球磨川下りを後世へと残していくことを考えるのであれば、大変ありがたい話であり、私はチャンスであると考えております。市長も、施政方針の中で、この業務提携については、くま川下り株式会社の事業再生に大きく踏み出す重要な局面にあると認識している、と述べられています。

そこで、この業務提携が結べなかった場合、今後の球磨川下りはどのようになると考えら

れているのか、市長の率直な御意見をお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

率直な意見とのことですので、単刀直入に申し上げますと、現時点で債務超過法人でございますので、現在のくま川下り株式会社単体としましては、営業力も乏しく、誘客活動に活路が見出せない状況下においては、採算性も期待できないため、今後の球磨川下りの存続は非常に厳しいものがあるかと存じます。

また、現社長が辞意を表明されておりますので、新たな社長を選任することから始めることになろうかと存じますが、羅針盤となる新事業再生計画を、よりスピード感を持って遂行することが可能な、経営ノウハウに長けた方が代表取締役として選任されない限りは、抜本的な改革も期待できないのではないかと危惧しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　２番。宮原将志議員。

○２番（宮原将志君）　存続は非常に厳しいということですね。社長も辞意を表明されていると、また、社長を探しても、銀行融資の個人保証の問題で、なかなか手を挙げる人がいないということで、また、さらには従業員のモチベーションも上がらないというふうに聞いておりますので、私も、この業務提携の話が進まなかった場合は、大変厳しい運営を強いられるのではないかと予測しております。

今回、このような大変厳しい状況の中で、一筋の明るい光が差し込んできたわけですが、ここ数年、何もやってこなかったというわけではないんですよね。ここに、これは2013年７月、５年前の広報ひとよしのコピーなんですが、表紙が、特集で「急流、正念場。」と書いてありまして、中を見ると「消滅の危機」と、このころから消滅の危機と言われているんですが、このように当時も厳しい状況だったということで、平成26年に事業再生計画を策定し、その事業再生計画を実施するために、本市も3,500万円の貸し付けを行っています。私、当時は議員でありませんでしたので、この当時の議事録を見たところ、やはり議会でもさまざまに議論が交わされており、それだけ重要な再生計画だったと思っております。本来でありますと、平成26年から平成31年２月、来年までが事業再生計画の期間でありましたけども、熊本地震の影響で経営が悪化したということで、ことしの新事業再生計画の策定までが、この再生計画の期間となってしまいました。

しかし、その事業再生計画が、現在の経営にどのような影響を与えているのか。効果等を分析する必要があると思っております。そこで、平成26年度に策定した事業再生計画をどのように検証しているのかお尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

平成26年度策定いたしました事業再生計画の検証でございます。平成26年６月から平成31年２月の５年間が、議員がおっしゃったように、事業再生期間でございます。事業再生への

５つの柱がございます。まず、１つ目が、超高齢化社会への対応、これは高齢化社会への対応、かつ若年層、子供も楽しめる川下りへということでございます。それから、２つ目が、川下りコース区間の見直しでございます。非滞留型のさよなら観光から、滞留観光型、滞留していただき時間を長くとっていただくものへの転換があったと。それから、３つ目でございますが、人吉発船場の立地、ロケーションの最大限の活用がございまして、観光客や市民の憩いの場としての発船場の立地を変えるということ。それから、４点目でございますが、拠点の一本化がございます。渡も営業所がございましたが、こちらは廃止いたしまして、スクラップ・アンド・ビルドによる経営効率化があります。もう１つ、最後の５つ目が、その他の事業を拡大するということで、これはラフティング事業でございます。時代のニーズを捉えました事業拡充を掲げまして取り組んでこられたところでございます。この計画により事業再生を進めている中、議員おっしゃいましたように、平成28年に地震がございました。そこで、さらに新たな事業再生計画ということでございます。

先ほど申し上げましたように、５つのそれぞれにつきまして検証ということで、成果と効果ということで申し上げさせていただきます。一番最初の、超高齢化社会への対応への具体策といたしまして、トイレのバリアフリー化につきましては、平成26年11月に改修済みでございます。乗船客の完全送迎対応につきましては、平成27年３月から対応済みでございます。それから、乗船時間の短縮化、乗船・下船時の徒歩での移動の短縮につきましては、所要時間50分のミドルコースを中心の運航として対応されてまいりました。

２つ目の、川下りコース区間の見直しでございます。この具体策といたしまして、ショートコース、ミドルコース、ロングコース、それから激流コース。この４コースでの運航を目指していたわけでございますけれども、平成27年２月に、温泉町に足場を設置いたしまして、ミドルコースの運航を開始いたしましたが、人員、河床掘削、発着場所の確保から、ロングコースと激流コースの運航には至っていないというところであります。温泉町の足場につきましては、国土交通省により、平成29年１月に階段整備工事を実施いただいたものでございます。

３つ目でございました人吉発船場の立地、ロケーションの最大限の活用の具体策といたしましては、人吉発船場の１階フロアを改装いたしまして、カフェを営業するということがございました。これは、平成26年11月に、くまがわマルシェを開設いたしております。これは、平成30年５月をもって閉店いたしております。また、手こぎボートのレンタル事業がございました。これにつきましては、平成26年10月から事業開始いたしましたが、管理面の負担に比べ、利用者の伸び悩みがあったということで、現在は実施いたしておりません。

それから、４番目の、拠点の一本化がございました。渡営業所の廃止の具体策につきましては、渡営業所施設の解体による廃止について、平成28年２月に撤去をいたしております。ラフティングボートの保管、ガレージの新設につきましては、平成28年４月に設置済みでご

ざいます。

５番目でございますが、その他の事業の拡充ということでラフティング事業の具体策といたしまして、ラフティングボートの買いかえ10艇でございます。それから、附帯備品の整備につきましては、平成26年９月までに購入済みでございます。

この効果といたしましては、平成27年度につきましては、乗船客数が２万9,871人と、前年比で28.9％の増があっております。それから、船の稼働率も20.5％の増と、効果が出始めていたところでございました。くまがわマルシェにつきまして、申し上げます。平成27年度がピークでございまして、1,888万5,000円の売り上げがあったわけでございますが、残念ながら、一度も利益を生むことがなかったということでございます。ラフティング客につきましても、大きくは伸ばすことができていないということです。

いずれも、５カ年計画の売り上げ目標の達成とまではいっておりませんが、本事業であります川下りの遊覧船事業につきましては、平成26年度、平成27年度は黒字化をしておるところでございます。これらを検証いたしまして、本業であります遊覧船事業での再生は可能と判断し、遊覧船事業を中心とした新事業再生計画を、昨年度策定したところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　２番。宮原将志議員。

○２番（宮原将志君）　送迎がないとか、乗船時間が長いと言われていた中で、しっかりそういったところには対応されておりましたけれども、くまがわマルシェは一度も利益が出なかったとか、ラフティング客も、そこまで大きくは伸びなかったとか、手こぎボートは、もう現在実施してないとか、若干見通しが甘い部分もあったと思っております。

ですが、遊覧船事業については、平成26年度、平成27年度と黒字化していたということで、新事業再生計画は、この遊覧船事業を中心に行っていこうというふうにつながっているものと思います。

それでは、平成30年３月に策定された新事業再生計画についてですが、まだ１年もたっていませんけど、どのように事業計画の効果等を検証しているのかお尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

平成30年度の新しいほうの事業再生計画でございます。平成26年度の事業再生計画は、どちらかといいますと環境整備といったハード面に重点を置いた計画でございました。平成30年３月に策定いたしました新たな事業再生計画は、会社経営の根幹となりますソフト面に重点を置いた計画でございます。

計画が策定されまして約８カ月が経過したところでございまして、この計画自体が５カ年計画でございますので、現時点での効果と検証につきましては、進み始めた項目もございますし、まだ未着手の項目もございます。現時点では、予定よりも進捗が若干おくれているというのが、正直な検証でございます。

具体的に申し上げますと、船頭の雇用形態の改革についてでございますが、財源確保などの面から、通年雇用のめどは立っていないという状況がございます。次に、新造船の獲得につきましては、本市のスマートＩＴ林業を活用いたしまして、購入に向けまして、林業関係者と現在交渉しているところでございます。大体木材のめどが立っております。それから、急流下り復活につきましては、陸路からではございますが、数回航路調査を実施いたしております。また、球磨村を初め、関係機関と協議を実施いたしておりまして、国土交通省に対しましても、発船・着船場の護岸整備に係る要望書を提出しているところでございます。

今度は事務的なところで、ＩＴ活用の業務の効率化というのがございます。これにつきましては、クラウド会計を一部導入いたしまして、会計ソフトやインターネットバンキングとの連携に向け、試運転をしているところでございます。また、ネット予約機能につきましては、旅館やホテルから、インターネット上で予約状況の確認は可能となっているところでございます。営業専任社員の確保につきまして、５月に、営業経験のある、英会話に堪能な男性を採用することができておりますが、ほかの社員が退職いたしましたために、営業専任としての増員が、残念ながら叶っていないというところでございます。それから、遊休不動産の有効活用でございますが、いわゆるくまがわマルシェの閉店後でございますけれども、１階を貸し会議室として使用中でございまして、テナントとしての入居の問い合わせもあっていたところでございますが、２階については保管資料等が未整備の状況というところでございます。事業再生支援チームとの連携がございます。これは、５月と６月の２回の開催にとどまっているところでございます。

以上、計画内容につきましては、筆頭株主であります本市といたしましても、全く異論のない計画でございますので、今後、計画を推し進めるためには、強力な推進力を持つエンジン役となる経営者が必要であると認識しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　２番。宮原将志議員。

○２番（宮原将志君）　まだ１年もたっていないので、なかなか検証するのも難しいところもあったかもしれませんけれども、現時点では、予定よりも進捗がおくれているということですので、答弁にもありましたように、強力に計画を推進していただける経営者をやはり探さなければいけないと思っております。

そこで、今回、この新事業再生計画の内容に興味を示し、業務提携の話が進んでいるシークルーズ社に、その経営者として経営を強力に推し進めていただきたいという期待があります。これは、私だけではなくて、観光業に携わっている方にお話を聞くと、やはりシークルーズとの業務提携に期待しているという話もされております。

しかし、やはり一番のネックになってくるのは、銀行融資の個人保証だと思います。これは、シークルーズ社だけでなく、業務提携がうまくいかなかった場合にも、新しい社長を探

しても、この連帯保証、個人保証がある限り、誰も手を挙げないと思っております。仮にこの状況が続いて、好転せずに、仮に倒産となった場合、負債を背負うのは個人保証になっている社長なんですね。果たして、そうなった場合に、社長に全て負債を背負わせてもいいのか、今までの経営の責任を社長に押しつけてもいいのか、本市には何の責任もないのか、その辺はどのように考えているのか、というのが、まず１点お尋ねいたします。

また、本市は、設立当初から、長年にわたり筆頭株主としてくま川下り株式会社の経営に携わってきました。さらには、本市はくまがわ荘の管理運営も委託されております。当時は、くまがわ荘と球磨川下りを一緒にすることで、相乗効果だったり、船頭の通年雇用、こういったものを期待されて委託されたみたいですが、結果として、くま川下りの経営を圧迫することにつながってしまったと。このような状況まで来てしまったことは、私は、筆頭株主として経営にかかわってきた人吉市にも大きな責任があると思っております。

そこで、くま川下り株式会社の経営不振に対して、本市はどのような責任を感じているのか。２点お尋ねいたします。

○議長（田中　哲君）　ここで、会議時間を延長いたします。

○市長（松岡隼人君）　御質問にお答えいたします。

業務提携が不調となり、さらに、最悪なシナリオとして倒産となった場合の責任の所在についての御質問でございますが、会社が倒産しますと、債権者は、会社の残った財産から債権の回収を行うこととなりますが、繰り返しの答弁になりますが、法律上では、会社の代表取締役といえども、法人と個人は別人格であり、著しい裁量権の逸脱がない限りは、損害賠償といった責任を負うことはございません。しかしながら、代表取締役が、会社に対して個人保証人、いわゆる連帯保証人となっている場合は、会社に返済能力がなければ、代表取締役に返済義務が発生することになりますので、そのような事態とならないよう最善の策を講じる必要があろうかと存じます。また、取締役以外の株主の責任も、株主の責任は、その有する株式の引受価格を限度とする、とされており、株式会社に出資した株主の出資金に対する責任であり、株主は、出資した企業が破綻したり問題を起こしたりしても、出資分以上の法的な責任を問われることはございませんが、株価の変動により、出資した資金が目減りして損失をこうむったり、株式が無価値になると全額を失うことはあろうかと存じます。

このことは、地方公共団体が負う責務としても同じでございますが、その一方で、出資額以上の責任は負わないまでも、筆頭株主として、取締役及び監査役として会社に携わっている以上は、無策のままでは経営判断を見誤ったことによる道義的な責任を問われる可能性はあろうかと存じます。

また、これまで長年にわたり、第三セクターであるくま川下り株式会社に対して、取締役及び監査役として担当職員が会社の支援に携わってきた経緯もございますし、長年にわたり、行政の責務として、歴代の首長が、その時代に即した支援策を会社に対して打ち出され

てきた経緯もございます。

そのような中、現在のくま川下り株式会社の負債の規模に改めて着目しますと、個人保証が必要となる程度にまで負債が大きくなり、その結果、代表取締役を初め、取締役の人選に苦慮する現在の悪循環を断ち切るべく、いずれかの時点で道筋をつけることも、長年にわたりくま川下りに携わってきた我々行政側の責任だと認識しているところでございます。この点は、業務提携のお話があろうがなかろうが、早急に道筋をつける必要があった課題でございます。

そのような課題を解決する方策を模索している最中に、今回のような、メーンバンクが仲介に入っての大規模な業務提携のお話をいただいたところでございます。このようなお話は、長い歴史の中で恐らく初めてのことと存じますので、この機を、さまざまな懸案課題をクリアすべく、抜本的改革を含む経営健全化の好機と捉え、筆頭株主としての責務を果たしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　２番。宮原将志議員。

○２番（宮原将志君）　やはり、個人保証については、法的には責任はなくても、道義的な責任はあると思いますので、やはり解消に努めなくてはならないと思っておりますし、くま川下りの設立の際も、人吉市がかかわっているんですよね。昭和37年の人吉市議会の議事録にも、設立に向けたときの動きの説明等があっておりまして、３社あった船会社を一本化にすることを本市から提唱して、一本化の方式の中で、新会社に出資して、市の意向を代表する者を若干送り込む、という説明があっております。そこから、ときの市長だったり、副市長や助役、また部長が、長年にわたりくま川下りの経営にかかわってきたと。やはり、大きな責任があると思っております。

ただ、この責任というのは、執行部だけではなくて、くま川下りについては議会でも今までさまざまに取り上げておりますので、議会にも責任があると、私は思っております。ですので、市長が言われましたように、ここで悪循環を断って、道筋をつけるということで、個人保証の問題を解決するためにも、しっかりと筆頭株主としての責任を果たしていただきたいと思っております。その責任を果たすというのが、今回の6,000万円の貸し付けになると思いますので、この6,000万円の貸し付けについては、私、経済建設委員会の委員ですので、そのときに、詳しくまた質問をしたいと思いますので、この場での質問は控えたいと思います。

それでは、最後の質問ですが、今回、しっかりと責任を果たして、業務提携が結ばれた場合、昨日、ちょっと大塚議員の質問にもありましたが、今後、買収とか、本市が持っている株式の譲渡といった話が出てくるかもしれません。そうなった場合、簡単にはいかないとは思いますけども、今後、くま川下り、第三セクターの民営化という話になると思います。

そこで、責任を果たした後のくま川下りの民営化についての考え、また、その可能性について、どのように考えているのかをお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

これまでの御質問同様、将来の買収の可能性につきましては、現段階でお答えするには、非常に機微に触れる問題かと存じます。現時点では、これから発船する船に乗船する前の段階でございますので、推測するに、現時点の負債の状況、財務状況のままでは、買収のお話をいただける企業は皆無であろうと存じます。

一方で、繰り返し、あくまでも今後の可能性という観点で御理解をいただきたいと存じますが、業務提携後の数年後に業績が好転し、その結果として負債が圧縮された場合には、実質的な経営権を保有することを目的として、買収、さらには人吉市が保有する株式の譲渡のお話も出てまいるかと存じます。

この件に関しましては、総務省の指針にもありますとおり、完全な民営化を視野に入れた経営のあり方についても検討することが望ましい、との見解もございますので、人吉市が第三セクターとして関与していく目的・意義を十分に踏まえ、行政が関与するよりも採算性が期待できると判断できたならば、完全民営化の可能性も全くゼロではないと存じます。もちろん、そのような事態となりましたならば、既存の貸付金の償還の状況や、人吉市が保有している株の価値を精緻に精査した上で、議会とも御相談しながら、市の責務として真摯に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　２番。宮原将志議員。

○２番（宮原将志君）　可能性はゼロではないということで、私は、民間でできることは民間に任せたほうがいいと思っておりますが、くま川下りへの貸し付け等の問題や、株主として経営に携わっていたほうがいいという方もいらっしゃると思いますので、すぐに民営化へというのは難しいというのは理解しております。しかし、今後、このような民営化についても議論ができるぐらい、経営が安定することを期待していますし、先ほども述べましたが、シークルーズ社との業務提携には大きな期待をしております。ただ、このシークルーズ社だけに期待をするというのではなくて、今まで以上に、人吉市全体で球磨川下りを応援していく態勢づくりもしていく必要があると思っておりますので、このあたりもしっかりと対応していただきたいと思っております。これで、くま川下りの質問を終わらせていただきます。

次に、ひとよし産業祭について質問してまいりたいと思います。

ことしも、11月10日、11日に、ふるさと歴史の広場にて、第69回ひとよし産業祭が開催されました。関係者の方々の御尽力には感謝をしているところではございますが、市民の方からいろんな声がありましたので、今回、質問することにいたしました。

では、どんな話だったかというと、天候にも恵まれ、にぎわっていたということです。林

業フェアでは、子供たちが楽しそうに遊んでいた、という声がある一方で、これは毎年出てくる話なんですが、何で人吉市は芸能人ば呼ばんとね、という声や、中学校の文化祭と重なり、行けなかった、と。郡部のイベントと日程が重なるのはしょうがないけど、もう少し日程が調整できないのか、とか、ことしは来場者が少なく感じた、とか、特に目玉もなく、マンネリ化しているよね、というような声がありました。私も会場に行ったのですが、会場のレイアウトが変更されており、真ん中のスペースが広く、そこに人がいなかったせいか、私も来場者が少ないなと感じたところでありました。

イベントを続けていくことが難しい中で、69回も続けているということは評価できますが、本来イベントとは、何らかの目的を達成するための手段のはずが、人吉市の産業祭は、開催そのものが目的になっているのじゃないかと感じております。

そこでお尋ねですが、ひとよし産業祭の開催の目的は何なのかをお尋ねいたします。

○副市長（松田知良君）　皆様、こんにちは。お答えいたします。

ひとよし産業祭の目的でございますが、当祭りは、昭和25年の農業祭から始まっております。平成３年から平成19年まで、福祉部門もあわせて、ひとよし産業・健康・福祉まつりとして開催され、平成20年から、福祉部門が外れた現在のひとよし産業祭として開催されております。また、開催場所につきましても、ここ13年間は、現在の場所で開催となっております。

現在、ひとよし産業祭実行委員会を組織し、人吉市、ＪＡくま、人吉商工会議所が中心となり実施いたしております。市内外の方々に御理解してもらうことで、本市の農商工における各分野が一体となって、本市産業振興とＰＲを図り、市の活性化に寄与することを目的といたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　２番。宮原将志議員。

○２番（宮原将志君）　農商工一体となって産業振興やＰＲ、また地域の活性化に寄与することが目的であるということですが、果たして、その目的が達成できているのかなと感じております。市内の方は来られるかもしれませんが、県外や市外の方は、また行きたいと思わないんじゃないかなと、私は感じております。ですので、コンセプトを変えるか、もう少し再考が必要ではないかなと思っておりますが、それでは、次の質問です。

先ほども言いましたが、来場者が少なく感じた、とか、マンネリ化している、というような声がありました。今回の産業祭について、どのような総括をしているのか、実行委員長である松田副市長に、またお尋ねをいたします。

○副市長（松田知良君）　お答えいたします。

今回の第69回ひとよし産業祭は、両日とも天候に恵まれ、多くの皆様に御来場いただきましたこと、並びに、関係者、従事いただきましたスタッフの皆様に、この場をおかりいたし

まして深く感謝申し上げるところでございます。本当にありがとうございました。

今回のひとよし産業祭の総括といたしまして、議員が先ほど言われましたけども、最初に、会場のレイアウトについてでございますが、前回、来場者や出店者から、出店されている場所がわかりづらい、との意見がございましたことから、ひとよし産業祭実行委員会におきまして協議・決定しました会場レイアウトにて、これまでと違った形で実施したところでございます。

会場レイアウトにつきましては、会場敷地の関係上、さまざまな御意見がありましたが、出店いただいた全てのお店をぐるりと一通り見ることができるものとして、今回のレイアウトにて実施したところでございます。

また、同時開催いたしました人吉市林業フェア及び第51回人吉球磨建築木工まつりにおきましても、多くの御家族連れの皆様に御来場いただいたところでございます。

次に、ひとよし産業祭は、毎年11月の第二土曜日・日曜日に開催しておりますが、ことしにつきましては、近隣の村におかれまして、祭りを同日に開催されたところがございました。また、毎年出店いただいておりました球磨工業高等学校の文化祭や市内中学校の文化祭・記念式典が重なったところでもございます。その中、毎年ひとよし産業祭に合わせて企画いただいておりますＪＲ九州のウオーキングにおきまして、この会場に立ち寄っていただくルート設定や、ことし、本市で開催されました熊本県スポーツ推進委員研修会人吉大会におきましても、当祭りに合わせて企画していただき、当日も、ひとよし産業祭のチラシの配布や、司会からの産業祭の案内も行っていただいたと聞いております。

このように、いろんなイベントがあっておりますが、昨年の来場者の状況からいたしますと、両日とも、午前10時開園から来場者の方は多く、シャトルバスの乗車状況、林業フェアの来場者数を見ましても、来場者はふえている状況であったと存じております。来年度におきましても、御来場される皆様に楽しんでいただけるひとよし産業祭を開催してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　２番。宮原将志議員。

○２番（宮原将志君）　会場のレイアウトの話が出ましたが、これは人それぞれに御意見あると思いますけど、私は、どちらかというと失敗だったんじゃないかなと思っております。先ほども言いましたけども、やはり中央のスペースがちょっと広すぎ――まあ、ステージの位置との関係もあると思うんですけど、広すぎますし、さらに、中央に飲食ブースがあったんですけれども、飲食ブースから出店側を見ると、全部テントの後ろに防風幕が張ってあって、どこに何が売ってあるかわからなかったんですよね。ですので、今回初めての試みだったというのはわかりますけれども、また、このレイアウトについては来年の検討課題ではなかろうかと思っております。

今の総括を聞いていますと、イベントが重なっている中でも、来場者が多くてよかった、みたいな総括ですが、確かに林業フェアはたくさんの子供たちでにぎわっておりました。ただ、イベントの中身、産業祭の内容について、松田副市長は、もう満足されていると受けとめてもよろしいんでしょうか。お尋ねいたします。

○副市長（松田知良君）　お答えいたします。

産業祭の今の状況に満足しているかということでございます。その質問でございますけども、確かに、人吉市の産業祭では芸能人とか呼ぶことができない、そのような予算規模でやっております。ただ、ステージで、やはり演技とかしていただくのは、ほとんど地元の方でございます。そういう中で、やはり、地元で楽しんでいただくということに関しては、その演技を見に来る人もおりますので、それはそれでよろしいと思います。ただ、議員がおっしゃいましたように、それで満足しているかといいますと、まだまだ満足している状況ではございません。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　２番。宮原将志議員。

○２番（宮原将志君）　よかったです。これで、満足していると言われたらどうしようかなと思っていたんですけれども。これからも、楽しい産業祭になるように努力していただきたいんですが、それでは、次の質問に移ります。

今回の産業祭は、来場者数が多かったということですが、来場者数と出店者数、これらの推移はどのようになっているのかをお尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

私も、今回、まだ満足いたしておりません。それでは、ひとよし産業祭の来場者数と出店者数の推移でございます。昨年の第68回の来場者数、出店者数でございますけれども、来場者数は２日間で１万5,000人とそのように推測しております。それから出店者数は68店舗でございました。今回でございますけれども、今回は来場者２日で１万9,000人、それから出店者数62店舗でございまして、来場者数は4,000人ふえておりますが、出店者数は６店舗減ということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　２番。宮原将志議員。

○２番（宮原将志君）　部長も満足していないということで、それはそれで安心しているんですけれども。来場者数はふえているんですね。やはり会場のレイアウトで、広いスペースに人がいないと、そのように寂しく感じるのかもしれません。しかし、出店者数が減っているということで、やはり出店したくなるような産業祭にしていただきたいと思いますし、また、出店が減った原因もしっかりと調査をしていただきたいと思います。

この、調査という点で言うと、レイアウトを変更したのは周りの声を聞いて変更した、

ということでありましたが、周囲の声を聞く方法として、毎回アンケート調査をされているのか。また、アンケート調査をしているのであれば、どのような意見が出ているのかをお尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

今回のひとよし産業祭におきましては、会場レイアウトを変更したということで、それに伴いまして、来場していただきました皆様方と、出店していただきました皆様方へアンケートを実施いたしました。来場いただきました方からのアンケートを集計しましたところの中身でございますけれども、林業フェアがございましたから楽しかった、特に子供さんは、こういう意見が多い。それからシャトルバスも利用しやすかったというのがございます。御指摘いただきましたように、たまには芸能人を呼んでほしい、これは毎回出るものでございます。駐車場がもっと近くにほしいというのもございます。これは永遠の課題でございます。それからウッチャンを呼んでほしい、やはりこれもよくございます。汽車や動物などの乗り物でございます、これはお城祭りに出しておりますが、あのようなものがやはりほしいということがございます。それから、夏目友人帳をやはり期待される方もいらっしゃるんですね。こういったグッズがないかなというのがございました。それから、会場にごみ箱がほしい、これは本当に率直な意見でございます。

それから、出店いただきました方につきまして、現在回収させていただいているところでございます。その中で、御意見をいただいているものを一部御紹介をさせていただきます。場所の配置はよかったと思うという方もいらっしゃるんですけれども、私はちょっと違うんじゃないかと思います。これは、私の意見でございます。テント代と場所代が一緒なので、出店料は、ほかのイベントより安いと、これは確かに安うございます、出店しやすくしております。出店者の駐車場が遠いというのがございました。これは率直な意見だと思います。旧庁舎があったときは、すぐ横にありました。出店数が少ないというのは、昨年よりはちょっとふえております。この点はちょっと違うかなと思います。それから、駐車場が少ないというのは、当然ございます。それから、お店の場所がわかりにくかったと。確かにアイウエオ順で並べばいいんでしょうけど、くじで皆さん決めますので、なかなか出店の場所というのは永遠の課題といいますか、毎回言われております。これまでどおりの配置がいいという方も、以前のように配置してあれば、たくさんお客さんが来ているように見えるんですよね、議員がおっしゃったように、私もそう思っております。それから、駐車場は、出店者よりも来場者を優先して設置してほしいという意見があったということでございます。

こういったアンケートの結果を踏まえまして、次回開催されるひとよし産業祭実行委員会へ報告し、検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　２番。宮原将志議員。

○２番（宮原将志君）　アンケート調査をされていたんですね。私、何回も行っていますけども、「アンケートを書いてください」と言われたことがなかったので、知らなかったんですけれども。アンケート調査をされているのであれば、やはり、次回の産業祭にしっかりと生かしていただきたいと思います。ですが、産業祭は、来年に向けてはやはり見直しも必要だと思っております。マンネリ化しているんですね、これは多くの方が感じていらっしゃいます。

現在、産業祭は、人吉市と商工会議所、球磨地域農業協同組合などの実行委員会形式でやられております。それぞれに役割はあると思いますが、結局、人吉市が主体でやっているような感じがいたします。市長は、イベントについて、民間主導でできるものはそのような方向で考えていきたい、と過去の一般質問で答弁されておりますが、この産業祭も、民間主導というのはなかなか難しいかもしれませんが、もっと民間とアイデアを出し合いながら、また連携をとり合いながら取り組むなどの見直しが必要があると思っております。

そこで、市長は、産業祭の今後の見直しについて、どのように考えているのかをお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

私自身のイベントに対する考え方といたしましては、基本的には民間で主導されることが好ましいというふうに思っておりますし、議員御指摘のとおり、見直しが必要な部分は見直したほうがいいというふうに存じます。

今回の産業祭では、出店された方々が、本地域の産業をしっかりＰＲされており、大変ありがたく思いました。議員も、そして部長も申し上げましたとおり、林業フェアでは、小さいお子様を連れたたくさんの御家族が木に触れて楽しんでおられ、地場の産業を知っていただくにはいい機会だと、再認識もしたところでございます。

目的は明確にしながらも、その手法につきましては、世の中の流れで当然変わっていくものと存じますので、去年こうだったからということにとらわれずに、どんどん新しいことを取り入れていくべきではないかなと考えております。

先ほど、宮﨑議員へ答弁させていただきました球磨栗を初め、キクラゲ等の優れた農産品が、本地域では多数生産されております。林業も重要な産業でございますし、１次産業のみならず、地元企業が開発・生産・販売をしておられる商品の紹介なども行われておりました。また、先般の中学生子ども議会では、フードフェスタ開催の御提案もいただいたところでございます。本地域で生み出す、新たな価値をみんなが知り、伝えることによって人を呼び込むという、広い観点で考えるならば、さまざまな形の祭りが検討できるのではないかと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、多くの方々が、ぜひ行きたいと思えるような祭りになりますよう、今後開催されるひとよし産業祭実行委員会にて検討していただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　２番。宮原将志議員。

○２番（宮原将志君）　本当、さまざまに検討できると思うんですね。極端な話でいうと、ふるさと歴史の広場でしなくてもいいんじゃないかという話もあって、例えば、えびの市の京町の二日市みたいな町なかでやるとか、例えば、九日町の商店街の人たちと連携して、町なかで産業祭をするとか。今、駅前でマルシェとかされている方たちもいらっしゃいますので、駅前でそういった産業祭をするとか、また、道の駅の登録を目指している石野公園で開催をすると、そこですればステージ代が要らないので、ほかに予算が回せるとか、さまざまにアイデアは出てくると思いますので、ぜひ、おもしろいアイデアを出していただいて、今後、産業祭が楽しいものになりますように期待して、次の質問に移りたいと思います。

最後に、11月に、本市が開催したハッカソンについて質問をいたします。前回の８月の開催に続き、２回目となるハッカソンが、11月17日、18日に、中小企業大学校で開催されました。私は、２日目にあった各チームのプレゼンだけをちょっと見学させていただいたのですが、参加者がグループごとに分かれ、人吉市が抱えている課題を、ＩＴ技術で解決する方法を発表されました。市外からの参加者が多かったのか、地元にいるとなかなか気づかない課題に気づかされたり、発表されたＩＴ技術が商品化されるとおもしろいだろうなと思いながら、各グループのプレゼンを聞いていました。

人吉市から参加した知人がいたので、話を聞くと、いい刺激になったと、また、機会があれば参加したいとも話されており、私も各チームのプレゼンしか見ていないのですが、とても有意義なイベントであったのではないかと思っております。

そこで、まずお尋ねですが、このハッカソンが開催された背景、経緯、また、今回のハッカソンの内容はどのような内容だったのかお尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

ハッカソン開催の背景、経緯、内容ということでございます。本市におきまして喫緊の課題となっておりますのが、急速な少子高齢化の進展、それから人口の減少に対応するために、ＩＴ系企業等の誘致を重要施策の１つとして掲げております。また、これまで、首都圏への企業訪問を初めといたしましてサテライトオフィス誘致の先進地視察を行うなど、積極的にＩＴ企業関係の誘致に取り組んできたところでございます。

これまでの取り組みの中でわかってきたことといたしまして、ＩＴ系企業等の多くがサテライトオフィスとして、いきなり地方へ、例えばいきなり人吉市へということでは、進出するにつきましては非常にハードルが高いということがございます。何度も現地に足を運んで関係性を持つ、これは、職員、私どもということでもございます、そこで愛着が生まれると、初めて進出という話になることでございましたので。そういうことで、これまでのＩＴ系企業訪問に加えまして、まずは本市に実際に来ていただく必要性を実感したところでございま

す。つきましては、これらのことを踏まえまして交流人口、さらには関係人口の増加を図る方策の１つの手段といたしまして、平成30年度地方創生推進交付金を活用いたしまして、まち・ひと・しごと総合交流館くまりば、ひいては本市全体を全国のＩＴ企業等にとりましてビジネスチャンスがある魅力的な場所と広く認識していただきたいということが目的でもございます。

ＩＴ系企業等を対象に、本市の地域課題をＩＴで解決するためのアイデアソンとハッカソンを開催したということでございます。具体的な内容といたしまして、ＩＴ系企業等の方々には、実際に本市にお越しいただき、ほかのＩＴ系企業等と競争する場を設定し、本市でのビジネスチャンスの具体化、それから地域とのかかわりを体験していただくことで――特に球磨焼酎を飲んでいただくと、これは大きなかかわりがございますので、地元の産業も知っていただくと――関係人口を増加させまして、そしてＩＴ企業等の誘致につなげることとしているところでございます。

内容でございます。ハッカソンにつきましては、ハッカソンとはプログラムの改良等を意味するハックとマラソンをかけ合わせた造語でございます。ＩＴ技術者、それからプログラム開発者が一定期間会場にこもりまして――これは２日間でございましたけれども――プログラム開発、それからそのアイデアを競うイベントでありました。議員も２日目、結果を見られたと思います。直近では、去る11月17日、18日の２日間、人が集まり吉（きち）となる、人吉Ｈａｃｋ３ｒｄハッカソン――名称はなかなかいいものをつけていただきました。このような題をつけまして、本市の直面します農業と観光に関する課題といたしまして、鳥獣被害対策、これが１つ。それから石野公園を拠点とした広域観光、これが２つ目。さらに、人吉温泉春風マラソンの運営、この３つのテーマを中心といたしまして、全国からＩＴ系企業等の方を初め、これは地域の学生の方もいらっしゃいます、行政職員の方がいらっしゃいます、そういう方が一堂に会しましてアイデアを出していただき、それらの課題をＩＴを使って解決するためのさまざまなサービス、システム、アプリケーションをつくり上げていただいたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　２番。宮原将志議員。

○２番（宮原将志君）　サテライトオフィスを誘致するために、まずはＩＴ関係者に足を運んでもらう手段の１つとして、開催したということですね。また、ハッカソンを開催することで交流人口を拡大し、そこから継続的に地域にかかわる関係人口を創出するきっかけにしていくということですね。そういった背景、経緯で開催されたハッカソンですが、11月のハッカソンでどのような職種――先ほど言われましたが、学生だったりとか行政職員だったりと言われましたけども、どのような職種の方が何人ぐらい参加されたのか、お尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

人数、業種の方ということです。11月17日、18日にございましたのは人吉Ｈａｃｋ３ｒｄハッカソンでございます。総勢で34人でございました。業種の内訳といたしまして、ウエブのアプリ系、開発系のエンジニアが14人いらっしゃいます。この中には、人吉球磨出身者の方がお二人いらっしゃいました。それから、ＩＴ系のコンサルタントが６人いらっしゃいました。ＩＴ系の営業職が４人いらっしゃいました。それから、地元の学生ということで３人いらっしゃいまして、九州技術教育専門学校から２人、人吉高校から１人。行政職は７人いらっしゃいました。その中には、高知県の県職員の方が２人いらっしゃいました。あとは人吉市の職員が５人おりました。

また、地域別の内訳といたしましては、首都圏から10人いらしております。それから、四国から２人、これは高知県の行政職の方です。それから、熊本県を除きます九州地区から９人いらしております。それから、熊本市内から４人。地元人吉市から９人おります。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　２番。宮原将志議員。

○２番（宮原将志君）　市内の参加者が９人ということで、それ以外は市外の参加者ということで、まあまあ市外からも参加されたんだなと思います。この11月17日、18日には、私の知人も参加していましたので、私の知人のフェイスブックの投稿だったり、私の知人がタグ付されたフェイスブックの投稿が結構あっておりました。石野公園でフィールドワークをやっていますとか、今、球磨焼酎が飲める店で食事をしていますとか、やっと念願のウナギが食べられましたとか、こういった投稿があっておりまして、案外、人吉市のＰＲにもつながっているんじゃないかなと感じたところでもあります。

このように、ハッカソンを開催したことでさまざまな効果があったと思います。そこで、このハッカソンを開催して、どのような効果があったのか。また、今回のハッカソンのテーマは、ＩＴを使って地域課題を解決するシステムを開発するということで、地域課題を解決するために、どのようなアイデアやヒントが出されたのかお尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

ハッカソンについての効果ということで、大きく分けまして２つ上げられるかと思います。１つ目の効果といたしましては、交流人口、さらには関係人口の増加ということがございます。これまで開催いたしましたアイデアソン及び２回のハッカソンに全て参加された方もいらっしゃるということがございます。これらのイベントに参加されたほとんどの方から、今後もこのようなイベントを実施される際は、ぜひ参加したいと、さらには、今後も人吉市にかかわっていきたいと――焼酎とウナギの効果もあったかと思いますけど。また、参加者の中で、都市部にお勤めの人吉球磨出身の方々もいらっしゃいまして、今後はふるさとのために積極的に協力していきたいという関係もできてくるというものでございます。

２つ目の効果といたしまして、地域課題をＩＴで解決することによりまして、ビジネス

チャンスの創出ではなかろうかと存じます。ハッカソンでは、行政はもとより、地域住民の方、それからほかのＩＴ企業の方と、さまざまなアイデアを出し合いながら、地域課題を解決するためのサービス、システム、アプリケーションの試作品をまずつくり上げていくものでございます。本市で作成されました試作品が実際に地域課題の解決に役立つということが実証されれば、ほかの類似地区でも横展開が可能になってくるということがございます。ＩＴ系企業等が、本市を実証実験の場として、ビジネスチャンス創出の可能性が高められるのではないかと存じます。

ヒントやアイデアという御質問に対してでございますが、11月に開催いたしましたハッカソンにおきましては、鳥獣被害対策に関するものがございました。猟師の行動とかわなの状況を可視化するということで、猟師の見回り行動の効率化、無駄なところを回らなくてもいいと、これはＩＴだけで確認できると。そういった無駄な作業を減らすもの。またＧＰＳを使いまして野生鳥獣の行動履歴を可視化することでその行動を推測し、野生鳥獣発見マップの作成といったものまで可能となるなど鳥獣被害対策に活用できるものがございました。今後一般質問でもいろいろ出てくると思いますが、こういうときに活用できるものも御紹介できるかと存じます。観光課題に関しましては、観光施設とか飲食店の空き状況、逆に混雑状況も可視化できると、そういうものも御紹介がございました。観光客にセンサーを持っていただきまして、ＧＰＳによりまして行動を把握することで、観光客の動きを予測し、効率的なロードマップを作成するものもございました。また、人吉温泉春風マラソンも１つの課題でございましたので、これにつきましては、駐車場にセンサーを取りつけまして、満車・空車をリアルタイムに把握するというアイデアもございました。救護車の情報共有、位置情報を可視化するものがございました。実際、人吉温泉春風マラソンで使っていただけませんかということで、実際やりたいということでございました。

いずれにしましても、こういった試作品、大変ユニークな中にも完成度が高くて、２日間でよくこれだけのものをつくられたなと。実際に採用することが可能なものを作成いただいたものと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　２番。宮原将志議員。

○２番（宮原将志君）　私もプレゼンを聞いておりまして、鳥獣被害についての箱わなにＩｏＴのシステムを活用して、猟師の見回り等の効率化を図るといったものは、やっぱり猟師の減少だったり、高齢化が進む中で有効ではないかと思いましたし、人吉温泉春風マラソンの駐車場の空き状況をリアルタイムに把握できるもの、これは本当、実際あったら大変便利だろうなと感じました。駐車場って、やはり実際そこに行かないとわからないんですね、空いているかどうか。よく、駐車場に行って「満車」と、また次の駐車場に行って「満車」ということが結構ありますので、春風マラソンは、そういったことでスタートに間に合わなかっ

たというような声もあっておりますので、ぜひ、こういうようなものが商品化されるといいなと思いましたし、また、これはいろんなイベントでも駐車場の活用ができるんじゃないかなと思ってもおります。

そこでお尋ねなんですけれども、今回、実際に採用することができそうなアイデアが出てきたというハッカソンですが、今後の展開として、ただのハッカソンのイベントで終わるのか、それとも、今後、そのアイデアの実証実験等を展開していくことも考えられているのか、市長にお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

これまで、「旧国民宿舎くまがわ荘および人吉市を魅力的にし、人が集まるようにする」をテーマとしたアイデアソン、「人吉市を人が集い笑顔になる観光地にする」、さらに、「農業・観光の地域課題を、ＩｏＴで解決する」ことをテーマとした２回のハッカソンの、計３回のイベントを開催し、参加企業数延べ34社、地元学生や行政関係者を含め、延べ93人に御参加いただきました。

７月に開催いたしましたアイデアソンにつきましては、当日が集中豪雨に見舞われたこともあり、急遽開催を中止させていただいたにもかかわらず、前日入りされた方や、当日御参集いただいた方で、自主的に、くまりばを魅力的なＩＴ拠点施設とするためのアイデアを出していただいたところでございます。今後は、そのアイデアを参考にさせていただきながら、具体的な整備に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、ハッカソンにおいて、開発いただきましたさまざまな試作品につきましては、いずれのアプリケーションにつきましても、担当部署へ情報共有し、内容の精査を行い、実現可能なものにつきましては、早速具現化してまいりたいと存じます。

以上のように、今回のイベントにより生まれましたアイデアや試作品を、今後に生かしていくことはもちろんのことでございますが、今回の取り組みにより得られました一番の成果は、関係いただいた人とのつながりではなかろうかと存じます。先ほど部長が答弁いたしましたとおり、これらのイベントに参加された方々のほとんどから、本地域に対する愛着とともに、本市の取り組みに関する賛同や協賛の言葉をいただいておりますし、くまりばへの入居も視野に、早急な整備を希望する旨の要望もいただいております。

今後、これらかかわっていただいた人たちと、より深い関係を構築し、それぞれの人たちの人的ネットワークを活用させていただくことで、より一層の関係人口の増加、ひいては定住人口の増加にまでつなげてまいりたいと存じます。そのためにも、今後もさらに積極的な企業訪問を行うなど、人的なつながりを密にしていくとともに、ＩｏＴスマートシティ構築に向けたインフラ整備等を進めることで、より積極的なＩＴ系企業等の誘致、さらには本地域により深くかかわっていただく人の誘致活動に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　２番。宮原将志議員。

○２番（宮原将志君）　ぜひ具現化していただいて、今後に生かしていただき、ビジネスチャンス、イノベーションの創出につなげていただきたいと思いますし、今回のハッカソンが、本市の行っているサテライトオフィス誘致、また、「人」誘致にいい影響を与えるものになるよう期待して、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（田中　哲君）　以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後４時36分　散会

平成30年12月第５回人吉市議会定例会会議録（第４号）

平成30年12月６日　木曜日

１．議事日程第４号

平成30年12月６日　午前10時　開議

日程第１　議第75号　平成30年度人吉市一般会計補正予算（第５号）

日程第２　議第76号　平成30年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

日程第３　議第77号　平成30年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第２号）

日程第４　議第78号　平成30年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第２号）

日程第５　議第79号　平成30年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）

日程第６　議第80号　平成30年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第２号）

日程第７　議第81号　人吉市第三セクター経営基盤強化資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

日程第８　議第82号　人吉市景観条例の制定について

日程第９　議第83号　人吉市景観計画等策定審議会条例を廃止する条例の制定について

日程第10　議第84号　土地の処分について

日程第11　議第85号　損害の賠償について

日程第12　議第86号　損害の賠償について

日程第13　議第87号　損害の賠償について

日程第14　議第88号　損害の賠償について

日程第15　議第89号　損害の賠償について

日程第16　議第90号　損害の賠償について

日程第17　諮第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第18　諮第２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第19　諮第３号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第20　諮第４号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第21　一般質問

１．西　　信八郎　君

２．犬　童　利　夫　君

３．仲　村　勝　治　君

４．平　田　清　吉　君

日程第22　議第91号　人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第23　委員会付託

２．本日の会議に付した事件

・日程第１から日程第23まで議事日程のとおり

・追加日程

笹山欣悟君の緊急質問

・追加日程

議案の訂正について（議第79号　平成30年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号））

・追加日程

議第 92号　平成30年度人吉市一般会計補正予算（第６号）

議第 93号　平成30年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）

議第 94号　平成30年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第３号）

議第 95号　平成30年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第２号）

議第 96号　平成30年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第３号）

議第 97号　平成30年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）

議第 98号　人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第 99号　人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第100号　人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

３．出席議員（17名）

１番　塩見寿子君
２番　宮原将志君
３番　高瀬堅一君
４番　大塚則男君
５番　宮﨑　保君
６番　平田清吉君
７番　犬童利夫君
８番　井上光浩君
９番　豊永貞夫君
10番　西　信八郎君
12番　笹山欣悟君
13番　福屋法晴君

14番　村上恵一君
15番　永山芳宏君
16番　三倉美千子君
17番　仲村勝治君
18番　田中　哲君

欠席議員（１名）

11番　本村令斗君

４．説明のため出席した者の職氏名

市長	松岡隼人君
副市長	松田知良君
監査委員	井上祐太君
教育長	末次美代君
総務部長	迫田浩二君
企画政策部長	早田吉秀君
市民部長	廣田五浩君
健康福祉部長	告吉眞二郎君
経済部長	福山誠二君
建設部長	山下正純君
総務部次長	丸本　縁君
財政課長	植木安博君
秘書課長	永田勝巳君
水道局長	中村則明君
教育部長	小林敏郎君

５．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	山本繁美君
次長	栗原　亨君
庶務係長	井上京子君
書記	青木康徳君

午前10時　開議

○議長（田中　哲君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き質疑を含めた一般質問を行い、一般質問終了後、４日に追加提案されました議第91号に対する質疑を行います。その後、委員会付託をいたします。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

質疑を含めた一般質問

○議長（田中　哲君）　それでは、これより質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。西信八郎議員。

○10番（西　信八郎君）（登壇）　皆様おはようございます。

10番議員の西信八郎でございます。通告に従いまして一般質問をします。

今回は、農業関係としまして、平成30年産の生産動向について、水田活用直接支払交付金について、来年度の需給安定について。

教育関係としまして、乳幼児と防災について、特別支援教育コーディネーターの専任化と「トライアングル」プロジェクトについて、ＬＬブックについて、色覚チョークについて、置き勉の解禁について、ワークルール教育についてであります。

では、農業政策について、特に米政策について質問をします。

米政策につきましては、平成30年産から米の直接支払交付金及び行政による生産数量目標の配分が廃止され、生産者及び集荷業者団体が中心となって、需給に応じた生産を行うことになり、その初年度を迎えました。

平成30年産については、６月議会において、本市の水田作付計画を確認したところ、需要に応じた生産計画が立てられていたところでございましたが、収穫を終え、実際の水田作付の状況はどうであったかお尋ねをいたします。

○経済部長（福山誠二君）　皆様おはようございます。それでは、御質問にお答えいたします。

本市におきます平成30年度水田の作付状況ということで、この実績ということで、各農家から提出をいただきました営農計画書をもとにしまして主な作付作物、それから作付面積、これは平成29年度と比較ということで、あわせてお答えをさせていただきます。

最初に、主食用米の平成29年産でございますけれども、これは作付面積が455ヘクタール、これに対しまして、平成30年産米の作付面積が453ヘクタールとなっておりまして、比較いたしますと、２ヘクタールの減ということでございます。

次に、飼料作物でございますが、これは平成29年作付が174ヘクタール。それから、平成

30年の作付が173ヘクタールとなっておりまして、１ヘクタールの減となっております。

続きまして、ＷＣＳ用稲、これは稲発酵粗飼料でございますが、これにつきましては、平成29年産の稲が141ヘクタール、平成30年産の稲が142ヘクタールでございまして、１ヘクタールの増となったところでございます。

その他の作物につきましては、前年作付面積と、ほぼ同じ面積ということでございました。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　10番。西信八郎議員。

○10番（西　信八郎君）　行政からの生産調整の配分がなくなったことにより、米の作付が増加するんではないかと懸念をしたところでしたが、大きな変化はなかったようであります。これは水田活用の直接支払交付金が、平成29年度のまま推移したからであろうと思われます。

では、平成31年度に向けた交付金制度についての人吉市の今後の動向について質問をします。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

平成31年度におきます交付金制度についての今後の動向ということでございます。国の平成31年度農林水産関係予算概算要求でございますけれども、水田活用の直接支払交付金の要求額が、平成30年度と同額でございまして、3,304億円となっているところでございます。

現在、本市で把握いたしております交付金制度の状況でございますが、これは見直しなどにつきまして、国や県からの通知、それから通達などの情報は、現在のところ入っていないというところでございまして、平成31年度につきましても、これも今年度同様に作付状況をもとに、水田活用の直接支払交付金を県へ産地交付金等の要求を行ってまいりたいと存じます。

また、農業共済が窓口となられておりまして、平成31年１月から、これは新たに始まるんですけれども、農業経営者のセーフティーネットといたしまして、品目の枠にとらわれない、収入全体を見まして総合的に対処し得る保険制度としての収入保険制度への加入もあわせて推進してまいりたいと存じます。

さらに、国から新しく事業などが示された場合には、確かな情報を受けた上で、私ども、なるべく早く農家の方々へ情報提供をしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　10番。西信八郎議員。

○10番（西　信八郎君）　国の平成31年度農林水産省予算概算要求においては、水田活用の直接支払交付金の要求額は、平成30年度と同額であり、また産地交付金等を含め国・県に要求していただき、品目の枠にとらわれず、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下も含めた収入減少を補塡する仕組みの収入保険制度への加入推進に取り組むということでありま

した。この交付金の確保につきましては、国・県に対しまして、強い要求をしていただきたいと思います。

では、次年度における人吉市の水田作付動向や見込みと取り組みについて、お尋ねをいたします。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

動向と見込み、それから取り組みということでございます。最初に本市の動向でございます。これは、平成30年産米からでございますけれども、米の直接支払交付金と生産目標数量が廃止されておりますので、農家が、みずから需要に応じました米生産が行われるように、これは産地別にきめの細かい需給、それから価格情報や販売の促進・進捗、在庫、こういったものの情報提供を継続して行ってきたところでございます。平成30年産米につきまして、県の農業再生協議会から示されました作付目安をもとにいたしまして、農家の方々への周知を行ってきたところでございます。先ほど、作付の説明をさせていただきましたが、次年度におきまして、これも平成30年度とほぼ同じ作付状況になるのではないかと推測をしているところでございます。

次に、見込みでございます。国の政策が大きく変わらないことを前提に試算をいたしますと、若干の作付変動はあるものと見込まれますが、交付金の単価が変更なければ、これは平成30年度と、さほど変わらない状況になるものと見込んでいるところでございます。

続きまして、取り組みでございます。農林水産省が公表いたしております米に関する価格動向や需給動向に関するデータを集約・整理しているのが、マンスリーレポートというレポートがございますので、これを注視しながら、適地・適作を基本といたしまして、産地交付金を有効活用いたしまして、特に多収性の品種の飼料用米、それとか加工用米、麦、大豆、それにさらに野菜でございますけれども、このように転作作物の中心に位置づけ、作付を推奨いたしまして、需要に応じた主食用米の生産を推進してまいりたいと存じます。

さらにでございますけれども、地域におけます米の需給と価格安定、このためにも人吉農業再生協議会、この団体協議会におきまして、集荷業者を初めといたします関係機関と連携を図りながら、今後の本市の水田フル活用ビジョンを作成するに当たりましては、水田活用のあり方や、需給、動向などにつきまして、人吉市農家振興組合長連絡協議会、これと人吉の認定農業者連絡協議会、こういったものの会議もございますし、またＪＡくまが主催されております営農座談会、それから本市の人吉農業活性化講座、こういったものを活用いたしまして、今後の作付動向につきまして、勉強会とか情報提供を行いまして、さらには本市のほうで各農家の家庭に配布いたしております農業広報誌「みのり」がございますので、こういったもので、皆様方へ情報発信を行ってまいりたい。

今後も継続いたしまして、経営所得安定対策などへの取り組みを推進してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　10番。西信八郎議員。

○10番（西　信八郎君）　国レベルで見たときに、米の生産調整見直し初年に政策が軌道に乗ったと評価するのは楽観的であります。

平成30年産は、一部の主産地が増産に動き、米の作付面積は前年産よりふえたということであります。ただ西日本を中心とした生産基盤の弱体化による作付減に加え、天候の影響で全国の作況指数が「99」と振るわず、生産量の帳尻があったということであります。

問題は、国が上げる需要に応じた米の生産をめぐり、解釈が多様化している点であります。本来、全体需要の均衡につながることが目的のはずが、ブランド力に自信がある産地は、マーケットインの取り組みを重ね、実需と事前契約を進め、主食用米の増産へかじを切ろうと始めています。

来年産以降の主食用米の需給を安定させるには、答弁にありましたように、飼料用米などへの水田活用の直接支払交付金の交付単価の維持と予算確保。政府備蓄米の買い入れを確実に進めるための運用改善が欠かせません。

また、全国農業再生推進機構の機能強化はもとより、全国再生機構から県再生協議会へ、そして、人吉市再生協議会へと政策方針が示され、決定されていく中、しっかりとした判断ができる再生協議会となるための強化策の必要性を感じます。

ＴＰＰイレブンの問題を初め、東北で作付がふえるなか、農林水産省は2019年産から需要減少のペースを年間８万トンから10万トンに拡大するとの見通しを発表しました。このことは、米価下落の可能性を生み、交付金に頼っている本市にとって交付金の削減があったときどうするのかなど、行き当たりばったりとならないように計画策定を進めておく必要があると考えます。

答弁にありました国が毎月出す各生産者の方々が、みずからの農作物の販売実績等を分析し、どのような作物をどれだけ生産し、誰にどのように販売するか等の経営戦略を立てる上で参考にしていただけるよう、米の流通に関する、よりきめ細かい情報が掲載されているマンスリーレポート等を活用した勉強会を開催するなどし、人吉市再生協議会の強化策を検討願いまして、この質問を終わります。

次に、乳幼児と防災についてであります。

各地で自然災害が相次ぐなか、乳幼児が災害発生時の行動をいかに学ぶかは非常に重要と考えますが、保育園、認定こども園、幼稚園における防災教育の状況はどうなっているのか、訓練等を含めた実績はどうか。また、市として保育園、認定こども園、幼稚園に対して防災教育に関する指導は行っているのか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　議員の皆様おはようございます。御質問にお答えいたします。まず、訓練等の状況について、お答えをいたします。

熊本県及び本市の園運営の基準に関する条例によりまして、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月１回は行わなければならないと規定されておりますことから、各園とも毎月、園児を含めた訓練を実施されているようでございます。

火災を想定した場合は、毎回発生場所を変えて実施し、ときには火災だけでなく、風水害や土砂災害、地震や不審者を想定しての訓練を実施し、消防署から講評をいただく月もあるようでございまして、毎回緊張感を持って訓練に取り組まれ、万が一の災害等の際にも冷静に対処できるよう取り組んでおられます。

また、日常の活動におきましても、紙芝居や絵本といった教材を使い、防災意識の向上に努められておられます。

なお、幼年消防クラブを結成しておられる園もございますので、防火パレードや消防出初め式での通常点検披露といった活動を通じて、幼年期から正しい火の取り扱いを教育し、火遊びを防止するとともに、消防に対する理解を深められておられます。

次に、防災教育に対する市の指導に関しましては、義務化されている毎月の訓練状況を園の運営に関する定例の指導監査時に確認することはございますけれども、それ以外の防災教育に関する取り組みにつきましては、各園に委ねているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　10番。西信八郎議員。

○10番（西　信八郎君）　各園それぞれ取り組んでいただいているようであります。

また、消防出初め式の通常点検での規律正しい行動を拝見するたびに日ごろの練習の充実ぶりが推しはかられるところであります。

最近お聞きしたんですが、内閣府の防災情報のページに紹介されている幼児を対象とした防災ゲーム、「ぼうさいダック」（減災への取り組み）小さい子供でも遊びながら防災について学べるものがあります。市内の保育園、認定こども園、幼稚園で取り組んでいるところはあるか、お尋ねをいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

市内の各園に確認いたしましたところ、議員から御紹介のありました「ぼうさいダック」を活用しておられる園はございませんでしたけれども、同じような絵カードを使って「お・か・し・も・な」、「おさない、かけない、しゃべらない、もどらない、なかない」の頭文字を唱えながら防災意識を覚えて身につける、学校でいう授業のようなものでございますけれども、そのような取り組みを行っている園もあるようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　10番。西信八郎議員。

○10番（西　信八郎君）　現在取り組まれているところはないということでございました。

ここで紹介しますと、「ぼうさいダック」は災害対応一次行動を習得させるため、実際

に体を動かし、声を出して楽しく遊びながら進めていくカードゲーム形式の防災教育ツールです。資料として、「ぼうさいダック」のカード一覧の一部を提示しております。これは、六つのカードでありまして、表と裏が絵というふうになっています。このＢ４判のカードの表面に地震・火事・台風といった災害や交通事故などの身のまわりの危険のイラストが描かれており、裏面には、それらの対応行動、ポーズをとっている動物のイラストが描かれています。

例えば、地震では、体をすくめて頭を守るアヒルのイラストを当てられています。これはアヒルを意味する「ダック」が身をかがめて頭を隠す動作を意味する英単語と同じということを利用したものです。火災では、「かちかち山」から連想されるタヌキを当て、煙から避難するときにハンカチを鼻口に当て、低い姿勢をとることを教示しています。

また、カードには自然災害だけでなく、交通事故、誘拐といった人為的な危険や子供の生活習慣に必要な日常マナーも含まれ、内容を防災に限定しないことで、日常的な活用を担っており、このようなことが結果的に利用頻度を上げるものとなっています。基本的な遊び方は、進行役がカード表面（ハザード）を提示し、ゲーム参加者が、それに応じてすばやく裏面（対応行動）のポーズをとるというものですが、ゲーム参加者の年齢や習熟度に応じたさまざまな遊び方をすることができます。価格は12枚１組とし、1,000円で発売をされているということであります。

小さいうちから自然に防災・減災の大切さを身につけてもらうために、「ぼうさいダック」を各園に紹介していただきたいと考えますが、どうでしょうか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

保育園連盟加入の保育園、認定こども園に対しましては、毎月園長会を開催されておられますので、その際に御紹介させていただきまして、幼稚園連盟加入の幼稚園に対しましては、別途機会を捉えまして、御紹介をさせていただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　10番。西信八郎議員。

○10番（西　信八郎君）　取り組みのほどをよろしくお願いしたいと思います。

次に、特別支援教育コーディネーターの専任化と、「トライアングル」プロジェクトについてであります。

まず、特別支援教育コーディネーターの配置状況と業務内容、学級担任との兼務は何校あるのか、お尋ねいたします。

○教育長（末次美代君）　皆様おはようございます。御質問にお答えいたします。学校には、さまざまな教育的ニーズのある子供たちが在籍しております。特別な教育的支援を必要とする子供たちの自立や幸せにつなげていくため、主に関係機関との連絡・調整、保護者に対する相談窓口、担任への支援、校内委員会での推進役等の役割を持っております特別支援コー

ディネーターですが、市内各小中学校の校務分掌において、各校１人ずつ位置づけられております。平成30年度は支援学級の担任が８人、通級指導が１人でございまして、学級担任との兼務は８人となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　10番。西信八郎議員。

○10番（西　信八郎君）　現在コーディネーターが学級担任を兼務しながら、校内の支援が必要な子供たちの調整役をすることになるケースが多い状況にあるということでございます。このコーディネーターの業務は、答弁にありましたように、保護者の相談窓口、校内外をつなぐネットワークづくりなど、非常に重要な役目を果たすことになります。そのような理由から校内の支援体制で、非常に大事な役目を果たす特別支援教育コーディネーターを専任化もしくはコーディネーターの業務がしやすいようにサポートできる仕組みをつくるべきと考えます。教育長の見解をお願いします。

また、平成30年３月、発達障がいを初め、障がいのある子供たちへの支援にあたっては、行政分野を越えた切れ目のない連携が不可欠であり、一層推進が求められているところであります。

特に教育と福祉の連携については、学校と児童発達支援事業者、放課後等や、デイサービス事業者等（障害児通所支援事業者等）との相互理解の促進や保護者を含めた情報共有の必要性が指摘されています。こうした課題を踏まえ、各地方自治体の教育委員会や福祉部局が主導し、支援が必要な子供や、その保護者が乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目なく支援が受けられるよう、家庭と教育と福祉のより一層の連携を促進するための方策を検討するため、文部科学省と厚生労働省の両省による家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト――以下、「トライアングル」プロジェクトと申します――を発足させました。

２点目の質問をします。学校と障害児通所支援事業所等の管轄部署が異なるため、子供に必要な支援情報が双方の立場で共有されにくいことがありますが、学校、教育委員会、福祉、関係機関との連携は構築されているのかお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君）　御質問にお答えいたします。

特別支援教育コーディネーターは、学校長が指名し、各学校の校務分掌に位置づけられ、学級担任や他の校務分掌と兼務しており、業務が多岐にわたっているのも事実でございます。

コーディネーターは、先ほど議員のほうからも御紹介がございましたように、非常に重要な立場であり、重要な位置づけがあるわけですが、内容としまして校内委員会や対外的な対応、相談窓口など役割は非常に多様であり、学校内の支援体制を整備して推進していくためには、専任化を進めることも必要だと思います。やはり、これにずっと腰を据えて立ち向かうというのは非常に大切なことだと思ってるところです。

しかしながら、コーディネーターとしての活動時間を確保するためには、昨日の英語の専任化についてもお話をいたしましたが、やはり教員定数の問題等がございますが、人員を配置していくことが必要ではないかなということは強く感じているところでございます。

また、関係機関との連携につきましては、市内小中学校、球磨支援学校、高等学校を初め、市福祉事務所、保健センター、保育園連盟、地域療育センター、障害児通所支援事業所の職員で構成しております特別支援連携協議会を設置しております。そして、その中で、特別な支援を必要とする幼児、児童・生徒に対する支援体制の整備を図っておるところでございます。

協議会では、年数回の会議や専門の医師による研修会を開催して、学校、教育委員会、福祉、関係機関と連携し、困り感を抱えている子供たちや保護者への支援体制を整えております。まさに障がいをもつ子供たちを中心に据え、家庭、そして地域、学校、関係機関全ての機関で、いわゆるトライアングルというような状況で構成をしておりますので、支援体制をさらに強めてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　10番。西信八郎議員。

○10番（西　信八郎君）　コーディネーターの専任化については、平成28年５月、教育再生実行会議においても、特別支援教育関係の専門スタッフとの連絡・調整や校内委員の企画・運営等を行う教師（特別支援教育コーディネーター）の専任化など、学校での教育体制を一層充実するとの施策を出されましたが、そのままになっています。

コーディネーターの専任化に向けては、今、教育長御答弁いただきましたけれども、国・県に要望をしていただくというような形になると思いますけれども、よろしくお願いしたいと思います。

また、学校、教育委員会、福祉、関係機関の連携による支援体制は整っているということであります。

それでは、障がいのある子供たちに対する福祉政策について、学校の教員が理解する場が設けられているのかお尋ねをいたします。

○教育長（末次美代君）　御質問にお答えいたします。

現在、学校の教員が福祉政策について理解する場面は設けられておりませんが、１回目の御質問で答弁いたしました特別支援連携協議会には学校職員を初め、障害児通所支援事業所と市福祉事務所の職員が在籍しておりますので、教育と福祉の連携を強化する観点からも、今後は連携協議会の中で、障がいのある子供に対する福祉制度等について教職員が理解する機会を設けてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　10番。西信八郎議員。

○10番（西　信八郎君）　教職員の皆さんが、障がいのある子供に対する福祉政策を理解することにより、さらに連携がスムーズにいくと考えますので、取り組みのほうをよろしくお願いしたいと思います。

また、学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化及び個別の支援計画の活用は図られているのかお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君）　御質問にお答えいたします。

本市では市内小中学校、幼稚園、保育園、こども園、障害児通所支援事業所などの職員で構成しております特別支援教育コーディネーター等会議において連携を図っております。取り組みの内容は、年数回の会議の中で、本市の特別支援教育の実態の情報を共有しながら、個別の指導計画、教育支援計画の作成や、スクールカウンセラーによる講話。また、障害児通所支援事業所の見学など、円滑なコミュニケーションが図られているものと理解しております。

また、平成30年10月には人吉球磨圏域指定障害児通所支援事業所の代表の方から学校と障害児通所支援事業所との連携をよりよくするため、厚生労働省から示されております放課後デイサービスガイドラインにのっとり、人吉球磨圏域にある各事業所での送迎利用者リストを作成して学校へ提出し、学校と事業所との送迎に関する連携を積極的に進めていく内容の文書が市内校長会で周知されました。

しかしながら、学校で作成する障がい児に対する個別の教育支援計画等につきましては、障害児通所支援事業所との連携は、現在のところ構築されていないのが実情でございます。個人の情報提供には保護者の同意が必要でございますので、今後は学校も含め関係者との連携が図られるように働きかけてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　10番。西信八郎議員。

○10番（西　信八郎君）　障がい児の情報の共有など、連携はしっかり取り組んでいただいているようであります。「個別の教育支援計画」の作成・活用には学校生活だけでなく、家庭生活や地域での生活を含めた一貫した支援が、より一層組織的、継続的かつ計画的に進められるよう、保護者や関係機関の協力を得ながら推進していただきたいというふうに思います。

次に保護者支援について質問します。学校には保護者の相談窓口が設置されているのか、また保護者に対して情報提供を推進しているのかお尋ねをいたします。

○教育長（末次美代君）　御質問にお答えいたします。

現在、市内小中学校では、管理職を初め、特別支援教育コーディネーターが相談窓口となって保護者に対する就学相談や教育相談等の対応に当たり、教育と福祉の両面で専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーや心理職専門家であるスクールカウンセラーを活用して、保護者に対する支援や相談、情報提供がなされております。

平成30年５月に「教育と福祉の一層の連携等の推進について」が文部科学省と厚生労働省の連名で通知されました。その内容は、障がいについての基本的な事項、子供やその保護者が受けられる教育福祉制度の概要、自治体において提供される行政サービスの内容、相談機関の概要と連絡先など、保護者が必要としている情報を簡単に確実にたどり着けるような保護者支援のためのハンドブックを作成して周知を図ることとなっております。

今後、国からのハンドブックのひな形が示されることとなっておるようでございますので、保護者に対する相談窓口の充実とあわせて情報提供の推進について、福祉部局と連携してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　10番。西信八郎議員。

○10番（西　信八郎君）　相談窓口の対応は行われ、情報提供も推進され、保護者支援のため相談窓口、情報が一目でわかるハンドブックの活用が行われるということであります。

ハンドブックを作成する際には、障がいについての基本的事項、子供やその保護者が受けられる教育・福祉制度の概要、その自治体において提供される行政サービスの内容や相談機関の概要と連絡先等、保護者が必要とする内容が盛り込まれたものにしていただきたいというふうに思います。

次に、保護者同士の交流の場の促進は図られているのかお尋ねをいたします。

○教育長（末次美代君）　御質問にお答えいたします。

現在、熊本市にある「熊本県手をつなぐ育成会」が主催しております小中学校の知的学級に在籍する児童・生徒と保護者を対象とした親子料理教室や熊本県聴覚障害者・障害児親の会が主催する難聴学級に在籍する児童・生徒と保護者を対象とした人吉球磨地区懇談会が年数回開催され保護者同士の交流が図られております。

また、学校ではスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用して、保護者に対する支援や相談がなされております。平成30年５月の国の通知では、障がいのある子供の保護者が孤立感、孤独感を感じてしまい家に引きこもってしまう場合があることから、地方自治体において、保護者同士の交流の場を設ける等の支援を実施することとなっております。

教育委員会の役割といたしましては、福祉部局と連携し、就学相談や教育相談等の機会を捉えて保護者同士の交流を促進するような取り組みが求められておりますので、今後は福祉部局と、より一層の連携が必要になってくるものと感じております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　10番。西信八郎議員。

○10番（西　信八郎君）　障がいのある子供の保護者にとっては、他の保護者と悩みを共有したり、成人した障がい児から幼少期の様子や成長の過程、親としてのかかわり方などを聞い

たりすることが支えになり、孤立感、孤独感からも解放され、子供によい影響を与えることがあるなどとするため、交流の場の促進をお願いしたいというふうに思います。

次に、専門家による保護者への相談支援が確立されているのかお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

議員御質問の専門家でございますが、障がい児支援利用計画の作成にあたる相談支援専門員――高齢者に対します介護ケアプラン作成などにかかわるケアマネジャー的な方々でございますけれども――相談支援専門員についてのこととなりますので、私のほうからお答えさせていただきます。

教育長の答弁にありました国からの通知によりますと、障がいのある子供や発達障がいについて専門的知識を有する相談支援専門員が不足している現状から、都道府県に対しまして専門員に対する研修を積極的に開催することが求められております。

ここで人吉市内の相談支援専門員の現状について御説明をさせていただきます。

障がい児支援利用計画の作成にあたる相談支援専門員を有する指定特定相談支援、指定障がい児相談支援事業所は、市内に５カ所ございまして、相談支援専門員は、合計15名いらっしゃるようでございます。

なお、相談支援専門員になるための要件といたしましては、原則として相談支援業務、または介護などの業務の実務経験が５年以上あること。相談支援従事者初任者研修及び相談支援従事者現任研修を修了していることなどが要件となっております。市内の各事業所にお尋ねいたしましたところ、療育及び生活支援の必要な子供に対しまして、保護者への悩み相談も含め、個々に応じた対応に時間を要するという意見もございまして、相談支援専門員が不足していると感じておられるところもあるようでございますので、そのような状況を県にもお伝えしてまいりたいと存じます。

また、障がいのある子供をお持ちの保護者の方々への相談支援の確立につきましては、教育長の答弁にもありましたように、特別支援連絡協議会など関係機関と連携を図りながら、情報の提供や相談窓口と保護者同士の交流の場などの充実に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　10番。西信八郎議員。

○10番（西　信八郎君）　相談支援専門員の充実に向けて活動していただきたいというふうに思います。教育と福祉については、本来縦軸（時間軸）と横軸（施策の範囲）の両面でさらなる連携が必要であり、医療的ケア児など、医療が必要な障がいのある子供に関する施策、乳幼児健診など、母子保健分野や早期から教育相談を含む一般的な子育て施策との連携、障がいのある子供が18歳に達した後の就労支援等について、障がいのある子供と、その家族をもっと元気にするという本プロジェクトの精神に基づき、文部科学省、厚生労働省、両省間の連携を引き続き図る必要があると考えます。また、本市部局におかれましても連携等を進

めていただきたいというふうに思います。

次に、ＬＬブックについてであります。ＬＬブックは、スウェーデン発祥で「ＬＬ」とは、「やさしく読める」との意味があります。知的障がい児、外国籍で日本語の理解が難しい子供たちにも、やさしく楽しく読書ができるように工夫されています。障がい児への理解を深め、配慮を促す効果が期待されます。市の図書館には配置されているのかお尋ねをいたします。

○教育部長（小林敏郎君）　おはようございます。議員おっしゃっていただきましたように、ＬＬブックとは、スウェーデンで50年ほど前に出版が始まったやさしく読める本とのことでございまして、「ＬＬ」とはスウェーデン語で、ちょっと読み方がわからないんですけれども、「レットラスト」という単語の略だそうでございます。

青年期以降の知的障がいや自閉症、読み書き障がいのほか、母国語と違う国へ移り住んだなどの理由で、一般の本を読んで理解しにくい人たちが読書を楽しみ、必要な情報を得ることができるように、写真とかイラストとか絵文字などをたくさん使ってわかりやすくつくられた本の総称をいうようでございます。

市の図書館に配置されているのかとの御質問ですが、ないと思っていたんですけれども、図書館に副題やシリーズ名に、「ＬＬブック」と明示してある本が４冊所蔵しておりまして、私もちょっと見てみました。児童書とか絵本とは違って、中学生以上のヤングアダルト向けというのがコンセプトになっておりまして、「美しくなりたいあなたへ」、「リーサのたのしい一日」、「山頂にむかって」、「わたしのかぞく～なにが起こるかな？～」、この４冊でございまして、ヤングアダルト向けということで、化粧のやり方とか、ハイキングへの興味とか、そういったことを書いた本でございました。

ＬＬブックは、出版自体が非常に少ない現状でございまして、現在販売されているものは20冊程度のようでございます。今後、徐々に出版数がふえることも予想されますので、その動向を注視しながら、ＬＬブック等を充実させてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　10番。西信八郎議員。

○10番（西　信八郎君）　市の図書館に４冊所蔵されているということでございます。充実に向け取り組んでいただけるということでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に色覚チョークについてであります。教育現場で、先天的に色の見え方が違う色覚障がいの人に配慮する「色覚バリアフリー」に取り組む動きがふえています。国内に300万人いるとされている当事者が苦労する色の壁、学校の健康診断での検査の必須項目から外されたため、自分の色覚障がいに長年気づかない例もあります。学用品や教材など、誰もが見やすい配慮が求められています。色弱は、色を感知する細胞に原因があり、赤、緑、茶という色が同じに見えたり、淡いピンクがグレーや白に見えたりします。色弱の子供は学校で黒板

のチョークが見えづらく悩んでいるケースがあります。これを解消するために開発されたのが色弱者にも識別しやすい色覚チョークです。特殊な素材を使うことで、一般のチョークより色がクリアに見えます。価格も企業努力によって従来のチョークと同じと伺っています。

文部科学省は、赤、緑、青、茶など、色チョークを使用すると見えにくいため避けるようにするとして、白と黄色の２色のみを使うように求めています。ＮＰＯ法人カラーユニバーサルデザイン機構は、色覚チョークであれば色弱の子供を含めた全ての児童・生徒が見やすくなるだけでなく、先生も白色と黄色以外のチョークを気兼ねなく使えることにより、学習環境への向上につながると意見を述べました。

色弱の子供に対する色覚チョークは、小中学校に配置してあるのか、配置されない学校があるのであれば導入を推奨できないか、お尋ねをいたします。

○教育部長（小林敏郎君）　お答えいたします。

学校における色覚検査は、大正９年から実施をされ、平成14年の学校保健法施行規則の一部改正により、学校における定期健康診断の項目から削除されまして、一律に色覚検査が廃止されましたことは、議員御案内のとおりでございます。その一方で、文部科学省は、平成15年に色覚に関する指導の資料を策定し、色の判別を要する表示や、教材を用いる場合には、誰でも識別しやすい配色で構成し、色以外の情報も加える工夫が必要であると学習指導の場面において留意すべき事柄について具体例を示しております。

近年、人間の色覚の多様性に配慮し、より多くの人に利用しやすい配色を行った製品や施設、建築物、環境、サービス、情報を提供するという、議員も言っていただきましたけれども、カラーユニバーサルデザインの考え方が社会に普及しており、その一環として、色覚特性を持つ方々にとっても、色の識別がしやすい色覚チョークが開発されたものと理解をしております。

現在、市内全小中学校９校のうち、色覚チョークを導入している学校は３校でございます。学習指導の場面において、どのような配色の教材やチョークを使用するかは、文字等の識別のしやすさや、ユニバーサルデザインの観点から各学校において適切に判断されているところでございます。

近年の急速なＩＴ化に伴い、フルカラーでの表現が容易になり、今後は色覚特性を持つ方々に配慮した、カラーバリアフリーがますます必要になってくるものと感じております。

学校現場で常に開かれた学校、相談しやすい体制づくりに心がけておられますので、色覚特性を持つ児童・生徒の保護者への情報提供とあわせまして、市内校長会等で色覚チョークに対する理解もさらに高めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　10番。西信八郎議員。

○10番（西　信八郎君）　現在の在校生の中には色弱と気づいていない子供もいるかもしれま

せん。カラーバリアフリーに、しっかりと取り組んでいただくよう要望をいたします。

次に、置き勉の解禁についてであります。通称「置き勉」といいますが、質問は携行品ということで進めさせていただきます。

教科書などを学校に置いて帰ることは、自宅で勉強しなくなるなどの理由で、多くの学校で禁止されてきましたが、文部科学省が９月６日に、「児童生徒の携行品に係る配慮について」と題する文書を都道府県教育委員会など宛てに作成し、教材などの持ち帰りについて改めて検討するよう求めました。これは小中学生が持ち歩くランドセルや、かばんが重くなり通学時の負担が増していることについての対応と考えられますが、人吉市における教育委員会の取り組みと各学校での取り組みはどうなっているのかお尋ねをいたします。

○教育長（末次美代君）　御質問にお答えします。

児童・生徒の携行品の重さや量への配慮につきましては、身体の健やかな発達に影響が生じかねないこと等の懸念や、保護者等からの配慮を求める声が国に寄せられていることから、先ほど議員のほうから御案内ありました平成30年９月に熊本県教育委員会を通じて、文部科学省から工夫例が示されております。

ちなみに、小学校ですけれども、教科書は40年前より1.8倍の重さになったとか、これはページ数がふえた、また紙の質がすごくよくなっているということも考えられます。そうすると、ランドセルの重さを含めると、約６キログラムぐらいに小学生の子供たち、なるということ。中学生も登下校の様子を見られるとおわかりになりますように、前後ろ、たくさん抱えて登下校している状況が見られるところでございます。

本市におきましては、この通知を受けまして、各学校へ通知し、工夫例を参考にするなど、携行品の重さや量について改めて検討の上、児童・生徒の発達段階や学習上の必要性、通学上の負担等、学校や地域の実態を考慮し、適切に対応するよう周知したところでございます。

各学校では、文部科学省が示した工夫例を参考にしながら、さまざまなルールによって取り組んでおられるようでございます。また、中学校では学習用具などを学校に置いていくために必要となる条件や、ルールについて生徒と話し合う機会を設け、生徒会の中で現状のルールを見直す計画がある学校もあると聞いております。

現在、市内小中学校におきましては、各校の教育活動や児童・生徒の発達段階に応じ、全校において、学校に保管できるものを初め、通学時の携行品の身体的な負担を軽減する、そういうことに取り組んでおり、今後につきましても、児童・生徒の実態に即した学校の判断のもと、通学時の携行品の身体的な負担軽減について、引き続き学校と情報を共有しながら進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　10番。西信八郎議員。

○10番（西　信八郎君）　答弁にございました文部科学省の工夫例について、教育委員会からはどのような内容を周知されたのかお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君）　御質問にお答えいたします。

教科書や教材等は宿題や予習・復習などの家庭での学習課題を適切に課すなど、家庭学習も視野に入れた指導を行う上で重要なものでございます。各学校においては、この重要性を踏まえつつ、教科書や教材等のうち、何を児童・生徒に持ち帰らせるか、また何を学校に置くこととするかについて保護者等とも連携し、児童・生徒の発達段階や学習上の必要性、通学上の負担等の学校や地域の実態を考慮して適切に判断していただいているところでございます。

児童・生徒の携行品に係る工夫例として、教育委員会から各学校へ示した内容は、文部科学省からの通知のとおりでございます。具体的には、教材等について持って帰ってよい物のリストを配布して、児童・生徒に周知する。家庭学習で使用する予定のない教材等は置いて帰る。学校で栽培した植物等は、保護者が学校に取りに来ることも可能、などでございますが、今回示した内容は、あくまでも工夫例でございますので、今後も学校や地域の実情を考慮し、児童・生徒の実態に即した学校の判断で適切に対応することが必要ではないかと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　10番。西信八郎議員。

○10番（西　信八郎君）　小中学生が重いランドセルやかばん、部活道具を背負って歩く姿を見ますと、大丈夫かと心配でありましたが、一定のルールを決め、携行品を学校に置いて帰れるということで安心したところであります。

ただ置いて帰るためのルールについては、各学校で検討されると思いますが、盗難を初め、いろいろな問題が考えられますので、教育委員会からの適切な助言・指導等を行われますように、よろしくお願いしたいと思います。

次に、ワークルール教育についてであります。本年６月、働き方改革関連法案が成立しました。この法律の成立で、日本の労働慣行は大きな転換期を迎えることになりました。現在、さまざまな団体で充実した職業生活を営むことができる働き方の実現や健全な事業活動を促進するためのワークルール教育は必要であるという意見が上がっています。

働き方の多様化が進み、終身雇用が崩壊しつつある今、それぞれの価値観で、いきいきと安心して働くためにも、社会保障の仕組みや労働条件、社会保障制度など最低限の知識を就職する中学生には知ってもらいたいと考えますが、ワークルール教育について教育長はどう考えられるのかお尋ねをいたします。

○教育長（末次美代君）　御質問にお答えします。

ワークルール教育とは、働くことに関するルールに対する教育であり、労働法のみなら

ず、働く上で関連する法的分野も含め、広く教育していき、法的なものの考え方を理解させ、何かおかしいと気づける能力を育成することが重要であるものと理解しております。

その意味では、現在小中学校で実施されております調べ学習や討論を用いた学習、問題解決能力やコミュニケーション能力を育成するキャリア教育、自然体験や職場体験などを通して学習と労働を組み合わせていく取り組みも重要であると考えております。

厚生労働省におかれましては、平成29年４月に文部科学省の協力のもと、雇用と労働をめぐる問題の理解を深めたり、キャリア教育の一環として、生徒の職業意識を高める指導をする際の参考とするため、高等学校等におけるワークルールの指導のためのモデル事業案や留意点を記載した教員用の資料を作成し、全国の高等学校等には配布されているようでございます。

また国会では、長時間労働やメンタルヘルスの問題、職場でのいじめやハラスメントによる人間関係に起因する紛争など、雇用社会を取り巻く環境が変化していることから、義務教育の段階で子供たちにワークルールを学ぶ環境をつくることが必要ではないかという考えから、ワークルール教育推進法案を議員立法で検討されている動きもあるようでございます。とどまることなく変化する社会の中で、子供たちが希望を持って自律的に自分の未来を切り開いていくためには、変化を恐れず、変化に対応していく力と態度を育てることが子供たちが生きる力を身につけ、社会に出て直面するであろうさまざまな課題に柔軟かつたくましく対応して自立していくことができるようにする教育が求められていると感じております。

義務教育段階のワークルール教育の導入に際しましては、国の法案等の動向を注視してまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　10番。西信八郎議員。

○10番（西　信八郎君）　高校や大学では、ワークルール教育についての取り組みが始まっているということであります。義務教育の段階でのワークルール教育の導入に関しましては、国の法案等の動向を注視するということでございました。法整備ができる前、中学から就職する子供たちが、ブラック企業やブラックバイトに就労し、苦労しないよう、働く際のルール、つまり労働基準法等に定められている基本的なルールを十分に身につける場をつくっていただくように要望をいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（田中　哲君）　ここで暫時休憩いたします。

午前11時06分　休憩

午前11時21分　開議

○議長（田中　哲君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

７番。犬童利夫議員。

○７番（犬童利夫君）（登壇）　皆さん、こんにちは。７番議員の犬童利夫です。一般質問３日目ということで、大変お疲れとは存じますが、しばらくお付き合いをお願いいたします。

昨日の人吉新聞によりますと、一昨日の４日は、人吉市の最高気温が22.7度まで上がり、観測開始以降の12月の最高を更新したということが報道されておりました。

11月９日、気象庁は南米ペルー沖の監視水域で海面水温が高まり、エルニーニョ現象が発生したとみられると報道しております。エルニーニョ現象は、来春まで続く可能性が高いということでございます。この現象は、大気の流れなどに影響し、世界的な気象異常を引き起こすということでございます。日本では、西高東低の冬型の気圧配置が強まりにくく、暖冬になりやすくなるとのことでございます。暖冬の場合でも、強い寒気が流れ込んで天気が崩れることがあるとのことで、最新の気象情報に留意してほしいと発表しております。大雨のあった年は、大雪になることも多いようでございます。備えを十分にしていただきたいと思います。また、災害が起きないように願っているところでもございます。

それでは、通告に従いまして、質問をしてまいりたいと思います。

今回は２項目について通告しております。１項目め、住宅宿泊事業についてでございます。２項目めが認知症についてでございます。住宅宿泊事業法、いわゆる民泊新法に関する市の対策と、認知症対策等について質問させていただきます。

まず、１項目め、住宅宿泊事業の対策等についてでございます。

一般住宅や、マンションの空き部屋などを活用して旅行者などに有料で貸し出す営業をすることができる民泊の届け出があった物件が、全国で１万件を超えたことが報道されました。ことしの６月15日から民泊新法が施行されておりますが、これまで都市部で特定認定を受けた国家戦略特別区域法、いわゆる特区民泊の現状と民泊新法の概要についてお尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

平成29年６月に成立しました民泊新法ということでございます。この民泊新法の対象というものが３つございまして、住宅宿泊事業者、それから住宅の管理業者、それと住宅の仲介業者、この３つの種類の事業者がございます。それぞれ御説明をいたします。

住宅宿泊事業者でございますけれども、これは基本的には、都道府県知事または保健所設置市長か特別区長ということになっておりますが、ここへの届け出が必要となっておりまして、届け出に関しましては、住宅であれば通常備えているものではありますけれども、例えば、台所、浴室、トイレ、それから洗面設備、こういったところの設備要件。それから、現在居住している等の居住要件、それに家主不在型の場合ということがございますので、この場合には住宅宿泊管理業者への委託義務。それから、営業日数が180日以内、これはちょっと１つの特徴かと思いますけれども。それから、周辺住民等に対しましての書面による周知というのが必要でございます。それから、消防法などの関連法令に関しての手続が必要で

あるなど、こういった各種要件があるところでございます。また、届け出後でございますけれども、届出住宅への標識の掲示というのがございまして、これは１つ特徴かなと。それから、宿泊者名簿の備え付け、定期報告、こういったものも必要であるということでございます。

それから、次の住宅管理業者でございます。これにつきましては、国土交通省への登録が必要でございまして、家主不在型の場合、これは住宅宿泊事業者にかわりまして、契約、衛生確保、苦情対応、こういったものの実務を行っていくものでございます。法制化以降、この事業に対しましては、チェックインや鍵の受け渡しとか、そういった利便性、それから家主不在型の委託の義務づけによります需要増加がございまして、各コンビニ事業者も参入しているというところがございます。

３つ目の住宅仲介業者でございます。これは観光庁への登録が必要でございまして、法制化以前からございました、これはＡｉｒｂｎｂ（エアビーアンドビー）というインターネットを通じてやるところでございますけれども、これは予約や決済がほとんどインターネットということでございます。これは法制化以降でございますけれども、楽天、こういったところも参入しているというところでございます。

こういった法律制定の背景でございますけれども、先ほど議員も件数を申されましたように、急速に民泊につきましてふえていると。それから衛生面・安全面、これを確保をしなければならない。それから、騒音といった近隣トラブルでございます。それから宿泊のニーズの多様化に対応しなければならないと、なかには無許可で旅館業を営む違法民泊、こういったのもございますので、こういったものの対応が必要であると、そういうところから健全な民泊サービス、これを普及を図るためにつくられた法律でございます。

なお、国家戦略特区法の旅館業法の特例措置によります特区民泊というのがございますので、こちらも御紹介しておきます。正式名称でございますけれども、「国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業」――非常に長たらしいですけれども――というものでございますけれども、これは外国人だけではなく、日本人も利用できるというものでございます。こちらは制度といたしましては、平成25年12月、国家戦略特区法公布時からあったものでございます。その対象となる地域が、区域計画に認定を受けまして、関連条例を制定する必要がございまして、平成27年度の東京都の大田区、それから、大阪府、これが始まりでございます。平成30年９月末の時点なんですけれども、大阪市、北九州市、新潟市、千葉市が計画認定を受けておりまして、条例を制定して事業を開始されているところでございます。

事業者は、都道府県の知事、先ほど申しましたように、または保健所の設置市長、それか特別区長、こういったものの認可が必要ということでございます。

平成30年10月末現在で特区の、これは全体で1,602件の施設がございます。そのうち９割が大阪市に集中しているというところでございます。

民泊新法とこの特区の違いでございますけれども、特区民泊におきましては、営業日数が180日以内の制限はございませんけれども、宿泊数を２泊３日から９泊10日までの範囲で条例で規定する必要があるという、こういった異なる点があるというところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　７番。犬童利夫議員。

○７番（犬童利夫君）　今、民泊あるいは特区民泊について詳しく答弁いただきましたけれども、答弁の中にありました特区民泊について、やはり近年急激に外国人観光客がふえたことにより、先ほど紹介がありましたように、京都あるいは大阪など、人気の高い観光地で宿泊施設の不足により対応できなくなってきたことや、また外国人観光客対策に加えて、大きな背景として挙げられるのが、2020年の東京オリンピックにあるとのことでございました。

そこで、民泊を宿泊施設として利用することが解決策として、クローズアップされたということでございました。この民泊の届け出については、外国人旅行者の多い、先ほど紹介のありました都市部に偏っているとのことでもありました。地方部は少ないとのことでございますが、熊本圏域、あるいは人吉の登録件数等、この民泊に関する市民の問い合わせなどについてお尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

まず、熊本県及び本市への民泊宿泊の届け出住宅数ということでございますので、これは、11月末時点での民泊届の受理件数、これは熊本県で27件ございます。本市におきましては、これはございません。また観光庁が11月９日に発表いたしました９月時点での全国の届け出ということになりますと、これが8,305件となっているところでございます。このような届け出の状況でございますので、民泊仲介業者、これも無届け施設を掲載することができなくなるということがございますので、全国的に見ましても、住宅仲介業者、先ほど申し上げました最大手、Ａｉｒｂｎｂ（エアビーアンドビー）でございます。ここでも登録件数は一時４万件あったということでございましたけれども、これがかなり減少しているという、そういう報道があったわけでございます。これは裏を返しますなら、それまで多くのいわゆる無許可で旅館業を営む違法民泊があったということでございます。本市でのこのサイトに掲載されている物件、これは１件ございますが、ただ、こちらは民泊新法の届け出住宅ではございませんで、あくまで旅館業法のほうの許可を得られた物件でございます。

また、民泊に関する問い合わせでございます。これは過去１件、観光振興課のほうに相談がございました。その際には、県の申請窓口であります。県庁健康福祉部薬務衛生課、こちらを御案内したところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　７番。犬童利夫議員。

○７番（犬童利夫君）　熊本全域で、27件の届け出、人吉市はゼロ件であったということでご

ざいました。また、問い合わせについては、１件あったが県のほうを紹介したという答弁をいただきました。既に特区民泊の多い地域では、特に京都などでは騒音や、ごみ問題で宿泊客のマナーの問題が既に発生していることが報道されておりました。外国人の方が宿泊されて、生活習慣の違いなどから、結局、周りの市民の方々とトラブルを起こされております。気になるところでもありますが、民泊の届け出はあっておりませんが、このようなごみ問題などが起こった場合に、行政として市としては、どのような対応をとられるのか、お尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

民泊で、もしものトラブルということでございますので、このような議員御指摘の状況、先ほど言われるごみ問題とかおっしゃいましたので、そのために民泊新法というのが、これは導入された目的の１つでございまして、民泊におきます近隣住民からの苦情・相談、これにつきましては、たらい回しの防止をする点から、民泊制度コールセンターがございますので、ここに連絡していただきまして、コールセンターから県などの関係機関へ対応依頼が行われる流れということになっております。

現在のところ、熊本県に苦情対応の連絡はないということでございますけれども、本市へ、もし苦情があった場合には、基本的には、まず民泊制度コールセンターへ案内を行うと、このような対応をするところでございます。

先ほど申し上げましたように、登録物件が大きく減少した面はございますが、法規制によって登録物件の質が上がったり、届出制により責任の所在が明確になったという、こういったことでトラブル等への対処がやりやすくなったものと存じます。

先ほど申されましたように、ごみ問題でございますが、特に外国人の場合がよくあると、私もニュースで拝見いたしております。民泊でありますので、あくまで民間、そこに住まわれている方のごみの分別とかが出てくるわけですね。ところが、外国の方には分別なんて関係ないところがございますので、そこで問題が起こると、そういういろんなトラブルが起こっているというところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　７番。犬童利夫議員。

○７番（犬童利夫君）　対応について答弁いただきましたけれども、ちょっと私も見てみたんですけれども、民泊新法の第18条においては、民泊事業の禁止であるとか、制限を設けたりする条例が自治体でできるようなことが書いてあったところです。これについては、民泊の法の趣旨に反する、逆行するようなことにもなるかと思うんですけれども、そういうのもあったもんですから、いろいろお尋ねしたところでございます。

外国人宿泊客の民泊利用の増加が、先ほどから紹介されているように予想される場合は、生活マナーのマニュアル作成など、周辺住民の方々とのトラブルが発生しないような行政と

民泊を行う個人や事業者等が連携を図りながら、具体的な対策などが必要になってくるんじゃないかと、今、思ってるところでございます。こういうことにつきましても、実際に民泊の届け出などがあった場合に、またいろいろ協議がなされていくんではなかろうかとも思っております。その際は、またよろしくお願いしておきたいと思います。

次に、人吉市空き家対策等計画書（案）について伺います。

11月26日の全員協議会で、空き家等対策計画書（案）ということで説明があったところであります。その中で空き家等の利活用の一つとして、住宅宿泊事業法が施行されたことを踏まえ、観光や農業を主体とした空き家の利活用の連携についても検討していく必要があるとのことでございました。

空き家等の利活用の具体的な促進とＰＲの方法や、問い合わせ等の対応等についてお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君）　皆様こんにちは。御質問にお答えいたします。

まず、空き家等の利活用の促進についてでございますが、現在、空き家等対策計画の作成を行っており、その計画の具体的な対策における空き家等利活用のモデル事業の実践の中で、住宅宿泊事業法が施行されたことを踏まえ、観光や農業を主体とした空き家の利活用との連携について検討をしていく必要があると明記をいたしております。

また、空き家の対応といたしましては、議員御質問の民泊での利用、その他、空き家バンクにおける賃借や売却、ＮＰＯ法人や企業による店舗、サテライトオフィスによる利用、グリーンツーリズムといった農家民宿、サブリースといった第三者に転貸するシステム、サロンやコミュニティースペースとして、自治体や運営団体に貸し出すなど、さまざまな手段、形態がございます。多くの空き家は、今後、創設・運用を予定いたしております空き家バンクへ登録されていくことが望ましいと存じますが、空き家をさまざまな方法で活用したいと考える方も想定されますので、その方々からの問い合わせに対するアドバイスや注意点を取りまとめ御説明をすることで、空き家の利活用に結びつくのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、空き家所有者等が空き家を活用したいというお気持ちがなければ、空き家問題は進む話ではございませんので、空き家所有者等への管理不全な空き家にならないための周知や利活用促進のための情報発信、空き家改修事例の紹介など、空き家所有者等側に立ったＰＲを進めていく必要があるものと考えております。

また、民泊等が可能な施設が整った際には、所管となる経済部とも連携を図りながら、観光客向けのパンフレットの作成やＰＲも行うことになるものと存じますので、それに向けまして、土台となる基盤づくりを進めてまいりたいと存じております。

今後におきましては、議員御指摘のとおり、住宅宿泊事業にも注視するとともに、空き家の利活用も、その一翼を担いうると考えられますことから、他の自治体の成功事例も参考にしつつ空き家等対策計画にのっとりまして、さまざまに検討・実践をしてまいりたいと存

じます。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　７番。犬童利夫議員。

○７番（犬童利夫君）　詳しく説明いただきまして、ありがとうございました。

一般の市民の方から、例えば空き家を活用して自分で民泊をやろうというのは、最初はかなり難しい面もあろうかと思っております。やはり民泊につきましても、住宅等を扱われる、先ほどちょっと紹介がありました事業者の方などが、やはり指導されることなども必要ではなかろうかと思っております。

空き家対策等計画書（案）の方針にありますように、ぜひ市のほうといたしましても、今、答弁いただきましたように、市民や所有者の立場に立った事業を進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。また、関係団体と連携しながら、地域の実情に応じた空き家等の利活用をサポートする組織体制もつくっていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

次に、民泊新法と空き家対策等計画（案）を含んだ質問になりましたが、総合的な観点から市長にお尋ねいたします。

ひとよし温泉春風マラソンや、大きなイベント開催時など、市内のホテル等で予約が取れないなど、不足していることを聞いているところでございます。市でも把握されていると思いますが、このような催し物のときなど、民泊を有効活用できないかと思っております。

現在、女子ハンドボールアジア選手権大会が県内で行われています。また来年、平成31年には国際スポーツ大会、ラグビーワールドカップ2019、そして、2019女子ハンドボール世界選手権大会の熊本開催が予定されております。サポーターであったり応援者であったり、また家族であったり、来訪者も観光を兼ねてさまざまに多く来られることが期待されております。

また、施政方針で、「活かし、稼ぐための観光戦略」について、観光地域づくり事業について述べられております。観光地域づくり事業を進めていく上で、滞在型の日本遺産めぐりなどを提唱することも考えられるのではないかと思っております。市内に客室の確保の問題から民泊であったり、空き家等対策などをうまく利用できないか、利用すればいい制度ではないかと思っておりますが、市長のお考えをお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　御質問にお答えいたします。

「活かし、稼ぐための観光戦略」における民泊事業の活用についての御質問でございますが、本市の登録申請者がないことから、民泊事業をしようとする方も民泊新法の各種要件のハードルが高く、イベント時や繁忙期のみの宿泊では経営面、運営面において困難であるのではないかと推察されるところでございます。

人吉市の魅力を高め、宿泊客をふやすことにより、恒常的に民泊事業で稼げるようにな

れば、民泊登録者もふえてくるものと存じますので、まずは、どうすれば人吉市へ泊まっていただけるかということに引き続き取り組んでまいりたいと存じます。

また、空き家等の活用の観点からは、本市と歴史的建築物活用に関する連携協定を締結している株式会社ＮＯＴＥが、古民家を改装した宿泊施設の開設へ向けて取り組んでおられるところですが、旅館業法の営業許可を前提としたものであります。また、京都などで見られる町家旅館も旅館業法に基づく営業がほとんどであり、本市の空き家等の多くは管理者が近くにお住まいではないことなどから、居住要件のある民泊新法による営業よりも、町家旅館などのように従来の旅館業法に基づく営業が本市の実情には適しているのではないかと存じます。

ひとよし温泉春風マラソン大会で、宿泊施設が満室で仕方なく日帰りするお客様がおられる状況につきましては、耳にはしておりますが、現在の参加者アンケートでは把握できていない状況ですので、大会実行委員会において、アンケート項目の追加などを検討しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　７番。犬童利夫議員。

○７番（犬童利夫君）　今、答弁いただきましたけれども、民泊については、まだまだ一般的に知られていない現状であると思います。民泊の制度化は新しいものであるため、多くの課題や問題点が潜在していると考えられます。市民の方々から質問や問い合わせなどがあった場合は、速やかな対応をよろしくお願いしたいと思います。

また、先ほど市長も述べられましたように宿泊については、いろんな方向から検討することも必要かと思います。そこで、このことは御存じと思いますけれども、イベント民泊というのもあるようでございます。年数回程度で１回当たり二、三日程度のイベント開催時に宿泊施設が不足することが見込まれる場合に、開催地の自治体の要請により、自宅を提供するような公共性の高いものについて、旅館業法に該当しないものとして取り扱い、自宅提供者において、旅館業法に基づく旅館営業許可は必要なく宿泊サービスを提供することができるとのことでございます。これについては、ちょっとインターネットで見たところ、徳島県の阿波踊りですかね、ああいう時のイベントに、ずっと昔から使われて、こういうイベント民泊、こういうのを活用されているようでございます。このことは通告もしておりませんでしたので、答弁は必要ありませんけれども、検討する必要があると思っております。いつか機会があれば、そういうところも調査に行かれて調べてみる必要もあると思います。どうぞよろしくお願いいたします。

これで１項目めの質問を終わります。

○議長（田中　哲君）　ここで暫時休憩いたします。

午前11時50分　休憩

午後１時30分　開議

○議長（田中　哲君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

７番。犬童利夫議員。

○７番（犬童利夫君）　それでは、午前中に引き続き質問させていただきます。

認知症や、その対策などについてお尋ねいたします。

このことにつきましては、昨日と一昨日、認知症サポーターと予防対策について質問があっておりますが、一部重複するところもありますが、質問させていただきます。

市長の施政方針の中で、包括支援事業については、認定症初期集中支援チームによる、きめ細やかな支援を実施しておりますが、今後、より地域の力を結集し、地域包括ケアを強力に推進していくために、体制の整備について検討する時期にあると述べられております。

認知症対策については、今後高齢者の増加とともに全国的ではありますが、本市にとっても重要な課題となっていると認識しているところであります。その高齢者及び認知症の人の暮らしのための施策について伺います。

過去５年間の高齢者の推移及び今後予想される推移についてお尋ねいたします。

また、高齢者の一人暮らしや高齢者世帯と認知症の推移など、今後特に2025年問題の予想される推計についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

まず、本市における過去５年間の65歳以上の方の推移でございますが、各年とも９月末現在の数値でお答えさせていただきます。

平成25年が１万861人、平成26年が１万1,058人、平成27年が１万1,124人、平成28年が1万1,272人、平成29年が１万1,369人。参考といたしまして、平成30年９月末が１万1,424人となっております。

また、2025年における65歳以上の方の推計でございますが、本年３月に策定いたしました人吉市いきいき高齢プランにおきまして、１万1,731人と推計しているところでございます。

次に、高齢者世帯数、独居世帯数でございますが、直近の資料が、平成27年に実施されました国勢調査の結果となります。

一般世帯数１万3,795世帯のうち、65歳以上の方がいらっしゃる世帯が、7,062世帯、51.2％でございます。その内訳でございますが、65歳以上の単身世帯が2,076世帯、65歳以上のみで構成される夫婦世帯が1,891世帯、64歳以下の方と65歳以上の方の同居世帯が3,095世帯となっております。

また、2025年における65歳以上の単身世帯は2,380世帯と推計しております。

次に、認知症高齢者数でございますが、実際の数の把握ができておりませんので、国立社会保障・人口問題研究所が推計しております全国推計値の直近の資料が平成27年でございますので、それをもとに本市に置きかえて推計したもので、お答えさせていただきます。

平成27年、西暦で言いますと2015年でございますけれども、平成27年の認知症高齢者数は、2,144人と捉えておりまして、それから10年後の2025年には、2,458人と推計しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　７番。犬童利夫議員。

○７番（犬童利夫君）　答弁いただきましたけれども、2025年、65歳以上が１万1,700人強ということで答弁いただきました。

また、認知症については、2,458人と推計されているということで答弁いただきましたけれども、一人暮らしや認知症の方が増加することが推測されている中で、包括支援センターの事業も多方面にわたると思いますが、その事業の内容について伺います。

また、その中の認知症の早期発見と重度化防止のための認知症初期集中支援チームが配置されていますが、その概要についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

まず、地域包括支援センターについて御説明申し上げます。

高齢者が住み慣れた地域で必要な医療や介護を受けながら、安心して暮らせる社会を実現する地域包括ケアシステムの中核的な機関として、病気、介護、金銭的問題、虐待、その他、さまざまな相談を受け、適切な支援へ橋渡しを行うことを役割としています。

地域包括支援センターは、大きく分けて４つの業務を柱としておりまして、その一つに総合相談支援業務がございます。これは高齢者の健康や生活にかかわる相談を幅広く受け付け、相談の内容に寄り添い、さまざまな制度や専門機関の中から必要なサービスを選択し、仲介する業務となります。

２つ目に、介護予防ケアマネジメント業務でございます。これは要支援１、要支援２の判定を受けた方を対象に介護が必要とならないよう予防することを目的として計画を立て、支援につなげる業務となります。

また、要支援認定に至る前の段階で、機能低下が見られる方に対しまして、高齢者向けの予防教室や予防講座を実施しております。

３つ目に、権利擁護業務でございます。これは財産管理が厳しくなった、虐待の疑いがある、悪質な訪問販売にだまされたなど、高齢者の権利にかかわる相談を受け、必要に応じ成年後見制度の活用、老人福祉施設などへの措置入所手続、消費生活センターとの連携による対応を行う業務となります。

また、消費者被害を事前に防ぐために、消費生活センターや警察などから情報を高齢者

に伝え注意を促すことも業務としています。

４つ目に、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務がございます。これは生活状況や病状により変化するこれらの生活をイメージし、家族と話し合い、多職種、多機関と連携をとりながら、さまざまな準備や手配を行うことで、状況や状態が変わっても医療、介護サービスに空白ができることのないよう支援することとなります。この業務の中の一つが、保健師や社会福祉士、主任介護支援専門員、認知症専門医で構成する認知症初期集中支援チームでございまして、チーム員が家族からの相談で認知症が疑われる方、認知症の方及びその家族を訪問してアセスメントを行い、適切な対応をサポートすることを目的としています。その情報を地域包括支援センター職員、かかりつけ医、介護サービス事業者、その他の関係する機関と共有し連携していくこととしております。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　７番。犬童利夫議員。

○７番（犬童利夫君）　包括支援センターの業務内容も答弁いただきましたけれども、さまざまな支援と橋渡し的な業務を行っていただいているということで、大変感謝もしているところでございます。包括的支援事業の役割も、ますます重要になってくると思っております。

また今後、認知症予防や早期発見のために、認知症の方々の居場所づくりや、介護される方、介護する方同士の情報交換が行える場所などが必要であると思います。通称、報道機関で見ますと、認知症カフェとか、そういう場所がありますけれども、その認知症カフェについてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

まず、認知症カフェについて御説明を申し上げます。認知症カフェは、認知症の方と、その家族を支援することを目的として、平成24年から国の認知症施策の一つとして普及が始まりました。平成27年に国が認知症施策推進総合戦略の中心の一つとして位置づけたこともあり、全国で急激に増加しており、本県でも本年８月現在、約110カ所で設置されているようでございます。

認知症の方と、その家族が集うカフェ形式は、それまでにもございましたが、利用者を限定せず、認知症の当事者、家族、地域住民、介護や家族の専門職など、さまざまな方が集うことが大きな特徴となっており、地域の方が気軽に立ち寄り、認知症の方や家族の悩みを共有しながら専門職に相談できる場となっております。

カフェという自由な雰囲気の中で、支える人と支えられる人という隔てをなくし、地域のみんなで支え合う拠点となっております。

そのような状況の中、本市におきましても、本年５月に人吉市ほっとステーション九ちゃんクラブの空き時間を活用し、地域ボランティアによるＤカフェ青い鳥が開設されました。カフェに来られた方々が、１人じゃない、あそこに行けば誰かに会えると思っていただける

ような居場所づくりを目指し、毎月１回、第２水曜日に開催されており、その参加者は少しずつふえているようでございます。

今後も認知症の方が地域住民と出会い、家族介護者の孤立を防ぎ、地域住民の方々が認知症の理解を深める場所として大いに期待するものでございまして、今後、市内各所でこのような場所がふえていくよう本市といたしましても支援をしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　７番。犬童利夫議員。

○７番（犬童利夫君）　本年の５月、人吉市内でもＤカフェ青い鳥を開設していただいたということで、大変すばらしいことだろうと思います。また私たちも応援しなければいけないのではなかろうかと感じたところでもございます。

認知症の勉強会やレクリエーションなどを行い、地域住民の方々や介護される家族同士の情報交換が行われる癒やしの場となって、認知症の方や家族を支える地域づくりの事業として、これからますます重要になる事業ではないかと思っております。今、核家族化している状況も多いようでありますが、一人暮らしであったり、高齢者世帯であったり、認知症の方を抱えた御家族の方、そういった方々に対する生活支援や、サービスの充実というのが非常に大切になってくるんではなかろうかと思っております。そういうことから、介護される家族への将来にわたってのフォローが大切になってくると思います。また今後、課題ともなると思っております。その支援について伺います。また、こういった介護される家族の悩みなどに対応する施策などについてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

先ほど御説明いたしました、高齢者のみの世帯の増加、また家族介護者の高年齢化、家族介護者の心身の健康や経済的な問題、家族介護を理由とする離職など、家族介護者と要介護者を取り巻く地域社会環境が大きく変貌する中で、新たな視点での家族介護者支援施策が急務となっております。そのような課題に対する自治体の役割は、家族介護者の就労や社会参加、生活との両立と家族介護者の心身の健康維持、生活の質の維持・向上、この両輪が円滑に回るよう、家族介護者の支援を推進することにあります。

家族介護者から相談を受けた際は、すぐに包括支援センターが訪問などの対応を行うとともに、ケアマネジャーに対し、デイサービスやショートステイなどの介護サービスを適切に利用するなど、家族介護者を視野に入れたケアプランの作成指導や家族介護者会や認知症カフェなど語り合いの場づくり、おむつ利用券など、介護用品の支給など必要な支援を今後も継続して行うことが重要だと捉えているところでございます。

今後は、国の施策や、本市の実情に沿いまして、家族介護者の総合的な支援の展開を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　７番。犬童利夫議員。

○７番（犬童利夫君）　生活の質の向上のために、いろいろ支援をやっているということで、大変ありがたく思っております。

家庭で介護される方は、本当にいろいろなところで御苦労があると思います。実情に沿った、今答弁いただきましたような支援を進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、高齢者見守りネットワークの目的や、その内容、現在の登録者数と、本市が実施しているＳＯＳキーホルダーの登録者数と、その内容や奏功事例等がありましたら、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

高齢者見守りネットワークとは、行政・警察・協力団体などが徘回の可能性のある高齢者の情報を共有し、見守り体制を構築しているネットワークをいいます。

本市では、徘回の可能性のある高齢者の情報を家族の同意のもと、その方が活動されると思われる範囲のタクシー会社、郵便局、ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、銀行、宅配業者、町内会、老人クラブ、介護サービス事業所など、協力団体にあらかじめ情報を提供することとし、現在、40名の情報が登録されています。これにより高齢者が徘回された際の早期発見に寄与するものと考えております。

次に、本市が平成23年度から実施しておりますＳＯＳキーホルダーについて御説明いたします。

これは、外出先で突然倒れ、救急搬送された場合や認知症の方が徘回で警察等に保護された際に身元が確認できない場合、ＳＯＳキーホルダーに書かれた緊急連絡先である地域包括支援センターにつなぐことで、本人の氏名や家族の連絡先が迅速に確認できるものとなっております。

市内在住の65歳以上の方であれば、どなたでも登録することができ、本年11月末現在3,908人、65歳以上の34％の方が登録されております。今までに、路上等で倒れられた方の救急搬送、自宅を忘れた方を保護した際の連絡先、また、キーホルダーをつけたバッグ、携帯電話、財布、鍵、杖などの置き忘れ、紛失といった場合に、本人へお返しできた事例など、一定の効果があるものと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　７番。犬童利夫議員。

○７番（犬童利夫君）　ＳＯＳキーホルダーは、65歳以上であれば誰でも登録できるということで、私も今お聞きして、そろそろ登録しとかんと、ちょっと危なかかなと思いながら、今聞いたところでございますけれども、現在3,900人ですか、65歳以上の34％の方が登録されているということで、今後も継続した取り組みをお願いしたいと思いますけれども、また奏

功事例も紹介していただきましたが、御本人や家族の方の安心が何よりだろうと思います。これからも継続した取り組みをお願いしておきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、地域で認知症の方々などへの声掛けや、見守りなど模擬訓練の実施状況と訓練における見えてきた課題等についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

この訓練は、認知症徘回者による行方不明が発生したと想定し、徘回役が模擬徘回してる間に、警察、消防及び行政が連携し、地域住民や生活関連企業、介護サービス事業者等に情報提供を行い、その情報を得た住民が徘回役を探し、声をかけ無事に保護しようとする訓練でございます。この訓練を通じまして、認知症への理解を深めるとともに、徘回者の気持ちに配慮した声かけや見守り方法を学ぶことを目的としております。

本市では、平成23年度、東校区を皮切りに毎年各校区で開催されまして、平成28年度の西校区で一通りの訓練を終了したところでございます。

この徘回模擬訓練は、地元町内会を初め、老人会、子ども会など多くの参加者を得て開催することができ、認知症への理解を深めるなど、一定の効果を得たと考えているところでございます。

参加者の皆様からは、「この校区が今後どうあるべきか皆でもう一度考える必要がある」、「一人一人の認識を高めていく機会をつくることが大切だ」など、「自分たちの町は自分たちが守る」という共助の御意見をいただいたところでございます。

今後も引き続き、さまざまな機会を捉えまして認知症の方や、その家族が安心して生活できる社会づくりの取り組みを進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　７番。犬童利夫議員。

○７番（犬童利夫君）　この訓練については、平成23年からですか、校区ごとに実施されて、平成28年で一通り終わったということで、今答弁いただきましたけれども、また市民の方からは、意見として「認識を高める機会が大切だ」とか、「自分たちの町は自分たちで守る」共助の意見とか、そういうものがあったということでございます。やはり大事なのは、コミュニケーションの場所であったり、顔の見える中での訓練が重要であると感じております。今後も地域ごとや、あるいは学校区ごとに関係機関と協議しながら訓練を実施していただきたいと思います。

次に、高齢化が進む中で子供たちが、高齢者や認知症の方に思いやりを持って接する力を養うことは、子供たちにとっても、そして、地域社会にとっても大きな力になると思っております。小中学校での認知症サポーター養成の講座など、学校教育における認知症への理解促進の取り組みについてお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君）　御質問にお答えいたします。

認知症サポーター養成講座につきましては、認知症に対する正しい理解を促進するために、高齢者支援課が学齢期から、その意識の醸成に向けて、小中学生を対象に出前講座を実施しております。

現在、福祉をテーマにした総合的な学習の時間において、認知症サポーター養成講座を活用しております。昨年度は、小学校の３校、４年生や５年生を対象に実施いたしました。本年度は７月の校長会において、高齢者支援課から認知症サポーター養成講座の積極的な活用についてということで、お願いもあり、小学校５校、中学校２校で、その講座の実施計画がなされているところでございます。

現在では、３校が実施済みでございます。その中で、小学校３年生の感想をちょっと紹介させていただきたいと思います。「お年寄りの人たちの気持ちがよくわかりました」とか、おもりを付けて体験をしたそうですが、そのおもりをつけての体験で、「おじいちゃんや、おばあちゃんは、歩くのが精いっぱいなんだなと思いました」という小学生ならではの感想が寄せられたところでございます。残りの４校につきましては、３学期に実施するということに計画がなされております。

そのほかにも、夏休みのボランティアスクールや中学校の職場体験学習において、福祉施設への訪問等を通して高齢者と触れ合い、交流する体験活動を実施している学校もたくさんございます。

また、現行の学習指導要領におきましても、高齢者との交流が重視され、道徳においては高齢者に温かい心で接し、親切にすることが明示されております。2021年度からの中学校の新学習指導要領の技術・家庭科の家庭分野において、「介護など高齢者との関わり方について理解すること」という項目が追加されているところでございます。

私は、将来の地域や家庭の担い手となる児童・生徒が成長していく過程で認知症を正しく理解し、適切に行動できる態度を育成していくことは、大変重要であると考えておりますし、児童・生徒の認知症への理解が深まることで、社会全体の認知症の支援の輪が広がることにつながると思います。

今後も引き続き校長会等で認知症サポーター養成講座の趣旨を周知し、養成講座等を通して認知症に対する理解が深まるよう支援していくとともに、何はともあれ日々の教育活動を通じて、認知症や高齢者の方々への温かい心が育つように取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　７番。犬童利夫議員。

○７番（犬童利夫君）　いろいろな機会を捉えて、教育などをやっていただいているということで、子供の感想なども今述べていただきましたけれども、「おじいちゃん、おばあちゃんは歩くのが大変だな」という感想もいただいて、本当に実感したところでもございます。ま

た夏休みのボランティアで、中学校の職場体験学習で福祉施設の訪問などされておられるということで、認知症の方を理解するため、子供たちは教育を通して、思いやりや温かい心が育っていると、今、教育長の答弁から確信したところでございます。

また、2021年からの中学校の新学習指導要領にも期待したいと思います。よろしくお願いしておきたいと思います。

子供たちが、また大人の方々が優しくしてくれる社会であれば、認知症は不便はありますが、不幸ではないすばらしい社会になると思っております。行政と地域ぐるみで、また将来を担う地域の宝であります子供たちとともに、しっかりと支えていかなければならないと思ったところでもございます。今後とも教育につきましては、よろしくお願いしたいと思います。

次に、先ほど認知症予防や早期発見のために、認知症カフェが開催されていることは、紹介していただいたところでございますけれども、このことについては、すばらしいことだと思っております。また、場所なども、いろいろふやしていきたいということも答弁いただきましたけれども、認知症の方や家族の方が行きやすい場所であることも重要ではないかと思っています。例えば、学校の空き教室であったり、特別教室などの空き時間を利用した認知症カフェが実施できないかお尋ねいたします。そこには、学校であったり町内や地域の方々であったり、民生委員の方々、各方面の方々の御理解と御協力が必要になってくると思いますが、学校の懐かしい雰囲気であったり、子供たちの勉強や運動場で体操をする姿や遊ぶ声が聞こえたり、さまざまに触れ合うことができるのではないかと思っております。

また、子供たちも休み時間など、そのカフェで認知症の方々と語らい、触れ合うことが体験的な教育にもつながるのではないかと思っているところです。地域住民の方々と介護される家族同士の情報の交換が行われる癒やしの場となるのではないかと思っております。市の考えをお尋ねいたします。

○教育部長（小林敏郎君）　お答えいたします。

小中学校での認知症理解への取り組みは、教育長が述べましたとおりでございます。

認知症の御本人や、その御家族、地域住民が集う場として提供され、お互いに交流をしたり情報交換ができる場所である認知症カフェを学校の空き教室での実施が可能であれば、児童・生徒が機会あるごとに認知症の方々と触れ合うことができ、認知症に対する理解を深める絶好の機会であると捉えております。

現在、学校の空き教室は、将来とも恒久的に余裕と見込まれる普通教室、すなわち余裕教室と文部科学省は定義しております。国でも学校の中での利用にとどまらず、地域の社会施設、社会福祉のためのスペースとして活用することを奨励しているところでございます。このような視点からも、あるいは本市が目指しております「地域とともにある学校」というテーマからも身近に認知症や地域の方々と、児童・生徒が触れ合う場の設定は、大変意義深

いことであり、今後、関係各課や学校と協議を行ってまいりたいと存じます。

犬童議員に熊本日日新聞の記事で、熊本市の西原中学校で開催された認知症カフェについて資料を御提供いただきました。この中でも校長先生の配慮によりまして、学校の懐かしい雰囲気を味わってもらうために、教室で開催をされたり、特別教室の空き時間を利用されております。参加された85歳の女性の方が、「中学生と話すのは数年ぶり、幸せな時間でした」ということで感想を述べられております。大いに参考にさせていただきたいと存じます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　７番。犬童利夫議員。

○７番（犬童利夫君）　今後の課題として前向きな答弁と受けとめたところでございます。関係の方々や学校と、いろいろ検討していただくということで、よろしくお願いしたいと思います。

また、「地域とともにある学校」を目指しているということで、そういう面でも非常に地域に開かれた学校といいますか、そういう面も一緒にあわせ持ってやればいいんじゃないかと感じたところでございます。

また、本市では学校は災害時の避難場所として指定されています。日ごろから認知症カフェとして利用することが、いざというときにスムーズな避難につながるのではないかと思うところでもございます。重ねて検討方よろしくお願いしたいと思います。

それでは、次に認知症の方の世話など、民生委員の方々や高齢者相談員の御苦労はお聞きしているところでありますが、今後ますますふえることが予想されます認知症の方々の把握と課題についてお尋ねいたします。

また、認知症高齢者等個人賠償責任保険についてお尋ねいたします。

御存じであると思いますが、2007年に家族が目を離したすきに要介護の認知症の男性が電車にはねられて亡くなられております。鉄道会社は、遺族に事故による損害賠償を求める訴訟を起こした事案がありました。また、このことが社会問題にもなりました。介護への不安が強まったことをきっかけに、福岡県久留米市では認知症高齢者等個人賠償責任保険の導入を検討し、ことしの10月から導入されております。認知症高齢者等個人賠償責任保険の加入について、本市の考えをお尋ねいたします。また、事故や保険の内容について、わかりましたらお願いいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

超高齢化社会を迎えつつある状況の中で、認知症患者の急速な増加が見込まれております。その認知症の方の把握につきましては、家族やかかりつけ医による認知症状の早期発見が極めて重要でございまして、まず幻覚、妄想、不安、うつ状態などの精神症状、せん妄、睡眠障害、性的逸脱行動、情動行動、不潔行為など、必ずしも認知障害によるものとはいえない行動に気づいた場合や、記憶障害、見当識障害といった中核症状を発見した場合には、

地域包括支援センターに御相談いただき、必要に応じ、専門機関を含めた医療機関や他職種との連携が重要であると捉えているところでございます。その上で認知症の方の受け入れ方や日常的な健康管理、必要な介護サービスの把握を行い、本人や家族等の支援を進めてまいりたいと存じます。

次に、議員から御紹介のございました列車事故は、平成19年、愛知県大府市におきまして、認知症の高齢男性が線路内に入り、電車にはねられ死亡した事故でございまして、鉄道会社が家族に高額な損害賠償を求める裁判を起こして、社会問題になったものでございます。

また、最近ではテレビや新聞等で認知症の方の行方不明、高速道路での逆送、車のアクセルとブレーキの踏み誤りによる事故などが報道され、社会的な問題となっているところでございます。そのような事故等が発生した場合を想定し、自宅で介護する家族の不安を軽減することを目的として、自治体が民間の保険会社と契約し、保険に加入するケースがあるようでございまして、全国的には神奈川県大和市、愛知県大府市、神戸市などがあり、九州管内では、ただいま議員のほうから御紹介ありました久留米市のみでございます。久留米市の例を申し上げますと、若年性を含む認知症患者で医師が日常生活に支障を来していると診断した40歳以上の方を対象として、家族が自治体に申し込み、医師の診断書などをもとに自治体が決定し、保険に加入する仕組みがあるようでございます。

本市といたしましても、まずは先行自治体の事例について、調査・研究を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　７番。犬童利夫議員。

○７番（犬童利夫君）　久留米市の担当者のコメントも、その時ちょっと載っとったんですけれども、担当者は「家族だけに介護の負担を強いるのではなく、社会全体で支える事業にしたい」ということで話されたことが報道されておりました。社会全体で支える仕組みづくりの必要性を思ったところでございます。

今後の課題として調査・研究するとのことでありました。いろいろ調査されて、ほかの自治体の動きなども、いろいろ注視されて、いろいろ検討していただければと思います。これからは人生100年時代、親と子と、そして誰も経験したことのない、これからの社会を見据えていかなければならないと思っているところでございます。「支えがあれば、あきらめる事よりやれる事のほうが多くなる。」――認知症サポーターキャラバンの言葉が印象的で、心に残っているところでございます。この認知症対策について、本市でもいろいろな形で進めていただき、御苦労をいただいておりますことに感謝申し上げます。ありがとうございます。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（田中　哲君）　ここで暫時休憩いたします。

午後２時11分　休憩

午後２時25分　開議

○議長（田中　哲君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君）（登壇）　皆さん、こんにちは。17番の仲村勝治でございます。

今の犬童議員の一般質問を聞きまして、私もあと10日で76歳になります。ＳＯＳキーホルダーですかね、まだ登録していませんので、これが終わったら登録したいと思います。私も胃がんと肺がん、２回手術していますから、76歳まで体がよくもてているなという気がしています。体に感謝しています。

それでは、きょうは元気に質問してまいりますので、通告に従いまして一般質問をしてまいります。回答をよろしくお願いいたします。

それでは、項目は、くま川下り株式会社と職員研修について質問してまいります。

まず、くま川下り株式会社の目的は何かについて質問いたします。

くま川下り株式会社は、人吉市の第三セクターでございます。第三セクターには大きく分けて２つの形態がございます。商法法人と呼ばれる商法で規定されている法人と、民法で規定されている民法法人であります。民法法人の規定での設立は、社団法人もしくは財団法人等でございます。商法法人の第三セクターとは、公共団体と民間企業が共同出資して設立した株式会社であります。株式会社でございますから、一般の企業と同じように商法にのっとって財務運営を行い、利益を出し、利益が出たら税金を納め配当を行う、会社の運営に関しましても、株主による管理責任を受けることは、民間企業と同じであります。

人吉市は、くま川下り株式会社に出資比率50％の出資をしている株主でございます。くま川下り株式会社の目的は、利益を追求する会社だと考えますが、人吉市の考えをお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

くま川下り株式会社の目的に対する市の考えという御質問でございますが、同社定款の第３条によりますと、その目的は人吉市、球磨郡を中心とした観光事業並びに、その開発を通じ、地域経済の発展に寄与することを目的として、関係諸団体と緊密に連携して下記の事業を行うこととされ、記載されている14事業の筆頭が、球磨川下り遊覧船事業でございます。

つまり、本業であります、球磨川下り遊覧船事業を通じて、地域経済の発展に寄与することが、この会社の第一義的な目的であると存じております。

議員御指摘のとおり、第三セクターとはいえ、当然に株式会社でございますので、営利の追求を目的としているところでございますが、それに加えまして、地域経済の発展に寄与すること。関係諸団体と緊密に連携して事業を行うことを目的としておると認識しております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君）　くま川下りは、第三セクターとして必要なのかについて、質問いたします。

11月13日の全員協議会において、くま川下り株式会社の存続に向けた経営刷新について説明がございました。その中で、３つの大きな現在の課題がございました。

１つが経営不振、２つが社員及び船頭のモチベーションの低下。３つ目が新事業再生計画――これは３月策定した分でございますが――の進捗の停滞でございます。この３つは、くま川下り株式会社の業務のあり方を問う大きな問題であります。

また、11月23日発生しました座礁事故は、幸いにして乗船客にはけがもなく無事に下船していただきました。この事故は、重心が傾くと転覆して事故につながる可能性があったと思います。この事故は、人吉市に第三セクターが抱える多くの問題を警鐘しました。

事件・事故のたびに人吉市は責任を問われることになると思います。現在の人吉市が出資している出資比率50％の第三セクターが必要なのか、お尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

くま川下り株式会社は、人吉市にとって第三セクターとして必要なのかという御質問だというふうに存じます。まずもって、くま川下り株式会社につきましては、死亡事故により経営が苦境にあった球磨川下り事業について、昭和38年に本市があっせんし、また民間事業者とともに出資いたしまして、当時存在した３社が合併し、いわゆる第三セクターとして当時の社名は、人吉観光株式会社でございますが、設立されたという経緯がございます。

つきましては、民間企業ではございますが、100年以上の伝統を持つ球磨川下り遊覧船事業の継続を通じて、自社の営利の追求だけではなく、関係諸団体とも緊密に連携し、観光事業を通じて地域全体の発展に寄与するという公益的な側面もあわせ持つ会社として、これまで継続してきたと認識しております。

さらには、街の中心部に清流が流れ、そこで観光川下りが行われていることは、とても希少なことでございまして、人吉市に球磨川下りがあることは、まちの風情を彩る大切な地域資源であり、郷土の誇りでもございます。

一企業として経営不振にあるとはいえ、現在でも年間３万人前後の観光客が楽しまれており、この人吉市にとって、貴重な観光資源であることは現在でも変わりはございません。

これらのことは、市内の観光事業者にとっても、また多くの市民の方々にとっても共通の御理解ではないかと認識しております。

この球磨川下りを守り、未来へつなげていくために、現状において、球磨川下り遊覧船事業を実施できる事業体は、同社以外にほかはございませんので、この地域にとって存続させるべき会社であると強く認識しておるところでございます。

議員御指摘のとおり、経営上の懸案課題は大変多く、出資比率50％の筆頭株主としての責務は、大変重いと受けとめておりますが、であるからこそ、今回の業務提携を含めた抜本的改革を経営健全化の好機と捉え、会社の存続に向けた筆頭株主の責務を果たしてまいりたいと決意を新たにしておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君）　３番目の事業の清算の考えはないかについてお尋ねいたします。

その前に、自治体行政が抱える範囲が非常に多くございますが、学者さんの意見が１つございますので、ちょっと紹介しておきたいと思います。法学者の美濃部達吉さんていらっしゃいますが、この人の主張は、「公共の利益を目的とせず単に営利のみを目的とする事業は、これを経営することは得ないものと認めねばならぬ」とありました。「収益財産の管理の如き法律の明らかに承認しているものを除いては」とあります。

また、「公共事業とは直接に公共の利益を目的とする事務のみを意味し、収入を得ることによって間接に公共の目的を達する事務は含まれないものと解するのが正当」というのが、この美濃部先生の理論でございます。第三セクターは、多分、利益等を目的としているのが第三セクターだと思います。

それでは、次の事業清算の考えについて質問いたします。

これからの日本は、災害と人口減少にどう対処していくかが大きな問題と考えます。災害は、南は沖縄県から北は北海道まで、いつどこで、どんな災害が発生するかわかりません。外国では多くのテロが発生しています。日本でもテロの発生する可能性は十分あります。

熊本地震の影響は現在も続いています。先月の座礁事故の影響がどんな形であらわれるのか懸念されます。本業である木造船による球磨川下りは、大雨や渇水など天候に左右され、船賃収入は計画どおりにはいかないようです。球磨川下りは、１艘下るのに２人の船頭が必要です。船頭が退社し、船があっても下れない状況です。社長も辞める意思を表明しています。

11月13日の全員協議会で、上天草市の企業と業務提携を進めていることを説明されました。業務提携の条件として代表取締役としての個人保証の解決とあります。この条件を受けるために市は、くま川下り株式会社に6,000万円の貸し付けを用意し、金融機関と交渉することになると思います。社長から従業員までがいなくなる会社に6,000万円貸し付けることが許されるのか、市民感覚としてはですね、当然許されないと思います。第三セクターくま川下り株式会社は、事業を廃止し清算すべきと考えます。市の考えをお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　事業の清算の考えはないかとの御質問にお答えいたします。

本議会の冒頭、私の施政方針でも述べさせていただきましたとおり、現在、新事業再生計画を今後、強力に推し進めるために、上天草市の船舶会社である株式会社シークルーズと

くま川下り株式会社との間で、業務提携の交渉が進められているところでございます。球磨川下りは、この地域の歴史と伝統文化の中から生まれた宝で、本市観光の象徴であり、多くの市民の方々の球磨川下りを守り、育て、そして、未来に引き継いでいくという願いを受けとめ、筆頭株主でもある本市も、これまでさまざまに支援を行ってまいりました。

また、今回の業務提携につきましては、これまで懸案でありました、くま川下り株式会社の事業再生に大きく踏み出す重要な局面にあるものと認識しておりまして、本市といたしましても、この好機を捉えて、事業再生に向けて全力を挙げて支援を行うことを決意しているところであり、関連する条例案及び予算案についても、本議会に御提案させていただいているところでございます。

総務省の指針にも第三セクターの抜本改革を含む経営健全化の取り組みに係る検討の中で、完全民営化、民間売却、債務調整などを含む積極的な経営改革の実施、地方公共団体直営など、幅広くさまざまな事業手法を検討した上で、再生不能または再生可能の最終判断の結果、ほかに手だてがない場合は、事業の清算を選択することもあり得るとされております。

つきましては、議員御指摘のとおり、大変厳しい会社の現状ではございますが、新事業再生計画に基づき、シークルーズ社との連携による営業専任社員の確保、地域おこし協力隊活用による経理専任の採用、船頭の雇用形態の改革及び急流下り復活への支援、貸し付けの実行及び肥後銀行との連携による債務調整など、いまだ事業再生に向けた支援の途上であり、執行部といたしましては、現時点において事業の清算等については全く考えておりません。

繰り返しにはなりますが、今回の業務提携を含めた抜本的改革を経営健全化の好機と捉え、会社の存続に向けた筆頭株主の責務を果たしてまいりたいと決意を新たにしているところでございますので、何とぞ御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君）　くま川下り株式会社には、本当、市長が言われるとおり、いろいろな問題がございます。それを解決する覚悟は必要でございます。その前に、まだ原因が、今３点挙げられましたが、その３点も財務関係が一番重要だろうと私は思います。

それで、次の過去５年間の経常利益と資産収益率、負債比率、資本収益率についてお尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君）　それでは、過去５年間の経常収益、資産収益率、負債比率、資本収益率ということで、これは各年の決算期ごとにお答えをいたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、答弁に先立ちまして、議員から御質問のありました各指標のうち、この経常利益以外でございますけれども、少し御説明をさせていただきます。

まず最初に、資産収益率でございますけれども、資産に対する利益の割合でございまして、当期純利益を総資産で割りまして100を掛けたもの。それから、負債比率でございます。これは自己資本に対する負債の割合でございまして、負債を自己資本で割りまして100を掛けたものでございます。もう一つ、資本収益率でございますけれども、自己資本に対する利益の割合でございまして、当期純利益を自己資本で割りまして、これに100を掛けたもの。これをもとにしまして、今から数値を述べてまいりますので、よろしくお願いいたします。

まず、平成25年でございます。経常利益がマイナスの1,179万7,992円、資産収益率がマイナス9.22%、負債比率が518.05%、資本収益率がマイナスの50.40%でございます。

次に、平成26年でございます。経常利益、これがマイナスの399万9,462円、資産収益率がマイナスの2.54%、負債比率が657.59%、資本収益率がマイナス16.96%でございます。

次に、平成27年でございます。経常利益がマイナス528万6,446円、それから資産収益率、これはマイナスの4.12%、負債比率が646.06%、資本収益率がマイナス25.94%でございます。

次に、平成28年でございます。経常利益がマイナス1,083万1,303円、資産収益率がマイナスの8.60%、負債比率が693.54%、資本収益率がマイナス53.52%でございます。

最後に、平成29年でございます。経常利益がプラス113万8,339円でございました。いわゆる黒字に転換いたしましたので、資産収益率がプラスの0.76%、負債比率が635.05%、資本収益率がプラスの4.28%となっているところでございます。

以上について、全体の概要でございますけれども、平成25年から平成28年までの経常利益は、連続して赤字でございましたので、収益率を示す各指標ともマイナスとなっております。平成29年になりますと、経常利益がわずかながら黒字となりましたので、それに伴いまして、各指標もわずかにプラスとなっているところでございます。

また、経常利益につきましては、平成28年までの７期連続赤字、これに伴いまして、長期借入金等の負債も累積しておりますことから、負債率、負債比率も高どまりで推移をしているところでございます。いずれの指標を見ましても、近年の大変厳しい経営状況を示しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君）　４つの項目を回答していただきましたが、この４つの項目について、先月、私、ＪＩＡＭ（ジャイアム）に研修に行ったときに図書館で調べました。そのときに詳しく説明された本が出てきましたので、ちょっとここで申し上げますが、全国の自治体の中で自治体が50%以上出資している商法法人を対象とした４つの項目を表にしたものがございました。この表にするデータは、東京商工リサーチのデータでありまして、日本総合研究所が作成した図表でございます。調査団体数は1,405団体でございます。その表を参考に、

くま川下り株式会社を判断いたしました。４つの項目の中で経常利益については、今言われたとおり、平成29年度以外は全てマイナス、赤字でございます。資産収益率は、プラスマイナス10％以内は普通の団体でございます。くま川下り株式会社は、マイナスの9.22からプラス0.76までございます。この範囲内ならば普通の会社と言われます。

負債比率については、第三セクターの平均負債率が56.9％でございます。100を超える団体は、1,405団体の中のうち11.7％でございます。くま川下り株式会社は、500から700に近い率となっています。大変悪い状況であるのがわかります。

回答された５カ年、借金返済が仕事だったのかなという思いがいたします。資本収益率については、1,405団体の単純平均が4.4％であります。この平均の4.4％近いというのは、くま川下り株式会社では、平成29年度だけですかね。1,405団体のうちの単純平均が4.4％のうちに入ると思います。この資本収益率の６割近い団体が、資本収益率はプラスマイナスゼロに近い数字だそうでございます。全員協議会で提携で負債の圧縮が要求されておりますのは、よくわかります。負債は金融機関からの長期借り入れと説明されるのも、これをよく見てよくわかります。どうしてこんな状態になったのか、最大の原因は、私は長期にわたって、くま川下り株式会社が借金をして、それを市民に説明しなかった、議会に説明しなかったというんですかね、ことかなという感じがしております。くま川下り株式会社の社長、従業員は事業再生に向けて懸命に努力しております。この努力も元本、利息の弁済に消えていったことがうかがわれて、本当に心が痛みます。

くま川下り株式会社の事業は、天候に左右される事業でございます。天候に左右されるリスクですから、このリスクをどうするかということでございます。負債の償還と、リスクを分散する方法ですね。これを今後くま川下り株式会社を残すためには、この２つ、負債の償還とリスクを分散する。これをどうするかということを考えるよりほかにないと私は考えます。

今回、貸付金という事業に市が取り組むことになったと私は思います。リスクの分散が、どういうぐあいになってくるか、ちょっとわかりませんが、貸付金のことについて、次は質問してまいります。

貸付金ですから、これは債務保証でもなく損失補償でもないわけですよね。市が行う貸付金でございます。条例名が、人吉市第三セクター経営基盤強化資金貸付条例でございます。上限が3,500万円を今回改正が上がっておりますが、今回の改正で上限を１億円、利息が５％以内ということに改正が、今議会に上がっておりますが、この6,000万円の貸し付け後を合計したら9,500万円になるんですね、3,500万円と合わせて。その3,500万円のほうは、抵当権が設定されておりますが、今度は6,000万円に抵当権を設定するのか、上限が１億円になるのに500万円の差額があるんですよね。6,000万円に抵当権を設定するのか、お尋ねをしておきます。

また、金融機関からくま川下り株式会社の土地・建物に根抵当権が設定されています。これの極度額が１億1,000万円となっています。この6,000万円の抵当権が効果が出てくるのか、お尋ねしておきます。

○経済部長（福山誠二君）　くま川下り株式会社に対します経営基盤強化貸付資金についての御質問ということで、２点ほどいただきましたので、お答えいたします。

まず１点が、6,000万円の貸し付けに抵当権を設定するかということでございます。これは条例の改正案及び予算案、これは今議会に上程いたしておりまして、6,000万円貸し付けの実行に至った場合でございますけれども、このときの経営基盤強化資金貸付条例及び同施行規則の規定に従いまして、新たな抵当権を設定させていただくことになろうかと存じます。

もう１点の肥後銀行でございますが、こちらが根抵当権が極度額１億1,000万円と、人吉市の抵当権の効果はということでございますので、これにつきましては、現在、同社の土地・建物につきまして、これは肥後銀行のほうが１億1,000万円の根抵当権を設定しているところでございます。続いて、本市のほうが平成26年８月に3,500万円の貸し付けに対して債権額と同額の抵当権を設定しているというところでございます。

このように、抵当権の順位からいたしますと、メーンバンクの肥後銀行さんが上位にあるところでございます。現時点で、肥後銀行からの長期借入金、これが４本ございまして、これは約9,700万円でありますものが、仮に本市から会社への貸し付けが実行され、そのうち２本分でございますね、約5,500万円になりますけれども、これが一括償還されますと肥後銀行からの長期借入金の残高、これは約4,200万円となります。このことから相対的に肥後銀行からの債務残高は減少するということになります。

つきましては、本市の新たな貸し付け実行額6,000万円につきましても、抵当権設定の相応の効果があると判断をいたしております。

一方で、同社は現時点でも債務超過という状態でございますので、実際の長期債務残高が著しく増嵩しないように留意することは、事業再生支援の観点からも肝要であると存じております。その点につきましては、くま川下り株式会社、メーンバンクである肥後銀行、それから債権者でもあり、筆頭株主でもございます本市との間で十分に連携・協議の上、長期債務が不必要に増嵩しないよう調整をしていく所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君）　それでは、残が4,200万円ですかね。それでは、利息の違いについて質問いたします。3,500万円は無利子で今回6,000万円、これは大塚議員のときに質問が出ていると思うんですが、もう一回確認のため、お願いいたします。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

前回、平成26年度の貸し付け、それと今回の貸し付けにおきます、前回無利子でござい

ますけれども、それから今回、有利子の違いということで、その点でも。

まず、前回の貸し付け3,500万円の目的、これは主にハード整備に対する支援でございました。また、全額一般財源を充てておりまして、本市としての借入を行っていないということなどから無利子とさせていただいたところでございます。

一方、今回の6,000万円の貸し付け、これの主な目的は高利子負債の借りかえによる利子負担の軽減でございます。

また、財源につきましては、充当率75％の一般単独事業債を充てる予定でございまして、本市が起債を起こす際の、これは市中金利に準じた適正な利子負担を貸し付けの条件として求める予定でございます。

なお、条例上の整理といたしましては、附則において経過措置を設けまして、既存の3,500万円は、従来どおり無利子で元金のみの償還となりますが、有利子分の適用は新たな貸し付けとなる6,000万円分から適用することといたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君）　利息の違いについて今確認したんですが、一般財源と地方債で利子が違う、ハード整備、高利子負担の軽減ということなんですが、3,500万円の貸し付けは無利子になっています。無利子になっている有利な貸付条件による貸し付けは、この条件がある限りは、補助と同視されます。判例から地方自治法の第232条の２の「寄附又は補助に当たるか、少なくとも同条に準じるもの」とあります。6,000万円の貸し付けと同じように、3,500万円も利息を取るべきだと考えますが、市の考えをお尋ねします。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

平成26年のくま川下り株式会社の貸し付け及び、今回御提案させていただいている貸し付けについても、これは第三セクターであるくま川下り株式会社の公益性に鑑みていると、そういった筆頭株主としての責務として、これは支援をするものでございます。その点につきましては、平成26年６月議会におきましても、これは慎重審議をいただきまして、お認めいただいたところでございますが、つきましては無利子貸し付け、これが補助金的な性格をあわせ持つといたしましても、民間企業ではございますが、100年以上の伝統を持つ球磨川下り遊覧船事業の継続を通じまして、関係諸団体とも緊密に連携をし、観光事業を通じて地域全体の発展に寄与するという、これは非常に公益的な側面、こういったものをあわせ持つ会社であります、くま川下り株式会社に対する支援として御理解をいただきたいと存じます。

また、3,500万円の貸付金の際に提出いただきました諸条件を遵守し、誠実に相違なく償還していただく内容を盛り込みました人吉市第三セクター経営基盤強化資金借用証、これを提出いただき貸し付けを行っておりますので、今回は、その約定内容を、しかも有利子という過重な条件で変更することは、いささか困難であろうかとは存じます。

また、今回の6,000万円の貸し付けの目的の１つが、課題となっております利子負担を軽減するということもありますので、その趣旨にも合致しないのではないかと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君）　100年以上も続いている観光事業でございます。公益性があるといえばあると考えますが、やっぱり利息を取るとか取らないという、その考え方は、やっぱり一番重要になるのは、公益性があるかないかという判断なんですよね。100年以上も公益性があって観光事業をやってきたと言われれば何も言われないわけなんですが、これは難しい問題だと思います。

それでは、妥当としても、もし返さなかった場合、返せなくなった場合、3,500万円と6,000万円、返せなくなった場合は返済不能の対応として、貸付金の9,500万円が返らなかった場合には、差し押さえしかないという感じを私はしているんですが、不動産だけ、この抵当権を入れている物件だけではなく動産もあるんですよね。そういう金額に合わせたような差し押さえになるのか、その考え方をお尋ねします。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

9,500万円の貸し付けが返済できなくなったと、こうした場合の対応でございますけれども、現在シークルーズ社との業務提携の支援を含めまして、これは本市といたしましても事業再生支援を行っているところでございまして、そのような事態にならないよう、全力を挙げて取り組んでまいる所存でございます。

一方で、もし仮に貸付金が返済不能となった場合でございますが、いわゆる倒産となったということになってしまいますが、これは法人でありますくま川下り株式会社に残った財産等の差し押さえをすることで債権の回収を行うことになろうかと存じます。

この点につきましては、会社所有の不動産に抵当権を設定することとしておりますことから、その範囲で回収することになろうかと存じます。

また、動産ということも言われました。この動産につきましては抵当権を設定してはおりませんが、不動産の整理によっても、まだ残余の債権がある場合ですけれども、当事者間の協議または法的手段によって動産も対象として債権回収の手続をすることになろうかと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君）　続きまして、事業の提携なんですが、これは業務提携ということになるんですかね、事業の字を変更して業務提携にいきますが、ようございますか。

個人保証について質問してまいります。

業務提携の条件として、代表取締役の個人保証の解決が提案されていますが、個人保証と市の関係についてお尋ねします。

私は、個人保証といえば金融機関と、くま川下り株式会社の関係かなという感じでおります。それが１点です。

個人保証のくま川下り株式会社の連帯保証をしている総合計の金額が幾らぐらいになるのか、個人の連帯保証の担保物件は何か、お尋ねします。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

代表取締役の個人保証と本市の関係についてでございます。御指摘のとおり、肥後銀行と、くま川下り株式会社の金銭貸借契約上の課題でございまして、現在のくま川下り株式会社の負債の規模に改めて着目いたしますと、個人保証が必要となる程度にまで負債が大きくなっておりまして、その額は肥後銀行の長期貸付金だけでも、約9,700万円でございます。

ここで言います個人保証とは、会社の債務に対して代表取締役個人としての連帯保証人になられているということでございまして、担保設定の有無にかかわらず、会社の債務不履行の際には、代表取締役に弁済の義務が発生するものでございます。つきましては、個人の連帯保証の担保物件はございません。このように現状では、肥後銀行への債務に対して代表取締役が個人保証を求められますので、代表取締役の人選に苦慮をするという悪循環がございますので、これを断ち切るべく、いずれかの時点で道筋をつけていくことも筆頭株主といたしまして、長年にわたり、くま川下り株式会社に携わってきた本市の責任でもあると認識しているところでございます。

そのために今回、本市から会社への貸し付けについて、議案を御提案させていただいているところでございまして、その貸し付けを活用し、肥後銀行へ約5,500万円が一括償還されますと、長期借入金の残高は先ほど申し上げました4,200万円となりますので、新たな代表取締役に対する個人保証は求められないということになります。

なお、残高の約4,200万円に対します根抵当権については設定されたままとなります。

以上の点につきましては、シークルーズ社との業務提携のお話があるなしにかかわらず、早急に道筋をつける必要があった課題でございます。このような課題を解決する方策を模索している、そういうときに肥後銀行から仲介に入っての大規模な業務提携のお話をいただいたところでございましたので、今回の協議の中での合意のもとに、今後解決すべき課題として位置づけをさせていただいたところでございます。

今回、この機をさまざまな懸案課題、懸案でございます、そういった課題をクリアすべく抜本的改革を含む経営健全化の好機と捉えておりまして、筆頭株主としての責務を果たしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君）　個人の連帯保証が必要な額まで借金をふやしたことが、くま川下り株式会社の長期負債が大きくなった原因と私は考えているんですが、この現在残る6,000万円を返しても、議会が可決して6,000万円を返しても4,200万円は残額残るわけですよね。その4,200万円で根抵当権は、そのままの１億1,000万円ということは、今度また営業資金が要るわけですよね。その営業資金を使うのに、この4,200万円プラス根抵当権を担保にしているのをふやしていくのかなという感じがしているんですよ。

それで、やっぱりくま川下り株式会社が、この抵当権を担保に借りていくときには、やっぱり会社を運営する以上は運営資金が要るわけですから、その資金の借り入れ状況をやっぱり議会に報告するべきじゃないかという感じがしていますが、その点はどう考えられるか、お尋ねします。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

長期負債が大きくなった要因、これはさまざまにあろうかと存じます。やはり一番の大きな要因、これはさまざまな改革が収益の向上につながらなかったと、経営不振によります累積の赤字によるものと判断しております。

また、くま川下り株式会社の経営状況につきましては、平成11年４月から、これは旧国民宿舎くまがわ荘、同社が管理運営を委託した際でございますけれども、その前提といたしまして、同社発行の株式の２分の１を市が取得いたしたところでございまして、地方自治法第243条の３第２項の規定によりまして、これは毎年６月でございますが、定例議会の本議会にて経済部長が報告を申し上げていると、こういうことでございます。その際に決算報告書、それから事業報告書を添付させていただいておりまして、固定負債であります長期借入金の増減についても、あわせて御報告をさせていただいておりますが、今御質問いただきました点につきましては、今後、特に、こういう点につきましては注意しながら申し上げてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君）　今、提携の話が進んでいますが、提携についてのメリットとデメリットについてお尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

提携のメリットとデメリットでございます。現在、会社同士の正式な業務提携、この契約に向けて交渉中でございますので、詳細については、まだ控えさせていただきたいと存じますが、想定されております提携の項目に沿いまして、お答えできる範囲で答弁をさせていただきます。

まずメリットについてでございます。それぞれの得意分野が、やはりございますので、この経営資源を活用いたしまして、両者のサービスの向上及び事業の推進を図ることができ

るというところがございます。

具体的な業務範囲といたしましては、シークルーズ社によりますくま川下り株式会社の経営に対する助言、それから共同して行います新サービスの企画、それから開発もございます。販売業務及び両社の人材交流が上げられます。特に営業面におきましては、集客力があり、旅行業も手がけていらっしゃるシークルーズ社のネットワークを活用すると、このように共同して実施できますので、大きなメリットがあると見込まれております。

また、シークルーズ社にとりましても、天草と人吉球磨、これを結ぶ県南地域におきます新たな広域観光サービスを開発できるというメリットがございます。

なお、この契約によって、おのおのが単独で遂行可能な新たなサービスの企画・開発が規制されることはないとされております。

また、業務提携がうまくいかなかった場合の提携終了につきましては、いずれかにあらかじめ契約書に定めた違反行為があった場合は別といたしまして、やはりお互いの協議により提携解消されるものと存じます。

続きまして、今度はデメリットでございます。

そもそも企業の業務提携は、お互いにメリットが見込まれるために提携されるものと存じますので、デメリットにつきましては、最初から捉えにくいものもございますが、つきましては、今後の提携の上で懸念が予想される事項という点で、お答えをさせていただければと存じます。

業務提携も、ビジネスの１つの手段でございますので、当然双方のリスクは皆無ではございません。まずは利益の配分や経費負担については、契約の際に明確にしなければならない、またリスクを回避する必要があるというものです。この点につきましては、契約の中できちんと明確にされるものと存じます。

また、最大のリスクでございますけれども、お互いの技術やノウハウ、それから情報などの流出と言われております。これらが、どちらかの会社のミスで流出または漏えい、そういったトラブルに発展しないよう、十分に留意する必要があろうかと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君）　メリットとデメリット、いろいろ考え方があると思うんですが、提携の中で一番御破算になるのが情報の流出だったと思うんですよね、民間では。くま川下り株式会社の情報といえば、内水面の活用ですかね、そういう情報をたくさん持っていると思いますが、そういう情報かなと思います。船頭を育成するというのが一番問題であろうと思うんですが、今後、人材と営業を提携して、きちっとした営業体系を整えてもらったらと思います。

それでは、次の業務提携に……今、少し言われたんですが、提携先の企業との株主です

ね、人吉市と提携先の関係、それはどういうぐあいになるのかなと思うんですが、できれば教えていただきたいんですが。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

提携先の企業との株主の関係ということでございます。これは契約の内容につきましては、現在会社としての正式な業務提携、契約に向けて交渉中でございまして、詳細については控えさせていただきたいと存じますが、想定される提携の項目に、これはお答えさせていただきます。

契約内容におきます具体的な業務範囲といたしましては、先ほど申し上げましたように、シークルーズ社によりますくま川下り株式会社の経営に対する助言がございます。それから共同して行う新サービスの企画、開発、販売業務及び両社の人材交流、こういったものがございます。その他の項目といたしましては、シークルーズ社からの助言に対しますくま川下り株式会社からの対価や費用負担に関する事項。それから契約の有効期間に関します事項などが想定されているところでございます。

提携先の企業と株主の関係ということで、契約の内容をどうするのかということがございますが、提携先の企業と株主の関係につきましては、今回の業務提携契約、これはあくまでも会社間の業務提携に限った契約でございまして、シークルーズ社と、くま川下り株式会社の株主間の契約と、そのほかの取り決めにつきましては、別途交渉されるものと存じます。

いずれにいたしましても、業務提携契約に向けまして、肥後銀行が仲介をされ、詳細かつ慎重に交渉を進められていると認識をいたしております。

また、筆頭株主である本市にも、これは随時御相談や御協議をいただきながら進められておりますので、両社の最終合意におきましては、今後継続して支援してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君）　会社間の提携でございます。人吉市と、くま川下り株式会社の関係について、ちょっとお尋ねしておきたいと思うんですが、11月13日の全員協議会において、総務省の「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」から抜粋された資料が載っておりました。「経営責任の明確化と徹底した効率化等」として記載された内容でございます。この別紙がここにございますが、これは14ページに書いてあったんですが、（３）として、「地方公共団体は、第三セクター等の役職員の数及び給与の見直し、組織機構のスリム化等、徹底した効率化について不断の取組を進めることが必要不可欠である。また、第三セクター等の内部における組織体制、責任、服務、会計及び資金の管理・運用等の経営上の重要事項について、あらかじめ当該地方公共団体としての指導・監督方針や基準を策定し、明確にしておくことが望ましい。」とあります。総務省の指針でございますが、第三セクター等の内部

における組織体制、これはくま川下り株式会社の組織体制は大体わかるんですが、この資金の管理、経営上の重要事項、これについて人吉市と、くま川下り株式会社がきちんとした基準を策定してあるのかについてお尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

これはあらかじめ、指導・監督方針や基準を明確にしておくのが望ましいということでございますけれども、これにつきましては、明文化したものは策定はいたしておりません。

しかしながら、指導・監督につきましては、これは取締役といたしまして副市長、それから監査役といたしましては、観光振興課長が就任をいたしておりまして、取締役会にも参加しております。このことから行政からの指導・監督の体制は図られているものと存じます。

また、本市の第三セクターにつきましては、毎年度開催されております有識者で組織されております行財政経営検討委員会においても経営状況につきましては御意見を賜り、また経営及び行政からの指導・監督に反映をしているところでございます。

さらに事業再生計画につきましては委員会の提言も踏まえまして、また本市といたしましても担当課によるモニタリングを定期的に実施しておりますことから、指導・監督の体制につきましては機能しているものと判断をいたしております。

このような背景から、このたび業務提携、本市からの貸し付けを含む第三セクターくま川下り株式会社への抜本的な改革、それから経営健全化への取り組みに至ったものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君）　先ほどの質問で、くま川下り株式会社の長期負債が大きくならないように議会に報告すべきということを言ったんですが、一応議会には報告しているという話だったんですが、この総務省の指針の中に資金の管理、経営上の重要事項、私は、この資金の管理というのが重要なことだと思うんです。この4,200万円プラス根抵当でずっと運営資金を借りていかれると、自然と債務は大きくなるんです。そして、大きくなってから議会のほうに提案してもらっても、議会のほうは処置なしですよね。また貸付金というぐあいになるかもしれませんが、そういうぐあいにならないように、この総務省の指針は、きちんとしたそういうことを明確にしておけということやったろうと思うんですよ、この指針が出たのはですね。そういうことをきちっとやって議会にも細心の注意で対応していただきたいと思います。

この資金の管理が、私は、くま川下り株式会社の資金の管理がよくわからないんですが、くま川下り株式会社の現在の運用、営業資金は幾らぐらいあるのかというのがわかれば教えていただきたいんですよ。営業資金がないと、提携して終わってすぐ、また新たに資金を借り入れるという具合になっていくかもしれませんから、そのところをちょっとお尋ねしてお

きたいと思います。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

いわゆる手持ち現金ということでございます。これにつきましては今期につきましては、現在決算前でございまして、大変お答えしづらいところもございますので、参考として、直近の平成29年度決算におきます貸借対照表及び損益計算書にて、お答えをさせていただきます。

まず決算時におきます流動資産のうちでございますけれども、会社がすぐに使える資産といたしまして、現金、当座預金、普通預金がございますが、その合計が317万9,834円でございます。

また、これに伴います運転資金、こういうものがございます。これは毎月の運転資金でございますけれども、損益計算書の売上原価、それから販売費及び一般管理費の合計、これが１億1,842万3,888円でございますので、これを月額に直しますと、986万8,657円となりまして、毎月の平均で申し上げますと、約987万円ほどの経費がかかっています。これによりますと、会社のキャッシュフローの状況、これは非常に厳しい状況であると、このように申し上げておきます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君）　くま川下り株式会社の運営状況が、ようやく大まかにつかめたようでございます。あとは、私、経済建設委員会ですから委員会のほうでもう少しお尋ねしたいと思います。

人口減少が続く中で、人吉市は雇用の場を確保することも重要だと思うんですよね、この球磨川下りをなくすということよりも、雇用の場を確保するということが最重要だと私は思います。球磨川下りは、天候に左右される事業ですよね。この天候に左右されるリスクを分散させた事業というのも新しく必要じゃないかという感じがしております。くま川下り株式会社が自立して事業できるように、私は定款の変更ですか、ああいうのも頭の中に入れて事業の体制に取り組んでいただきたいという思いがしております。そこをお願いいたしまして、次の質問に入っていきたいと思います。

次の質問は、職員の研修についてでございます。

ＳＩＭ2030について、その概要についてお尋ねいたします。

先月の19、20日に第３回市町村議会議員特別セミナーに出席いたしました。三菱総合研究所の村上氏の講演がありました。演題が「データ活用で変わる社会」、副題が「ＡＩと新技術の活用について」の講演でありました。今の行政は、やめる経験が少ないという話の中で「ＳＩＭ熊本2030」について話をされました。2030年には３人に１人が65歳以上の高齢者の時代が来る。限りある財源をどう生かすか、どの事業を中止するかは重要な事項である。

このＳＩＭ2030が開発されたのは熊本と話をされました。ＳＩＭ熊本2030についての概要をお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君）　御質問にお答えいたします。

このＳＩＭ2030といいますのは、そもそも熊本県庁職員の自主活動グループ「くまもとＳＭＩＬＥネット」が、平成25年８月から約５カ月をかけて自主開発した2030年問題を体感する対話型自治体経営シミュレーションゲームである「ＳＩＭ熊本2030」を発端とした用語のようでございまして、課題解決や方向性を導き出すために活用されるワークショップの１つの手法とでも説明するのが一番適切かと存じます。

2030年問題、今議員が申されましたように、戦後生まれの団塊の世代が高齢化し、2025年ごろから75歳以上の後期高齢者世代に突入し、2030年には３人に１人が65歳以上の高齢者といわれるほど高齢者率の上昇が予想される問題でございまして、避けては通れない、この超高齢化社会に対応すべく、地域の課題をシミュレーションし、何が起きるかを体感しながら選択の過程で生じる対立を対話により、乗り越える体験をすることで、これらの現状を解決し、さまざまな世代、さまざまな地域、多様な立場が一体となったまちづくりを行う場をつくり上げるもの、これが「ＳＩＭ2030」でございます。

最近では、ＳＩＭ「○○」2030、この「○○」には地名等が入る場合が多いようでございますが、このようなワークショップが全国各地で開催されているようでございまして、自治体における職員の自己啓発、能力向上を目的とした研修の一環として開催されているものや住民とともに地域づくり、まちづくりを考えるワークショップにおいて取り入れられたりと、広く活用されているようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君）　2030年問題は、人吉市でも現実に起こる問題でございます。この全国に展開されている新しいシステム、これを人吉市の職員研修に活用すべきと思いますが、その考え方をお尋ねしておきます。

○総務部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

議員御指摘のとおり、課題や、その解決方策について、シミュレーションの中で実践的に進める手法は現実的であり、高い有効性を感じているところでございます。

現在の本市の研修形態は、国等への派遣研修を実施する一方で、市町村アカデミー、市町村職員中央研修所や全国市町村国際文化研究所、熊本県市町村職員研修協議会等による専門研修への派遣研修を主体とし、新規採用職員研修のほか、採用後５年程度の職員を対象として実施するステップアップ研修、30歳前後の職員を対象としたキャリア形成研修などの階層別研修等を実施しているところでございます。

また、ＳＩＭ2030とは若干異なりますが、同じように対話に着目した実践的研修としま

して、早稲田大学人材マネジメント研究会への年間を通しての参加も継続して実施しているところでございます。

昨今の研修は、ひと昔前の講義型研修から、ワークショップなどさまざまな手法を取り入れたグループワークによる形態へと移行してきたように感じておりますが、今回議員から御質問いただきましたＳＩM2030による課題、問題解決手法は、より実践的で現実的なものであるというふうに認識をしているところでございます。

特に、2030年問題等を念頭に置いた場合に、今後職員に求められる資質の１つに、これまでの答えを探す時代から、答えをつくり出す時代へと変化させる必要性も強く感じてもおりますので、その根幹をなす技術的要素を習得するためにも、このＳＩM2030は非常に効果的なものとも感じているところでございます。

したがいまして、職員研修での活用もさることながら、その開発の原点に立ち返ったときに、職員の自学自習による場での活用等も期待しながら、私たちも広く周知してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君）　その日、やはり同じ人、村上氏の講演だったんですが、その次に、やっぱり全国的に出回ってきています、もう１つのシステムがございます。「My City Forecast（マイ・シティ・フォーキャスト）」というシステムでございますが、このシステムは、日本の全国を網の目にして、将来の日本の人口の分布をつくっていく、人口分布を表示しているというか、そういうシステムでございます。このシステムと、ＳＩM2030を重ね合わせて一緒の形態で職員の研修ですか、そういうのをやっていったら、よりリアルな研修になるのかなという考えが私はします。

この「My City Forecast（マイ・シティ・フォーキャスト）」について、ちょっと概要をお尋ねしておきます。

○総務部長（迫田浩二君）　御質問にお答えいたします。

まことに不勉強でございまして、議員から御質問をいただくまで、この「My City Forecast（マイ・シティ・フォーキャスト）」につきましては、全く存じておりませんでした。

議員からの御質問をもとに、私なりに調べさせていただいたところではございますが、東京大学生産技術研究所、関本研究室にて開発されたもののようでございまして、総務省のＩＣＴ地域活性化事例100選にも選ばれております。

具体的な内容といたしましては、住民が自分の住む周辺環境が、今後どう変わっていくのかを直接的にわかりやすく見せるため、人口や公共施設、決算、公共交通等といったオープンデータをもとに簡易なシミュレーションを通じ、住民が暮らす将来環境の予測を500メ

ートルメッシュで可視化したものでございます。また、カスタマイズ機能により地域のオリジナルデータから指標の再計算も可能とされております。

先ほどの答弁でも申し上げましたが、今後の課題解決においては、答えを探す時代から答えをつくり出す時代への移行が必要という観点に立ちますと、この「My City Forecast（マイ・シティ・フォーキャスト）」のようなデータ分析シミュレーションなどの情報をもとに、ＳＩM2030のような手法を駆使した自治体経営が必要な時代になっているとも言えるかと存じます。

この「My City Forecast（マイ・シティ・フォーキャスト）」の今後の活用につきましても御質問いただいておりますが、このツール自体、開発されて間もないものでございますので、その内容等につきましても、さらに精査を加えさせていただき、必要に応じて活用等の検討を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君）　今まで、いろいろお尋ねしてきましたが、行政にもＩＣＴの活用が多くなると思います。システムの開発には多額のお金がかかります。職員の自主活動研究ですか、そういうのにもしっかり応援していただくことも、今から先は重要になってくると思います。そして、このシステム開発を人吉市のみでなく、近隣の市町村、人吉球磨なら人吉球磨、そういう大きなところが集まってシステムを開発しないと、多額の費用を生じるということでございますので、こういうシステムをつくるのには、やっぱり人吉球磨を合わせた大きなところでやって、時代に合った、今から先の技術改革に合わせた行政体制で、しっかりとした人吉球磨をつくり上げていただきたいと要望しまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（田中　哲君）　ここで会議時間を延長いたします。

引き続き、ここで暫時休憩いたします。

午後３時42分　休憩

午後３時55分　開議

○議長（田中　哲君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

６番。平田清吉議員。

○６番（平田清吉君）（登壇）　皆さん、こんにちは。６番議員の平田清吉でございます。

平成30年12月議会、最後の一般質問者となりました。今回、初めて議会最後の一般質問者となりましたが、既に幾人かの議員の方が、私が通告しておりました一般質問の要旨と同じ質問をされており、この場に立つまで、質問通告内容の変更と調整を余儀なくしております。今回、初めて質問順番の重要性を痛感しておりますが、今しばらくの間、私の一般質問

にお付き合いをお願いいたします。

今回の私の一般質問の通告項目は１項目だけ、市民の声からを通告しております。

質問要旨の大きな項目は５項目。１つは本市の予算について、１つは人事院勧告について、１つは新市庁舎建設について、１つは西間別館等改修工事について、もう１つは、くま川下り株式会社の経営についての５つを通告しておりますが、ここで質問通告項目の次の２つの項目を撤回させていただきます。

１つは、第１項目めの本市の予算についてです。撤回の理由は、今回の本市の予算についての質問は、さきの６月議会における私の財政健全化に向けた取り組みについてにおいて、質問の中で今回と同様に「本市の最新の起債残高は」と質問しております。執行部との調整の結果、執行部の回答としましては、「前回の６月議会での回答と同じ回答になります」とのことで撤回をさせていただきます。

また、もう１つは、第２項目めの人事院勧告についての質問です。撤回の理由は、執行部との調整の段階で、まだ人事院勧告に伴う職員等の給与改定についての追加提案、議案として本議会に提出されていないとのことから、そして議長から一般質問の撤回の許可を得ましたので、前述の２項目について、私の一般質問の項目を撤回させていただきます。時間をとりました。

通告しております次の質問に入ります。

第３項目め、新市庁舎建設についてお尋ねいたします。

第１回目。さきの全員協議会の席において、執行部から人吉市庁舎建設一般競争入札において、入札不調になった旨の報告がありましたが、その入札不調としたことについて、お尋ねいたします。

回答としましては、人吉市庁舎建設条件付一般競争入札の入札参加資格要件と入札参加申請状況を踏まえて、入札不調とした経緯について、お尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君）　御質問にお答えいたします。

少し長くなりますが、お許しをいただきたいと存じます。

人吉市庁舎建設条件付一般競争入札の入札参加資格要件及び入札参加資格申請状況、並びに不調となりましたが、その経緯について、お答えをさせていただきます。

今回、人吉市庁舎建設条件付一般競争入札を行いましたのは、平成30年10月９日に公告しました人吉市庁舎建設建築本体工事、人吉市庁舎建設電気設備工事、人吉市庁舎建設機械設備工事の３つの工事でございます。それぞれの工事入札参加資格要件につきましては、人吉市庁舎建設建築本体工事が、代表構成員は建築業法に規定する建築一式工事の営業年数が５年以上で、経営規模等評価の公告日における総合評価値が1,100点以上で公告日において、人吉市工事指名競争入札参加者名簿（建築一式工事）に登録されている九州内に本店または支店等を有している者でございます。

元請けとして、平成15年４月１日から公告日までの間に完成し、引き渡しが完了した延べ床面積5,000平米以上の免震構造を採用した建築物の施工実績を有すること及び延べ床面積が5,000平米以上の鉄筋コンクリート造り、または鉄骨鉄筋コンクリート造りの用途が、庁舎または事務所の建築施工実績を有することでございます。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上としております。

配置技術者につきましては、代表構成員は、建築一式工事に係る監理技術者資格者証を有し、過去５年以内に監理技術者講習を受講した者で、元請負の建築一式工事において、監理技術者または主任技術者、もしくは現場代理人として、先ほど述べました施工実績と同様の施工経験を有し、入札参加申請書の受付期限以前に直接的かつ連続して３カ月以上恒常的な雇用関係にある者を専任で配置できることでございます。

構成員につきましては、建設業法に規定する建築一式工事の営業年数が５年以上であり、公告日において、人吉市工事入札参加者資格審査格付表（建築一式工事）に登録されているＡ１等級でございます。

配置技術者につきましては、元請負の建築一式工事において、国家資格を持つ主任技術者で、入札参加申請書の受付期限以前に直接的かつ連続して３カ月以上恒常的な雇用関係にある者を専任で配置できることでございます。

次に、人吉市庁舎建設電気設備工事が、代表構成員は建設業法に規定する電気工事の営業年数が５年以上で、経営規模等評価の公告日における総合評価値が900点以上で、公告日において、人吉市工事指名競争入札参加者名簿（電気工事）に登録されている九州内に本店または支店等を有している者でございます。元請けとして、平成15年４月１日から公告日までの間に完成し、引き渡しが完了した１件の請負金額が６億円の金額以上の電気工事施工実績を有することでございます。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上としております。

配置技術者につきましては、代表構成員は電気工事に係る監理技術者資格者証を有し、過去５年以内に監理技術者講習を受講した者で、入札参加申請書の受付期限以前に直接的かつ連続して３カ月以上恒常的な雇用関係にある者を専任で配置できることでございます。

構成員は、建設業法に規定する電気工事の営業年数が５年以上で、公告日において、人吉市工事入札参加者資格審査格付表（電気工事）に登録されているＡ等級でございます。

配置技術者につきましては、元請負の電気工事において、国家資格を持つ主任技術者で、入札参加申請書の受付期限以前に直接的かつ連続して３カ月以上恒常的な雇用関係にある者を専任で配置できることでございます。

次に、人吉市庁舎建設機械設備工事が、代表構成員は建設業法に規定する管工事の営業年数が５年以上で、経営規模等評価の公告日における総合評価値が900点以上で、公告日において、人吉市工事指名競争入札参加者名簿（管工事）に登録されている、九州内に本店ま

たは支店等を有している者でございます。元請負として、平成15年４月１日から公告日までの間に完成し、引き渡しが完了した１件の請負金額が６億円の金額以上の管工事施工実績を有することでございます。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上としております。

配置技術者につきましては、代表構成員は管工事に係る監理技術者資格者証を有し、過去５年以内に監理技術者講習を受講した者で、入札参加申請書の受付期限以前に直接的かつ連続して３カ月以上恒常的な雇用関係にある者を専任で配置できることでございます。

構成員は、建設業法に規定する管工事の営業年数が５年以上で公告日において、人吉市工事入札参加者資格審査格付表（管工事）に登録されているＡ等級でございます。

配置技術者につきましては、元請負の管工事において国家資格を持つ主任技術者で、入札参加申請書の受付期限以前に直接的かつ連続して３カ月以上恒常的な雇用関係にある者を専任で配置できることでございます。

以上が公告内容でございますが、入札日程としまして、入札参加申請受付を公告日から平成30年11月９日午後４時まで、入札参加資格確認通知書を平成30年11月19日に発行することとしておりました。

入札参加申請状況につきましては、建築本体工事に１特定建設工事共同企業体、電気設備工事に２特定建設工事企業体、機械設備工事に２特定建設工事共同企業体の入札参加申請が提出されたところでございます。

今回、入札を中止することとしました理由でございますが、人吉市庁舎建設建築本体工事の入札参加申請において、入札参加資格について提出されました添付書類、図面等を精査・確認した結果、延べ床面積5,000平米以上の免震構造を採用した建築物の施工実績が確認できなかったため、申請者に対し説明及び他工事における免震構造施工実績を求めたところでございます。

しかしながら、参加要件に該当する免震構造施工実績が確認できなかったため、入札参加資格要件を満たしていないものとして、入札参加資格を否としたところでございます。よって、人吉市庁舎建設建築本体工事入札参加資格要件を満たすものがなかったため、入札を中止としたところでございます。人吉市庁舎建設建築本体工事に付随します人吉市庁舎建設電気設備工事並びに人吉市庁舎建設機械設備工事の入札も、建築本体工事が入札不調のため、平成30年11月19日にあわせて中止をしたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　６番。平田清吉議員。

○６番（平田清吉君）　工事入札参加資格要件の１つとして、「免震構造を採用した建築物の施工実績を有すること」としていたにもかかわらず、入札に参加し、入札を不調になった問題点もさることながら、新市庁舎建設建築本体工事における入札参加企業が少なかった点も

問題点であるとして、この問題については、「早急に探求します」との報告もありましたが、この問題点の探求と解決策の調査結果は、まだ出ていないのでしょうか。そこは、後で聞きたいと思います。

続きまして、第２回目。現在2021年４月の新市庁舎供用開始に向け建設計画が進められていますが、現時点での進捗状況と、今回の入札を不調としたことにより、また2020年には東京オリンピックの開催が予定されており、しかも国内では以前の自然災害等による復旧・復興の大型建設が至る所で進められています。現在、大企業が抱えている人材不足や建設資材等の不足が大きく影響し、本市の新市庁舎建設に携わる建設業者が少なくなるのではないか、また建設費用も高騰するのではないかと危惧しております。そこで今後のスケジュールについても、お尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君）　御質問にお答えいたします。

市庁舎移転建設の進捗状況と、今後のスケジュールを説明させていただきます。課題でございます駐車場不足対策といたしまして、球磨地域振興局南側の旧人吉警察署用地につきまして、取得が完了しましたことから、西間別館倉庫裏のブロック積み擁壁の改修工事にも着手をいたしております。

この工事によりまして、約70台の駐車場を確保するとともに、階段を設置するなど、西間別館へのアクセスを容易にすることとしております。

同時に、西間別館敷地内を横断いたします水路についても、建設予定地の環境整備として、つけかえ等の工事を行っているところでございます。

小永野第１雨水幹線のつけかえ工事につきましては、下流部から中流部における暗渠施設工事並びにブロック積み工事は、予定どおり完了いたしておりまして、今後は上流部分の市営住宅一本杉団地に隣接する箇所の暗渠施設を行うこととしておりますが、隣接構造物等に影響が生じないよう、再度工法の協議等を行う必要がありまして、予定より１カ月程度おくれている状況でございますが、年度内には完了する予定でございます。

その完了時期に合わせ、本12月議会に予算案を計上いたしております人吉市社会福祉協議会までの西間地内第９号の歩道の改築工事に着工していきたいと存じております。本工事は、市庁舎建設事業の繁忙期を避けるため、また西間別館利用者、社会福祉協議会来庁者への安全確保のため、当初の予定を繰り上げて整備を行うものでございます。

また、税務課申告会場として西間別館正面のプレハブを使用するために、西間別館２階に税務課執務室を、スポーツパレス横プレハブに環境課を移すなど、関係部署を移設しております。御迷惑をおかけすることもあるかと存じますが、来庁される方々に、できる限り御負担をおかけしないよう方策を実施してまいりたいと存じます。

なお、西間別館倉庫につきましては、年内には西間別館倉庫の解体工事を終える予定としているところでございます。

次に、メーンのアクセス道路となります市道青井西間線についてでございます。

現在、拡幅に必要な用地につきまして、土地所有者と交渉を行っているところでございます。

工事の時期でございますが、来年度は新市庁舎の本体工事が本格化し、工事車両の往来等も多くなりますことから、混雑を避けるために最終年度の2020年度に工事を予定しておりまして、2021年１月頃の竣工を目指して進めてまいります。

以上が、今後予定をいたしております工程計画でございますが、先ほど答弁いたしましたが、庁舎建設建築本体工事の条件付一般競争入札は不調になりましたので、今後、早急に入札不調の理由を総合的に検証して方向性を決めたいと存じております。

その他、用地交渉も含め、さまざまな要因による工程の変更も十分あり得るところでございますが、2021年４月の供用開始を目指し、まずは市庁舎建設本体工事について、来年３月議会までには契約締結案件として提案ができますよう、鋭意努力をしてまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　６番。平田清吉議員。

○６番（平田清吉君）　人吉市社会福祉協議会までの西間地内第９号線の歩道の改修工事を進められるということをお聞きしました。この庁舎建設に基づきまして、市道青井西間線からの工事車両が進入するだけだったらいいんですけれども、多分この西間地内第９号線を利用した工事車両も入ってくるんじゃないかなというふうに思いますので、せっかく歩道舗装をしたところを大型車両によって、わだちができたりとかしないように計画して舗装していただければというふうに思います。

続きまして、第３回目。新市庁舎が供用を開始されるにあたり、市民が少し懸念していることは、新市庁舎建設の敷地面積が狭いため、駐車場がどのように確保されるのかということです。来庁者用、並びに職員用の駐車場は、どのように確保される予定か、お尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

新市庁舎の供用開始後の駐車場の確保台数については、人吉市新庁舎建設基本計画に基づく目標台数を470台を基本として、駐車場整備を目指していくこととしております。

来庁者用につきましては、安全性や利便性などの視点から庁舎位置にできるだけ隣接する場所に、約140台を整備目標とし、優先的に確保していく計画としております。

職員用駐車場につきましては、敷地面積等を考慮してできるだけ効率的な配置計画としますが、来庁者及び公用車用の駐車場を優先して整備してまいりますので、本年の３月議会の平田議員の一般質問でもお答えをしましたとおり、周辺用地の購入、借地を含めて、今後議会にも御相談を申し上げながら、不足する駐車場の確保について検討させていただきたい

と存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　６番。平田清吉議員。

○６番（平田清吉君）　現在、公用車両の駐車場として、弓道場前駐車場右奥部分を拡張舗装し、屋根付き駐車場として造成建築中でありますが、その工事中の部分は、社会福祉協議会の敷地より１段高くなっており、今ブロック積みの擁壁を建設中です。そのブロック積み擁壁下部の道路は、現在第一中学校の生徒たちが通学路として利用している道路です。その道路は社会福祉協議会を利用する人たちの歩行用道路としても使われています。今その通学路の一部が、公用車両駐車場づくりのため削りとられ、側溝を敷設して通学路として修復されようとしています。その通学路は未舗装道路で、その通学路補修には第一中学校の生徒たちの通学の安全を守るため、アスファルト舗装道路として修復していただければ、非常に第一中学校の生徒たちも通学しやすいんじゃないかと思いますので、アスファルト舗装道路として修復いただければと思います。

続きまして、第４回目。今後、本市の人口減少を食いとめ、雇用を拡大し、移住定住の拡大を図る方策が見出せればよいのですが、市民税等の自主財源及び地方交付税の一般財源の増加が見込めない現状にあって、新市庁舎供用開始後の職員用駐車場の利活用方法について、有料化の考えはないのかお尋ねします。

この駐車場有料化への考えは、少子高齢化と人口減少が進む多くの自治体でも問題視されており、本市職員の勤務姿勢を市民にアピールできる絶好な機会になるのではと捉えておりますが、お尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

周辺用地の購入、借地により駐車場を整備していくためには、新たな費用が生じますので、市民の皆様からの御理解を得るために職員駐車場の有料化の導入について検討することは必要と存じております。他の自治体や市内の民間事業者等の実態も調査し、また利用する職員からの意見や、職員組合との協議を踏まえ、議会にも相談をしながら検討を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　６番。平田清吉議員。

○６番（平田清吉君）　検討のほどをよろしくお願いいたします。

続きまして、大きな項目の２つ目、西間別館等改修工事についてお尋ねいたします。

第１回目。現在、西間別館における部署の配置は、どのようになっているのか。また、新市庁舎供用開始までに、及び供用開始後の西間別館における部署の配置は、どのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

さきの11月の「広報ひとよし」でお知らせをさせていただいておりますが、11月26日以降、西間別館につきましては、配置替えをいたしております。

現在、西間別館におきましては、１階に市民部市民課、納税課、保険年金課、健康福祉部福祉課児童福祉係、障がい者支援係、高齢者支援課、会計課が配置されております。２階には、監査委員事務局、総務部契約管財課情報システム係、市民部税務課、健康福祉部福祉課福祉政策係、生活支援係、高齢者支援課分室、建設部管理課市営住宅係が配置されております。また、西間別館の敷地内通路を挟んだプレハブ内に消費生活センターが配置されております。

新市庁舎供用開始後は、西間別館１階を保健センターとし、２階を教育部教育総務課、学校教育課、社会教育課、歴史文化課、教育長室、かがやき教室、子育て相談室、保健センター相談室、会議室や、その他、諸室を検討しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　６番。平田清吉議員。

○６番（平田清吉君）　供用開始までには、部署の配置変更もまだまだ紆余曲折がありそうで、今日でも部署の移動が11月26日ですかね、部署の移動が行われていますが、現在「広報ひとよし」の広報紙の発刊は、毎月１日の月１回になっております。部署の移動があった折には、市民への早めの周知をお願いいたします。

続きまして、第２回目。現在西間別館等改修工事計画では、西間別館の１階から２階へ外付けのエレベーター装置の設置計画があるとのことですが、建築基準法におけるエレベーター装置の設置義務はどのようになっているのか。また、公共施設等において、２階建て建物にエレベーター装置の設置規定はあるのか。また、エレベーター装置の設置においては多大な設置費用と保安検査や電気代と維持費が発生すると思いますが、カルチャーパレス仮本庁舎の現エレベーター装置の年間維持費は幾らかかっているのか、お尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

西間別館におきましては、改修後の用途及び機能を踏まえた利用者の特性や利用予測、災害時の避難所としての多面的な活用や安全性、法規や財源を踏まえた関連制度などの３つの観点からエレベーター設置の必要性について検討をしております。

まず１点目でございますが、西間別館改修後に２階におきましては、保健センター相談室や教育部が配置されることになります。それぞれ高齢者や妊婦、乳幼児連れの方、ベビーカーでお越しの方の利用が一定数見込まれております。

また、２点目の災害時の利活用におきましても、エレベーターを設置することで２階を避難所とし、活用することも検討をいたしております。また、西間別館の階段は、踊り場までの距離が長く、結露等で滑りやすい面もあり、転落時には大けがにつながる恐れがございます。

３点目でございますが、西間別館はバリアフリー法や県条例、やさしいまちづくり条例に基づきエレベーターの設置に関し、努力義務が課せられた建物でございます。

また、改修にかかる財源は、公共施設等総合管理計画や個別施設ごとの長寿命化計画に基づき、公共施設等適正管理推進事業債の適用を検討いたしておりまして、その趣旨においては、ユニバーサルデザイン化事業を検討することとされております。

以上のことから総合的に検討し、エレベーター設置は必要と判断させていただいているところでございます。

次に、建築基準法の規定におけるエレベーターの設置に関する基準があるのかというお尋ねでございますが、建築基準法の規定では、高さ31メートル超の建物には、非常用の昇降機、エレベーターを設けなければならないという基準がございます。この規定は、火災時などに消火、救助活動等の非常用としてエレベーターの設置が義務づけされたものでございます。

その一方で、建築基準法では非常用でないエレベーターについては、何メートル以上の建築物は、エレベーターを設置しなければならないといった設置基準等の規定はございません。

また、仮本庁舎カルチャーパレスのエレベーターの年間維持費についてのお尋ねでございますが、平成29年度の実績で答えさせていただきますが、保守点検業務委託としまして、約82万円を支出しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　６番。平田清吉議員。

○６番（平田清吉君）　このエレベーター装置の設置費用は、公共施設等適正管理推進事業債を適用したいということなんですが、災害復旧事業債は使えないんですよね。これは、本市の単独事業費であり、これもまた起債ですよね。また本市の起債額がふえるものと思っております。

続きまして、大きな項目の３つ目。くま川下り株式会社の経営状況についてお尋ねいたします。この件につきましては、既に３人の方が一般質問をされておりますので、回答は出尽くしたと思っておりますが、いま一度理解できていない点がありますので、質問項目及び質問内容を一部割愛させていただきながら質問させていただきます。

第１回目。くま川下り株式会社の現状については割愛いたします。

現在の、くま川下り株式会社が抱えている問題をどのように捉えておられるのか、取締役に就任されています副市長にお尋ねいたします。

○副市長（松田知良君）　皆様こんにちは。お答えいたします。

くま川下り株式会社が抱える今後の課題、問題点についての御質問でございます。

これまでの答弁でも多くの課題、問題点を述べさせていただきましたが、大きく問題点

を捉えまして、まとめて述べさせていただきますと、まずは負債の圧縮、それに伴いまして、現在の債務超過法人の財務状況下における新たな代表取締役の選任。そして、運転資金の確保、さらには船頭及び社員を初め、会社が一丸となって取り組むべき羅針盤となる新事業再生計画の進捗停滞が大きな課題であり、これらの課題を解決することが抜本的改革を含む今後の経営健全化の鍵であると認識いたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　６番。平田清吉議員。

○６番（平田清吉君）　続きまして、第２回目の新事業再生計画の結果及び成果についての質問と、３回目のメーンバンクからの業務提携提案の経緯については、既に質問され回答があっておりますので割愛させていただきます。

続きまして、第４回目。第三セクター等の業務経営健全化等に関する起債についてお尋ねいたします。

本起債は、県の許可を必要とし、県からの許可を得たとのことでありますが、本起債については、国や県からの財政措置はないのか。また、本起債は全額本市が償還の義務を負うのか、お尋ねいたします。

なお、くま川下り株式会社への貸し付けは平成26年の事業再生計画での3,500万円の貸し付けを最後に以後の貸し付けはしない、借りないとの約束であったと記憶しておりますが、私の記憶違いだったのでしょうか。

また、この3,500万円の貸付分の返済方法は、そして今回の6,000万円の貸付金の返済方法はどのようになるのか。本市の銀行口座への振り込みとなるのか。また、くま川下り株式会社からの借用書はとられるのか、さらには充当率75％の借り入れができると言われていますが、結局は市民の借金になるのではないか、お尋ねいたします。

○副市長（松田知良君）　お答えいたします。

まず財源に充てる起債についてでございますが、いわゆる一般単独事業債でございまして、起債の充当率は75％でございます。国や県からの財政措置はございません。

貸付金の財源となります起債の償還につきましては、市が借り入れるものであるため、全額人吉市が償還の義務を負うものでございますが、当然くま川下り株式会社からの償還を見込んだものであり、本市の負担を前提としたものではございません。

起債における県の許可につきましては、借り入れの際に熊本県の同意、起債協議が求められることから、事前に熊本県と協議を行い、経営健全化の方針として新事業再生計画が位置づけられるため、総務省の第三セクター等の経営健全化等に関する指針の公的支援、財政支援の考え方に基づく長期貸付金の妥当性、適債性について了承を得られたものでございます。

次に、6,000万円の貸付金の返済方法と償還期間についての御質問でございますが、こち

らは、既存の3,500万円の貸付金と比較いたしますと、有利子または無利子という点以外は同じ条件でございまして、返済方法につきましては、半年賦元金均等償還でございます。いわゆる１年間のうち２回の定例日に人吉市が回収すべき債権として償還金という形で返済いただくことになります。

また、償還期間につきましては、20年でございまして、そのうち５年間は据え置き期間でございますので、利子分だけを頂戴することになります。具体的に申し上げますと、利子分を頂戴するのは来年度から、元金償還が始まりますのはその５年後の平成36年度からの償還予定でございます。

次に、貸付金の借用書の有無につきましては、3,500万円の貸付金の際に提出いただきましたものと同様に諸条件を遵守し、誠実に相違なく償還していただくための内容を盛り込んだ人吉市第三セクター経営基盤強化資金借用書を新たに、くま川下り株式会社から提出いただく予定でございます。

また、後年度に発生します償還金並びに利子分の支払方法につきましては、3,500万円の貸付金と同様に銀行口座への振り込みではなく、市が発行する納入通知書により、年２回の償還月の末日までに確実に償還をお願いするものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　６番。平田清吉議員。

○６番（平田清吉君）　よくよくお伺いしますと、また本市への起債が加算されることになります。本市の起債残高は一向に軽減される、改善されるということはないように思いました。

また、議会の一事不再議の原則の考え方は、どこにいったのでしょうか。本当に行政の運営は難しいということは重々わかっております。

以上をもちまして、本年12月議会の一般質問の全てを終わります。

○議長（田中　哲君）　以上で、一般質問は全部終了いたしました。

日程第22　議第91号

○議長（田中　哲君）　次に、日程第22、議第91号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　３番。高瀬堅一議員。

○３番（高瀬堅一君）　議第91号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

特に、この議案質疑内容につきましては、一昨日、議会運営委員会の中において、議案提案の経緯について、そして内容などについて質問をしていいということで、全会一致でお認めをいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、なぜ今回、議会運営上、例を見ない非常識で議会軽視と言わざるを得ない追加提案と、その手順について疑問だらけであります。

これまで市長は、再三にわたり責任のとり方について、議会、マスコミに「この事業が安定的に円滑に推進できるようになったときに、事業全体として評価いただくものと存じており、そういったしかるべき時期に私自身判断をいたしたいと存じます。」と自信を持って力説をされております。この論理からいけば、開設もしていないのに今、安定的に円滑に推進できている時期とは到底言えません。まだ未知数であります。議会運営委員会での総務部長の発言も含め、質疑をいたしますと、11月27日のキックオフのオープンや、12月17日開設予定だから、一定のめどがついた、などの理由には一切当てはまらないというふうに思っております。なぜこの時期に、しかもこのように強引に、この追加提案をされたのでしょうか。あくまでも開設のおくれによって生じた一端の責任ならば多少理解はできますけれども、総合的な責任のとり方であるならば、大きな問題であるというふうに思います。

そこで、今回の責任の所在は開設がおくれたことに対しての一部責任なのか、それとも今回の政策の失敗と、重要な896万7,051円の損失の総合的な責任なのか、お尋ねをいたします。あわせて、この減額の内容について、私たち全議員の前で内容については説明いただいていないというふうに思っております。あわせて、この減額の内容についても説明をお願いいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

平成30年９月議会の本村議員の質問に対しまして、「この事業が安定的に円滑に推進できるようになったときに、事業全体として評価をいただくものであり、その時期に判断したい。」というふうに答弁をさせていただいております。その答弁の前に、この状況を早急に改善し、人吉しごとサポートセンターの開所に向け、起業創業・中小企業支援事業が安定的に推進できる環境を構築することが、今、私が果たす最大の責任であると認識をしているというふうにお答えをしているところでございます。安定的、そして円滑に推進するということに関しましては、この事業にかかわらず、また私にかかわらず、その時々の市長が事業を推進する上で必ず問われる、いわば宿命的な話をさせていただいたものでございます。

この問題につきましては、７月の全員協議会の場で経過状況を御説明させていただいた際にも、私に対する責任について御質問があっており、私といたしましても、どの時期を区切りとして、責任の所在を明らかにするかを問い続けてまいりましたが、起業創業・中小企業支援事業を安定的に推進できる環境、すなわち「人吉しごとサポートセンター」のめどが立った時期に、皆様に明らかにすることとし、本議会中に本条例案を提出させていただいたものでございます。事業を円滑に推進するという最大の責務のもとに事業を推進していくということは変わりないところでございますが、今回の責任につきましては、これまでも申し上げておりますとおり、当初の開設よりおくれた開所になったことに伴い、議員の皆様並び

に市民の皆様方に開所のおくれに対しまして、御迷惑をおかけしたことに伴う責任でございます。

以上、お答えいたします。

○総務部長（迫田浩二君）　このたびの議第91号の減額内容でございますけれども、市長、副市長、給料月額の10分の１の１カ月を減額する条例を提案させていただいたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　３番。高瀬堅一議員。

○３番（高瀬堅一君）　なかなかただいまの市長の答弁には全く理解できない部分もございますけれども、市長の答弁からすると、今後おくれたことに対しての責任ということで解釈してよろしいでしょうか。開所がおくれたことに対しての責任というふうに認識してよろしいんでしょうか。であれば、その重大な896万7,051円、この最大の責任というのは、その後また別にとられるということなんでしょうか、お尋ねしておきます。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

先ほど答弁させていただきましたように、当初予定しておりました開所時期がおくれたことに伴い、市民の皆様並びに議員の皆様方に御迷惑をおかけしたことに対しての責任でございます。

センター長採用にかかる手続に対しましては、これまでも説明をさせていただいておりますとおり、違法性はないというふうに認識をしております。

以上、お答えいたします。

○議長（田中　哲君）　ほかにありませんか。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

８番。井上光浩議員。

○８番（井上光浩君）　８番議員の井上でございます。

先ほど、私どもの会派の高瀬議員が質問をされまして、質疑が２回しか許されておりませんので、２回、有意義に使いたいと私は思っております。

先ほどの質問の中でもありました。今回は当初の事業計画のおくれを生じたことに対するということでありましたし、違法性はなかったということで、今回の減額理由にはなっていないと、減額にはなりませんということでありましたので、私は少し苦言を呈したいと思っております。なぜならば、平成30年11月26日、代表者会議がございました。その際、市長がお見えになりまして、「人吉しごとサポートセンター開設の延期に伴う市長等の給料減額について」という代表者に対する説明がございました。その後、全員協議会は開かれておりません。皆様方、御存じだと思います。

私どもは伝達機関ではありませんで、代表者会議でありますから、お聞きしたことは伝えますけれども、執行部の伝達機関ではありません。これだけは、お間違いのないようにし

ていただきたいと思います。その席上でいただきました資料がございましたので、その中から１点お聞きをしておきたいと思います。

参考事例としまして、平成27年９月、八代市、事案はプレミアム付き商品券発行事業について、販売に当たり大反響を予見できず混乱を招いたもの。条例案は否決されております。これは市長が10分の１、１カ月、副市長が10分の１、１カ月。

平成29年６月、山口県周南市、防災行政無線及び無線ＬＡＮ整備工事のおくれが生じ、けじめとして社会的、道義的責任をとったものということで参考事例を挙げておられます。

そこで、これは事案を参考にされたのでしょうか。この数字の10分の１、１カ月、これを参考事例とされたのか、そこをお聞きしておきたいと思います。

○総務部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

今回、本条例案件、人吉しごとサポートセンターの開所がおくれたことに対しまして、市長と副市長の責任を明らかにするため提案させていただいたところでございます。

参考事例等も、このときにたしかに提案させていただいたところでございますけれども、本市としましては、この案件が市としても想定しない事態によって発生したということと、それから違法性はなかったものの、結果として、この事業のおくれが生じてしまったということをまず第一番目の根拠にしながら、そして、その他の自治体のこういった状況等も一応参考にはいたしましたけれども、その中で総合的に判断させていただいて、10分の１の１カ月ということで説明させていただいたところでございますし、今回提案させていただいたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　８番。井上光浩議員。

○８番（井上光浩君）　総合的に勘案をされて参考事例とされたと、市長が給料月額10分の１の１カ月、影響額８万5,400円の減ですね。そして、副市長が給料減額10分の１、１カ月、影響額６万5,300円の減額ということを今回の12月４日上程をされるということで、議会運営委員会のほうにされました。この進め方によりますと、一般質問が始まる日でありましたので、私どもの会派の中では、なかなか一般質問がしにくいという意見もありましたので、この場をかりて、そのことも申し添えておきたいと思いますが、まさか、その日に上程すれば一般質問はないというような御判断はなかったと、私は執行部に問いはしませんけれども、そういうふうにうがった考え方も現に話が出ているということだけは申し添えておきたいと思います。

それでは、平成27年５月、第３回人吉市議会臨時会において、市長は「市民の代表である議会の皆様と十分話し合いを持ち、皆様方の英知を結集し、また市職員と一致団結を図りながら全力を傾注いたしまして、市民の皆様方から私に負託されました４年間の市政を推進していく決意でございます。」と述べられております。御記憶があると思います。議事録に

載っておりましたので、ここで御紹介しましたけれども、それでは松岡市長にお尋ねをいたします。今回の人吉しごとサポートセンター開設は、大変重要な施策の１つであると議会に提案され議会と議論を重ねてまいりました。

そして、中小企業の皆様方、また企業を創業したいという皆様方にセンターを開設することが目的ではなくて、その先にある業績向上、また経済浮上につながるものとして取り組まれた施策ということで、人吉市議会は採択をし、進めてきた案件であります。

しかしながら、残念ながら、センター長、この問題が浮上しましたけれども、これは私は今後、行政施策の継続性を考えるならば、松岡市長と私ども人吉市議会は来年４月、市民の審判を受けることになっております。松岡市長は、行政の継続性を考えるならば、出馬をされるんでしょうか。

○議長（田中　哲君）　ちょっと趣旨が一般質問になりかけておりますので。（「議事進行、関連としていいんじゃないんですか」と呼ぶ者あり）

質疑に関連質問できませんので。（「流れとしていいんじゃないですか。市長の施策についての延長線だから、質疑いいんじゃないんですか」と呼ぶ者あり）

ここで暫時休憩いたします。

午後４時54分　休憩

午後５時23分　開議

○議長（田中　哲君）　休憩前に引き続き再開いたします。

大塚議員から議事進行がございましたが、井上議員の２回目の質疑は関連質問と判断します。したがいまして、井上議員におかれましては、その部分の質問の取り下げをお願いいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　８番。井上光浩議員。

○８番（井上光浩君）　先ほど来、議第91号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行いましたけれども、２回目の質疑につきましては、田中議長の御判断にお任せをして、２回目の質疑は取り消しをさせていただきたいと思います。

私の質疑は、これで終了いたします。

○議長（田中　哲君）　ほかにございませんか。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）　済みません。先ほど、ずっと聞いておりましたら、ちょっと私なりにお伺いしたいことがありましたので、確認を込めてお願いいたします。

まず１点目、今回の損失金の896万円ですか、これに違法性はないということをおっしゃいました。これが本当に違法性はないのか、再度確認したいと思います。

もう１点は、それならば道義的責任については、どうお考えか。西瀬小学校のプールの

漏水問題がありました。あのときには、校長を初め損害をしてもらっております。そういったことを考えたときに、道義的責任はどのように捉えておられるのか、まず、このことをお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

今回の経費につきまして、違法性がないのかという御質問でございますけれども、今回のセンター長採用に係る一連の手続につきましては、違法性や過失があったものではなく、法令に従いまして、組織的な意思決定の手続により行われたというふうに認識をいたしております。

結果的に効果的な支出に結びついていない経費が生じていることは、十分に承知しているところでございますけれども、違法性についてはなかったと、違法性としては認識をしていないということでございます。

以上、お答えいたします。（「道義的責任について」と呼ぶ者あり）

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

まずは開所に向けて全力で取り組んできたところでございますし、開所した後にも事業をスムーズに運営をして進めていく。さらには、しっかりと効果を上げていくということが、我々に課された責務であるというふうに認識をいたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）　今、お答えで違法性はない、道義的責任もないというふうに私は受けたんですが、監査請求も起きている中で、本当に市民の目線から見たらどうだろうかということが、ちょっと気になるところです。

それから、今回追加提案になっておりますが、結果的に私ども議員は一般質問をする機会が与えてもらえなかった。このことが起きたのは６月ですから、６月に起きたのが12月まできておりますので、どうして３月まで、３月で堂々と上程できなかったのか。今追加提案されたのか、３月でもよかったんじゃないですか、何で３月にできないのかお尋ねします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

まず事業を進める上にあたりまして、当初予定しておりました開所時期をおくらせなければならないような状況になりました。

それに関しまして、私もいつかのタイミングで、しっかりと皆様方に責任を示すべきだというふうに当初から思っておりました。まずは、先ほどからお話をしておりますように事業をスムーズに進めていくことが、我々に課された責務だということで、全力で取り組んでまいりました。

その中で、９月議会におきまして、松山センター長を御紹介をさせていただいたところでございます。議員の皆様方からは、早く何らかの形を示せというようなお言葉もいただい

ておったように記憶をしております。タイミングといたしましては、９月議会のどこかのタイミングでというのも１つあったのかというふうに思いますが、前回の件もございましたので、やはり研修に行っていただいて、そして成果が出て、それからやはり判断をするべきだろうというふうに思っておりました。

そのような中、12月17日に開所をするということを関係者の皆様方とお話をする中で決定をいたしました。そこで開所がおくれたことに対しての混乱に対する責任をとるというふうに私自身も考えておりましたので、12月議会のしかるべき時期に提案をしたいというふうに思っておったところでございます。

冒頭からというような御意見もあろうかと思いますが、11月19日がですね、そうなりますと議運でして、12月17日が開所、１カ月ぐらいあるわけでございます。私自身といたしましても、小出センター長、秋元センター長からの評価等々もお伺いをしたいというふうに思っておりましたし、松山さんのお話をされる姿等々も確認したいというふうに思っておったところでございます。

そして、ポイントとなりますのが11月27日、キックオフセミナーが開催をされました。その前日の代表者会議で説明をさせていただいたところでございますが、このときの私の心情といたしましても、まだまだ心の中では葛藤がある中での御説明ということで、お示しをさせていただいたところでございます。本来ならば開所してから、その後だろうというような御意見だというふうに思いますが、12月17日がオープンでございまして、12月18日が閉会日でございます。そこに、例えば追加提案として皆様方に御提案をするというタイミングもあったかとは思いますが、やはりしっかりと御議論をしていただきたいということで、12月４日の提案というふうにさせていただいたところでございます。

そういった自分自身の心の葛藤も踏まえたところで、しかしながら、早急に責任は示さなければいけない。そして、議員の皆様方には御議論をしていただくような時間をつくらなければいけないということで、このタイミングになったことは、御理解をいただきたいというふうに存じます。

以上、お答えいたします。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかにないようですので、以上で質疑を終了いたします。（「議長、緊急動議お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　緊急動議ということで、先ほど井上議員の２回目の質問を取り消しをされました。ただ、この本会議の中で、そういった質疑が出た以上は、改めて私は市長の真意をこの本会議の中で聞く必要があると判断しましたので、ここでこれについては、緊急質問をお願いしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（田中　哲君）　ただいま12番、笹山欣悟議員から緊急動議が出されましたので、賛成の議員の起立をお願いします。

［賛成者　起立］

○議長（田中　哲君）　起立多数。

緊急動議が成立いたしました。

ただいま緊急動議が出ましたが、緊急質問にすることに賛成の議員の起立をお願いします。

［賛成者　起立］

○議長（田中　哲君）　起立多数。

緊急質問を認めることといたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後５時36分　休憩

午後６時05分　開議

○議長（田中　哲君）　休憩前に引き続き再開いたします。

日程の追加について

○議長（田中　哲君）　この際お諮りします。

市長の出馬について、笹山欣悟議員から緊急質問の申し出があっておりますので、笹山欣悟議員の緊急質問に同意の上、本日の日程に追加し、発言を許可することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田中　哲君）　御異議なしと認めます。

よって、笹山欣悟議員の緊急質問に同意の上、日程に追加し、発言を許可することに決定いたしました。

追加日程　笹山欣悟君の緊急質問

○議長（田中　哲君）　12番、笹山欣悟議員の発言を許可いたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）（登壇）　12番議員の笹山でございます。

緊急質問をお認めいただき感謝申し上げます。

先ほど、議第91号におきまして、井上議員が質疑をされましたが、２回目の質疑において、市長の出馬の意思があるのかというふうな質疑をされましたけれども、それについては

取り下げをされました。

ただ、本会議において、市長の出馬の意思について質疑がなされた以上は、改めて、この本会議で市長の御意思を確認することが必要と判断しましたので、緊急質問をした次第であります。

改めて市長にお尋ねをしておきたいと思います。来年の統一地方選挙の出馬について、今現在の市長の心境をお尋ねしておきます。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

緊急質問ということで、少々困惑をしておりますが、この場であえて今の心境を述べさせていただくといたしましたならば、私の任期中の市長としての職務を果たすため、今議会に提案をいたしております議案につきまして、しっかりと議会と議論をし、御理解をいただくことに専念をしている状況であるということを申し上げさせていただきます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　今の議会に提案している部分について、しっかりと取り組んでいきたいというふうな答弁でございました。今の心境をお聞きしましたので、そうかもしれませんが、今後残された期間は、そんなに少ない、そんなにあるとは思っておりません。残された期間約４カ月ほどになります。やはり市民も非常に注目をしているところだと思っています。

今後、市長の発言には十分に注視をしながら見守りをしていきたいと思います。

以上で質問を終わります。

日程の追加について

○議長（田中　哲君）　ここで日程の追加についてお諮りいたします。

議案の訂正についてを日程に追加することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田中　哲君）　御異議なしと認めます。

よって、議案の訂正についてを日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程　議案の訂正について（議第79号　平成30年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号））

○議長（田中　哲君）　執行部の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇）　大変お疲れのところ貴重なお時間をいただきまして、まことに申しわけございません。議長のお許しをいただきましたので、御提案申し上げております予算案の訂正をお願いいたしたいと存じます。

訂正いたしますのは、議第79号平成30年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算案

（第２号）の職員給与費の単位を訂正するものでございます。

詳細につきましては、所管の責任者から御説明を申し上げます。何とぞ御了承賜りますようお願い申し上げます。

○水道局長（中村則明君）（登壇）　皆さん、こんばんは。お疲れのところ申しわけございません。

それでは、お手元に議案の訂正についてを配付させていただいておりますので、それに従いまして説明をさせていただきます。

訂正内容でございますが、議第79号平成30年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）の予算書２ページ、第４条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の部分でございまして、今回の補正に伴う職員給与費の合計額を記するところでございますが、訂正前が「65,162円」となっておりますところを、訂正後でございますが、「65,162千円」と変更をお願いするものでございます。単位が「円」ではなく「千円」というものでございます。

議員各位には、大変御迷惑をおかけいたしまして、まことに申しわけございません。これまでも、議案の上程にあたっての精査に関しましては、繰り返し御注意いただいている中での誤りでございまして、おわびの言葉もないところでございますが、済みません、深くおわびをするしかございません。大変申しわけございませんでした。

何とぞ今回の訂正をお認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（田中　哲君）　以上で訂正についての説明は終了いたしました。

お諮りします。ただいまの議案の訂正については、これを承認することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田中　哲君）　御異議なしと認めます。

よって、議案の訂正については、承認することに決しました。

ここで執行部に申し上げます。議案の上程に当たっては、事前に十分な内容の精査を行い提出されますようにお願いいたします。

日程の追加について

○議長（田中　哲君）　ここで、さらに日程の追加についてお諮りいたします。

議第92号平成30年度人吉市一般会計補正予算（第６号）、議第93号平成30年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）、議第94号平成30年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第３号）、議第95号平成30年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第２号）、議第96号平成30年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第３号）、議第97号平成30年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）、議第98号人吉市長等の給与及び旅費

に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第99号人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議第100号人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての９件につきまして、日程に追加することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田中　哲君）　御異議なしと認めます。

よって、議第92号から議第100号までの９件を日程に追加し、一括して直ちに議題といたします。

追加日程　議第92号から議第100号まで

○議長（田中　哲君）　執行部より提案理由の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇）　ただいま追加提案いたしました議案につきまして御説明を申し上げます。

議第92号平成30年度人吉市一般会計補正予算案（第６号）は、人事院勧告に準ずる本市職員及び特別職の給与改定に伴い、追加補正を行うものでございます。

歳出におきまして、各款における給料など958万7,000円を追加し、予備費を同額減額補正いたしております。そのため、歳入歳出予算の総額につきましては変更ございません。

議第93号平成30年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算案（第３号）、議第94号平成30年度人吉市介護保険特別会計補正予算案（第３号）、議第95号平成30年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算案（第２号）は、人事院勧告に準ずる職員給与改定に伴う所要額の補正でございます。

議第96号平成30年度人吉市水道事業特別会計補正予算案（第３号）は、人事院勧告に準ずる職員給与改定に伴う所要額の補正でございます。収益的収入及び支出につきまして、支出の水道事業費用を52万6,000円増額し、支出総額を５億143万3,000円といたしております。

資本的収入及び支出につきましては、支出の建設改良費を２万9,000円増額し、支出総額を２億7,331万円といたしております。

議第97号平成30年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算案（第３号）は、人事院勧告に準ずる職員給与改定に伴う所要額の補正でございます。収益的収入及び支出につきまして、支出の下水道事業費用を13万6,000円増額し、支出総額を10億6,740万5,000円といたしております。資本的収入及び支出につきましては、支出の建設改良費を11万円増額し、支出総額を８億678万円といたしております。

議第98号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案は、市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の期末手当に関し、特別職の国家公務員に準じた改定を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議第99号人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案は、同じく議員の期末手当に関し、特別職の国家公務員に準じた改定を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議第100号人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、職員の給料及び勤勉手当に関し、人事院勧告に伴う一般職の国家公務員に準じた改定を行うこと、その他、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきたいと存じます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（迫田浩二君）（登壇）　それでは、私のほうから議第92号平成30年度人吉市一般会計補正予算案（第６号）について補足説明をさせていただきます。

予算の説明に入ります前に、今回の人事院勧告についての御説明をさせていただきます。

国の動向でございますが、人事院は、民間給与との較差0.16％を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、職員の勤勉手当の支給月数を民間に見合うよう0.05月分引き上げるなどの勧告を行っております。

また、県におきましては、人事院勧告の内容等を総合的に勘案し、地域の民間企業の給与水準との均衡を図ることを基本として、給与改定を行うことを勧告いたしております。

そこで、このような状況を踏まえ、本市の人事院勧告による給与等の取り扱いにつきましては、これまで同様に国の方針に準ずることといたしております。

給料月額につきましては、平成30年４月１日に遡及し、給料表の改定を行うこととし、あわせまして、本年度12月期からの勤勉手当を0.05月分引き上げる改定を行うものでございます。

なお、市長、副市長、教育長、常勤の監査委員及び市議会議員につきましては、特別職の国家公務員に準じまして、期末手当を本年度12月期分から0.05月分、年間3.30月分から年間3.35月分引き上げる改定を行うものでございます。

それでは、予算案の説明をさせていただきます。

予算書の１ページをお願いいたします。

第１条の歳入歳出予算の補正につきましては、主なものを事項別明細書により御説明いたします。

予算書の６ページをお願いいたします。

１款議会費から款、項、目ごとに人件費の補正額を計上いたしておりますが、これらは初めに御説明いたしました人事院勧告に伴うものでございます。給与等改定が一般会計の特別職を含む人件費に与える影響は、内訳といたしまして、給料195万円、期末勤勉手当638万1,000円、地域手当1,000円、共済費125万5,000円の計958万7,000円の増額補正となっております。なお、款、項、目ごとの説明は省略させていただきます。

少し飛びまして、予算書の16ページをお願いいたします。

14款予備費を958万7,000円減額いたしております。

以上で、議第92号平成30年度人吉市一般会計補正予算案（第６号）についての補足説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（田中　哲君）　ただいま説明がありました議第92号から議第100号までの９件に対して、質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了いたします。

日程第23　委員会付託

○議長（田中　哲君）　次に、日程第23、委員会付託を行います。

お諮りいたします。議第75号から陳第17号までの27件を一括してお諮りすることに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田中　哲君）　御異議なしと認めます。

よって、一括してお諮りいたします。

議第75号から陳第17号までの27件を一括して委員会に付託することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田中　哲君）　御異議なしと認めます。

よって、各議案を局長より付託いたします。

○議会事務局長（山本繁美君）　それでは、委員会付託事項を申し上げます。

付託事項は、お手元に配付しております平成30年12月第５回人吉市議会定例会各委員会付託事項表のとおりでございます。

なお、議第75号平成30年度人吉市一般会計補正予算（第５号）につきましては、３ページの［別記１］に記載のとおり、議第92号平成30年度人吉市一般会計補正予算（第６号）につきましては、４ページの［別記２］に記載のとおり、それぞれ各委員会付託でございます。また、陳情の件名等につきましては、参考として５ページに記載してありますので、念のため申し上げます。

なお、人事案件につきましては、委員会への付託はございません。

以上でございます。

各委員会付託事項表

議第 75号	平成30年度人吉市一般会計補正予算（第５号）	各委［別記１］
議第 76号	平成30年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）	厚生
議第 77号	平成30年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第２号）	厚生
議第 78号	平成30年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第２号）	厚生
議第 79号	平成30年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）	厚生
議第 80号	平成30年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第２号）	経建
議第 81号	人吉市第三セクター経営基盤強化資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について	経建
議第 82号	人吉市景観条例の制定について	経建
議第 83号	人吉市景観計画等策定審議会条例を廃止する条例の制定について	経建
議第 84号	土地の処分について	経建
議第 85号	損害の賠償について	総文
議第 86号	損害の賠償について	厚生
議第 87号	損害の賠償について	厚生
議第 88号	損害の賠償について	厚生
議第 89号	損害の賠償について	厚生
議第 90号	損害の賠償について	厚生
議第 91号	人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第 92号	平成30年度人吉市一般会計補正予算（第６号）	各委［別記２］
議第 93号	平成30年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）	厚生
議第 94号	平成30年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第３号）	厚生
議第 95号	平成30年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第２号）	厚生
議第 96号	平成30年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第３号）	厚生
議第 97号	平成30年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）	厚生
議第 98号	人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第 99号	人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第100号	人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
陳第 17号	大畑駅の給水塔を国鉄時代の史料館として使用するための許可を求める陳情書	総文

［別記１］

議第75号　平成30年度人吉市一般会計補正予算（第５号）	
○予算委員会	第１条　歳入予算の補正（全款） 第４条　地方債の補正
○総務文教委員会	第１条　歳出予算の補正 １款　議会費 ２款　総務費（２項　徴税費及び３項　戸籍住民基本台帳費を除く） ９款　消防費 10款　教育費 11款　災害復旧費（４項　文教施設災害復旧費） 14款　予備費 第３条　債務負担行為の補正（１款　議会費、２款　総務費（１項　総務管理費及び４項　選挙費）、10款　教育費）
○厚生委員会	第１条　歳出予算の補正 ２款　総務費（２項　徴税費及び３項　戸籍住民基本台帳費） ３款　民生費 ４款　衛生費 第３条　債務負担行為の補正（２款　総務費（２項　徴税費）、３款　民生費、４款　衛生費）
○経済建設委員会	第１条　歳出予算の補正 ６款　農林水産業費 ７款　商工費 ８款　土木費 11款　災害復旧費（２項　農林水産施設災害復旧費及び３項　公共土木施設災害復旧費） 第２条　繰越明許費（８款　土木費） 第３条　債務負担行為の補正（６款　農林水産業費、８款　土木費）

［別記２］

議第92号　平成30年度人吉市一般会計補正予算（第６号）		
○総務文教委員会	第１条	歳出予算の補正 １款　議会費 ２款　総務費（２項　徴税費及び３項　戸籍住民基本台帳費を除く） ９款　消防費 10款　教育費 14款　予備費
○厚生委員会	第１条	歳出予算の補正 ２款　総務費（２項　徴税費及び３項　戸籍住民基本台帳費） ３款　民生費 ４款　衛生費
○経済建設委員会	第１条	歳出予算の補正 ６款　農林水産業費 ７款　商工費 ８款　土木費

［提出陳情件名］

陳第17号　大畑駅の給水塔を国鉄時代の史料館として使用するための許可を求める陳情書

［継続審査件名］

○経済建設委員会

陳第13号　農道整備（拡幅・舗装）に関する陳情書

陳第14号　最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度および、開かれた最低賃金審議会のあり方を求める陳情

○議長（田中　哲君）　以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後６時25分　散会

平成30年12月第５回人吉市議会定例会会議録（第５号）

平成30年12月18日　火曜日

１．議事日程第５号

平成30年12月18日　午前10時　開議

日程第１	議第 85号	損害の賠償について	総文
日程第２	議第 91号	人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
日程第３	議第 98号	人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
日程第４	議第 99号	人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
日程第５	議第100号	人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
日程第６	議第 86号	損害の賠償について	厚生
日程第７	議第 87号	損害の賠償について	厚生
日程第８	議第 88号	損害の賠償について	厚生
日程第９	議第 89号	損害の賠償について	厚生
日程第10	議第 90号	損害の賠償について	厚生
日程第11	議第 81号	人吉市第三セクター経営基盤強化資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について	経建
日程第12	議第 82号	人吉市景観条例の制定について	経建
日程第13	議第 83号	人吉市景観計画等策定審議会条例を廃止する条例の制定について	経建
日程第14	議第 84号	土地の処分について	経建
日程第15	議第 75号	平成30年度人吉市一般会計補正予算（第５号）	各委
日程第16	議第 92号	平成30年度人吉市一般会計補正予算（第６号）	各委
日程第17	議第 76号	平成30年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）	厚生
日程第18	議第 77号	平成30年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第２号）	厚生
日程第19	議第 78号	平成30年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第２号）	厚生
日程第20	議第 79号	平成30年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）	厚生
日程第21	議第 93号	平成30年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算	厚生

（第３号）

日程第22　議第 94号　平成30年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第３号）

日程第23　議第 95号　平成30年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第２号）

日程第24　議第 96号　平成30年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第３号）

日程第25　議第 97号　平成30年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）

日程第26　議第 80号　平成30年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第２号）　経建

日程第27　諮第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第28　諮第２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第29　諮第３号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第30　諮第４号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第31　市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告

日程第32　治水・防災に関する特別委員会委員長の報告

日程第33　人吉球磨広域行政組合議会の報告

日程第34　人吉下球磨消防組合議会の報告

日程第35　委員会の閉会中の継続審査及び調査について

２．本日の会議に付した事件

・日程第１から日程第35まで議事日程のとおり

・追加日程

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

３．出席議員（18名）

１番　塩見寿子君

２番　宮原将志君

３番　高瀬堅一君

４番　大塚則男君

５番　宮﨑　保君

６番　平田清吉君

７番　犬童利夫君

８番　井上光浩君

９番　豊永貞夫君

10番　西　信八郎　君
11番　本村令斗　君
12番　笹山欣悟　君
13番　福屋法晴　君
14番　村上恵一　君
15番　永山芳宏　君
16番　三倉美千子　君
17番　仲村勝治　君
18番　田中　哲　君

欠席議員　なし

4．説明のため出席した者の職氏名

市長	松岡隼人　君
副市長	松田知良　君
監査委員	井上祐太　君
教育長	末次美代　君
総務部長	迫田浩二　君
企画政策部長	早田吉秀　君
市民部長	廣田五浩　君
健康福祉部長	告吉眞二郎　君
経済部長	福山誠二　君
建設部長	山下正純　君
総務部次長	丸本　縁　君
財政課長	植木安博　君
秘書課長	永田勝巳　君
水道局長	中村則明　君
教育部長	小林敏郎　君

5．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	山本繁美　君
次長	栗原　亨　君
庶務係長	井上京子　君
書記	青木康徳　君

午前10時　開議

○議長（田中　哲君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

それでは、議事日程に従い、各委員長の報告を求め、採決いたします。

日程第１　議第85号から日程第５　議第100号まで

○議長（田中　哲君）　まず、日程第１、議第85号から日程第５、議第100号までの５件を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）（登壇）　皆さん、おはようございます。それでは、総務文教委員会に付託されました日程第１、議第85号から日程第５、議第100号までの５件につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、日程第１、議第85号損害の賠償については、第73回熊本県民体育祭特別大会におけるテニス競技の視察のため、パークドーム熊本へ行った際に起きた事故で、車で駐車ポールに衝突して倒した事故に対し、市と相手方との間で損害賠償の額を決定し、和解するものです。

委員から、ポールの修理が14万円というのは高額ではないかとの質疑に、全体を撤去して交換ということで高くなっているとの答弁。また、損害賠償案件を伴わない事故はどのくらいあるのかとの質疑に、平成27年度は３件、平成28年度は６件、平成29年度は12件となっているとの答弁があっております。

また、委員から、安全運転に対する全庁的な文書の促しも必要ではないかとの質疑に、グループウエアで周知を行っているが、今後も、より一層の周知を行っていきたいとの答弁があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

少し時間をいただきます。次に、日程第２、議第91号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、執行部より、提案の趣旨として、人吉しごとサポートセンターについて、前センター長の解雇により開所時期が延期となっていたが、11月27日に、開所に向けたＨｉｔ－Ｂｉｚ（ヒットビズ）キックオフミーティングを開催し、12月17日に同センターを開所する運びとなったことを受け、事業を推進した責任者としての責任の所在を明らかにするため、市長及び副市長の給料月額を減額して支給するものです。

減額の内容は、市長及び副市長について、それぞれの給料月額の10分の１の額を１カ月減額するもので、減額される金額は、市長が８万5,400円、副市長が６万5,300円。給料の減

額の適用時期は、平成31年１月支給分。減額の月数の１カ月の根拠については、前センター長がエフビズモデルの習得に至らなかったという、市としても想定し得ない事態によって、前センター長の解雇という判断に至ったこと。また、前センター長の選定において、その選定手続やセンターの業務委託契約、当該契約に伴う支出などについては違法性はなかったものの、結果として事業のおくれが生じてしまったこと、その他、他の自治体の同様の事例等も参考にしながら、総合的に判断したものという説明がありました。

委員から、12月17日にセンターを開所することは、10月に経済部から連絡があっているが、なぜ11月27日にこだわるのか、代表者会議があり、その後の追加提案になっているが、なぜ、当初議案として提案できなかったのかとの質疑に、開設については、10月に決定して準備を行ってきた。ただ、前回のキックオフミーティングが開催直前に中止、そしてセンター開所を延期したことから、これを踏まえて12月17日の開所も慎重を期す必要があった。最終的には、11月27日のキックオフミーティング後に決断した。前日の11月26日の代表者会議で説明を行い、提案をさせていただいたとの答弁。

また、委員から、12月17日開所のチラシは、いつ作成され、いつ配布されたのかとの質疑に、11月５日、６日に、松山センター長が帰任された際、予約を早く獲得すべきということで、開所に向けたチラシを作成し、11月上旬から中旬にかけ、市内の主な金融機関に置いていただく形で配布したとの答弁。

議第91号は、前センター長解雇によって開所が延期になったことでの責任問題ということだが、前センター長解雇に伴い896万7,051円支出されたことについては、どういう責任があるのかとの質疑に、今回の一連の手続は、違法性や過失があったものでなく、法令に従い、組織の意思決定のもとで行われたものと認識しているが、結果的には効果的な成果に結びついていない経費が生じていることは認識している。今回の条例案は、開所がおくれたことに対して、市長、副市長の責任を明らかにするため、提案させていただくもの。896万7,051円については、成果に結びつかなかった経費と認識しているとの答弁。

相談受付・開所の日程が早く決定している中で、執行部の答弁は、慎重を期すため、開会してから提案になったということだが、説明が理解できない。当初から提案すべきだったと思う。９月の一般質問でも、時期を見て、と述べておられる。それが、今回の追加提案だったのかとの質疑に、基本的には、執行部は議会に提案する場合には、議運、その後、全協を開いて提案していくスタイルを踏襲している。今回、26日が開会で、19日が議運だったので、そこで当然提案できるのかということも考えたが、前回のセンター長の延期が、７月30日に開設するとして、７月10日には全協にも説明している。７月24日に全協を開いて、延期の説明を行っている。前回、センター長の選任をして開設するとしたが、開設に至らなかった。議案は、確実に議員へ説明し、提案することが必要なことだと認識している。そこで、１つの決断としたのが、11月27日のキックオフミーティングを見て提案すべきだろうという

ことで、その前日の代表者会議で経過説明を行った。前回の経緯を踏まえて、提案日が12月４日になったという状況との答弁。

違法性、道義的責任はないとされているが、本当に市民はそのことで納得されると考えておられるのか。住民監査請求が起きたことが報道されたことから、市民の皆様は、896万7,051円の損失をどうするのかと見ておられる。今回提出された内容で、妥当だと考えておられるのかとの質疑に、効果的な成果に結びついていないことは、非常に重く受けとめている。ただ、一連の過程に違法性はなかったと認識している。先ほど言ったように、開所のおくれ、市民の方に迷惑をおかけしたことを総合的に判断し、提案したとの答弁。

その他、追加提案提出方法への疑問、しごとサポートセンター開所までの日程と追加提案との整合性、違法性と道義的責任、前センター長解雇までの経緯、重要施策のおくれ、損失について責任のとり方など、まだ検討すべきではないかという意見が多数あり、この日の審査は保留といたしました。

翌日の審査において、委員から、前センター長に対して、エフビズモデルを中心としたエフビズのノウハウを習得することが大前提であることを、前センター長に対して説明責任は果たしていたのかとの質疑に、人吉しごとサポートセンターについては、エフビズモデルを実践するということを雇用契約書に明記しているので、習得してもらうことは大前提であるとの答弁。

今回の追加提案については、本議会当初の提案ができたと考える。議会軽視ではないかとの質疑に、慎重を期したことから、大変迷惑をおかけしたと思っている。まだ、研修中でもあり、前回の轍を踏まないということで慎重になった。今後、確実な案件については、協議会・全協に諮り、御提案したい。成果に結びついていない経費が出ていることは事実で、重く受けとめているし、厳粛に受けとめているが、今回提案したのは、違法性ということで出てきた経費ではない。新たなセンター長の就任に結びついて、うまくいくようにと思っていることから、センター開所の前にけじめということで提案させていただいたとの答弁。

また、委員から、責任は十分とっていただきたいが、示されている内容では受け入れがたい。今回のような提案の仕方では質疑だけで、一般質問ができなかった。今後、このような提案の仕方はぜひ慎んでいただきたい、などの意見がありました。

途中、休憩中に、宮﨑委員から、会議規則第67条の規定に基づき、修正案の提出が委員長になされましたので、再開後、まず修正案について審査することについて、委員の了解を得て審査に入りました。修正案に関する資料は、お手元に配付しておりますのでごらんいただきたいと思います。

修正する部分は、附則第39項中、１月31日を３月31日に修正するものです。

委員から、主要な施策であり、開所おくれなど責任の所在を明確にすることで、市民の皆様の御理解・納得もいただけるものと考える。効果的な成果に結びついていない支出もあ

り、市民に対する道義的責任の説明がなされるべきと考える。市長、副市長の責任は重いものがあるなど、同様な捉え方がそれぞれの委員からあり、宮﨑委員の提案に賛成する意見が上がりました。

また、委員から、議案の提出時期については、慎重になりすぎたことで時期を逸しており、議員に対する配慮が足らなかったのではないか。執行部においては、原案の提出に対しては、議会への配慮などを考えて行っていただきたいとの意見がありました。

委員会としては、まず提案があった修正案について委員に諮り、全員異議なく修正案について認めることに決しました。

次に、修正箇所を除く原案について諮り、全員異議なく修正部分を除く原案について認めることに決しました。

次に、日程第３、議第98号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人事院勧告に伴う一般職の国家公務員の給与改定に準じ、本市における特別職の期末手当を改定するもので、市長、副市長、教育長、常勤の監査委員の期末手当を、現行3.30月から3.35月に0.05月分引き上げる改正を行うものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第４、議第99号人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、議第98号と同様に、議員についても特別職の国家公務員に準じているため、市長等と同じように、現行3.30月から3.35月に0.05月分引き上げる改正を行うものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第５、議第100号人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人事院勧告に伴い、国に準拠して月例給及びボーナスの改正を行うものです。内容としては、月例給については、平成30年４月１日に遡及し、国に準じて給料表の改定を行うもので、俸給表を400円の引き上げを基本に改定。初任給は1,500円、若年層については1,000円程度の引き上げを行うという内容です。ボーナスについては、民間の支給割合に見合うよう、年間0.05月分引き上げて、現行の4.40月分から4.45月分に改定。民間の支給状況等を踏まえ、勤勉手当に配分。また、期末手当については、支給月数の変更はないが、平成31年度以降、６月期及び12月期を均等に配分するという説明がありました。

委員から、人口減少に伴い市税が減ってくる中で、給与を上げても、民間との不公平感が出てくるのではないかとの質疑に、大前提は、職員の給与は市税等から御負担いただいているもので、市民の方の御理解は必要。常に、適正な給与水準、定員の設定などに努めていきたいとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中　哲君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

採決いたします。

採決は分割して行います。

まず、議第91号について採決します。採決は、起立採決といたします。

議第91号に対する委員長の報告は一部修正がありますので、まず、その修正にかかわる部分について議事を進めます。

お諮りいたします。

総務文教委員会の修正案に賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（田中　哲君）　起立多数。

よって、総務文教委員会の修正案は可決確定いたしました。

次に、ただいま議決しました修正部分を除く原案についてお諮りいたします。

修正部分を除く原案について、賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（田中　哲君）　起立多数。

よって、修正部分を除く原案は可決確定いたしました。

次に、議第85号及び議第98号から議第100号までの４件について、一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議第85号及び議第98号から議第100号までの４件について、総務文教委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田中　哲君）　御異議なしと認めます。

よって、議第85号、議第98号、議第99号、議第100号は原案可決確定いたしました。

日程第６　議第86号から日程第10　議第90号まで

○議長（田中　哲君）　次に、日程第６、議第86号から日程第10、議第90号までの５件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

３番。高瀬堅一議員。

○３番（高瀬堅一君）（登壇）　おはようございます。それでは、厚生委員会に付託されました日程第６、議第86号から日程第10、議第90号までの５件につきまして、審査の結果の主な

ものを報告いたします。

まず、日程第６、議第86号損害の賠償については、願成寺墓地敷地内倒木による墓石破損事故に関し、損害の賠償を行うものです。

当該案件は、平成30年10月１日の台風24号被害調査の際に判明したものです。事故状況は、願成寺墓地敷地内の樹木が、樹木内部の腐食化と強風により倒れた際に、相手方の灯籠を損壊させたものです。なお、この案件に関しましては、委員会で現地視察を行っております。

審査の過程において委員から、伐採時期を含めた今後の対応に関して質疑が出され、執行部からは、今回の案件が判明した経緯の中で早急に再確認することとし、願成寺墓地については、１週間から10日をかけて、現地の墓に隣接する高木について、ＡＡ判定、Ａ判定、Ｂ判定、Ｃ判定の４区分に分けて調査を実施し、ＡＡ判定とＡ判定については計画的に伐採をやっていくということで考えている。ほかの墓地についても、早急に確認させていただきたいと考えているとの答弁がありました。

また、委員からは、財政的な面もあり、なかなか難しいところがあったかもしれないが、これをいい教訓にして、樹木は年々大きくなるので、他の墓地についても、調査なり定期的な点検は必要になってくるのではと考える。そういったことも把握をしておいていただければ、との要望も出されました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第７、議第87号損害の賠償についても、同じく願成寺墓地敷地内倒木による墓石破損事故に関し、損害の賠償を行うものです。

当該案件も、平成30年10月１日の台風24号被害調査の際に判明したものです。事故状況は、願成寺墓地敷地内の樹木が、樹木内部の腐食化と強風により倒れた際に、相手方の墓の外壁を損壊させたものです。なお、この案件に関しましても、委員会で現地視察を行っております。

審査の過程において委員から、市有墓地の市外在住者の使用に関する規定について、墓地管理者の把握状況について、墓地管理者と連絡がとれない場合の無縁墓になる可能性などについて質疑が出され、執行部からは、利用については、基本的には市民が大前提である。平成25・26年に墓石の所有者と思われる方に対し調査を実施した際に、墓地の管理者として、家族・親戚などかかわりが深い方を管理者として届けてもらうように説明し、その経緯も含めて墓石の管理者を特定している。墓地の管理者と連絡がとれない場合でも、そのことを理由として使用の取り消しは規定していない。無縁墓として行政が処理した後に所有者が判明する場合もあるので、法的には公告等をしてということもあるが、それにも経費がかかり、道義的にも、行政として処理するのはなかなか困難であるとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第８、議第88号損害の賠償についても、同じく願成寺墓地敷地内倒木による

墓石破損事故に関し、損害の賠償を行うものです。

当該案件も、平成30年10月１日の台風24号被害調査の際に判明したものです。事故状況は、願成寺墓地敷地内の樹木が、樹木内部の腐食化と強風により倒れた際に、相手方の灯籠のかさを損壊させたものです。なお、この案件に関しましても、委員会で現地視察を行っております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第９、議第89号損害の賠償については、市の公用車接触事故に関し、損害の賠償を行うものです。

事故状況は、平成30年９月20日午前９時25分ごろ、市公用車が市役所第一別館の敷地内駐車場から公用車を出庫し、構内道路に向かい直進走行中に、税務課プレハブ横に差しかかろうとした際に、相手方車両が、公用車右側から直進し、公用車右側後部に衝突してきたため、双方の車両が損傷したものです。

執行部からは、現場写真などの資料をもとに詳細な説明があり、公用車は右側後部ドアが損傷、相手方は車体バンパーが損傷した。公用車の損害額については、登録後の年数を経ていることから、新車価格の10％が上限となるという説明がありました。

損害の賠償については、市の過失割合が30％、相手方が70％となっております。

審査の過程において委員から、市役所第一別館あたりは、今から工事も多くなり狭くなってくるというのは認識しているので、くれぐれも朝礼などで適宜注意喚起をしていただければという要望が出されました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第10、議第90号損害の賠償については、市の公用車接触事故に関し、損害の賠償を行うものです。

事故状況は、平成30年７月20日午前11時45分ごろ、市公用車がコンビニエンスストアの駐車場において、駐車帯から後退し前進しようとしたところ、隣接する駐車帯の相手方車両が後退してきたため、双方の車両が接触して損傷したものです。

執行部から、現場写真などの資料をもとに詳細な説明があり、市公用車はクラクションを鳴らしたが、相手方には聞こえず、そのまま接触した。双方に怪我はなかったが、相手方車両には傷がつき、公用車には衝突の影響と思われるボンネットの浮きが確認されたとの説明がありました。

損害の賠償については、市の過失割合が35％、相手方が65％となっております。

審査の過程において委員から、市の過失割合の妥当性に関する質疑が出され、執行部からは、公用車が後退し、一旦とまって前進に切りかえたが、しっかり停車したという状況ではなく、市側はクラクションを鳴らしたが、相手方はクラクションが聞こえなかったと証言されているので、35対65になったという報告を受けた。契約管財課に確認をしたが、保険会

社同士の話し合いと伺っており、そのあたりは専門家にお任せした次第であるとの答弁がありました。

また、委員からは、今後、こういったことが起きないように、今回は、たまたま怪我はなかったけれども、注意を、議第89号とあわせて各所管で申し送りをしていただければという要望が出されました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中　哲君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

採決いたします。

議第86号から議第90号までの５件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田中　哲君）　御異議なしと認めます。

よって、議第86号、議第87号、議第88号、議第89号、議第90号は、原案可決確定いたしました。

日程第11　議第81号から日程第14　議第84号まで

○議長（田中　哲君）　次に、日程第11、議第81号から日程第14、議第84号までの４件を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）（登壇）　おはようございます。経済建設委員会に付託されました日程第11、議第81号から日程第14、議第84号までの４件につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、日程第11、議第81号人吉市第三セクター経営基盤強化資金貸付条例の一部を改正する条例の制定については、くま川下り株式会社に第三セクター経営基盤強化資金の追加の貸し付けを行うため、条例の一部を改正するものであります。

まず、今回改正いたします人吉市第三セクター経営基盤強化資金貸付条例の第１条は目的として、第三セクターに資金を貸し付けることにより、第三セクターの経営基盤の強化を図るものとしております。

次に、第２条資金の貸付けは、市は、第三セクターのうち別表に掲げる法人に対して貸し付けができることとし、その額及び条件は同表のとおりとすると規定しております。今回、

この第２条中の別表の改正により、貸し付けの額及び条件を改めるものであります。貸し付けの対象となる法人はくま川下り株式会社のまま、改正はありません。

次に、貸付金の上限欄は、これを現行3,500万円から、改正後は１億円としております。これは、今議会の補正予算でも提案されておりますが、新規の貸付金6,000万円及び、今後の貸付余力を500万円分見込み、既存の貸付額3,500万円とあわせて上限を１億円とするものであります。

次に、貸付けの条件欄は、現行無利子から年５％以内で市長が定める率としております。これにより、今後、有利子による貸し付けも可能とするもので、利率については予算書の地方債の補正の利率に準じております。実際の貸し付けの条件については、当該貸し付けに係る市債の利率に準じて設定する予定との説明があっております。

附則第１条で、施行期日を「公布の日」としております。附則第２条で経過措置を設け、施行日前の貸付金の利率については、なお従前の例によるとしており、既存の3,500万円の貸付条件については、無利子のままとなります。

償還計画については、2014年度に貸し付けました3,500万円の償還計画は据置期間が今年度までで、2019年度から2033年度まで半年払い116万6,666円、年間233万3,332円の償還となります。今回の補正予算に係る6,000万円の償還計画は、仮でありますが、2024年度から2038年度まで半年払い200万円、年間400万円の償還となり、利子については年利１％での仮試算との説明があっております。

審査の過程で委員から、貸付利率が５％以内で市長が定める率とあるが、どのように決定するのかとの質疑に、執行部から、現在、市が市中金利で起債を借りている直近の利率に準ずることになると考えているとの答弁。

3,500万円は無利子であった。6,000万円のうち、起債の4,500万円を除いた残り1,500万円の分は単独なので、利子をつけなくてもいいのではないかとの質疑に、起債と同じ利率をそのまま適用すると、市が払う利息よりも多めに市がいただくことになるので、妥当な利息で契約しようと思っている。支援の目的で行うので、なるべく、くま川下りの負担にならないように、かつ、市のほうから持ち出しがないように利率を設定することを考えているとの答弁。

計画の中では、債務を解消していくという計画。これに新たに6,000万円の融資ができた場合に、肥後銀行に6,000万円を返済することによって、この長期借入金が減ってくるということで返済額が減少するのかとの質疑に、長期借入金については、肥後銀行から人吉市につけかわる。総額自体は、このまま変わらないとの答弁。

平成26年６月議会の人吉市第三セクター経営基盤強化資金貸付条例の制定についての経済建設委員長報告において、「人吉市は50％の筆頭株主として、存亡の危機にある本市の観光の屋台骨を守ってきたくま川下り株式会社について貸し付けを認めましたが、経営陣に対

しては旧態依然の体質ではなく、3,500万円の血税を流入することに対して重く受けとめ、また執行部は指導等を行うように強く要望をいたします」と特別に申し添えてある。今回、条例を改正するに至った理由等について、この申し添えについて、どのような取り組みをしてきたのか。また、執行部が、今までどういうふうな努力をされてきたのかとの質疑に、経営状況については議会に報告している。社長の選任に当たっても、副市長が取締役で入り、観光振興課長が監査役で入り、メーンバンクの肥後銀行とも協議しながら進めてきた。また、昨年10月から、産業支援審議員も加わっている。昨年は、新事業再生計画を策定して、本年度計画１年目で改革を進めていくところであったが、思うに任せず、今回社長が辞意を表明するに至ったことについては、執行部としては反省をしているところである。今回、業務提携の話をいただいたので、この機を捉えて、これが最後のチャンスと思って、くま川下りの事業再生に全力を挙げていく。課題としては、社長個人が連帯保証を負わなくてはいけない。後任の社長をお願いする場合に、どうしても個人の連帯保証がネックになってくるので、今回、経営基盤強化資金貸付をして、個人保証の問題を解消しようというところに至ったとの答弁。

業務提携はいつを目指しているのかとの質疑に、最短では本議会で関連議案を認めていただいた後に、それから、シークルーズが株を持っていないので株を保有したいということで、特別議決相当分、全体で474株のうち、ある程度の株の見込みが整えば、早ければことしの12月末から１月頭に業務提携の締結を行いたい。株の譲渡を取締役会で承認されて譲渡となるので、ハードルはあるが、滞りなく進めば12月末から１月をめどに、と話をいただいているとの答弁。

シークルーズは、どのくらいの従業員数で、今どのようなかかわりをされているのか、従業員がこちらに来られるのか、順調に業績を伸ばしている会社なのかとの質疑に、この業務提携を進めるに当たって、会社間の覚書がある。基本合意があって、法的な拘束はないが、既に球磨川下りのセット商品を主に、修学旅行やインバウンドに営業を始めておられる。かなり声をかけていただいている。従業員は19名であるが、あくまでも現地で採用したいということである。来年の川開きに向けて、今、営業を頑張っているという報告は受けている。また、直近の収益を見ると、伸びているとの答弁があっております。

委員の意見として、今回6,000万円貸し付けは、悪循環を断ち切るということでいたし方ないと思っている。シークルーズだけに頼るのではなく、人吉市も全面的にバックアップをしていただきたい。今後、経営が悪くなり、さらに個人保証をつけるような負債を抱えないよう指導していただきたい。業務提携が進むようにしていただくと同時に、人吉市も温泉協会も一体になって、球磨川下りは観光の主流であるというのを前面にわかるような体制をつくっていくよう、副市長を初め、しっかりと協議をしていただきたい。議会の決定は重いものである。もし、だめになったら、我々も責任が問われる。将来に禍根を残さないようにし

っかりと判断したい。業務提携で明るい光も少しずつ見えているので、そこがあるから今回判断できると思う。そこに期待するところである。市民の方たちも乗船するような仕組みを私たちも考えながら、協力していかなければならないと考える。その辺も含めて、執行部とシークルーズとの協議をしていただきたいといったさまざまな意見があり、経済建設委員会として、執行部におかれては、出された意見については十分にしんしゃくして誠意を持って取り組んでいただくよう要望したところであります。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第12、議第82号人吉市景観条例の制定については、景観法第98条第１項の規定に基づき、景観行政事務を処理するに当たり必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものであります。第１章の総則から第10章の雑則までの10章立てで、23条立ての条例となっております。

第１章は総則で、第１条は目的、人吉市景観計画に定められております球磨川を初めとする豊かな自然と歴史に育まれた、市の良好な景観を将来へ引き継ぐことを目的としております。第２条は定義で、この条例で使う用語の定義を規定しております。第３条、第４条及び第５条は、市の責務、市民の責務及び事業者の責務で、努力規定を規定しております。

第２章は景観計画で、第６条では、市長は景観形成を総合的かつ計画的に推進するため、景観計画を定めるものとしております。

第３章は行為の規制等で、第７条は届出対象行為等、第８条は届出行為の特例、第９条は適用除外、第10条は特定届出行為を規定しております。

第４章は公共事業における景観形成で、第11条と第12条は公共事業等景観形成指針で、市が公共施設をつくる場合について必要な景観への配慮等を定めた方針を定める規定で、その遵守義務を第12条で規定しております。

第５章は景観重要建造物等で、第13条は景観重要建造物の指定手続、第14条は景観重要樹木の指定手続を規定しております。

第６章は特定事業者との景観形成協定で、第15条は、大規模な行為で物すごく景観に重要な影響を与えるおそれがある土地の行為は、事前に協定を結んで、市の良好な景観を守るために市と相手方と話し合いで協定を定めることができる規定であります。

第７章は市民の景観形成活動で、第16条、第17条は、良好な景観形成を推進する活動を行っている団体や一定の地域住民の取り組みの支援に対する規定であります。

第８章は人吉市景観審議会で、第18条は設置規定、第19条は組織等について定めております。

第９章は表彰、助成等で、第20条、第21条、第22条に、市が、優れた景観形成に貢献している個人や団体へ支援と啓発に努めることを規定しております。

第10章は雑則で、第23条に委任規定を定めております。

次に、附則でありますが、第１項は施行期日で、第６条の景観計画の告示の日というのは、人吉市景観計画が策定及び景観条例が完全施行となる日であります。ただし、第18条、第19条及び次項の規定については、景観計画を審議しなければならないため、平成31年４月１日から施行することとしております。第２項は景観審議会の会長及び委員の報酬規定、第３項は経過措置として、本条例が完全施行されるまでは熊本県景観条例によって事務を行うため、その処分についてはこの景観条例でなされたものとみなすものであります。

審査の過程で委員から、景観審議会の構成等はとの質疑に、条例では15人以内としているが、各市の事例では15人と規定していても、８人というところもあったり、15人のところもある。15人を目指したいが、学識経験者や関係機関、地域の団体などを、これから選考していく。任期は２年で、再任は妨げないとの答弁。

２年たったら、委員の３分の１を変えるなどしないと同じ意見が続くのではないかとの質疑に、私どもも懸念している。入れかえをすることも考えている。検討させていただきたいとの答弁。

第16条の地域の景観形成に関する活動を目的としている団体は、今後、助成の対象になるということであるが、例えばどのような活動が該当するのかとの質疑に、地域清掃団体や花いっぱい運動をやられている団体など、身近な団体を考えているとの答弁。

届け出対象区域内で、建築物の新築や増築、高さ制限に対しての補助はあるのかとの質疑に、今後検討になるが、まずは重点地区について、鍛冶屋町の街なみ景観整備事業などのような事業を、住民と一緒に計画しながら修景の支援を考えていきたい。それ以外に、リフォーム・建てかえについては申請があるので、その中でお願いをするという中で協議をさせていただくが、助成については今のところ考えていないとの答弁。

恐らく市民のほとんどの方は、景観計画、景観条例について知らないと思う。パブリックコメントはいつ行うのかとの質疑に、条例を認めていただいたら、本協議を県と行う。こういう条例が制定されるという内容の協議を12月にして、早くて１月の末にはその回答がある予定で、それから地元説明会、公聴会等で皆さんに景観計画の内容を説明し、御意見をいただくという流れで考えているとの答弁。

順番に違和感を感じる。先に、市民にある程度提示して、そして議会に上程するという順番ではないのかとの質疑に、どこでもこのようになっている。確かに違和感を感じられるかもしれないが、景観審議会のほうで、この計画についても審議をしなければいけないので、まずは第18条、第19条の先行施行の中で景観審議会を設置して、そこで審査する前に皆さんの御意見をいただいて、その意見を集約して審議会にかけるという形である。全体的な皆さんの御意見を集約した上で、最終的に景観審議会の中で審議をしていただくということなので、その中で策定ができたと同時に、条例が動き出すということであるとの答弁。

景観計画の策定、条例の制定、スケジュールを説明する中で、今は景観条例について、

認めるか、認めないかという議会の立場にあるが、もし、この景観条例を認めた場合には、その後に景観行政団体になるということで進んでいく。それについても県知事との協議が必要になって、県からの回答が出てから、景観行政団体に移行していく。移行していく中で、景観計画案について、公聴会やパブリックコメントを行い、計画案をもう一回練っていく中で、案を景観審議会に諮問をして、審議会が答申をすれば、その時点で人吉市は景観計画の告示をするということになるのかとの質疑に、そのような流れになる。ただ、答申を受けた後に、議会に報告をさせていただきたいとの答弁。

議決事項は景観条例の制定だけということであって、景観計画は議決事項ではない。審議会が答申すれば、市が計画を告示するということかとの質疑に、そのような流れであるとの答弁。

条例を認めないと、先に進まないということかとの質疑に、そのとおりであるとの答弁。

景観計画を制定する自治体は、このようなやり方で進めているということかとの質疑に、県と事前協議を行っている。その中でも、この流れについては確認をしている。全国、こういった流れで進んでいるとの答弁。

条例が制定された後、上空通路についてはどのような対応になるのか、景観条例ではどのような位置づけになるのかとの質疑に、当然、景観計画等策定審議会の中でも、上空通路についての議論はあった。景観法の中では、法的に設置できるものについて設置ができないというようなことを条例の規定としてはいけないという規定があるので、条例で上空通路を規制することはできない。計画案の中でも、法で認められた行為については、この中で書き込むことも難しいという議論を経た上で、上空通路については触れていない。ただ、人吉市にふさわしいという目標があり、こういう景観をつくっていくという努力目標を、景観形成地域の中に書いているとの答弁があっております。

委員から、市民に対して丁寧な説明・周知をお願いしたいという意見があり、本件については、景観行政団体に移行するということを踏まえれば、市民には懇切丁寧な説明が必要だと判断しましたので、委員会として、説明会については十分な配慮をしていただくよう要望したところであります。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第13、議第83号人吉市景観計画等策定審議会条例を廃止する条例の制定については、人吉市景観計画等策定審議会に、人吉市景観計画素案と人吉市景観条例素案の審議を諮問しておりましたが、景観計画案と景観条例案ができ上がり、所期の目的は果たされたので条例を廃止するものであります。なお、附則において施行期日については、既に委員の任期が終わっておりますので、平成31年１月１日とし、また、人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の中にも本審議会の規定があるので、該当部分を削除するものであります。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第14、議第84号土地の処分については、予定価格が2,000万円以上で、その面積が１件5,000平方メートル以上の土地を処分するときは、地方自治法第96条第１項第８号及び人吉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決が必要であることから提案されたものであります。

処分の案件は、人吉市鬼木町字梢山1769番地109、宅地6,094.36平方メートル。処分の相手方は、岐阜県本巣市見延1430番地８、森松工業株式会社代表取締役、松久晃基氏。処分価格3,961万3,340円であります。

今回の売り払いの経緯としては、森松工業株式会社は、岐阜県本巣市に本社を置き、現在、国内６カ所、中国の上海に２カ所の工場を有し、ステンレス製貯水タンクの製造をメーンとする上水道事業を初め、建設設備事業や宇宙・航空事業など、国内のみならず世界各国で事業展開されています。本市工場は、平成８年に梢山工業団地に立地。当初は、従業員10人からスタートされたが、その後順調に業務拡大を図り、現在、全て地元採用の従業員57人で運営されています。それに伴い、現有敷地では手狭となり、現在、Ｈ区画の一部を、社員駐車場として有償にて賃貸されています。今回、昨今の東日本大震災や熊本地震、北海道地震などたび重なる災害を経験され、さらに、今後南海トラフ巨大地震が想定されるなど、突然の災害時にスピーディーに対応するべく、リスクの分散化と十分な資材等の確保を図るとともに、九州南部における生産拠点として優良である熊本工場の将来の建物の増床も視野に、隣接用地の取得を希望されたもので、今後３年間で、さらに５人程度の新規雇用を見込まれているとの説明があっております。

なお、売払単価については、人吉市用地等価格評価委員会の決定単価に基づいております。

審査の過程で委員から、現地視察資料では雑種地となっているが、議案では宅地となっている。どちらの評価で見てあるのか。雑種地と宅地の違いはとの質疑に、公簿上は宅地である。税務課に評価をお願いしたが、現況は建物が全く建っていないということで、雑種地並みの評価をいただいた。雑種地と宅地の違いであるが、工業用地や駐車場用地については、雑種地のほうが10％程度、評価額としては低いとの答弁。

この議案が認められれば、いつ取り引きをされるのかとの質疑に、相手方からは、年内にでもという話をいただいており、年内に登記申請までできればと考えている。今年度中には所有権移転まで終わるように準備を進めたいとの答弁があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中　哲君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第81号から議第84号までの４件について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田中　哲君）　御異議なしと認めます。

よって、議第81号、議第82号、議第83号、議第84号は、原案可決確定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時54分　休憩

午前11時06分　開議

○議長（田中　哲君）　休憩前に引き続き再開いたします。

日程第15　議第75号

○議長（田中　哲君）　次に、日程第15、議第75号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

初めに、予算委員長の報告を求めます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

８番。井上光浩議員。

○８番（井上光浩君）（登壇）　日程第15、議第75号平成30年度人吉市一般会計補正予算（第５号）のうち、予算委員会に付託されました第１条歳入予算の補正のうち、歳入全款及び第４条地方債の補正につきまして、審査の結果の主なものについて御報告いたします。

今回の歳入予算の補正は、歳入予算の総額に３億3,059万1,000円を追加し、歳入予算の総額を189億9,129万8,000円とするものです。

主なものとして、国庫支出金4,756万3,000円、県支出金3,865万円の増額補正は、補助事業に対する補助金及び負担金の交付決定に伴うものや、平成31年４月１日から制度開始となります産前産後期間における国民年金保険料免除に対するシステム改修に伴う委託金91万8,000円などを含みます増額補正であります。

審査の過程において委員から、システム改修及び制度の概要に対して詳細な説明を求める質疑があっております。

市税につきましては、平成30年度現年課税分の決算見込みによる市民税（個人所得割）3,606万4,000円の増額補正。諸収入として、後期高齢者医療広域連合医療給付費負担金の平成29年度精算に伴います返還金6,576万4,000円や、分収契約に基づく間高塚国有林における分収林分配金1,378万9,000円など、7,952万3,000円が増額補正されております。なお、分収林分配金については、執行部より参考資料が提出されております。

繰入金1,075万円の増額補正は、まち・ひと・しごと総合交流館整備改修後の備品購入経

費や、市長が必要と認める事業として、中学校における生徒の出席状況や成績等を管理するための校務支援システム導入（備品購入）経費に対して、人吉応援団基金から繰り入れるものです。

繰越金につきましては、3,164万1,000円増額補正されております。

次に、市債8,640万円の増額補正は、第三セクターくま川下り株式会社の経営基盤安定化を図るために長期貸し付けを行うことに対する人吉市第三セクター経営基盤強化資金貸付金債4,500万円及び土木債、災害復旧債などが計上されております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中　哲君）　次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）（登壇）　日程第15、議第75号平成30年度人吉市一般会計補正予算（第５号）のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算の補正及び債務負担行為の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、債務負担行為の補正については、平成31年度の業務委託及び改修工事などについて、年度内に準備行為、入札などを行う必要があることから債務負担行為を設定するものなどに係る補正です。

委員から、元号改正作業の委託料について、新元号の改正はいつごろになるかの情報はあるのかとの質疑に対して、新聞報道で４月11日以降が有力ではないかという記事が出ているとの答弁があっております。

２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費の増額補正は、19節負担金、補助及び交付金の永野町公民館及び上田代町公民館における施設整備等に対する地区公民館施設整備費補助金が主なものです。

委員からの地区公民館施設整備費補助金の改修内容はとの質疑に、永野町公民館の整備補助は駐車場の舗装工事。施設の整備は、限度額が10万円で、10万円の補助を予定。上田代町公民館は、建物の土間かさ上げ工事。３分の１補助、限度額50万円の補助を予定との答弁があっております。

６目財産管理費の増額補正は、庁舎等維持管理経費、電気料、使用料及び賃借料の決算見込みによる増であり、13節委託料においては、麓町旧本庁舎解体に伴い、蛍光灯の安定器からＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル）使用が確認されたことに伴い、公共施設におけるＰＣＢ含有調査を実施する経費が計上されています。

委員から、調査を行ってＰＣＢがあった場合、処理料は高額になるのかとの質疑に、ＰＣＢがなければ、処理費用、運搬料はない。今回は蛍光灯の安定器の調査になるが、平成25

年度、主にトランスコンデンサの処理を行った際は、北九州の許可を受けている事業所まで運ぶ費用と処理費用で670万円の費用がかかっているとの答弁がありました。

10款教育費、２項小学校費、１目学校管理費の増額補正は、西瀬小学校のワイヤレス防犯システム機器の取りかえ修理や人吉東小学校、人吉西小学校、中原小学校のエアコン修理のほか、市内小学校の消防設備点検の結果、人吉東小学校の消火栓始動装置及び防火シャッターなどにふぐあいが見られたため、それらの修理を行うための経費が計上されています。12節役務費の増額補正は、西瀬小学校実験用薬品の廃棄物処理手数料などによるものです。

委員から、西瀬小学校の実験用液体ということだが、具体的に何なのか、ほかの学校にはないのかとの質疑に、理科の授業で使う劇薬といわれる塩酸とか硫酸。学校で使用するには古くなっているもの。学校からの相談があった。今後使わないということで、処分するものとの答弁があっております。

13節委託料の増額補正は、２款総務費でも計上があっているＰＣＢ含有調査委託料で、市内小学校の照明器具安定器に使用されているものを調査するための経費が計上されています。

３項中学校費、１目学校管理費の増額補正は、屋内消火栓ホースの交換や自動火災報知設備の受信機バッテリーの交換など、各中学校の消防設備点検の結果、判明したふぐあいに対応するための費用と、第二中学校のエアコンの修繕のための経費が計上されています。

２目教育振興費の増額補正は、18節備品購入費、生徒の出席管理や成績管理、通知表作成支援など、中学校の教員が使用する校務支援システム導入のための補正です。

11款災害復旧費、４項文教施設災害復旧費、１目公立学校施設災害復旧費、15節工事請負費の増額補正は、ことし７月の大雨により被害を受けた人吉西小学校ののり面災害復旧工事に係る費用です。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中　哲君）　次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

３番。高瀬堅一議員。

○３番（高瀬堅一君）（登壇）　日程第15、議第75号平成30年度人吉市一般会計補正予算（第５号）のうち、厚生委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

債務負担行為の補正については、「市・県民税特別徴収に関する綴印刷製本費」は、５月１日付で発送の、当初市・県民税特別徴収税額通知書に同封するもので、税制改正に伴う更正及び契約業務に日数を要するため、「福祉総合システム元号改正作業委託料」、「災害時避難行動等要支援者システム元号改正作業委託料」は、平成31年５月の元号改正に対応するため、期間をいずれも平成30年度から平成31年度とし、限度額をそれぞれ設定するもので

す。「指定ごみ袋販売委託料」は、４月１日から業務を開始する必要性があり、入札により業者を決定し、業務開始に至るまで、生産ラインの変更や保管・配送の準備等の対応に日数を要するため、期間を平成30年度から平成33年度とし、限度額を設定するものです。

２款、２項、１目税務総務費の減額は、職員人件費の補正によるものです。２目賦課徴収費の増額は、市・県民税給与支払い報告書データ入力委託料によるものです。３項、１目戸籍住民基本台帳費の増額の主なものは、コンビニ交付に係る旧姓併記に伴うシステム改修の動作確認のための旅費の増額、市民課で購入したコピー機の入札残の減額などによるものです。

３款、１項、１目社会福祉総務費の増額の主なものは、福祉総合システムのコンピューターソフトウエアが使用期限を迎えることに伴う再リースに係る使用料、人吉市消費生活センター内で使用するコピー機購入、特別会計事業費の補正に伴う国民健康保険事業特別会計及び介護保険特別会計への繰出金などによるものです。

２目心身障害者福祉費の増額は、日中一時支援事業の利用件数増に伴う委託料の増や、障害者医療費、障害児通所支援事業給付費、育成医療費及び自立支援給付費における事業量の増のほか、平成29年度の心身障がい者福祉に係る各事業の精算に伴う国・県精算金の補正に伴うものです。

３目老人福祉費の増額は、高齢者支援課執務室複写機の購入に伴うもののほか、介護療養型医療施設転換整備事業に係る補助金の増額などによるものです。

審査の過程で委員から、当該事業に関する質疑が出され、執行部からは、愛生会外山病院の介護療養病床28床のうち、８床を老健施設へ転換されるという計画を立てておられ、８床に整備単価を乗じた額を補助するものであるという答弁がありました。なお、介護療養病床とは、医療と介護両方をあわせ持っているものであるが、国の方針で、介護療養病床・病院を老健施設か介護医療院などに、平成35年までに転換をするようにという方針が出ているという説明がありました。

５目国民年金費の増額は、産前産後の期間における国民年金保険料の免除システム改修に伴う委託料などによるものです。

審査の過程で委員から、産前産後の期間における国民年金保険料免除に関する質疑が出され、執行部からは、平成31年４月から開始される事業で、次世代育成支援の観点から、国民年金第１号被保険者が出産を行った際に、産前産後の一定期間を国民年金保険料が免除される制度である。産前ということで、生まれた月を含み２カ月、生まれた後２カ月、合計四月分が免除になるという答弁がありました。また、周知の方法についても質疑が出され、執行部からは、市の４月１日付の広報に掲載したいと考えている。保険年金課の窓口にチラシを置いている。また、母子手帳の交付をされた方が対象となるので、今後、保健センターのほうに、母子手帳の交付時にチラシを配布していただくように依頼をしたいという答弁があ

りました。

２項、１目児童福祉総務費の増額は、平成31年度に策定予定の子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査に係る人件費等の補正のほか、地域活動事業補助金、延長保育促進事業補助金、障害児保育事業補助金、軽度障害児保育事業補助金、放課後児童健全育成事業補助金の最終見込みによる補正、おこば保育園の園舎新築に係る保育所等整備交付金事業補助金の補正、平成29年度の児童福祉に係る各事業の精算に伴う国・県精算金の補正などによるものです。

審査の過程で委員から、保育所等整備交付金事業補助金の補正理由に対する質疑が出され、執行部からは、当該補助金は定額で、定員60名の保育園に対する国の補助基準が単価改定になったことに伴うものであるとの答弁がありました。

３目母子福祉費の増額は、ひとり親家庭等医療費の増によるものです。

３項、１目生活保護総務費の増額は、生活保護業務データシステム改修委託料の増、平成29年度の生活保護に係る扶助費等国庫負担金のほか、生活困窮者自立相談支援事業費等国庫補助金及び生活困窮者就労準備支援事業費国庫補助金の精算などによるものです。

４款、１項、１目保健衛生総務費の増額は、人件費の増などによるものです。２目予防費の増額は、個別接種委託料に係る最終見込みによるものです。４目健康増進費の増額は、各種がん検診委託料の最終見込みによるものです。２項、１目清掃総務費の増額は、共済組合負担金の増によるものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中　哲君）　次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）（登壇）　日程第15、議第75号平成30年度人吉市一般会計補正予算（第５号）のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

６款農林水産業費を1,043万5,000円増額し、補正後の額を４億3,884万7,000円といたしております。

１項農業費、１目農業委員会費を１万7,000円減額、３目農業振興費を1,004万9,000円増額しております。利用権設定に伴う農業委員、農地利用最適化推進委員への費用弁償の増額。平成２年に設置されました人吉葉たばこ共同乾燥施設が28年を経過し、老朽化した施設の半分の乾燥室等を更新することに対し事業費の一部を補助する整備事業補助金972万円、人吉市農業活性化対策事業補助金の増額、耕作放棄地を農地へ復元する支援として、農業者１件への交付金、農地中間管理機構に農地を貸し出された３件に対する農地中間管理機構集積協

力金などであります。

２項林業費、２目林業振興費を11万4,000円増額しております。湯前町竹林活用協議会による本市瓦屋町の竹林整備に係る特用林産物ＧＡＰ（ギャップ）導入推進事業補助金であります。

７款商工費を5,557万9,000円増額し、補正後の額を５億2,137万5,000円としております。

１項商工費、１目商工総務費を3,446万9,000円増額、２目商工業振興費を1,180万円増額、３目観光費を590万円増額、６目まち・ひと・しごと総合交流館管理費を260万3,000円増額しております。

くま川下り株式会社の経営安定化を図るための人吉市第三セクター経営基盤強化資金貸付金6,000万円、梢山工業団地Ｈ区画を森松工業株式会社に売却することに伴う工業用地造成事業特別会計への繰出金の減額、まち・ひと・しごと総合交流館の１階旧食堂部分を、コワーキング施設として整備する工事請負費及び備品購入費、赤池観音駐車場設置工事費は、当初計画していた遊歩道手すり設置工事を減額し、かわって、掘削作業時に確認された鋳鉄管等の埋設物や伐根に係る産業廃棄物処分費を増額する設計変更を実施したため、改めて遊歩道手すり工事を追加工事するもの。非常灯などの防火施設の設置及び既設物置の解体撤去を行うまち・ひと・しごと総合交流館の用途変更に伴う改修工事などであります。

なお、以上３件につきましては、委員会として現地視察を行っております。

審査の過程で委員から、コワーキングスペースのたき火台エリアとはどのようなものかとの質疑に、執行部から、キャンプをイメージしたものである。野外での使用も考えており、野外では実際に火をたくことが可能である。セミナーなどを屋外で行うことなども考えているとの答弁があっております。

８款土木費を3,231万2,000円増額し、補正後の額を20億5,261万5,000円といたしております。

２項道路橋梁費、１目道路橋梁総務費に303万6,000円増額、３目道路新設改良費に3,000万円増額しております。道路台帳更新委託料及び新市庁舎本体等の工事に伴う工事車両等の混雑を避けるため、先行して、弓道場前市道西間地内第９号線の歩道等の整備工事を行うものであります。

なお、歩道等の整備工事については、委員会として現地視察を行っております。

３項住宅費、１目住宅管理費は43万7,000円増額しております。市営住宅共用部蛍光灯及び外灯におけるＰＣＢ含有調査委託料などであります。

４項都市計画費、３目公園整備費は180万3,000円減額しております。城本公園湧水処理工事費は、梅雨時期に公園内からの湧水を監視しておりましたが、昨年のような湧水が発生せず、原因が不明のため工法検討ができないことから取りやめるものであります。

審査の過程で委員から、道路台帳の更新は毎年行うのか、また、データ化はされている

のかとの質疑に、道路改良区間、新規区間、側溝が新設された部分等について道路台帳を整備していくというもので、この数値については、地方交付税の基礎数値になるもので、毎年更新を図るものである。データは基本的には紙ベース、図面等はＰＤＦ化、電算化しているものもある。全てが電算化はされていない。交付税検査では紙ベースなので、そこはデータ化できないが、データ化できるところは検討していくとの答弁。

ＰＣＢ含有調査を行う団地は幾つあるのか。発見されたとき、保存は、市が行うのか、委託先が行うのかとの質疑に、共用部蛍光灯は９団地、外灯は21団地である。発見されたときは、契約管財課から保健所へ報告する。撤去、処分は、現在予算がないので、来年度、契約管財課で補正予算を組んで一括して処理する予定との答弁。

城本公園の湧水処理工事費が減額となっているが、湧水はどのような状況だったのかとの質疑に、去年よりことしのほうが降水量は多かったが、ことしは湧水が観測できず、工法の検討ができなかったものである。原因が不明であるが、原因がわかったら、改めて設計委託を行いたいとの答弁があっております。

11款災害復旧費、２項農林水産施設災害復旧費を676万1,000円増額し、補正後の額を725万9,000円としております。６月19日から20日にかけての梅雨前線豪雨により被災いたしました下城本地区水路ほか２件の災害復旧工事費と、９月30日の台風24号により被災いたしました西大塚地区水路及び下戸越地区水路に係る災害復旧工事費であります。

３項公共土木施設災害復旧費を39万2,000円増額し、補正後の額を1,999万6,000円としております。現年災公共土木施設災害復旧工事費、柳田川河川災害復旧工事費の増額であります。

審査の過程で委員から、柳田川は、何か工法に問題があったのかとの質疑に、災害査定の際に、査定官から、ブロック積の面積をふやしたらどうかという提案があったためであるとの答弁があっております。

次に、第２条繰越明許費は、８款土木費、２項道路橋梁費、地方道路等整備事業西間地内第９号線1,800万円の繰越明許であります。新市庁舎本体等の工事に伴う工事車両等の混雑を避けるために、先行して弓道場前市道の歩道等を整備するものでありますが、年度内での業務完了が困難なことから繰り越すものであります。

次に、第３条債務負担行為補正は、農地地図情報システムリース料は、農地台帳管理システムが耐用年数を経過しており、新たに農地地図情報システムの導入を図るため、期間を平成30年度から平成35年度とし、限度額を375万5,000円とするものであります。公園・街路樹維持管理委託料は、平成31年４月１日からの業務委託を実施するため、期間を平成30年度から平成31年度とし、限度額を8,076万円とするものであります。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中　哲君）　ただいまの各委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第75号について、各委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田中　哲君）　御異議なしと認めます。

よって、議第75号は、原案可決確定いたしました。

日程第16　議第92号

○議長（田中　哲君）　次に、日程第16、議第92号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）（登壇）　日程第16、議第92号平成30年度人吉市一般会計補正予算（第６号）のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

今回の一般会計補正予算は、国の人事院勧告に準ずる人件費の補正です。本市の人事院勧告による給与等の取り扱いは、これまで国のやり方に準拠してきましたので、今回も国の方針に準ずるものです。まず、給料月額につきましては、平成30年４月１日に遡及し、給料表の改定を行うこととし、合わせて、本年度12月期からの勤勉手当を0.05月分引き上げる改定を行うものでございます。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中　哲君）　次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

３番。高瀬堅一議員。

○３番（高瀬堅一君）（登壇）　日程第16、議第92号平成30年度人吉市一般会計補正予算（第６号）のうち、厚生委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告します。

２款総務費、２項徴税費及び３項戸籍住民基本台帳費、３款民生費、４款衛生費の増額補正は、国の人事院勧告に準ずる人件費の補正です。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中　哲君）　次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）（登壇）　日程第16、議第92号平成30年度人吉市一般会計補正予算（第６号）のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

今回の一般会計補正予算は、国の人事院勧告に準ずる人件費の補正であります。本市の人事院勧告による給与等の取り扱いは、これまで国のやり方に準拠してきましたので、今回も国の方針に準ずるものであります。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中　哲君）　ただいまの各委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第92号について、各委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田中　哲君）　御異議なしと認めます。

よって、議第92号は、原案可決確定いたしました。

日程第17　議第76号から日程第25　議第97号まで

○議長（田中　哲君）　次に、日程第17、議第76号から日程第25、議第97号までの９件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

３番。高瀬堅一議員。

○３番（高瀬堅一君）（登壇）　厚生委員会に付託されました日程第17、議第76号から日程第25、議第97号までの９件につきまして、審査の結果の主なものを報告します。

日程第17、議第76号平成30年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）は、県支出金や一般会計繰入金の増額に伴う補正です。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第18、議第77号平成30年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第２号）は、人事異動に伴う人件費や共済組合負担金の定時改定に伴う補正です。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第19、議第78号平成30年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第２号）は、共済組合負担金の改定等に伴う人件費のほか、井ノ口第二水源地自家用発電施設設備リース料の債務負担行為の限度額変更に伴う補正です。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第20、議第79号平成30年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）は、共済組合負担金の改定に伴う人件費の補正です。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第21、議第93号平成30年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）、日程第22、議第94号平成30年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第３号）、日程第23、議第95号平成30年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第２号）、日程第24、議第96号平成30年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第３号）、日程第25、議第97号平成30年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）の５件については、いずれも国の人事院勧告に準ずる人件費の補正です。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中　哲君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第76号から議第97号までの９件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田中　哲君）　御異議なしと認めます。

よって、議第76号、議第77号、議第78号、議第79号、議第93号、議第94号、議第95号、議第96号、議第97号の９件は、原案可決確定いたしました。

日程第26　議第80号

○議長（田中　哲君）　次に、日程第26、議第80号を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）（登壇）　経済建設委員会に付託されました日程第26、議第80号平成30年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第２号）につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,302万2,000円増額し、補正後の額を6,641万9,000円といたしております。

歳入の主なものは、１款財産収入は、貸付部分を含むＨ区画全体を森松工業株式会社に売却することに伴う同区画の一部を、社員駐車場用地として同社に貸し付けている賃貸料の減額及び梢山工業団地Ｈ区画6,094.36平方メートルを3,961万3,340円で、森松工業株式会社

に売却することに伴う増額補正。

２款繰入金は、梢山工業団地Ｈ区画を森松工業株式会社に売却することに伴い、一般会計からの繰入金を2,649万9,000円減額するものであります。

歳出の主なものは、１款工業用地造成事業費は、梢山工業団地Ｈ区画を森松工業株式会社に売却することに伴い、同区画と接している市道梢山開発第２号線の歩道部分の一部について、車両乗り入れのための切り回し工事を行うものであります。

なお、本件については、委員会として現地視察を行っております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中　哲君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第80号について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田中　哲君）　御異議なしと認めます。

よって、議第80号は、原案可決確定いたしました。

日程第27　諮第１号

○議長（田中　哲君）　次に、日程第27、諮第１号を議題といたします。

採決いたします。諮第１号については、原案のとおり推薦に同意することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田中　哲君）　御異議なしと認めます。

よって、諮第１号は、原案のとおり推薦に同意することに決しました。

日程第28　諮第２号

○議長（田中　哲君）　次に、日程第28、諮第２号を議題といたします。

採決いたします。諮第２号については、原案のとおり推薦に同意することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田中　哲君）　御異議なしと認めます。

よって、諮第２号は、原案のとおり推薦に同意することに決しました。

日程第29　諮第３号

○議長（田中　哲君）　次に、日程第29、諮第３号を議題といたします。

採決いたします。諮第３号については、原案のとおり推薦に同意することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田中　哲君）　御異議なしと認めます。

よって、諮第３号は、原案のとおり推薦に同意することに決しました。

日程第30　諮第４号

○議長（田中　哲君）　次に、日程第30、諮第４号を議題といたします。

採決いたします。諮第４号については、原案のとおり推薦に同意することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田中　哲君）　御異議なしと認めます。

よって、諮第４号は、原案のとおり推薦に同意することに決しました。

日程第31　市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告

○議長（田中　哲君）　次に、日程第31、市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

15番。永山芳宏議員。

○15番（永山芳宏君）（登壇）　日程第31、市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告を行います。

本定例会中の11月27日に第30回目を開催しました。今回の審議内容は、市道西間地内第９号線の整備計画案について、西間別館改修計画案（事業費・エレベーターなど）について、什器整備基本計画案について、説明・報告を受けております。

まず、市道西間地内第９号線の整備計画案については、周辺道路２路線（青井西間線、西間地内第９号線）の整備は、平成32年度に実施する計画であったが、最終年度に２路線の道路整備を同時に行うと、建築本体工事、電気設備工事、機械設備工事等の追い込み時期に重なり、多くの工事車両の往来、車両の制限等をすることになり、安全性また利便性の面でも、周辺住民の方々や来庁者の方に迷惑がかからないようにするため、用地買収等も伴わないことから、工事を前倒しする計画である。道路整備の期間は、平成30年度末から平成31年度夏ごろとする。整備内容は、起点が市道西間寺町線、終点が社会福祉協議会までの約190メートルで、歩道部分のみ先行して整備し、車道部分については工事車両による舗装の劣化

防止のため、平成32年度に施行する予定としている。工事費3,000万円は、12月補正予算に計上。

委員からは、小永野第一雨水幹線改修工事との関係、車道と歩道の段差の件等の質疑がありました。

次に、西間別館改修計画案（事業費・エレベーターなど）については、基本方針として利便性や利用者数に配慮し、１階を保健センター、２階を教育部として整備する。整備方針として、改修に係る耐震性の確認、乳幼児等一時避難所としての機能整備、調理室の整備、ＵＤ対応（手すりや誘導ブロックの整備）、省エネ機器の整備、エレベーターの設置、親しみを感じる内観、相談しやすい環境整備、什器整備基本計画に基づく什器整備、既存の最大限利活用、外壁や屋上防水を改修し長寿命化、保健センター・教育部機能の整備等を、資料により説明がありました。

委員からは、消火設備、階段の件、診察室、歴史文化課の執務室の件、エレベーターの設置、事業費の件、確定申告時期の市民対応の件等について質疑がありました。

エレベーターの設置については、通常時は、高齢者や乳幼児、妊婦、ベビーカー使用者が利用者として見込まれる。災害時は、大規模災害時から避難勧告、避難準備、自主避難時の運用に対応する必要がある。事業費としては、外壁工事に4,250万円、エレベーターの設置が3,850万円を試算している。

西間別館改修計画案については、エレベーターの設置も含めて承認決定しました。

次に、什器整備基本計画案については、什器整備計画の目的、位置づけとして、新市庁舎や西間別館の執務空間を構成する机・椅子、収納庫などの什器・備品等の整備が挙げられる。什器整備に当たっては、職員や組織の自発的な変革を促進し、業務効率や生産性を向上させる行政改革の一環として捉え、国が進める働き方改革にも資するものとして、機能的で健康的な執務空間を創出する必要がある。また、什器整備の財源に関しては、国等からの助成もなく、市単独費が充てられる公算が高く、財政的な制約も課せられることから、既存什器等の使用も前提に計画策定を行うことが必要となる。現況調査を踏まえ、実施計画で確定して進めていく。今後、既存什器の現況調査を予定しており、専門業者に委託するために、予算計上を12月補正予算に、委託名、人吉市新市庁舎等什器整備実施計画策定業務委託とし、委託期間を平成31年１月から12月を予定。業務内容は、既存什器転用基準の策定、現況調査、実施計画（設計）図の作成、仕様書・什器リスト等の作成、移転・引っ越し計画作成の協力、報告書のとりまとめの概要をまとめることとする。費用を520万円と試算しており、次年度にかけて実施するので、債務負担行為として、今年度はゼロ債務で、次年度は520万円になる。

委員からは、委託契約方法は、既存什器の状況はとの質疑があり、契約方法はプロポーザル方式による受注者の選定を検討している。また、既存什器の使用については、専門家の

調査を踏まえて使用していき、経費を削減したいと答弁がありました。

什器整備基本計画案並びに人吉市新市庁舎等什器整備策定業務委託費は、承認決定いたしました。

また、入札不調の件については、業者へのアンケート調査中であり、結果がまとまり次第、説明をするとのことでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（田中　哲君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、以上で市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告は終了いたしました。

日程第32　治水・防災に関する特別委員会委員長の報告

○議長（田中　哲君）　次に、日程第32、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）（登壇）　日程第32、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告をいたします。

第17回治水・防災に関する特別委員会を、平成30年11月27日火曜日午後１時30分から開催いたしました。審議事項は、11月12日に、熊本地震後の復旧状況等を調査するため実施いたしました南阿蘇村、宇土市河川の視察に係る各委員、執行部からの意見集約を行いました。

南阿蘇視察について、委員から、熊本地震の脅威を改めて知らされ、大規模な災害のときには、国が動かないと改修が難しい。また、過去の災害の歴史を学校教育に生かしてほしい。今後、予算が少ない中におけるインフラ整備が大切であるのでは。大規模災害が起きたとき、１つの道路だけではなく、緊急活動ができる代替道路が必要であると感じた。人吉市においても、大災害時には緊急道路、生活道路の確保を優先して整備しなければならないとの認識と、危険箇所については、今後十分に調査を行い、改修をしていかなければならない。また、市民の方に、災害発生前に危険を理解し、避難していただくことが重要であることを認識いたしました。

宇土市河川における研修では、軟弱地盤においては半永久的に使える鋼矢板が有効であるとのことでした。今後、球磨川河川工事にどの方法が一番的確に対応できるか、調査・研究が必要であるのではないかとの意見が出されました。また、今後の治水・防災に関する特別委員会において、治水・防災だけではなく、山を守るという部分を含めた治山にも対応できるような協議を行ってほしいなど、多くの意見が出され、今後、検討を行うことを確認し、終了いたしました。

以上、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告を終わります。

○議長（田中　哲君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、以上で治水・防災に関する特別委員会委員長の報告は終了いたしました。

日程第33　人吉球磨広域行政組合議会の報告

○議長（田中　哲君）　次に、日程第33、人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）（登壇）　日程第33、人吉球磨広域行政組合議会の報告を行います。

平成30年第４回人吉球磨広域行政組合議会定例会が、11月30日午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会されました。

日程第１、会議録署名議員の指名では、１番、塩見寿子議員（人吉市）と、２番、宮原将志議員（人吉市）が指名されました。

日程第２、会期の決定については、11月30日開会、12月１日から12月20日までを休会とし、12月21日までとすることに決定しました。

日程第３、行政報告があり、理事会代表理事から、８月の平成30年第３回議会定例会以降の定例理事会における主な審議等について、報告がありました。

日程第４、認定第１号から日程第６、認定第３号までの一般会計及び特別会計３件の平成29年度歳入歳出決算認定については、平成29年度決算特別委員会委員長、加賀山瑞津子議員（あさぎり町）から、審議結果についての委員長報告があり、質疑、採決の結果、認定第１号については、異議がありましたので起立採決を行い、賛成多数で原案のとおり認定し、認定第２号及び第３号については、全員異議なく原案のとおり認定することに決しました。

次に、日程第７、議案第14号平成30年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第２号）、日程第８、議案第15号平成30年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第３号）、日程第９、議案第16号平成30年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額の補正（第１号）、日程第10、議案第17号人吉球磨広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第11、議案第18号人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム福寿荘委譲法人選定委員会設置条例の制定について、日程第12、議案第19号人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム福寿荘民営化検討委員会設置条例を廃止する条例の制定について、日程第13、議案第20号熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更についての７議案を一括し、執行部の提案理由の説明の後、日程第12、議案第19号及び日程第13、議案第20号を除く５議案について補足説明を受け、日程を変更し、条例案

件から先に、議案ごとに質疑、採決を行い、日程第７、議案第14号から日程第11、議案第18号の５議案については原案のとおり可決し、１日目は散会となりました。

以上、人吉球磨広域行政組合議会の報告を終わります。

日程第34　人吉下球磨消防組合議会の報告

○議長（田中　哲君）　次に、日程第34、人吉下球磨消防組合議会の報告を求めます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）（登壇）　日程第34、人吉下球磨消防組合議会の報告を行います。

平成30年12月第４回人吉下球磨消防組合議会定例会が、平成30年12月３日月曜日午後２時から人吉下球磨消防組合消防本部会議場にて開催されました。

日程第１、会期の決定について、12月３日、１日間と決定し、日程第２、会議録署名議員に、２番、五木村選出の岡本議員、３番、相良村選出の福田議員が指名されました。

日程第３、議案第１号平成29年度人吉下球磨消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について、歳入の主なものは、分担金及び負担金で、歳出の主なものは、本部庁舎屋上防水改修工事、中央署及び中分署水槽付消防ポンプ自動車の更新などです。

日程第４、議案第２号人吉下球磨消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について、日程第５、議案第３号人吉下球磨消防組合情報公開条例の全部改正について、日程第６、議案第４号人吉下球磨消防組合個人情報保護条例の全部改正について、日程第７、議案第５号人吉下球磨消防組合情報公開等審査会条例の全部改正について、関連条例として一括審議を行い、原案可決いたしました。

日程第８、議案第６号人吉下球磨消防組合行政手続条例の制定について、日程第９、議案第７号人吉下球磨消防組合行政不服審査に係る手数料に関する条例の制定について、日程第10、議案第８号平成30年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第２号）についてですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ87万円を追加するものです。日程第11、議案第９号熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更についての４件について、原案可決いたしました。

日程第12、一般質問に、山江村選出の松本佳久議員が、消防力の強化及び消防広域化再策定について、６市町村長等に質問が行われました。代表して、内山管理者から答弁があり、終了いたしました。

以上、報告を終わります。

日程第35　委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（田中　哲君）　次に、日程第35、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

予算委員会、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会の各常任委員長及び議会運営委員会委員長から、それぞれお手元に配付してありますように、各委員会の所管事項について、閉会中の継続審査及び調査の申し出があっております。各委員長の申し出に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

採決いたします。各委員長の申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田中　哲君）　御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

閉会中の継続審査・調査の申し出があった事件

○予算委員会　（平成30年12月第５回人吉市議会定例会）

事件の番号	件　　名	理　　由
	一般会計予算の歳入に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○総務文教委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
陳第17号	大畑駅の給水塔を国鉄時代の史料館として使用するための許可を求める陳情書	慎重審査を必要とするため
	市政の企画に関すること	実情を調査する必要があるため
	行財政に関すること	実情を調査する必要があるため
	防災及び消防に関すること	実情を調査する必要があるため
	学校教育及び社会教育に関すること	実情を調査する必要があるため
	文化及びスポーツの振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○厚生委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
	戸籍、住民基本台帳その他市民の記録管理に関すること	実情を調査する必要があるため
	環境保全、衛生及び公害に関すること	実情を調査する必要があるため
	市民の健康及び福祉に関すること	実情を調査する必要があるため
	上・下水道に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○経済建設委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
陳第13号	農道整備（拡幅・舗装）に関する陳情書	慎重審査を必要とするため
陳第14号	最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度および、開かれた最低賃金審議会のあり方を求める陳情	慎重審査を必要とするため
	農林水産業の振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	商工観光業の振興及び労働行政に関すること	実情を調査する必要があるため
	企業誘致に関すること	実情を調査する必要があるため
	道路、河川の管理・整備に関すること	実情を調査する必要があるため
	都市計画及び都市開発に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○議会運営委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
	議会運営に関すること	実情を調査する必要があるため
	会議規則、委員会条例に関すること	実情を調査する必要があるため
	会期日程に関すること	実情を調査する必要があるため
	議長の諮問に関すること	実情を調査する必要があるため

ここで暫時休憩いたします。

午後０時06分　休憩

午後１時39分　開議

○議長（田中　哲君）　休憩前に引き続き再開いたします。

日程の追加について

○議長（田中　哲君）　ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、直ちに議員の選出をすることに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田中　哲君）　御異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに選挙を行います。

追加日程　熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（田中　哲君）　選挙の方法につきましては、指名推選と投票による選挙の２つの方法がございます。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第２項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

［「異議あり」と呼ぶ者あり］

○議長（田中　哲君）　御異議ありということでございますので、指名推選によることはできません。

よって、地方自治法第118条第１項の規定による選挙、すなわち投票による方法により、本市の市長及び議会議員のうちから１名を広域連合議会の議員に選出したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田中　哲君）　御異議なしと認めます。

それでは、ただいまから投票による選挙を行います。

議場を閉鎖いたします。

［議場　閉鎖］

○議長（田中　哲君）　ただいまの出席議員は18名です。

次に、立会人の指名をいたします。立会人に、１番、塩見寿子議員、２番、宮原将志議員を指名いたします。

なお、念のため申し上げます。投票で選挙する広域連合議会議員は１名です。候補者となる被選挙人は、本市の市長及び議会議員の計19名です。

投票については、単記無記名とします。投票用紙には、必ず被選挙人１名のみの氏名を御記入お願いします。白紙並びに被選挙人以外の者の氏名を記入したものは、無効とします。

法定得票数は、公職選挙法の規定により、有効投票数を定数の１で除した数の４分の１とされております。

それでは、ただいまから投票用紙を配付いたします。繰り返しますが、投票は単記無記名でございます。

［投票用紙　配付］

○議長（田中　哲君）　投票用紙の配布漏れはございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

［投票箱　点検］

○議長（田中　哲君）　異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票は、議席番号順に行います。

念のため、再度申し上げます。投票は、単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名１名のみ御記入お願いします。記入が済みましたら、議席番号１番議員から、順次投票を願います。

［投票］

○議長（田中　哲君）　投票漏れはございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れなしと認めます。

これをもって投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

［議場　開鎖］

○議長（田中　哲君）　これより開票を行います。

立会人のお二人は、開票の立ち会いをお願いします。

［投票　点検］

○議長（田中　哲君）　選挙の結果を報告いたします。

投票総数	18票
有効投票	18票
無効投票（白票）	０票

有効投票中

松岡隼人市長	16票

本村令斗議員　　２票。

以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は５票であります。

よって、松岡隼人市長が熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

○議長（田中　哲君）　ただいま当選されました松岡市長が議場におられますので、会議規則第32条の規定により告知いたします。松岡市長、一言御承諾の御挨拶をお願いいたします。

○市長（松岡隼人君）（登壇）　皆様、こんにちは。

ただいま、思いもかけず熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に選出いただきました。高齢者の医療につきましては、平成20年４月に、老人保健制度から後期高齢者医療制度へ移行しまして10年が経過をいたしております。少子化、高齢化、そして人口減少が進む我が国におきまして、高齢者の健康を、医療という観点からしっかりと支えるということにつきましては、この医療制度が持続可能な制度であるために有効に機能することが求められているというふうに認識をしておりますので、市の代表として、その役目を果たしてまいりたいと存じます。

議員の皆様方におかれましては、御指導御鞭撻いただきますようにお願いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

○議長（田中　哲君）　以上で熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を終了いたします。

○議長（田中　哲君）　以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

これをもって、平成30年12月第５回人吉市議会定例会を閉会いたします。

午後１時52分　閉会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長　　田　中　　哲

人吉市議会議員　　犬　童　利　夫

人吉市議会議員　　井　上　光　浩